

福島市地域防災計画

総則編・一般災害対策編・地震対策編

(令和7年4月修正版)

福島市防災会議

目 次

第1編 総 則 編

第1章 総 則

第1節	計画の目的、災害対策の基本理念及び方針	1
第2節	計画の構成と修正	4
第3節	市及び防災関係機関等の事務又は業務の大綱	5
第4節	住民等の責務	10
第5節	市の概要	11
第6節	調査研究体制の整備	15

第2章 災害予防計画

第1節	防災体制の整備	16
第2節	安全で災害に強いまちづくりの推進	20
第3節	水害予防に関する計画	23
第4節	風害予防に関する計画	25
第5節	雪害予防に関する計画	26
第6節	農業災害対策計画	28
第7節	土砂災害の予防に関する計画	31
第8節	安全避難の環境整備	33
第9節	緊急輸送の環境整備	38
第10節	救援・救護体制の整備	40
第11節	毒物・劇物施設予防対策	43
第12節	備蓄体制の整備及び廃棄物処理計画の策定	44
第13節	自主防災組織の整備	46
第14節	防 災 訓 練	49
第15節	ボランティアの育成	52
第16節	要配慮者の安全確保	53
第17節	応援体制の整備	59
第18節	消 防 計 画	60

第2編 一般災害対策編

第1章 防災に関する組織

第1節	福島市防災会議	62
第2節	福島市災害対策本部	63

第2章 災害応急対策計画

第1節	活動体制の確立	64
第2節	気象情報等の収集及び伝達	89
第3節	災害情報収集・伝達	96
第4節	災 害 広 報	101

第5節	避難	106
第6節	救急・救助	118
第7節	災害警備	120
第8節	緊急輸送	122
第9節	緊急道路交通対策	125
第10節	障害物の除去	127
第11節	食料供給	129
第12節	給水計画	131
第13節	生活必需物資供給	133
第14節	ライフライン施設	135
第15節	医療（助産）・救護	145
第16節	保健・衛生	151
第17節	毒物・劇物施設応急対策	153
第18節	清掃（ごみ・し尿処理）	154
第19節	行方不明者の搜索、遺体の処理等	157
第20節	文教対策	161
第21節	住宅対策	165
第22節	民間救援の受け入れ	169
第23節	公共施設の応急対策	171
第24節	応援協力の要請・応援要請への対応	174
第25節	自衛隊派遣要請	178
第26節	消防活動	182
第27節	水防計画	183
第28節	災害救助法の適用	188
第29節	土砂災害応急対策	190
第3章 災害復旧対策計画		
第1節	公共施設の災害復旧計画	193
第2節	民生安定のための緊急措置に関する計画	195
第4章 火山防災計画		
第1節	総則	199
第2節	火山災害予防計画	207
第3節	火山災害応急対策計画	211
第4節	火山災害復旧計画	218
第5節	その他	218

第3編 地震対策編

福島市の地震災害と地震の想定		219
第1章 災害予防計画		
第1節	都市公共施設の災害対応力の強化	225
第2節	被害の軽減	231
第2章 災害応急対策計画		
第1節	建築物の応急対策	235

（地震対策編は、一般災害対策編の第2編第2章第27節を除き一般災害対策編の記載を引用する。）

第1編 総則編

(総 則 編)

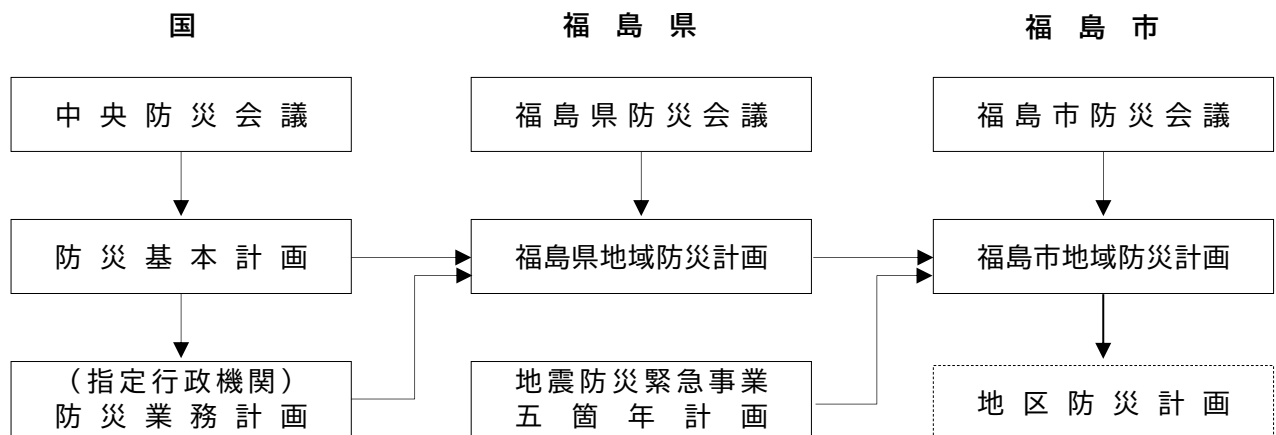
第1章 総 則

第1節 計画の目的、災害対策の基本理念及び方針

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「基本法」という。）第42条及び福島市防災会議条例第2条の規定に基づき、福島市防災会議が作成する計画であり、国の防災基本計画や県の地域防災計画と連携した市の地域に関する計画である。本計画に基づき、安全で災害に強いまちづくりを進めるとともに、福島市、県、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災機関及び市民が、相互に緊密な連絡を取りつつ、その総力をもって、災害予防、災害応急対策、災害復旧等を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減することをもって、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

国、県、市町村における防災会議と防災計画の位置づけ



第2 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念に基づき策定するものとする。

- 1 我が国の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害発生時における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第3 基本方針と活動目標

この計画は、防災に際し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、災害対策の基本理念に基づく総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

計画の樹立及びその推進に当たっては、以下の事項を基本とするものとする。

1 基本方針

(1) 防災事業の推進

治山治水及び地震災害対策をはじめとする各種の防災事業は、防災対策の基本となる事業であるので、その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方策について定め、積極的な防災事業の推進を図る。

(2) 防災関係機関相互の協力体制の確立の推進

防災関係機関は、防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相互の防災活動が総合的、有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図る。

(3) 市民の防災活動の推進

「自らの身の安全は自らが守る」のが防災の基本であり、市民自らが災害に備えるための手段を講ずるとともに、自主的な防災活動に参加するなど、地域の防災に寄与するものとする。

市は、市内の公共的団体・事業所等の防災に関する組織及び住民による自主防災組織の充実を図り、地域が有するすべての防災機能が十分発揮されるよう努めるものとする。

(4) 防災業務施設、設備、資機材等の整備等

防災関係機関は、災害が発生し、又は発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設、設備、資機材等の整備等を図る。

(5) デジタル化の推進

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進するとともに、デジタル化に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備等に努める。

また、被災者台帳の整備や罹災証明書の発行等、被災者支援業務の迅速化・効率化に向けたデジタル技術の積極的な活用及び環境整備を進める。

2 発災直前及び発災後の活動目標

風水害等の災害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性の予測が可能なことから、被害を軽減するために情報の伝達、避難誘導、発災直前の活動が重要である。また、時間経過により被害様相も変化することから、防災機関等が相互連携を図りながら災害対策を実施するために、時間経過にあわせた活動目標の設定をするものである。

(1) 発災直前の活動目標

- ① 気象情報、警報等の伝達
- ② 避難誘導の実施、指定避難所開設と運営
- ③ 水防活動、ダム・堰・水門等の適正な操作による災害防止活動の実施

(2) 緊急対応時の活動目標

- ① 初動体制の確立
- ② 生命及び安全の確保
 - ・ 初期消火、救出救助等活動の展開
 - ・ 迅速な避難誘導の実施、指定避難所の開設と運営
 - ・ 広域的応援の要請、広域的救助救急活動の実施
 - ・ 給食、給水の実施
 - ・ 災害の拡大防止及び二次災害防止
- (3) 応急対応時の活動目標
 - ・ ライフラインの復旧等
 - ・ 救援物資等の調達、配給
 - ・ 通勤、通学等環境の早急な回復
- (4) 復旧対応時の活動目標
 - ・ 被災者の生活再建等ケア
 - ・ がれき等の撤収作業
- (5) 復興対応時の活動目標
 - ・ 被災者の生活再建の推進
 - ・ 都市復興計画の推進
 - ・ 都市機能の回復

第4 計画の周知徹底

市の各部署は、平素からこの計画の担当部分につき習熟を図るとともに、災害時行動マニュアルを整備し、職員に周知徹底を図るものとする。

また、市は市民及び関係団体・一般企業等に対し、この計画の内容に基づき防災に関する広報を行い、それぞれの防災意識と防災対応力の強化を図る。

第5 地震防災緊急事業五箇年計画

県は、地震防災対策の強化を図るため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律111号）に基づき地震防災上緊急に整備すべき施設等に関しての地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）を策定し、事業の推進を図ることとされているが、市においては、これら五箇年計画の事業計画を、この防災計画の一部として定めるとともに、関係部署は県と協議のうえ積極的に事業を推進するものとする。（市に係る事業は、資料編 資料1-1のとおり）

第2節 計画の構成と修正

1 計画の構成

この計画は、総則、一般災害対策編、地震対策編及び資料編の4編をもって構成する。

第3編地震対策編は、一般災害対策編の第26節を除き一般災害対策編の記載を引用する。

各編の目的と構成は次のとおりとする。

第1編 総則

本防災計画全般に係る方針・基本想定及び災害予防計画を定める。

第1章 総則

第2章 災害予防計画

第2編 一般災害対策編

第1章 防災に関する組織

第2章 災害応急対策計画

第3章 災害復旧対策計画

第4章 火山防災計画

第3編 地震対策編

地震災害に関する対策を定める。

第1章 災害予防計画

第2章 災害応急対策計画

第4編 資料編

この計画全般に関する資料を記載する。

2 他の計画との関係

(1) 「福島県地域防災計画」との関係

この計画は、「福島県地域防災計画」との整合を図るものとする。

(2) 他の法令等に基づく計画との関係

この計画は、本市の市域に係る防災総合対策の基本としての性格を有するものであって、災害対策基本法第42条に基づく計画並びに他の法令の規定に基づく計画の防災に関する部分については、この計画と矛盾し、又は抵触することがあってはならない。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

第3節 市及び防災関係機関等の事務又は業務の大綱

市は、市の区域並びに住民の生命・身体及び財産を災害から守るため、国・他の地方公共団体その他の公益的事業者等の協力を得て防災体制を確立するものとする。

市及び市の地域における防災に関する機関等が防災に関して処理する事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 福島市

事 務 又 は 業 務
1 福島市防災会議に関すること。 2 防災施設、組織の整備と訓練に関すること。 3 防災知識の普及及び教育に関すること。 4 災害による被害の調査及び報告と情報の収集に関すること。 5 避難対策に関すること。 6 災害の防除と拡大の防止に関すること。 7 消防活動その他の応急措置に関すること。 8 救助、救護、保護に関すること。 災害時の保健、衛生、医療に関すること。 医療関係機関及び福祉関係機関の被害の調査に関すること。 9 災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 10 被災産業に対する融資のあっせんに関すること。 11 被災市有施設の応急対策に関すること。 12 災害時における文教対策に関すること。 13 災害対策要員の動員、雇用に関すること。 14 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 15 被災施設の復旧に関すること。 16 関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。 17 その他の応急対策に関すること。

2 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 又 は 業 務 の 大 綱
東北農政局	1 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導、助成に関すること。 2 農業関係被害情報の収集報告に関すること。 3 農作物、蚕、家畜等の防災、管理、指導に関すること。 4 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付けに関すること。 5 野菜、乳製品等の食料品、飼料種もみ等の供給対策に関すること。 6 災害時における応急用食料の調達、供給に関する情報収集、連絡に関すること。

機 関 名	業 務 又 は 業 務 の 大 綱
福島森林管理署	1 所轄施設の災害予防及び災害復旧対策の実施に関すること。 2 林野火災の予防対策の実施に関すること。 3 治山対策の実施に関すること。 4 災害時における緊急資材の供給に関すること。
福島地方気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
福島労働基準監督署	1 事業所、工場等における労働災害の防止対策の実施に関すること。
東北地方整備局福島河川国道事務所	1 所轄道路及び河川の災害の予防及び復旧対策の実施に関すること。 2 水防団体に対する技術指導に関すること。 3 洪水警報等の発表及び伝達に関すること。 4 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。 6 福島市が実施する応急措置の支援協力に関すること。
東北運輸局福島運輸支局	1 災害時における輸送力の確保及びあっせんに関すること。
東北財務局福島財務事務所	1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。 2 災害時における国有財産の無償貸与等に関すること。
福島地方環境事務所	1 環境モニタリングの実施・支援に関すること。 2 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。 3 家庭動物の救護支援に関すること。

3 福 島 県

機 関 名	業 務 又 は 業 務 の 大 綱
県北地方振興局	1 県北地方災害対策本部に関すること。 2 気象通報の伝達及び災害情報の収集に関すること。 3 防災機関相互の連絡調整に関すること。 4 自衛隊の派遣要請に関すること。 5 災害関係職員（情報連絡員（県リエゾン）を含む）の動員及び派遣に関すること。 6 災害救助法の適用に関すること。

機 関 名	業 務 又 は 業 務 の 大 綱
県北建設事務所	1 所轄道路及び河川の災害の予防及び復旧対策の実施に関すること。 2 水防活動（水防資材調達等）に関すること。 3 土木関係被害の調査及び応急対策に関すること。
県北農林事務所	1 農林業関係の被害の調査に関すること。 2 農林産物の技術対策に関すること。 3 農林業関係施設の応急復旧に関すること。
県北保健福祉事務所	1 福島県地域防災計画の所定の業務に関すること。
県北流域下水道建設事務所	1 所轄下水道の災害の予防及び復旧対策の実施に関すること。

4 福島県警察

機 関 名	業 務 又 は 業 務 の 大 綱
福島警察署 福島北警察署	1 災害時における住民の避難誘導及び救助に関すること。 2 犯罪の予防、交通の規制等に関すること。 3 災害予警報の伝達及び災害情報の収集に関すること。

5 自 衛 隊

機 関 名	業 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊福島駐屯地	1 災害の応急救援又は応急復旧に関すること。 2 災害救助のための物品貸付及び譲与に関すること。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	業 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本郵便(株)	1 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 3 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。
東日本旅客鉄道(株)東北本部福島支店	1 鉄道施設の保全維持管理に関すること。 2 災害時における救助物資、防災資器材、人員等の緊急輸送措置に関すること。
東日本電信電話(株)福島支店	1 通信施設の保守、管理に関すること。 2 災害時における通信の確保及び災害応急措置の実施のための通信の優先確保に関すること。
日本赤十字社福島県支部	1 災害時における医療救護業務及びその他救護業務の実施に関すること。 2 義援金の募集、配分に関すること。 3 災害救助者と救助奉仕者の連絡調整に関すること。

機 関 名	業 務 又 は 業 務 の 大 綱
NHK福島放送局	1 気象予報、警報等の放送に関すること。 2 災害状況及び災害対策に関する放送に関すること。 3 防災知識の普及に関すること。
公益財団法人福島県トラック協会 県北支部	1 災害時における車輛借上要請に対する即応措置に関すること。 2 災害用物資の緊急輸送に関すること。
東北電力ネットワーク(株) 福島電力センター	1 電力供給施設の整備及び防災管理に関すること。 2 災害時における電力供給の確保に関すること。 3 被災電力施設の復旧に関すること。
日本銀行福島支店	1 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること。 2 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 3 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。
東日本高速道路(株)東北支社福島 管理事務所	1 災害時の応急復旧に関すること。 2 道路の災害復旧に関すること。
イオン(株)福島店	1 災害時の食料品・日用品等の生活必需物資や医薬部外品等の供給に関すること。
石油関連企業(ENEOS、出 光興産、太陽石油、コスモ石油)	1 燃料の備蓄及び緊急車両、重要施設等への燃料の優先的な供給に関すること。
運輸関連企業(福山通運、佐川 急便、ヤマト運輸、西濃運輸)	1 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力に関するこ と。
通信関連企業(NTTドコモ、KDDI、 ソフトバンク、楽天モバイル)	1 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達に関すること。 2 被災電気通信施設の復旧に関すること。
コンビニエンスストア (セブンイレブン、ローソン、ファ ミリーマート)	1 災害時の食料品・日用品等の生活必需物資や医薬部外品等の供給に 関すること。
福島交通(株)、阿武隈急行(株)	1 被災時における人員の輸送及び避難等の輸送の協力に関すること。 2 被災地の交通の確保に関すること。
JRバス東北(株)福島支店	1 被災地の人員輸送の確保に関すること。 2 災害時における避難者等の緊急輸送の協力に関すること。
放送機関(テレビ局、ラジオ局)	1 気象予報、警報等の放送に関すること。 2 災害状況及び災害対策に関する放送に関すること。 3 防災知識の普及に関すること。
(株)福島民報社	1 災害状況及び災害対策の報道に関すること。
福島民友新聞社	1 災害状況及び災害対策の報道に関すること。
公益社団法人福島県看護協会県北支部	1 医療助産等救護活動の実施に関すること。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。

機 関 名	業 務 又 は 業 務 の 大 綱
福島県診療放射線技師会	1 医療助産等救護活動の実施に関する事。 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供に関する事。 3 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。
福島県LPガス協会	1 災害時におけるLPガスの安全対策の実施に関する事。
福島県警備業協会	1 災害時における警戒警備業務及び交通誘導への協力に関する事。

7 公共的団体

機 関 名	業 務 又 は 業 務 の 大 綱
新聞社	1 災害状況及び災害対策に関する報道に関する事。
農業協同組合、森林組合、 土地改良区等の農林関係団体	1 農作物、林産物、農業用施設等の災害復旧対策についての指導に関する事。 2 被災農家に対する融資又はそのあっせんに関する事。
商工会議所、商工会、生活協同組合等の商工業関係団体	1 市が行う商工業関係の被害調査、融資及びそのあっせん等の協力に関する事。 2 災害時における物価安定についての協力に関する事。 3 緊急用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力に関する事。
病院等医療機関	1 災害時における負傷者の医療救護、助産救護、及び受入患者に対する医療の確保に関する事。
公益社団法人福島県トラック協会 福島支部、福島地区タクシー協同組合、一般交通運輸業者	1 災害時における緊急輸送についての協力に関する事。
ガス供給事業者	1 災害時における都市ガス及びプロパンガスの安定的供給に関する事。
JRA福島競馬場	1 災害時における指定緊急避難場所等の協力に関する事。
一般社団法人福島市医師会	1 災害時における医療及び助産活動に関する事。 2 医師会と医療機関との連絡調整に関する事。
一般社団法人福島歯科医師会	1 災害時における歯科医療活動に関する事。 2 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関する事。
一般社団法人福島薬剤師会	1 災害時における調剤等に関する事。 2 医療機関等との連絡調整に関する事。
公益社団法人福島県北食品衛生協会	1 災害時における食品衛生に関する事
社会福祉法人福島市社会福祉協議会	1 災害時ボランティアの受入れに関する事。 2 生活福祉資金の相談、受付に関する事。
一般社団法人福島県助産師会	1 災害時における助産活動に関する事
公益社団法人福島県獣医師会	1 災害時における逸走動物の救護に関する事 2 災害時におけるペット同伴避難所の支援に関する事

第4節 住民等の責務

第1 住民の責務

住民は、災害対策の基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めるものとする。

第2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、市が実施する防災に関する施策に協力するものとする。

第5節 市 の 概 要

第1 福島市の自然条件

1 位置及び地勢

本市は、福島県の中北部に位置し、西は奥羽山脈の吾妻山から東は阿武隈高地の一部にまで及び、山に囲まれた盆地となっており、その中央を阿武隈川が南北に流れている。

北 緯	東 経	標 高	面 積	広 ば う	隣 接 市 町 村			
					東	西	南	北
37° 45' 39"	140° 28' 26"	65.68m	767.72km ²	東西 30.2k 南北 39.1k	伊 達 市 川 俣 町	猪苗代町 (山形県) 米 沢 市	二本松 市	桑 折 町 (宮城県) 白 石 市 七ヶ宿町 (山形県) 高 畠 町

2 気 象

本市は、阿武隈・奥羽の二つの山系に挟まれた、盆地特有の気候特徴を持つ地域である。

春は周期的に天気に変化し、季節風による寒の戻りや、南からの暖気の流入による気温の上昇等、寒暖の差が激しい。移動性高気圧に覆われて晴れると、夜間は放射冷却により気温が下がり、遅霜により農作物に被害が発生することがある。また、帯状の高気圧に覆われて晴れの日が続くと、空気の乾燥が顕著となる。本市は、この頃に湿度が一年で最も低くなる。

6月中旬になると、太平洋高気圧が徐々に強まり、日本の南海上に前線が停滞し、梅雨となる。この時期はオホーツク海高気圧から冷湿な気流が流れ込み、気温が低く、曇りや雨の日が続くことがある。梅雨の末期は、太平洋高気圧の強まりとともに梅雨前線が北上し、大雨をもたらすことがある。

7月下旬、梅雨が明けると、太平洋高気圧に広く覆われて、気温が高く日照時間も多くなる。本市は、盆地特有の気候により、高温になりやすい。

秋、9月頃になると、太平洋高気圧が弱まり、秋雨前線が停滞すると、曇りや雨の日が多くなる。この時期は台風の季節でもある。台風の接近時に秋雨前線が停滞している場合には前線が活発化し、長時間の大雨となり被害を増大させることもある。10月中旬になると、大陸の乾燥した高気圧に覆われるようになる。移動性高気圧に覆われて晴れた日の明け方は、放射冷却により気温が下がり、早霜により農作物に被害が発生することがある。

冬、12月中旬になると、シベリア高気圧が優勢となって北西の季節風が吹き出し、乾燥した晴天の日が続くが、冬型の気圧配置が強まると、市の西側の吾妻山付近の山沿いを中心に大雪をもたらす、強風害や雪害が発生することがある。

3 主要河川

(位置図、資料編 資料1－2参照)

名 称	水 流 地 名	流 水 地 名	名 称	水 流 地 名	流 水 地 名
阿 武 隈 川	二 本 松 市	伊 達 市	須 川	市 内 (高湯)	荒 川
摺 上 川	市 内 (茂庭)	阿 武 隈 川	荒 川	〃 (土湯)	阿 武 隈 川
赤 川	〃 (中野)	摺 上 川	水 原 川	〃 (松川)	〃
小 川	〃 (〃)	〃	濁 川	〃 (信夫)	〃
八 反 田 川	〃 (大笹生)	阿 武 隈 川	大 森 川	〃 (〃)	〃
松 川	米 沢 市	〃	烏 川	〃 (茂庭)	摺 上 川
中 津 川	市 内 (茂庭)	摺 上 川	女 神 川	〃 (飯野)	阿 武 隈 川
天 戸 川	市 内 (吾妻)	須 川			

4 主要山岳

(位置図、資料編 資料1－2参照)

名 称	標 高 (m)	名 称	標 高 (m)
豪 士 山	1,022	吾 妻 小 富 士	1,707
七 ツ 森	1,218	東 吾 妻 山	1,974
栗 子 山	1,216	高 山	1,804
家 形 山	1,877	鬼 面 山	1,481
一 切 経 山	1,948	箕 輪 山	1,728

5 地 質

本市における地質の概況は、西部山岳地帯の高地は主として新期安山岩類であり、山岳地の低地及び南部は新期火山砕屑物でおおわれている。

北部の茂庭原生林一帯のうち、西方が古期花崗閃緑石、東方が新第3紀中部層と分かれており、その境界の中野横川地内を南北に大きな断層が生じている。

東部の山岳は玄武岩及び新期安山岩類が大部分で、盆地内の標高 100m前後の平地は沖積層、標高 70m以下の市街地周辺については洪積層で厚くおおわれている。

6 活 断 層

活断層については、「日本の活断層－分布図と資料、活断層研究会編、東京大学出版会」によると、飯坂町湯野及び大笹生から佐原にかけた福島盆地西縁に3つの断層が確認されているほか、本市の北部から宮城県白石市の間に5つの活断層が存在している。

なお活断層は、一般に、最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層であり、その活動は、数千年～数万年に1回であるといわれている。また、市内では確認されているのが3つの活断層であるということであり、この他は皆無であるという訳ではない。

市内の活断層に活動の記録は残っていないが、昭和 31 年の白石地震は、逆断層型の地震であったことが判明している。

第2 福島市の自然災害

本市の過去における自然災害は、資料編 資料1－3のとおりである。

第3 福島市の社会的条件

1 人 口

本市の総人口は平成13年をピークに減少傾向にあり、出生数の減少や死亡数の増加に加え、原子力災害の影響による転出超過が大きな原因となっている。

年齢別構成比率では、年少人口は減少傾向にあるが、65歳以上の老年人口は年々増加し、令和2年には29.8%となっており、この増加傾向は今後も進行するものと思われる。

(単位：人)

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	297,357	292,590	294,247	282,693
0歳～14歳	43,561	39,736	34,412	31,136
15歳～64歳	192,055	180,618	175,079	160,024
65歳～ (うち75歳以上)	61,712 (28,877)	68,621 (35,013)	80,252 (40,357)	84,304 (43,183)

(資料：国勢調査)

(注1) 平成17年は飯野町分を含む。

(注2) 総人口には「年齢不詳」を含む。

2 本市の人口集中地区の人口等

本市のD．I．D地区（人口集中地区…Densely Inhabited District）は、下表のとおりである。

本市域の総面積のわずか5.2%の地域に総人口の約65%の人口が集中している。

この他に、郊外の高台に住宅団地が形成されており、いわゆる密集地域として考慮する必要がある。

地 区 名		面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
I	中央、渡利、杉妻、清水、東部、鎌田、瀬上、余目、笹谷、吉井田、信夫、吾妻	37.31	170,890	4580.3
II	蓬萊	1.60	7,497	4685.6
III	飯坂	1.81	6,637	3666.9
合 計		40.72	185,024	4543.8

(資料：令和2年国勢調査)

3 昼夜間人口比（流入流出人口の推移）

昼夜間人口比（流入流出人口の推移）をみると、昼間人口が夜間人口を上まわっている。

昼夜間人口比（流入流出人口の推移）の他に、本市の場合は、観光客の動態を考慮する必要がある。

(単位：人)

区 分	平成22年	平成27年	令和2年	区 分	平成22年	平成27年	令和2年
流入人口	26,557	29,288	26,549	流入超過数	10,103	9,378	7,532
流出人口	16,454	19,910	19,017	常住人口	292,590	294,247	282,693
				昼間人口	302,693	303,625	290,225
				昼間／常住比率	103.5	103.2	102.7

4 本市の土地利用

本市は、周囲を山に囲まれた盆地で、面積の約70%は林野である。また、吾妻連峰を水源地とする荒川、須川、松川等多くの河川が西から東に流れ、県南地方に源を発し本市東部を南北に縦断する形で流れる阿武隈川と合流している。このような地形のため、本市の西部においては、南北の陸路が遮断され、また東部においては東西の陸路が遮断されている。

さらに地質についてみると、平地部は阿武隈川及び吾妻山系から流れる河川によって開かれた第4紀層であり、周辺の傾斜地及び山間地は第3紀層となっている。人々の生活地域を歴史的にみると、阿武隈川及びその支川流域を軸に広がってきた。現在、中心市街地は、業務、商業等都市機能の集積と高度化が進んでいるが、木造建築密集地域も依然として広く存在している。また、郊外では高台での宅地開発により、市街地が形成されている。

本市の安全に配慮した土地利用に当たっては、これらの特徴と東日本大震災をはじめとする過去の自然災害を踏まえた土地利用が重要である。

本市の土地利用の推移

(単位：ha)

利 用 区 分	平 成 22 年	平 成 27 年	令 和 2 年
農 用 地	7,365	7,205	7,005
森 林	50,395	50,298	50,295
原 野	655	655	654
水面・河川・水路	2,128	2,132	2,132
道 路	3,282	3,417	3,447
宅 地	4,619	4,655	4,705
そ の 他	8,330	8,412	8,536
合 計	76,774	76,774	76,774
市 街 地	3,981	4,100	4,100

(注) 第4次福島市国土利用計画資料による。

平成27年、令和2年値は推計による。

第6節 調査研究体制の整備

1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

風水害等の発生危険箇所を把握するため、各地域の実情に即した防災アセスメントを行い、適切な避難や防災活動に役立つハザードマップ等の作成を推進する。

2 自主防災組織等地域における取り組み

東日本大震災等の大規模災害時には、自治体による応急対策活動が時間的・量的限界に達してしまい、地域での自主防災組織等の活動が重要となってくる。自主防災力を向上するためには、下記の点が重要となる。

(1) 個人レベル

- ① 地域での危険環境を熟知すること。
- ② 地域での近所づきあいを大切にし、要介護認定者、一人暮らし高齢者、障がい者など避難行動要支援者をはじめとする地域の居住者を把握しておくこと。
- ③ 災害時のとるべき行動について普段から認識をしておくとともに、訓練を行い、災害に備える。

(2) 地域レベル

- ① 地域住民により自主防災組織を結成する。
- ② 自主防災組織自らが地域の危険箇所等をチェックし、地図等にとりまとめたり、防災に関する研修などに積極的に参加する。

(総 則 編)

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

各機関及び市民・事業所等が、予防・応急及び復旧対策を実施する主体として適切な活動を行うため、「防災組織の整備」と市を中心とした機関が相互に連携協力するための「情報収集・連絡体制の整備」に関し、現況と今後の計画のあらましを示すものである。

第1 防災組織の整備

市及び市民や各事業所等が一体となった地域ぐるみの防災体制確立のため、自主的に災害に対処し得るための自主防災組織の育成等を推進するものとする。

この項においては、各レベルにわたる防災組織整備計画を示すものである。

1 市

【担当 危機管理室、総務部】

- (1) 市の防災組織
- | | | |
|---|---|--------|
| 市 | — | 防災会議 |
| | — | 災害対策本部 |
| | — | 水防本部 |

(2) 職員の動員配備体制の確立

休日、夜間等における職員の参集及び連絡体制の整備、動員体制の確保のため本庁、支所、他の各施設の直近職員の把握、その役割の明確化を図る。また、女性視点での災害対応の強化を図るため、女性職員の参加促進を図るとともに、幅広く職員が災害対応業務に参画できる仕組みを検討する。

2 県

県は、県地域防災計画において、次の防災組織を設置することとしている。

- (1) 県防災会議
- (2) 県災害対策本部
- (3) 県水防本部
- (4) 県石油コンビナート等防災本部

3 防災関係機関

市域を所管又は市内にある「指定行政機関」、「指定地方行政機関」(以上国の機関)、県、「指定公共機関」、「指定地方公共機関」(以上公共的機関、公益的事業を営む法人でそれぞれ内閣総理大臣、県知事が指定するもの)、自衛隊及び「公共的団体」等の防災関係機関は、法令、防災業務計画、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、災害予防計画及び応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要な組織を整備し、その改善に努める。

4 自主防災組織

【担当 危機管理室、消防本部】

(1) 根拠及び目的

災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、地域住民が自ら行う防災活動の推進を図るため、自主防災組織の設置推進と育成に努める。

なお、自主防災組織の結成促進にあたっては、町内会・自治会を単位として行う。

これら自主防災組織に対して、災害に関する情報を提供するとともに、市民の防災に対する意識の高

揚並びに、防災活動の指導とリーダーの養成に努める。

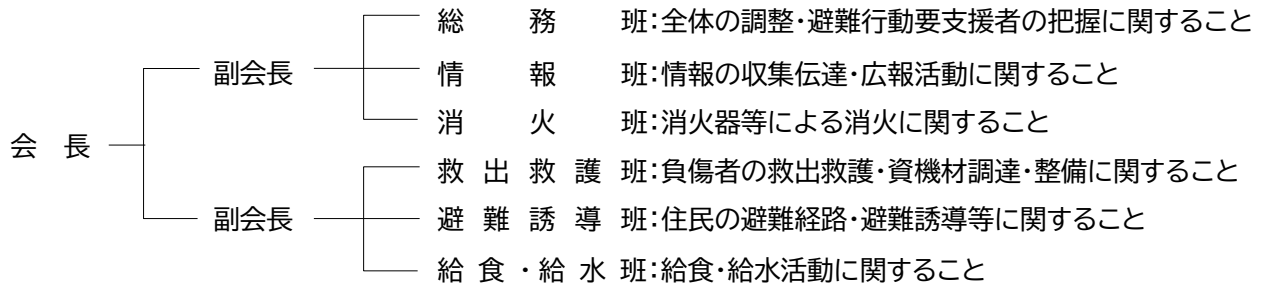
(2) 組織の規約

自主防災組織を円滑に効率よく運営していくためには、地域の実態を踏まえるとともに、基本的な事項については自主防災組織規約を設けておく必要がある。そのための規約の整備を引き続き促進する。

(3) 組織系統及び活動内容

自主防災組織の組織系統とその活動内容については、各地域の実態を踏まえ、自主的に決定されるべきであるが、その統一様式として以下に示し、その活性化と実行性の確保を図る。

(組織系統)



(活動内容)

平常時の活動	災害時の活動
○防災に関する知識の普及・啓発 ○防災訓練の実施 ○町内の安全点検の実施と情報共有 ○防災用資機材の整備・点検 ○指定緊急避難場所・避難体制の確認 ○避難行動要支援者の把握と支援体制の確認 ○その他の地震等災害の予防	○町内の災害情報の収集・伝達 ○町内の被害状況の把握、報告 ○出火防止及び初期消火 ○負傷者の救出・救護 ○避難誘導 ○給食、給水、救援物資の配布 ○安否確認

(4) 自主防災組織等の現況 資料編 資料2-1 参照

5 施設の防災組織

【担当 消防本部】

学校、病院その他多数の人が出入りする施設は、その社会的責任に基づき、自らの責任において、被災の影響が少なくてすむよう最善の努力を払うとともに、防災組織を結成し防災対策を講ずる。また、市が実施する防災事業に積極的に協力するものとする。

その具体的な活動内容は、次に示す事業所等に準ずる。

6 事業所等の防災組織

【担当 消防本部】

事業所（企業等）は、消防法第8条及び第36条の規定により「消防計画」を作成すべき事業所である場合はもちろん、地域の安全と密接な関連がある場合においては従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害を拡大することのないよう、的確な防災活動を行うものとする。

また、事業所は、自主的な防災組織の編成に努めるとともに、周辺地域の自主防災組織と密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう努めるものとする。また、市が実施する防災事業に積極的に協力するものとする。

なお、その具体的な活動内容については、おおむね次のとおり行うものとする。

(1) 防災訓練

(2) 従業員の防災教育

- (3) 情報の収集・伝達方法の確立
- (4) 火災その他の災害予防対策
- (5) 避難対策
- (6) 応急救護対策
- (7) 地域の防災活動への協力

7 各防災組織相互間の協調

【担当 危機管理室、消防本部】

自主防災組織、消防団、水防団、その他地域における多様な主体と公共機関が相互に連携し、地域防災力の充実強化に努める。

なお、地域の自主防災組織区域内に事業所の自衛消防組織等が存在する場合には、住民組織と事業所組織の連携を促進させるため、協議会を設置し、相互の活動の調整を図れるよう計画を定める。

第2 ICTを活用した情報収集・連絡及び応急体制の整備

【担当 危機管理室】

大規模災害時には、交通施設、通信施設の被災や電話のふくそう等により防災関係機関相互の情報連絡や被害状況その他に関する情報収集活動、市民に対する広報活動が困難になることが予測される。

これら電気、電話等が一時的に途絶しても、国、県、防災関係機関、災害時相互応援協定を締結している市町村との情報収集・連絡体制が確保されるよう情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等を中心に計画するものである。

また、ICT活用による気象情報等の収集を通して、速やかな避難情報の配信など、災害時における応急体制の整備に努めるものとする。

1 施設・設備の整備

(1) 現 況

- ① 災害時優先電話：本庁6本（本庁舎）、支所・出張所各1本、保健福祉センター1本
資料編 資料2-2のとおり
- ② 無線設備：資料編 資料2-3のとおり
- ③ 防災用IP無線：資料編 資料2-3-2のとおり
- ④ 災害対策オペレーションシステム：資料編 資料2-4のとおり
- ⑤ 県総合情報通信ネットワーク：資料編 資料2-5のとおり

(2) 事業計画

- ① 災害時優先電話指定の拡充
- ② 市総合防災情報システムの活用
- ③ 県総合情報通信ネットワーク及び県震度情報ネットワークの活用
- ④ 災害時相互応援協定を締結している市町村との連絡網の確立

2 体制の整備

- (1) 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員の指定と報告要領の整備
- (2) 夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備
- (3) 市の防災会議を構成する各防災関係機関の委員のもとへの連絡責任者等を設置と災害発生時の連絡体制の強化

- (4) アマチュア無線等の無線従事者の確保
- (5) 電力途絶時に備えた非常用電源の確保
(活用する非常用電源)
 - ・ 自家発電設備
 - ・ 電気自動車 (EV用パワーコンディショナ含む)
 - ・ ポータブル電源等
- (6) ICT を活用した気象情報等の収集
 - ・ 市内主要河川の水位予測等

第3 応援協力体制の整備

【担当 危機管理室】

市では、大規模災害時の広域的な応援体制を確保するため、消防相互応援協定、他市町村との災害時の相互応援協定、さらに、民間との応援協定の締結を行っているが、大規模災害を考慮し今後も遠隔地、関係団体との連携強化を図るものとする。現在の協定等の内容は「資料編 資料4-23 応援協定一覧」に記載のとおりである。

第2節 安全で災害に強いまちづくりの推進

都市化の進展に伴い、都市地域においては諸機能の集中やライフラインへの依存度が高まっており、一ヶ所のライフラインの破損による連鎖的な被害や、被害が甚大化する傾向にある。本市を災害に強い都市にしていくためには、都市構造そのものの防災性を高め、都市の耐震・不燃化を進めていくことが基本である。

したがって、市街地の耐震性及び不燃空間の確保と住環境の改善を図るためには、地域特性に応じた、多様な手法により、着実に市街地整備を推進していく必要がある。

また、安全で災害に強いまちづくりを推進するため、住民参加を図りながら、地域防災意識の向上・定着と防災まちづくり計画の共有化を進めるとともに、計画的な土地利用の規制、誘導を行い、建築物の耐震・不燃化を促進するなど、地震に強い都市をつくるための効果的な施策の展開を図っていくものである。

第1 延焼遮断帯の整備

【担当 都市政策部、建設部】

市内を、延焼拡大防止を重点として「防災区画」に区分するため、道路、鉄道、河川等を防災空間・防火帯として位置づけ、機能の強化と整備を進める。

また、整備にあたっては、単に防災上の観点からだけでなく、「豊かな自然と共生する美しいまち」を形成するため、「河川・鉄道等の線的施設」と「公園、スポーツ・レクリエーション施設等の面的施設」とを結ぶネットワーク機能の強化に十分配慮しながら、総合的に進める。

1 幹線道路沿道等の耐震・不燃化

- (1) 都市計画道路の整備を推進する。
- (2) 沿道の耐震・不燃化対策を進める。

2 河川・鉄道沿線の不燃化

- (1) 市内河川及び鉄道区間沿線の不燃化を促進する。
- (2) 特に河川については、河川敷を活用した散策道整備を図り、公園・学校その他の公共施設との回遊性を確保し、延焼遮断機能の向上に努める。
- (3) 不燃化ネットワークの整備にあたっては、塀の生け垣化や宅地内緑化などの手法を活用し、地域の理解と協力を得ながら進める。

第2 市街地の整備

【担当 都市政策部】

老朽木造住宅密集市街地の解消を図るための市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地等の計画的確保、防災に配慮した土地利用の誘導等により、「安全で災害に強いまちづくり」を推進する。

1 市街地再開発事業等の推進

高度で複合的な都心機能の集積、耐火構造建築物等への誘導を図る観点からも市街地再開発事業等の推進を図る。

2 土地区画整理事業等の推進

防災上危険な市街地を解消し、良好な居住環境と適切な都市機能を有する市街地の形成を図るため、土地区画整理事業等の推進を図る。

3 その他

関係法令等の適正な運用により民間開発を積極的に誘導し、ミニ開発による無秩序無計画な住宅化の防止を含め、良好な市街地環境の形成を図る。

第3 オープンスペースの整備

【担当 都市政策部】

将来の市街地化によるオープンスペースの減少をふまえ、火災の延焼防止と避難者の安全確保を図るため、公園・緑地等の地区ごとの計画的な配置に努める。

1 公園・緑地の整備

事業計画

都市公園の現況は資料編 資料1-20のとおりである。公園整備計画により今後もその整備、拡大を進める。また、災害時の指定緊急避難場所等としての防災機能を有する公園について、整備を進める。

2 民間施設等

現在市街地に残されている緑地や市街地周辺の緑地に積極的位置付けを行い、その整備を図っていく。また、市街地における民間施設等のオープンスペースについても、その確保を図っていく。

第4 道路・橋梁・道の駅の整備

【担当 商工観光部、建設部、都市政策部】

国、県、市道のそれぞれの役割分担を明確にした道路網の整備と防災機能の確保を体系的に進めるとともに、公園、緑地、広域避難場所、一時避難場所、地区防災拠点となる小・中学校等の市施設、市役所・支所・防災関係機関、鉄道等駅、その他公共施設等とのネットワーク化を総合的かつ計画的に進め、道路網の整備を促進する。

この場合、実態調査により主要道路ルート図を作成し、災害発生時の使用に備える。なお、道路の整備や橋梁の架替にあたっては、防災の面から、健常者だけでなく心身障がい者・高齢者など、要配慮者の歩行・避難に配慮した道路環境の整備に努める。

1 幹線道路等の整備

国道13号福島西道路南伸等の整備を促進し、広域的な連絡と都心からの通過交通の排除に努める。

都市計画道路については、本市の放射状道路網に対応し、環状道路や主要幹線道路等の重点的な整備を進める。

また、交差点改良、道路改良及びアンダーパス部等の道路冠水防止のための排水施設整備など良好な道路の維持、交通安全の確保及び震災時の道路損壊を防止するための整備を進める。

2 生活道路の整備

生活道路の整備については、防災対策などに配慮しながら、狹隘道路の解消、歩道の整備等、歩行者が安全に通行できる空間づくりを目指した道路改良に努める。

3 道路環境の整備

災害時において道路空間は、緊急車両・緊急輸送車両の交通のみならず、避難路、消防・救急活動の場、延焼遮断帯など重要な防災施設として機能することから、良好な道路環境の維持に努める。

特に避難路となる道路については、避難の安全確保に配慮した道路の拡幅・改良、道路標識・交通安全施設の整備などを計画的に進めるとともに、要配慮者の避難の安全に配慮した道路環境の整備に努める。

また、避難の安全や消防・救急活動に支障のある区間については、調査を行うとともに駐車場・駐輪場の整備促進を図る。

4 橋梁の整備

橋梁の整備については、特に市街地は大河川に囲まれており緊急輸送路等の重要な道路網の安全性を確保するため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の耐震化・延命化を計画的に進める。

5 道の駅の整備

防災機能を有する道の駅を防災拠点として位置づけ、物資等の備蓄に努めるものとする。

第5 建築物の耐震・不燃化

【担当 財務部、都市政策部】

都市計画法、建築基準法その他の法律に基づき、建築物の耐震・不燃化を進める。

特に、建築物の耐震化については、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定した建築物耐震改修促進計画により、「地震に強いまちづくり」に努める。

1 防火地域の指定等

決 定 告 示	防 火 地 域	準防火地域	合 計
昭和 59. 12. 21 市告示第 206 号	37. 60ha	507. 30ha	544. 90ha

2 民間建築物の耐震化

民間建築物については、所有者等に対して耐震工法及び耐震補強等の重要性について広報・啓発に努め、耐震診断・改修等の実施を誘導していく。

3 市施設の耐震・不燃化

市施設は、災害時における避難、救護、復旧対策活動等の拠点となる重要な施設である。

このような視点に立ち、耐震性にも優れた庁舎整備を進めていく。

また、市施設の耐震対策については耐震診断を行い、緊急度の高い施設から順次補強又は改修の措置を講ずる。

第6 ライフライン施設の耐震化

都市の基礎施設であり、生活に不可欠な電気、ガス、上下水道、電話などのライフライン施設については、個々の構造物の耐震不燃化対策だけではなく、ライフラインシステムとしての統一的、総合的な防災対策上、さらには災害時の応急復旧についても相互の関連性を重視する必要があるので、関係機関と協議し、整備を進めていく。

第3節 水害予防に関する計画

水害を予防するため、下記の事業及び施設の整備と維持管理を行うものとする。
また、水害に強いまちづくりを推進するため、各種ハザードマップの周知と活用を図る。

第1 治山治水と公共施設整備

1 治山事業

【担当 農政部】

荒廃地の復旧及び荒廃のおそれのある林地の予防

2 河川・排水路の整備と維持管理

【担当 建設部】

(1) 国・県への河川改修事業促進の要請

阿武隈川や荒川など国及び県が管理する一級河川での災害は市民生活に甚大な被害を与えることから、国及び県にその改修事業の促進と維持管理の強化を強く要請する。

(2) 市が実施する河川及び排水路改修

本市が管理する準用河川、普通河川、排水路については、出水時に氾濫溢水する危険性があるなど、整備の必要性の高いものから、順次、改修、整備事業を推進する。

また、その雨水流下能力を保全するため、定期的な巡視を行うと共に、除草、浚渫等の機能管理に努める。

(3) 排水施設や樋門等の維持管理

内水被害を未然に防止するため設置した排水機場や可搬式排水ポンプの適正な維持管理を行い洪水時に備える。また、増水時に支川に向けて逆流することを防ぐための樋門、樋管等の日常的な管理運営のほか、設備の維持補修を行う。

3 その他

(1) 橋梁の長寿命化修繕計画の推進

(2) 下水道事業の推進

公共下水道及び都市下水路の整備

(3) 開発行為に伴う水害防止対策の指導

(4) 老朽ため池の維持補修

(5) 田んぼダムの推進

(6) 福島市総合治水計画の推進

第2 各種ハザードマップの活用

1 概要

【担当 農政部、建設部、都市政策部、危機管理室】

各種ハザードマップは、洪水、氾濫及び内水浸水や防災重点ため池の決壊等による浸水箇所や被害発生時の対処等についての情報を提供するため配付したものである。

洪水ハザードマップは、想定しうる最大規模の降雨により、阿武隈川、荒川、松川などの主要河川が大雨により氾濫した場合の浸水想定区域を表示し、円滑かつ迅速な避難確保を目的として作成した。また、指定避難所、家屋倒壊等氾濫想定区域、特に早期水平避難が必要な区域なども併せて表示している。

内水ハザードマップは、局所的で短時間の強雨などにより、身近なところで発生する内水による浸水被害

を浸水想定区域で示し、危険箇所や避難方法などの情報提供や浸水被害への適切な対応促進を目的として作成したものである。

また、内水ハザードマップには、内水浸水シミュレーションを実施した内水浸水想定区域や、過去に内水により20cm以上浸水した箇所などを掲載した。

ため池ハザードマップは、地震による損傷や貯水能力を上回る雨水の流入などにより、ため池の堤体が決壊した場合の浸水の範囲や深さを解析したもので、堤体決壊の予兆（亀裂・漏水）が発生し、避難指示が発令された際などに迅速な避難行動がとれるよう作成したものである。

なお、各種ハザードマップの記載情報については、それぞれの事象と被害の違い、浸水箇所の範囲と深さの色別等による見方、更には、正しい避難方法の情報などについて、市民への周知を図っていく。

2 市・防災関係機関の対応

市及び防災関係機関は、各種ハザードマップの情報を基に、以下の対策を講ずるものとする。

(1) 情報伝達体制の整備

洪水は事前に的確な情報を伝達することにより、被害を軽減させることが可能である。このため、市及び防災関係機関は、気象情報・避難情報の伝達体制を整備し、定期的な訓練により災害に備えることとする。

(2) 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

市は、該当地域での防災対応力を向上させるため、本計画を基に、指定緊急避難場所、指定避難所（総則・第2章第8節安全避難の環境整備）の強化整備を図り、洪水発生時の対応に万全を期するものとする。

(3) 災害対策現地本部（支所等）

該当地域の支所等では、本計画及び各種ハザードマップを基に、警報発表時など洪水等が予想される際の防災行動マニュアルを整備し、住民の自主防災組織等と連携して住民への情報の伝達、避難誘導、指定避難所管理等に備えるものとする。

3 住民と自主防災組織の対応

該当地域の自主防災組織は、市と連携して情報伝達体制や避難行動要支援者の確認など、地域の情報を把握するとともに、各種ハザードマップに基づき、避難及び情報伝達体制等の防災訓練を実施して、災害対応力の向上に努めるものとする。

4 浸水想定区域における避難の確保

市は、指定・公表された浸水想定区域等に基づき作成した、各種ハザードマップなどにより、洪水予報等の伝達方法及び指定緊急避難場所、指定避難所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保について必要な事項を定めるものとする。

なお、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する浸水想定区域内の施設（要配慮者利用施設）について、避難確保計画の作成やそれに基づく訓練の実施を支援する。

5 立地適正化計画を踏まえた災害対策

居住推奨区域において、計画規模(L1)で0.5m以上の浸水が想定される区域を「要水平避難エリア」として設定し、分かりやすい避難情報を発信することで住民が確実に避難できるよう努めるものとする。

第4節 風害予防に関する計画

季節風や台風の強風による家屋、農業施設の被害を防ぐため、風害予防対策を講じる。

1 風害防止対策

【担当 各 部】

(1) 防風林の植樹

都市の緑化とも併せ、防風林の植樹について積極的に啓発し、促進する。

(2) 家屋等建築の際の指導

特に季節風の常風地域に家屋等を建築する者に対し、防風について配慮するよう指導する。

(3) 構築物等の危険防止の指導

アーケード、看板、広告物、その他の構築物の設置する者に対し、危険防止策を講ずるよう指導する。

(4) 農作物の指導

ビニールハウス等の農業施設及び果樹園等について防風対策を促進するよう指導する。

第5節 雪害予防に関する計画

降雪積雪期における市民の安全安心な暮らしや円滑な産業経済活動を確保するために、雪害の発生を未然に防止し、また、雪害が発生した場合の被害軽減を図るため、関係機関が連携し交通、通信、電力等のライフライン関連施設を確保するなどの雪害予防対策の整備を図る。

1 交通輸送の確保

【担当 各 部】

降雪積雪期の交通輸送を確保するため、他の道路管理者と連携し、道路除雪計画に基づく主要道路の迅速かつ的確な除排雪を行うとともに、なだれ等による交通災害を防止するため、なだれ防止柵等の雪害防止施設の整備を図る。

また、凍結等による道路交通への支障が出ないように凍結抑制剤の散布を行い、凍結等による路面状況や道路管理者の行う交通規制等について情報提供するなどの対策を講じる。

ただし、短期間の集中的な大雪時は「人命を最優先に、幹線道路上で大規模な車両滞留を回避すること」を原則として、計画的な通行規制、集中除雪の実施等の迅速な対応に取り組むものとする。

2 建築物の雪害防止対策

建築物の倒壊を防止するため、早期雪おろしの励行を呼びかける。

3 防火対策

道路の除雪は消火活動に大きな影響を及ぼすので、火災発生の際の消火活動に支障のないよう配慮するとともに、火災予防について広報を行う。

4 農業関係対策

ビニールハウス及び樹木等の雪害防止を図る。

5 電力・ガス・鉄道・電話関係対策

(1) 電力施設

東北電力ネットワーク(株)福島電力センターと緊密な連絡をとり電力施設を防護し電力供給の確保に努め緊急事態に迅速に対処するものとする。

(2) ガス施設

市内における都市ガス製造供給会社と緊密な連絡をとり、またLPGガス製造所(充てん所)販売所にあっては、施設等の現状を把握しておき、ガス事故防止とガス施設を防護し、ガス供給の確保に努め緊急事態に対処するものとする。

(3) 鉄道施設

東日本旅客鉄道(株)東北本部福島支店、福島交通(株)及び阿武隈急行(株)と緊密な連絡をとり、鉄道施設を防護し、鉄道輸送の確保につとめ、緊急事態に迅速に対処するものとする。

(4) 電話施設

東日本電信電話(株)福島支店と緊密な連絡をとり、電話施設を防護し、災害時の通信手段の確保と被災地の雪害情報収集が円滑に行われるよう努めるものとする。

6 なだれ危険箇所

当市のなだれ危険箇所については、資料編 資料1－14のとおりである。

7 地域との共創による除雪対応

交通阻害の除去及び歩道などの安全な通行を確保するため、除雪対応マニュアルに基づき行政と地域（市民・事業者等）が連携した共創による除雪体制の構築を図る。

(1) 市の対応

- ① 除雪に関する情報伝達、注意喚起、除雪協力依頼
- ② 道路除雪計画に基づく主要道路の除雪
- ③ 所管施設敷地及び周辺歩道の除雪
- ④ 町内会等に対する小型除雪機械の貸出しや購入補助、除雪用具の貸出し、融雪剤の配布による支援
- ⑤ アダプト制度による除雪活動支援

(2) 地域（市民・事業者等）の対応

- ① 自宅や事業所の敷地、周辺歩道等の除雪
- ② 生活道路や歩道、通学路、消火栓付近、ゴミステーション等の除雪
- ③ 要配慮者に対する除雪支援

第6節 農業災害対策計画

【担当 農 政 部】

福島市農業災害対策基本要綱に基づき、農業災害の未然防止、被害の軽減、拡大防止等に努めるとともに、農作物等の再生産の確保を図り、農家経営の安定を期するものとする。

第1 農業災害対策の基本

次の福島市農業災害対策基本要綱による。

福島市農業災害対策基本要綱

(目的)

第1 この要綱は、農作物、家畜、蚕児、農業用生産施設その他市長が必要と認めるもの（以下「農作物等」という。）について、農業災害の未然防止、被害の軽減、拡大防止等に努めるとともに、農作物等の再生産の確保を図り、農家経営の安定を期することを目的とする。

(対策の範囲)

第2 この要綱による対策は、次に掲げる災害に対して緊急対策を必要とするものについて行うものとする。

- (1) 風害、水害、冷害、湿害、ひょう害、干害、凍霜害、雪害、その他異常な自然現象によって生じる被害。
- (2) 前号に規定する気象災害により派生、誘発され、農作物等に激甚な被害をもたらすおそれがある病害虫による災害。

(被害の把握)

第3 市は、災害が発生したときは、被害を迅速かつ的確に把握するものとする。

(対策措置)

第4 市は、第1に規定する目的を達成するため、次の対策を講ずるものとする。

(1) 農業気象対策

- ア 霜注意報及び各種気象情報の通報及び伝達
- イ 災害発生時における気象情報の収集及び通報

(2) 農業技術対策

- ア 農作物等に係る災害の未然防止に関する技術指導
- イ 農作物等に係る災害の軽減及び拡大防止に関する技術対策

(3) 助成措置

次に掲げる事業について、別に定める「福島市農業災害対策補助金交付要綱」に基づく助成を行う。

- ア 農作物等生産確保対策事業
- イ 農業施設復旧対策事業
- ウ その他市長が必要と認めた事業

(4) 金融措置

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）

に基づく経営資金等及びその他の制度資金の円滑な融通を図るための対策、並びに特に被害農家の農業経営上緊急に資金が必要とされる場合に、これらの制度金融の措置がとられるまでの間において、つなぎ資金の融通を円滑にするための措置等を行う。

(5) その他必要な対策

(対策本部の措置)

第5 市は、災害の種類、規模、範囲等により必要と認めたときは、市役所内に市農業災害対策本部を設置するものとする。

2 市は、気象の推移等により農作物等の災害の未然防止のため必要と認めたときは、農業災害対策本部に準じる体制を設置することができる。

3 市は、凍霜害の未然防止を図るため、防霜対策本部を毎年度設置するものとする。

4 前3項に規定する組織及びその運営等については、その都度別に定めるものとする。

附 則 この要綱は平成6年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は平成12年4月1日から施行する。

第2 凍霜害予防に関する計画

1 防霜対策本部の設置

農作物の凍霜害を未然に防止するため、市及び農業関係機関等からなる防霜対策本部を、下記の福島市防霜対策実施要領に基づき設置する。

福島市防霜対策実施要領

1 目的及び体制

農作物の凍霜害を未然に防止し、農家経済の安定を期するため関係機関及び団体と緊密な連絡調整を図り、統一的な対策を講じるため防霜対策本部を設置する。

(1) 本部長を市長、副本部長を農政部長、農政部次長とする。

本部事務局を農業企画課に置き、事務局長を農業企画課長、事務局次長を農業振興課長、事務局員を農業企画課・農業振興課職員とする。

(2) 本部は常に県北地方防霜対策本部と連絡し、情報を地区本部へ迅速に速報する。

2 組織

凍霜害対策情報を速やかに農家に伝達するため地区本部を設置する。

(1) 地区本部は、各農業協同組合の協力を得て組織する。

(2) 地区本部は、担当地区内の気象観測の実施、注意報、情報の連絡、凍霜害防止対策にあたり常時本部と連絡を密にし、防霜対策に万全を期する。

◎ 地区本部

1 ふくしま未来農業協同組合

2 笹谷南部果樹農業協同組合

3 注意報、情報の伝達

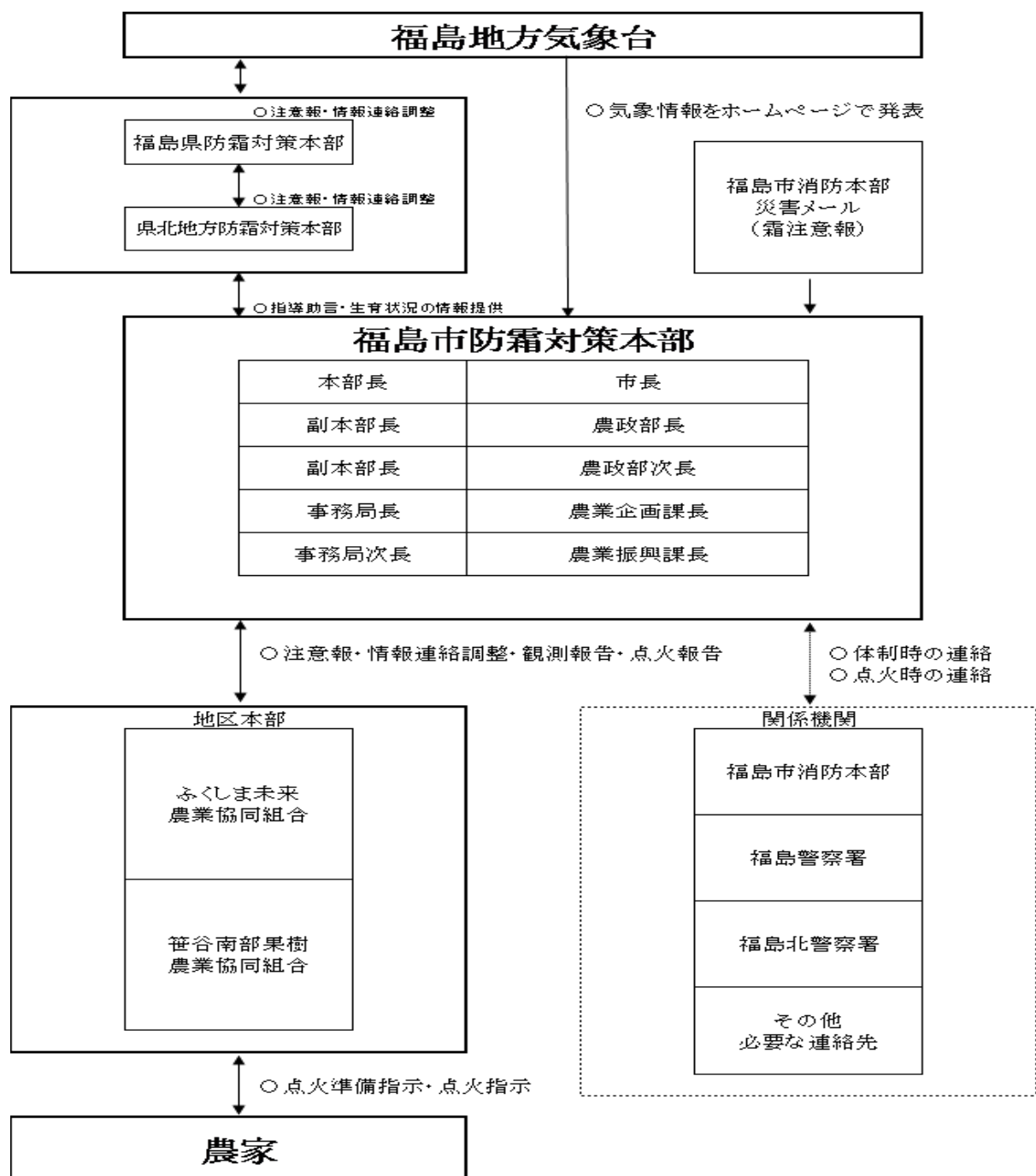
(1) 注意報、情報の発令があったときは、直ちに本部より電話をもって各地区本部へ伝達する。

(2) 凍霜害の危険がある時、地区本部は市本部に連絡するとともに、農家個々への適切な指導・広報を行う。

4 防霜対策本部

防霜対策本部の設置は、凍霜害のおそれが生じるときから5月31日までとする。

福島市防霜体制系統図



2 凍霜害技術対策

農業関係指導機関による作目別防霜対策の徹底を期する。

- (1) 被覆法
- (2) たん水法
- (3) 燃烧による加温法
- (4) 散水法

第7節 土砂災害の予防に関する計画

【担当 建設部、都市政策部、農政部、危機管理室】

住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を指定するなど災害を予防するため、土砂災害対策を推進するとともに警戒避難体制を整備し、台風、集中豪雨等による土砂災害被害の防止を図る。

1 土砂災害警戒区域等の周知及び監視体制の強化

台風、集中豪雨時などにおいて適切な対応を図り、被害を軽減するため、県と連携を図り、危険箇所への注意標識設置等により住民への周知徹底を図るとともに、警戒・避難に資する観測・監視体制の強化に努める。
また、日頃から危険箇所の点検を行うなど安全確保を図る。

2 土砂災害のおそれのある箇所等の予防対策

本市における該当箇所は次のとおり指定されており、県と協議し、危険度の高いものから早期に解消するための整備事業を促進する。

- (1) 土砂災害警戒区域等（地すべり）（資料編 資料1-10）
- (2) 土砂災害警戒区域等（土石流）（資料編 資料1-11）
- (3) 山地災害危険地区（資料編 資料1-12）
- (4) 土砂災害警戒区域等（急傾斜地崩壊）（資料編 資料1-13）

3 土砂災害防止法の概要

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害から国民の生命及び身体を守るために、土砂災害のおそれがある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するため、平成13年4月8日に施行された。

- (1) 土砂災害警戒区域（資料編 資料1-22）

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が迅速に行えるように警戒避難体制の整備を図る区域

- (2) 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域において、さらに、特定開発行為の制限、建築物の構造規制等を行う区域

4 新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所

近年頻発する土砂災害において、土砂災害警戒区域等が指定されていない箇所が発生する土砂災害の頻度が高くなっていることから、国の土砂災害防止対策基本指針に基づき、高精度の地形情報等を用いた「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」を県が抽出・公表した。

なお、公表箇所は基礎調査（現地調査）の前段階であり、全てが危険を伴う地域であるとは限らないため、直ちに建物の建築等に規制が発生するものではない。今後、県が基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等に指定する箇所を特定していくこととなる。当市の公表箇所については、資料編 資料1-23のとおりである。

5 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。また、避難情報が発令されない場合であっても必要に応じて自主避難が行えるよう、土砂災害に関する知識の普及に努める。

(1) 土砂災害ハザードマップの活用

土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対し、ハザードマップを配布・公表し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。

(2) 土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。

(3) 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成や、それに基づく訓練の実施を支援する。

(4) 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す避難情報の判断・伝達マニュアルを整備する。

6 危険な盛土等への対応

点検等により危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法等の各法令に基づき、監督処分や撤去命令等の行政処分等を速やかに行うものとする。

第8節 安全避難の環境整備

避難場所の指定・整備にあたっては、避難のための施設の果たすべき役割・機能に関し、それぞれ要請される局面に即して、「広域避難場所」、「指定緊急避難場所」、「指定避難所」、の3種類の施設を整備するとともに、それぞれについて指定の目安を示し、整備目標の具体化を図るものである。

また、市、関係機関及び地域における市民・事業所等の果たすべき役割分担を示し、緊急時の安全な避難活動を行えるよう避難誘導體制を整備する。

第1 避難計画の策定

【担当 危機管理室】

災害時に適切な避難誘導ができるよう、下記事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定に当たっては、避難の長期化や市町村間を越えた広域避難についても考慮するものとする。

- 1 避難の準備情報提供、避難情報を発令する基準
- 2 避難情報の伝達方法
- 3 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- 4 指定緊急避難場所及び指定避難所への避難経路及び誘導方法
- 5 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (1) 給食給水
 - (2) 毛布等の配布
 - (3) 必需物資の支給
 - (4) 負傷者に対する応急救護
 - (5) ペット同伴避難所におけるケージ等の支援
- 6 指定避難所の管理に関する事項
 - (1) 指定避難所の管理者及び運営方法
 - (2) 避難受入中の秩序保持
 - (3) 避難者へ災害情報の伝達
 - (4) 避難者への応急対策等実施状況の説明
 - (5) 各種相談業務
- 7 指定避難所の整備に関する事項
 - (1) 受入施設
 - (2) 給食給水施設
 - (3) 情報伝達施設
 - (4) トイレ施設
 - (5) ペット等の保管施設
- 8 要配慮者の救援措置に関する事項
 - (1) 情報の伝達方法
 - (2) 避難及び避難誘導
 - (3) 指定避難所における配慮等
 - (4) 福祉避難所の設置

9 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

- (1) 広報紙等の発行、掲示板への記載
- (2) 避難所標識・避難誘導標識等の設置
- (3) 市民に対する巡回指導
- (4) 防災訓練の実施等

10 指定避難所運営マニュアル等の整備に関する事項

- (1) マニュアルの作成
- (2) 運営用品一式の設置

第2 指定緊急避難場所の指定等**【担当 危機管理室】**

防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

なお、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得るとともに、県知事へ通知し、公示する。

- (1) 災害が発生しまたは発生する恐れがある場合において、居住者等に解放され、救助者等の受入れに供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- (2) 洪水、崖崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水、噴火に伴い発生する火山現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがないと認められる土地の区域内にあるものであること。但し次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。
 - ① 当該異常な現象により生ずる水圧、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
 - ② 洪水、浸水等が発生し、又は発生する恐れがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に 供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。
- (3) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - ① 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあっては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。
 - ② 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。
 - ③ 誘導標識を設置する場合、JIS規格に基づく災害種別一般図記号等を使用し、どの災害の種別に対応した避難所であるかを明示する。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。

第3 指定避難所の指定等**【担当 危機管理室】**

想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定する。また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設などを指定福祉避難所として指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

なお、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得るとともに、県知事へ通知し、公示する。

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特別な配慮を要する者（妊娠、DV被害、性的マイノリティ等）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること、災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (6) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - ① 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2平方メートル以上とする。なお、感染症等の対策を取り入れた避難所運営においては、必要面積はおおむね4平方メートル以上とする。
 - ② 指定避難所は、要避難地区のすべての住民を受入できるよう配置する。
 - ③ 指定避難所は、崖くずれや浸水などの自然災害により被災する危険がないところとする。
 - ④ 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。

第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

【担当 危機管理室】

1 避難地区分けの実施

- (1) 避難地区分けの境界線は、地域の実情に応じて定めるものとするが、できるだけ主要道路、鉄道、河川などを横断して避難することを避けるものとする。
- (2) 避難地区分けに当たっては、各地区の歩行負担、危険負担がなるべく均等になるようにする。
- (3) 避難人口は、夜間人口によるが、勤労者や観光客等により昼間人口の増加が見込まれる地区は、指定緊急避難場所の受入能力に余裕を持たせるものとする。

2 学校を指定する場合の措置

学校を指定緊急避難場所及び指定避難所と指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会（公立学校の場合）及び学校と使用施設の優先順位、指定避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておく。

3 県有施設の利用

地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定するときは、事前に当該施設の財産管理者の承諾を得るとともに、指定避難所の運営についてあらかじめ協議する。

4 その他の施設の利用

指定した指定避難所で不足する場合、または避難が長期化する場合には、感染症を予防するため、旅館・

ホテル事業者等とも協定を締結し、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設するなどの対策を講じる。

第5 避難路の選定

【担当 危機管理室、消防本部】

避難路の選定基準等は、概ね次のとおりとする。

- (1) 避難路は、夜間も含めた安全な避難と緊急対応活動スペースを確保するため、おおむね8メートル以上の幅員とすること、発生する災害の種類、場所、規模等に応じたすべての避難路をあらかじめ選定することが望ましいが、地域の実情に応じて選定する。
- (2) 避難路は相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。

第6 指定緊急避難場所等の住民等に対する周知

【担当 危機管理室】

住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップ等の印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により住民等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。

- (1) 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図画
- (2) 災害に関する情報伝達方法
- (3) ピクトグラム（絵文字、絵単語）や多言語表示による掲示板の設置や周知
- (4) 指定緊急避難場所等に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項

第7 学校、病院等施設における避難計画

【担当 危機管理室、健康福祉部、こども未来部、教育委員会】

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、避難に関する計画を作成し、避難対策に万全を図る。

1 学校・園（以下「学校等」という。）における避難計画

学校等においては、園児（保育所入所児を含む）、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）を安全に避難させるため、地域の特性を考慮し、学校等の実態に即した適切な避難計画を作成する。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 指定緊急避難場所、避難経路、避難時期、指示伝達方法
- (6) 避難者の確認方法
- (7) 児童生徒等の保護者等への引渡方法
- (8) 通学時に災害が発生した場合の避難方法
- (9) 教育、保健衛生、給食の実施方法等

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、施設利用者を安全に避難させるため、地域の特性を考慮し、対象者の活動能

力等に十分配慮して避難計画を作成する。避難計画作成の際には次の点に留意する。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 指定緊急避難場所、避難経路、避難時期、指示伝達方法
- (6) 避難者の確認方法
- (7) 家族等への連絡方法等
- (8) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保
- (9) 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。

3 病院における避難計画

病院においては、患者の身体及び安全の確保のため、他の医療機関又は安全な場所への集団的な避難を想定して、避難計画を作成する。

避難計画作成の際には次の点に留意する。

- (1) 被災時における施設内の保健衛生の確保
- (2) 入院患者の移送先施設の確保
- (3) 転送を必要とする患者の臨時受入場所
- (4) 搬送のための連絡方法と手段
- (5) 症状に応じた移送方法
- (6) 搬送車両の確保
- (7) 施設周辺の安全な指定緊急避難場所、指定避難所の周知

4 公の施設における避難計画

市民が利用する施設においては、利用者の安全確保のため、避難計画を作成する。避難計画の作成の際には次の点に留意する。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難誘導責任者及び補助者
- (3) 指定緊急避難場所、避難経路、避難時期
- (4) 避難誘導及び指示の伝達方法

5 その他防災上重要な施設における避難計画

高層ビルや駅等の不特定多数の人間が出入りする施設においては、地域特性や人間の行動・心理などを考慮し、避難計画を作成する。避難計画作成の際には次の点に留意する。

- (1) 指定緊急避難場所、避難経路、避難時期
- (2) 避難誘導及び指示の伝達方法

第8 地域の集会所等における避難

【担当 危機管理室、各支所】

地域の町内会等が所有、管理する集会所等については、町内会等が自主運営により一時避難場所として活用することについて、町内会及び自主防災組織において検討し、開設する際には災害対策現地本部(各支所)との連携を図るものとする。

第9節 緊急輸送の環境整備

大規模災害時に災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点が密接に結びついている有機的連携を考慮し、陸上輸送及び航空輸送に分けて、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、道路管理者は緊急輸送路の整備を計画的に実施する。

第1 陸上輸送の環境整備

1 緊急輸送路の指定

【担当 建設部、危機管理室】

(1) 緊急輸送のネットワーク化を図るため、下記施設と接続する緊急輸送路を指定する。

- ① 市本庁舎（災害対策本部）、支所（災害対策現地本部）、消防本部（署）、警察署、受入医療機関等の主要公共施設
- ② 広域避難場所
- ③ 公設地方卸売市場、輸送拠点、臨時ヘリポート、ふくしまスカイパーク

(2) 確保すべき路線の順位は次のとおりである。なお、緊急輸送路は表1のとおり。

- ① 第1次確保路線
広域的な輸送に不可欠な高速道路、国道などの主要幹線道路で最優先に確保すべき路線
- ② 第2次確保路線
市災害対策本部などの主要拠点と接続する幹線道路で優先的に確保すべき路線
- ③ 第3次確保路線
第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路

【表1】緊急輸送路線

路線順位	種 別	路 線 名
第1次 確保路線	国 道	①4号（栃木県境～宮城県境） ②13号（国道4号～山形県境） ③115号（国道6号～国道4号） ④13号福島西道路（13号～県道南福島停車場線）
	高速自動車道	①東北自動車道（栃木県境～宮城県境） ②東北中央自動車道（相馬IC～桑折JCT、福島JCT～山形県境）
	一 般 県 道	①水原福島線（国道13号～福島県庁）
第2次 確保路線	国 道	①114号（全線） ②115号（国道4号～国道49号） ③399号（国道349号～県道福島飯坂線）
	主 要 地 方 道	①福島保原線（国道115号～国道349号） ②福島飯坂線（全線） ③福島吾妻裏磐梯線（国道13号～上名倉飯坂伊達線） ④飯野三春石川線（国道114号～川俣安達線） ⑤霊山松川線（飯野三春石川線～大沢広表線） ⑥川俣安達線（飯野三春石川線～国道114号） ⑦上名倉飯坂伊達線（国道13号～国道115号）

路線順位	種 別	路 線 名
第2次 確保路線	一 般 県 道	①飯坂保原線（国道13号～福島保原線） ②水原福島線（福島県庁～国道115号、南福島停車場線～済生会福島総合病院） ③南福島停車場線（国道115号～市道南向台黒岩線） ④大沢広表線（霊山松川線～市道金沢立子山線） ⑤折戸笹谷線（福島飯坂線～福島第一病院）
	市 道	①南町稲場線（南向台黒岩線～東北地方整備局福島河川国道事務所） ②北八幡金山線（国道4号～県立医大～南町浅川線） ③松山町北中川原線（国道4号～信夫ヶ丘競技場～国道115号） ④曾根田三本木線（国道4号～福島市役所） ⑤太平寺山口線（国道13号～福島テレビ） ⑥金沢立子山線（国道4号～大沢広表線） ⑦松浪町春日町2号線（国道4号～福島競馬場） ⑧南向台黒岩線（南町稲場線～南町浅川線） ⑨中町中西田線（並柳2号線～済生会福島総合病院） ⑩並柳2号線（県道水原福島線～中町中西田線）
第3次 確保路線	市 道	①矢剣町鳥谷下町線（福島ガスを結ぶ） ②古館中赤館線（若葉町館ノ山線～パルセいいざか） ③笹谷中野線（主要地方道上名倉飯坂伊達線～十六沼運動公園） ④鎌田笹谷線（国道13号～公設地方卸売市場～主要地方道福島保原線） ⑤南町浅川線（国道4号～金沢・立子山線） ⑥杉妻町御山線（国道13号～太平寺・山口線） ⑦太平寺山口線（杉妻町御山線～国道4号） ⑧南町佐倉下線（国道13号福島西道路～東北運輸局） ⑨玉ノ木上町裏線（国道115号～陸上自衛隊福島駐屯地） ⑩荒井あづま公園線（国道115号～あづま総合運動公園） ⑪南向台黒岩線（国土交通省福島国道維持出張所を結ぶ） ⑫若葉町館ノ山線（国道399号～古館中赤館線）

2 集積場所・輸送拠点

災害時における物資の受入れ、一時保管及び市内各地域への配布を効率的に行うため、集積場所及び輸送拠点を指定する。また、大規模災害発生の際には、物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう準備に努めるものとする。

3 民間との協力体制の整備

【担当 危機管理室、商工観光部、都市政策部】

災害時の人員・応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関、トラック輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給協定により協力体制の整備を図る。

第2 航空輸送の環境整備

1 臨時ヘリポートの指定拡大と整備

現在、臨時ヘリポートは8か所であるが、対策本部、指定避難所、地区防災拠点、輸送拠点等を十分勘案しながら、自衛隊等関係機関と協議し、指定の拡大を図っていく。

（資料編 資料2-9、2-9-2参照）

第10節 救援・救護体制の整備

大規模災害時には、市民の生命及び生活を維持するための救援活動を展開して、市民の不安を解消し社会秩序の一時も早い回復を図ることが重要となる。

迅速かつ的確な救援・救護活動を実施するためにあらかじめ最小限確保しておくべき体制として、給水、傷病者に対する救急・救助、応急医療、し尿処理等について整備する。

第1 給水体制の整備

【担当 上下水道局（上水道事業）】

生命維持の観点から最低限必要な飲料水を最も優先して確保する。あわせて、必要最小限の生活用水の確保と給水体制等について、万全を期すものとする。

市では、以下の水量を確保する。

(単位：ℓ)

発災後時期	一人当必要水量／日		
	飲 料 水	生活用水	計 (A)
1 ～ 3 日 目	3	－	3
4 ～ 10 日 目	3	17	20

1 非常用水の確保

非常用水については、市内を5つのブロックに分け、それぞれ下記給水拠点から、給水車両により、対象地域に搬送する計画である。

給水拠点	対 象 区 域	対象人口	応急給水量
館ノ山配水池	小川左岸より北部の地域	約 11,400 人	40 m ³ ／日
北部配水池	小川右岸と松川左岸の間でかつ阿武隈川左岸の地域	約 68,300 人	210 m ³ ／日
中央部受水池 山神配水池	松川右岸と須川左岸、荒川左岸の間でかつ阿武隈川左岸の地域	約 86,800 人	270 m ³ ／日
弁天山配水池 大平山配水池 飯野受水池 飯野第3配水池	阿武隈川右岸の地域	約 32,600 人	100 m ³ ／日
南部受水池 上名倉配水池 金剛山配水池 清水町配水池 鳥川配水池	須川右岸、荒川右岸から阿武隈川左岸の間の地域	約 81,600 人	250 m ³ ／日

2 緊急時協力体制の整備

日本水道協会を通じて他の水道事業体に応援要請する。

また、管工事協同組合等との協力に基づき、迅速かつ的確な災害時給水活動を行う。

第2 救急・救助体制の整備

【担当 健康福祉部、消防本部】

市は、医師会、日本赤十字社福島県支部等関係機関と協力して、広域的又は局地的に多発することが予想さ

れる救急・救助要請に的確に対処するため、必要な救急・救助体制の整備・充実を図る。

また、応急手当普及講習会を開催するなど、市民の自主救護能力の向上に努めるとともに、トリアージ（災害時の治療の優先順位による傷病者の振り分け）の意義について市民に対し普及啓発を行い、理解協力が得られるように広報活動に努める。

1 救急・救助体制の整備

救急救命士の増員、高規格救急自動車の配備、救急・救助資機材の備蓄等救急・救助体制の整備充実を図る。

2 市民の自主救護能力の向上等の推進

市民の自主救護能力の向上及び災害時救急医療活動の的確な実施のための事前準備として、応急救護知識、技術の普及活動、災害時救急医療活動方針に関するPR活動を推進する。

3 「ドクターヘリ」との連携

ドクターヘリは、救命救急センターがある福島県立医科大学附属病院に常駐し、消防機関の出動要請に基づき、救急現場等に駆けつけることで、初期治療開始までの時間及び高度な医療機関までの搬送時間を短縮し、救命率の向上や後遺症の軽減が図られるよう、連携を図る。

第3 医療（助産）・救護体制の整備

【担当 健康福祉部】

1 医療（助産）・救護体制の確立

医療機関、医師会、歯科医師会等の関係機関と災害医療ネットワークの確立を図る。

ア 災害時の保健・衛生・医療の調整機関として保健所の機能を強化する。

イ 初期応急医療のための医療救護班について、医師会、日本赤十字社福島県支部と協議し編成並びに通信連絡体制を確立する。

ウ 災害医療チーム等（災害派遣医療チーム（DMAT）・日本医師会災害医療チーム（JMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等）の受援連絡・調整について情報収集し、災害時のマネジメント体制を図る。

エ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の機能について研修し、災害時に運用できるよう訓練する。

オ 区域を設定し、区域ごとの後方医療機関を決めておく。

カ 支所等を単位とした市内の受け入れ医療機関のネットワーク化を進め、後方医療体制を整備する。

2 医療器具及び医薬品の確保

(1) 災害対策医薬品（救急箱）の配備

指定避難所等の救護所設置予定施設に、災害対策医薬品（救急箱）等の配備を検討する。

(2) 医師会等との連携強化

指定避難所もしくは救護所設置予定施設への災害対策医薬品（救急箱）等の配備にあたっては、内容品等について、医師会等の協力を得て、医療分野の進歩等に適応していくよう努める。

また、歯科医師会、薬剤師会、助産師会等に対し、それぞれの専門的見地からの協力を依頼する。

(3) 県への災害時医薬品等の提供要請

県が行う、福島県災害時医薬品等備蓄供給体制における災害時医薬品等の供給を必要とする場合は、本市を所管する県薬務課へ供給要請を行うものとする。

(4) 電力を必要とする医療機器を使用している在宅患者の家族等への周知啓発

電力を必要とする人工呼吸器、吸引機等の医療機器を使用している在宅患者の家族等に対して災害時に停電が発生した際の電力の確保方法を周知啓発しておく。

3 災害時の医療救護計画の作成

市医師会等との協定に基づき、「医療救護計画」を策定し、医療救護体制の整備を図る。

第4 し尿処理体制の整備

【担当 環境部】

1 現 況

本市のし尿処理等については、地区別に下表により処理している。

	業 者 数	運搬車両台 数	車両容量計 (m^3)	衛生処理場等	処理能力 (m^3 /日)
中 央 地 区	10	22	70.9	市 衛 生 処 理 場	200
飯 坂 地 区	4	24	79.7	伊達地方衛生処理組合	85
松川・飯野地区	5	14	46.3	川俣方部衛生処理組合	60
合 計	19	60	196.9		345

(平成30年3月31日現在)

○平成29年度の処理量

(単位： m^3)

	し 尿	浄化槽汚泥	合 計
中 央 地 区	7,661	35,362	43,023
飯 坂 地 区	2,022	3,743	5,765
松川・飯野地区	2,562	9,567	12,129
合 計	12,245	48,672	60,917

2 大規模災害時の処理量

大規模災害発生後に処理すべきし尿の量は、全壊、全焼、床上・床下浸水等のくみ取り式便槽及び浄化槽のし尿分と、機能が停止した下水道処理区域内の世帯から排出されるし尿の量となる。

1人1日当たりの処理量は約1 m^3 と推定され、これに対応して処理の方法を考える必要がある。

3 災害用簡易トイレの備蓄

発災時に指定緊急避難場所及び下水道施設が使用できなくなった住宅地域等に配備、共同仮設便所として利用されるよう、災害用簡易トイレについてレンタル業者と、災害時の際の事前協議を進めるとともに、年次計画により災害対策現地本部（支所）等に備蓄を実施する。

4 搬送・管理体制の確立

指定緊急避難場所等のし尿は、優先的かつ早急に収集処理されるよう、必要な計画を検討する。
同時に、近隣市町村の業者との支援体制の計画についても検討を進める。

5 処理方法の検討

収集搬送したし尿の処理について、近隣市町村処理場への協力依頼の計画等、適切な処理計画の検討を進める。

第11節 毒物・劇物施設予防対策

【担当 健康福祉部】

毒物・劇物取扱事業者は、災害発生に伴う毒物・劇物の販売、貯蔵等の取扱施設から飛散、漏れ、しみ出しもしくは流れ出し、または、地下にしみ込むことによる二次災害に備え、毒物・劇物危害防止規定に基づく組織体制及び緊急連絡情報並びに初動措置として実施すべき事項について整備する。

保健総務課は毒物・劇物取扱事業者及び関係団体への自主保安体制の促進を図るため次の措置を講じる。

- (1) 法に基づく貯蔵、取扱、運送現場に対する立入検査を強化するとともに、法や基準の遵法及び定期自主検査の徹底を指導する。
- (2) 予防教育の徹底を図るため、毒物・劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等に対し、災害時危害防止対策、災害時の対処の検討、定期自主点検の実施を指導する。

第12節 備蓄体制の整備及び廃棄物処理計画の策定

災害応急対策においては、避難した市民のための非常用食料や指定避難所等で一時的に生活するための生活必需品、燃料類の確保とともに、応急活動用資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定を図る。

また、市内業者からの調達により確保できる体制を整備する。

第1 備蓄品の整備

【担当 危機管理室、建設部】

備蓄計画を定め、非常用食料、生活必需品、その他の応急対策用資機材、水防に必要な資材・機材の備蓄及び管理体制の整備を進める。

第2 備蓄体制の整備

【担当 危機管理室】

備蓄を行うに当たっては、指定避難所又は指定避難所の位置を考慮した場所での分散備蓄を基本とし物資の性格に応じ集約備蓄を行うなど、備蓄体制や災害時の適切な管理、運用体制の整備に努める。特に、大規模な災害が発生した際に孤立が想定される地域については、食料、飲料水及び生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制の整備に努める。備蓄数量の設定に当たっては、大規模災害発生時の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、市内事業者からの調達や他市町村間との連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

また、市民の生活雑用水を確保するため、防災井戸の設置及び災害時市民協力井戸の登録を推進する。

第3 緊急調達体制の整備

【担当 商工観光部、農政部、危機管理室、健康福祉部】

本市においては、農村地帯を抱え農作物を産出し、また、商業、特に卸売業者が多数あることから、これらの特性を活かし、緊急調達体制を整備していくものである。

市内各事業所等との間で、災害時における必要物資等の確保のため供給協定の締結等を検討し、段ボールベッド等生産に時間を要する物資等の調達体制の整備を行う。

(主な対象)

主食となる米穀、生鮮食品、粉ミルク、その他の食品、

燃料

マスク、アルコール消毒液及び日常生活品

その他災害対策用物資一般

第4 住民に対する備蓄等の啓発

【担当 危機管理室、消防本部】

- (1) 各自が災害時に備え、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水のほか、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の備蓄を行うよう、さらには資源の多元的活用等について啓発を図る。
- (2) 各自が平常時の生活においても災害時の対応を考えるよう、あらゆる機会をとらえ、啓発を図る。

第5 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立**【担当 環 境 部】****1 災害廃棄物処理計画の策定**

市は、平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の災害廃棄物対策指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、市災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すものとする。

2 広域処理体制の確立

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。大量発生が見込まれる災害廃棄物を受け入れるのに十分な大きさの仮置場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるなど、処理施設的能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする

第13節 自主防災組織の整備

【担当 危機管理室、消防本部】

災害発生時における被害の軽減を図るためには、県、市、防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、日頃から防災活動を積極的に行うことが重要である。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ防災活動の推進につとめさせることが重要である。

第1 自主防災組織の育成指導

自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し災害発生時における自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核として自主防災について十分な理解を得られるよう努めるものとする。なお、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第2 自主防災組織の編成基準

自主防災組織の編成基準に当たっては、地域に密接して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、町内会、自治会単位の規模で編成するものとする。

なお、組織の編成に当たっては、次の点に留意するものである。

- (1) 大規模な組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。
- (2) 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。
- (3) 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地元の自主防災組織に積極的に位置付けを図る。
- (4) 自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。

第3 自主防災組織の活動

1 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害発生時に効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

- (1) 各自の任務分担
- (2) 地域内での危険箇所
- (3) 訓練計画
- (4) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (5) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- (6) 指定緊急避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- (7) 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

2 日常の自主防災活動

(1) 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日頃から集会、各種行事を活用して日常からの備えとしての非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や指定緊急避難場所、指定避難所、避難路などを確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

また、民生委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、日本語を解さない外国人などのいわゆる要配慮者の確認にも努めるものとする。

(2) 防災訓練等の実施

災害発生時において迅速かつ的確に対処するためには、日頃から実践的な各種訓練等を行い、各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が中心となり支所及び消防本部の協力のもと、次のような訓練を実施するものとする。

① 災害情報の収集伝達訓練

災害時における市や防災関係団体からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

② 消火訓練

初期消火、火災の拡大、延焼を防ぐため、訓練用の水消火器を使用した消火訓練を行い、消火に必要な技術及び知識を習得する。

③ 救出、応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷に対しては、消防機関が来るまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当を行うことが重要であることから、救出用資機材の使用法や自動体外式除細動器(AED)の操作方法について習得に努める。

④ 給食給水訓練

学校、各家庭の限られた資機材を利用して食料を確保したり、配給方法について習熟を図る。

⑤ 避難訓練

各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心として秩序ある避難ができるようにする。

また、避難に関しては、要配慮者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法についての確認訓練も併せて行うものとする。

⑥ 指定避難所運営訓練

指定避難所における自主運営組織の立ち上げと管理、市との連絡体制、物資の配給方法などの訓練を行う。

(3) 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は災害発生時に迅速かつ適切な活動を行うために、活動に必要な防災用資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備えるものとする。

第4 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進にも努めるものとする。

このため、県と市は、こうした取り組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、市は企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行うものとする。

第5 地区防災計画の位置付けと策定促進

災害対策基本法第42条の規定に基づき、地域の意向等を踏まえながら、地区防災計画を本計画に規定することができる。また、同法第42条の2の規定に基づき、地域の居住者等から当該地域における防災活動等に関する地区防災計画を本計画に定める提案があった場合は、内容等を確認し、必要があると認めるときは、本計画に位置付けるものとする。（資料編 資料2-1-2「福島市地域防災計画に規定する地区防災計画一覧」）

地区防災計画は、一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う自発的な防災活動に関する計画であり、市が活動の中心となる本計画と地域コミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図るものである。地区防災計画が地区居住者等により策定され、福島市防災会議に対し提案された場合、福島市防災会議は、本計画と地区防災計画との整合が図られているか等を確認のうえ、本計画に規定し、自助・共助による地域の自発的な防災活動を促進する。

また、市は地区居住者等が地区防災計画を策定する際には、必要に応じて助言や訓練指導、情報提供等を行うとともに、未策定の地区に対しては、地区防災計画策定に向けた普及啓発を積極的に推進する。

なお、地区防災計画の内容は、計画の対象範囲、活動体制のほか、地区居住者等による防災訓練、物資及び資器材の備蓄、地区居住者等の相互の支援等各地区の特性に応じて地区居住者等によって行われる防災活動を定めたものとする。

第6 災害教訓の伝承

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害に関する石碑、モニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。また、災害に関する各種資料の収集・公開等により住民等が災害教訓を伝承する取組を支援するとともに、住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第14節 防 災 訓 練

【担当 危機管理室、消防本部】

災害発生時に迅速かつ的確に行動するためには、様々な災害の状況を想定した日頃からの訓練が重要である。また、国内外において感染症が確認されている状況下では、感染症が拡大する中で災害が発生したことを想定し、感染症対策に万全を期すための訓練が重要である。

このため、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて市民の防災意識の高揚を図っていく。

なお、各種の防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の参加、性別や一人ひとりの個性を尊重した対応について配慮するとともに、感染症対策等を考慮した運営に努めるものとする。

第1 総合防災訓練

1 概要

大規模災害時を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、及び要配慮者も含めた地域住民等の参加の下に総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図っている。

2 訓練項目

次のような項目を実施することとし、地域特性や防災環境の変化に対応した訓練も適宜取り入れて行うものとする。また、必要に応じて他市との広域応援協定に基づく相互の広域応援訓練も合わせて実施するものとする。

- (1) 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- (2) 火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導（要配慮者誘導含む）、救助、救急
- (3) 地域住民による初期消火訓練、応急手当訓練等
- (4) 指定避難所設営、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受入れ、ボランティアセンターの設置
- (5) 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- (6) 上下水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、都市ガス施設応急復旧、LPガス施設応急復旧
- (7) 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け、備蓄品の供与等、災害医療チーム等受入れ

第2 地域防災訓練

1 概要

地域防災対策に関する課題への対応力向上を図るため、災害対策現地本部となる支所を単位として、自助、共助を基調に、地域の特性に応じて考えうる様々な被害への応急対応訓練を取り入れた訓練を実施する。

2 訓練項目

- (1) 災害対策現地本部設置訓練
- (2) 各地区代表者への情報収集伝達訓練

- (3) 初期の避難、救出、救護訓練
- (4) 要配慮者の支援、避難訓練
- (5) 食料供給、炊き出しなど、避難者への支援訓練
- (6) 応急給水訓練
- (7) その他、地域の特性に応じた訓練

第3 実効性のある個別訓練

1 概要

総合防災訓練、地域防災訓練のほか、必要に応じて実効性のある個別訓練を実施するものとする。地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るとともに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえた感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

2 個別訓練の種類

(1) 通信訓練

災害情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

なお、実施の際は、防災用IP無線、防災電話、電子メールなどの多重化した通信手段及び災害対策オペレーションシステムを有効に活用できるよう備える。

(2) 動員訓練

災害時における職員の動員を迅速に行うため動員訓練を適宜実施する。また、勤務時間外における非常参集訓練の実施についても適宜実施する。

(3) 災害対策本部設置・運営訓練

災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、県から派遣される情報連絡員（リエゾン）との連絡等、本部の運営を適切に行うため、災害対策本部設置・運営訓練を実施する。

(4) 指定避難所設置運営訓練

指定避難所の設置、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、指定避難所となる施設の管理者及び自治会、自主防災組織等の協力を得て、指定避難所設置運営訓練を実施する。

(5) ペット同伴避難所における訓練

飼い主とペットが躊躇なく安心して避難できるようにするため、獣医師、動物愛護ボランティア、飼い主等が参加し、実践に即した市民参加型の防災訓練を年1回以上行い、災害発生に備えるものとする。

(6) その他の訓練

防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出・救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練を実施する。また、ふくしまスカイパーク（場外離着陸場）においては、消火、救出・救助等の訓練実施時の協力、災害時の通信訓練、物資内受入体制の訓練を実施する。

(7) 実際の災害リスクを想定した訓練

災害発生による大規模停電時（ブラックアウト）等を想定した電源及び通信手段確保訓練をはじめ、実際に発生した災害リスクを想定した訓練を実施する。

第4 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

1 概要

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力の下、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日ごろから訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

2 事業所における訓練

学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的に実施するものとする。

また、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

3 自主防災組織における訓練

自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連する防災関係機関との連携を図るため、所轄消防署の指導の下、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努めるものとする。

訓練項目は、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び要配慮者の安全確保訓練などを行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

4 一般市民の訓練

市民一人一人の災害時の行動の重要性に鑑み、市をはじめとする防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民への防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議等の防災行動の継続的な実施に努めるものとする。

第5 訓練の評価と地域防災計画への反映

市は、訓練の実施後においては地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図るとともに、次回の訓練に反映させるものとする。

第15節 ボランティアの育成

【担当 政策調整部、健康福祉部、教育委員会】

ボランティアの受入体制等について、市社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部の機関等と協議し、ボランティアが十分機能できるよう指導・育成を行う。

- (1) 社会教育の場等あらゆる機会を活用し、ボランティアの担い手の育成を図る。
- (2) 各地区、各種ボランティアの把握に努める。
- (3) ボランティアグループに対して研修会、説明会等を開催し、防災意識の理解・啓発を図る。
- (4) ボランティアグループの震災時における役割分担の明確化を図るとともに、具体的行動マニュアルを作成する。
- (5) 市内・市外ボランティアの受入体制の確立
受入組織、コーディネーターの育成、ボランティアに対する食・住の対応についても検討する。

第16節 要配慮者の安全確保

要介護認定者、一人暮らし高齢者、障がい者（児）、妊産婦、乳幼児、日本語を解さない外国人など、避難の際に特に配慮を要する者を「要配慮者」として想定するものである。

要配慮者が、安全で安心して暮らせる地域を目指して、可能な限り自力避難が可能な環境条件を整備するとともに、地域ぐるみの支援体制づくりを行うものである。

第1 避難行動要支援者の現況と基本的な考え方

【担当 危機管理室、健康福祉部、消防本部】

1 避難行動要支援者の現況

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち災害発生時、自ら避難することが困難な者で特に支援を要する者をいう。

2 基本的考え方

- (1) 健康福祉部等の職員により「避難行動要支援者支援チーム」及び「指定避難所開設運営チーム」を編成し、避難行動要支援者の安全確保及び支援体制の整備を推進する。
- (2) 地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の居宅を事前に把握しておき、災害情報の伝達、安否確認体制や災害時の安全な避難誘導のために必要な人手の確保を日頃から手当てできるよう地域で支えるネットワークを形成する。
- (3) 市は、介助を必要とする避難行動に対して支障となるような要素の有無を調査し、避難行動要支援者が安全で安心して暮らせる環境づくりを総合的に推進する。

第2 避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画の策定

市は、市内に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

また、市は、自主防災組織や町内会、民生委員や社会福祉協議会、福祉専門職、福祉事業所等と連携しつつ、実効性のある避難支援等がなされるよう、一人ひとりの避難計画（以下「個別避難支援プラン」という。）の策定を進める。市においては、現行の個別支援避難プランを個別避難計画とする。

1 避難行動要支援者の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当するものとする。

- (1) 要介護認定3～5を受けている者
- (2) 75歳以上のひとり暮らし高齢者
- (3) 身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている者
- (4) 療育手帳Aの交付を受けている者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳1級、2級の交付を受けている者
- (6) 指定難病医療費受給者証の交付を受けている者のうち、医療依存度が高い者

- (7) 65～74歳のひとり暮らし高齢者など、登録制度の趣旨に賛同し、登録を希望する者
(高齢者世帯、要介護認定2～要支援1、身体障害者手帳3～6級、療育手帳Bの交付を受けている者・難病患者のうち(6)以外の者及び外国人の登録希望者等)

2 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (1) 氏 名
- (2) 生年月日
- (3) 性 別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由

3 要配慮者情報の利用及び取得

- (1) 市内部での情報集約

避難行動要支援者に該当する者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するため、関係部局で把握している要介護高齢者、障がい者、難病患者等の情報を集約する。

- (2) 県知事等からの情報の取得

市は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第49条の10第4項の規定に基づき、関係都道府県知事その他の者に対して、市が把握していない要配慮者の情報提供を依頼する。

4 避難行動要支援者名簿の更新と共有

市は避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、少なくとも4ヶ月に一度避難行動要支援者名簿の情報の総確認を行うとともに、日頃から以下の方法により、避難行動要支援者の把握に努める。名簿を更新した場合は、避難行動要支援者名簿を情報提供している各地域(地区)避難行動要支援者避難支援連絡協議会等にも定期的に周知する。

- (1) 転入・転出・死亡者及び要介護認定等の変更の把握

避難行動要支援者の要件に該当する要介護高齢者、障がい者等が、転入・転出・死亡、または要介護認定の変更等により、新たに避難行動要支援者の要件に該当することとなった場合や避難行動要支援者の要件を満たさなくなった場合、関係部局からの情報提供により定期的に把握する。

- (2) 長期入院・入所

避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期入所や長期入院したことを把握した場合、関係部局はその情報を長寿福祉課に提供する。

5 個別避難支援プラン策定の進め方

地域におけるハザードの状況や避難行動要支援者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度等を考慮し、優先度が高いと判断した避難行動要支援者から取り組みを進める。

策定にあたっては、避難行動要支援者の心身の状況に応じて、日常的にケアプラン作成等で関わりを持つ福祉専門職や、避難行動要支援者本人及び地域の支援等関係者による策定を支援する。

優先度が高いと判断した避難行動要支援者について、優先度を考慮しすみやかに策定すること为目标

とする。

第3 避難行動要支援者名簿及び個別避難支援プランの利用及び提供

避難行動要支援者名簿及び個別避難支援プラン(以下、この節において「避難行動要支援者名簿等」という。)は、市が行う避難支援等の実施のために内部で利用するとともに、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施のため、避難行動要支援者本人から同意を得た上で、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で各地域(地区)避難行動要支援者避難支援連絡協議会及び個別避難支援プランの策定に携わる避難支援等関係者(以下、「避難支援等関係者」という。)に提供する。

ただし、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、本人の同意を得ることなく名簿情報等を提供することができる。

1 各地域(地区)避難行動要支援者避難支援連絡協議会の範囲

避難行動要支援者名簿等の情報を提供する各地域(地区)避難行動要支援者避難支援連絡協議会は、次に掲げる機関等とし、災害発生時には避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の協力を求める。

- (1) 自主防災組織
- (2) 町内会
- (3) 消防機関
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) 社会福祉協議会
- (6) 地域包括支援センター
- (7) その他災害時に避難行動要支援者の避難支援等を行う者

2 適正な情報管理

避難行動要支援者名簿等の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の事項に留意して行う。

- (1) 避難行動要支援者名簿等には、秘匿性の高い個人情報を含むため、避難支援等関係者、警察機関に限り提供する。
- (2) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (3) 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿等の保管を行うよう指導する。
- (4) 避難行動要支援者名簿等を必要以上に複製しないよう指導する。
- (5) 避難行動要支援者名簿等の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿等を取り扱う者を限定するよう指導する。
- (6) 避難行動要支援者名簿等を提供した場合、提供者は提供先から6ヶ月に一度を基準に取扱状況を報告させる。
- (7) 避難行動要支援者名簿等の提供者は、提供先に対し個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

第4 避難のための情報伝達

市は、災害が発生するおそれがある場合は、市地域防災計画に示す「避難の実施機関及び実施の基準」に基づき、避難情報等を適切に発令し、その発令に当たっては要配慮者が円滑に避難できるよう以下の事項に留意

して行う。

1 避難情報の発令・伝達

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難のため、適切に「高齢者等避難」を発令する。

その発令・伝達に当たっては、高齢者、障がい者等にもわかりやすい言葉や表現を使って行う。

2 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時等は、迅速かつ確実に避難指示が伝達できるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、屋外スピーカー、戸別受信機、広報車による情報伝達に加え、携帯端末等による緊急速報メールを活用するなど複数の手段を組み合わせること。また、避難行動要支援者の特性に応じて、FAXや聴覚障害者用情報受信装置、SNS、字幕放送等を活用して情報伝達を行う。

第5 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、災害発生時又は災害の発生するおそれがある場合には、避難支援等関係者が、あらかじめ市から提供された避難行動要支援者名簿等を基に避難支援等を行うとともに、平時からの情報提供について同意していない避難行動要支援者についての情報も、避難支援等関係者及び警察機関に提供し、避難支援等の協力を要請する。

1 避難支援等関係者の対応原則

避難支援等関係者はあらかじめ市から提供された避難行動要支援者名簿を基に、避難行動要支援者の避難支援等を行うが、避難支援等の実施に当たっては、避難支援等関係者又はその家族等の生命及び身体安全を守ることを前提とした上で、できる範囲で行うものとする。

2 避難支援等関係者の安全確保措置

市は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対して、避難の必要性や避難行動要支援者名簿等の活用等について説明するとともに、避難支援等を行う避難支援等関係者への災害情報の提供など安全確保のための措置をとる。

第6 社会福祉施設等における対策

【担当 健康福祉部、危機管理室、消防本部】

1 避難計画の策定

各施設の管理者は、入所者・通所者の安全な避難を確保するため、災害発生時の職員の任務分担、動員体制、保護者への緊急連絡、地域の自主防災組織等との連携、避難情報の伝達方法の明確化、指定緊急避難場所・指定避難所の指定と確認、避難経路及び避難方法等について検討し、避難計画を策定する。

市は、必要な指導助言を行う。

2 防災訓練の実施

各施設の管理者は、策定された計画に基づき円滑な避難行動が実施されるよう市及び地域の自主防災組織等との連携により定期的に防災訓練を実施する。

3 地域住民との連携による協力支援体制の確立

各施設の管理者は、平常時から施設入所者、通所者及び地域住民との交流に努め、災害時には地域住民の協力が得られるよう、必要な体制づくりを進める。

4 施設・設備の整備・充実

各施設の管理者は、施設や設備の点検を常に行うとともに、安全避難のための必要な施設・設備について検討し、特に発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

5 給油支援対策

市は、災害発生時におけるガソリン等の供給に関する事項を定めた「災害時の福祉施設等への給油支援マニュアル」に基づき、災害時においても介護や支援を必要としている人へのサービスが継続できるように給油支援を行う。

第7 在宅要介護者等に対する対策

【担当 健康福祉部、消防本部】

1 支援体制及び避難用器具等の整備

災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、町内会等との連携を図り、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容）を平常時から収集し、一人ひとりの避難行動要支援者に対しての複数の避難支援者を定める等、個別避難支援プランの策定を行う。

特に発災初期においては、防災関係機関の対応が著しく制限されることから、自主防災組織、町内会等において地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努めるものとする。

2 防災知識の普及・啓発

避難行動要支援者及びその家族に対し、災害に備えるためのパンフレット、チラシ等を配布するとともに、日頃の備え、地域の防災訓練等への参加など、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

第8 市外からの来訪者への対策

【担当 商工観光部、消防本部】

本市は磐梯朝日国立公園の一角をなし、並びに飯坂・土湯・高湯をはじめとする温泉群を有することから観光客など来訪者が多い。

市外からの来訪した人の避難誘導等について体制を整備するとともに訓練の強化を図る。

第9 避難所における要配慮者支援

【担当 危機管理室、健康福祉部】

1 指定避難所の整備

指定避難所等とする施設は、障がい者や高齢者など要配慮者の生活面での物理的障壁が除去されたユニバーサルデザインへの配慮がなされている公共施設とするが、ユニバーサルデザイン化されていない公共施設を指定避難所等として指定する場合には、多目的トイレ等の設備やスロープなどの段差解消設備について体制の整備に努めるものとする。

2 指定福祉避難所の設置

要配慮者が安心して避難生活を送ることができ、必要な生活支援を受けることができる社会福祉施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとする。なお、医療的ケアを必要とする者に対して、人工呼吸器や吸引器等の電源の確保等に努めるものとする。また、福祉避難所として必要な物資、機材、人材の確保などあらかじめ関係団体、事業者等と支援協定を締結しておく。

3 指定避難所と指定福祉避難所との連携

要配慮者が一般の指定避難所において避難生活を送ることが困難な場合には、安心して必要な生活の支援を受けることができるよう、指定避難所から速やかに福祉避難所に移動できる連携体制の整備に努める。

第10 外国人に係る対策

【担当 危機管理室、市民・文化スポーツ部、消防本部】

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人も要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりを行うとともに、防災対策の周知に努める。

- (1) 多言語による災害情報の伝達や、外国人のライフスタイルに応じた多様な手段を用いた広報の充実に努める。
- (2) 指定避難所等を表す標識等、災害に関する表示板を多言語化・ピクトグラム表示にする。
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育に努める。

第17節 応援体制の整備

大規模災害時には、その応急対策を講ずるに当たって、本市のみでは対応が不可能な場合が起こり得る。このため、広域的な応援体制の確立を図る。

第1 消防相互応援協定及び緊急消防援助隊

【担当 消防本部】

消防相互応援協定については、消防組織法第39条の規定に基づき、隣接市町村や消防本部との相互応援協定の締結並びに福島県消防広域応援協定の締結、緊急消防援助隊による広域消防体制の推進を図っている。

この協定に基づく受援計画を作成し、具体的な方策を協議しておく。

第2 市町村相互応援協定等の締結

【担当 危機管理室】

市では、他市町村との間で、災害発生時の相互応援協定(資料編 資料4-23のとおり)を締結しているが、さらに近隣の市町村だけでなく、同時に被害を受ける可能性が少ない地域の市町村との間で相互応援の協定も検討する。

特に、災害時における技術職員(土木・建築職等)の派遣体制の整備にも努めるものとする。

また、協定締結市町村の間では、連絡を密にするとともに、総合防災訓練への相互参加や、情報伝達訓練の実施を通じて、さらに実効性の高い関係を構築する。

第3 民間事業者・団体との応援協定の締結

【担当 各部等】

大規模災害時には行政の力のみでは対応が不可能であり、物資や役務の供給力を持つ関係企業、団体等との間で災害時応援協定を結ぶものとする。

第4 応援協定の公表

【担当 危機管理室】

民間事業者、団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、住民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努めるものとする。

第18節 消 防 計 画

【担当 消防本部】

大災害に対応し得る消防の組織、人員、施設等の消防体制の充実強化を図り、予防消防を徹底し、火災発生を未然に防止するとともに、これら災害による被害を軽減し、住民の安全安心を保持する。

第1 災害の現況と備え

近年の火災発生件数についてみると、ほぼ横ばいで推移しているが、宅地開発等の市街地の拡大により、火災への広範囲な対応が求められてきており、さらに今後の火災は建築物の複合化、中高層化、深層化等の都市空間の高度利用に伴い複雑多様化、大規模化するものと予想されることから、火災を未然に防止するためには、違反建築物への指導や予防査察の強化などを推進する必要がある。

第2 消防体制

本市における消防体制についてその組織、消防本部、署等の庁舎現況、消防団の人員、施設の状況及び火災通信体系は、資料編 資料2-10 から2-13、1-17 のとおりである。

第3 消防体制の強化計画

(1) 常備消防力の整備拡充

消防署所の配置状況を見ると、旧市域の福島消防署を中心に北部に飯坂消防署、清水分署、南部に福島南消防署、杉妻出張所、西部に信夫分署、西出張所、東部に東出張所がそれぞれ設置されているが、市街地の拡大傾向あるいは交通事情等を考慮し、さらに消防力の整備拡充を計画的に図るとともに、地震をはじめ、多様な災害に対応できる車両や資機材の充実を図るものとする。

(2) 非常備消防力の整備

9方面隊43分団で構成されているが、常備消防力との連携及び自衛的消防機能を確保するため、消防団車両、資機材、施設の適正配置及び団員装備品の充実に努めるものとする。

(3) 消防水利の確保

耐震性をもたせた貯水施設の整備、また自然水利の重要性に鑑み、河川等を消防水利として取水可能な状態へ整備を図るなど、市街地の拡大に対応し得る消防水利の充実と、消火栓の増設を計画的に進めるものとする。

(4) 消防職員及び消防団員の教育訓練

専門的、科学的な知識及び技術を備えた消防職員を養成するため、国・県等の行う教育訓練を受講させるほか、随時実践的な教育訓練を行う。

また、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりに努めるとともに、新任消防団員については初任教育の講習を受講させるほか、計画的に実地訓練を行う。

第4 救急体制の整備

市の救急業務は、10隊で行っており、出動件数は年々増加している。これは人口の高齢化や疾病構造の変

化、新たな感染症の発生により急病等が増大し、救急への社会的要請が高まっているためと考えられる。

このため、これら救急の高度化に対応できる救急隊員、車両、資機材の配備を進めるほか、救急医療機関や保健所等との密接な連携を図る。

また、救命率の向上を図るために、普通救命講習会等を通じ、応急手当の普及と自己救護能力の向上を図っていく。

第5 火災予防計画

(1) 火災予防思想の普及

火災防止を図るために市政だより及び消防署ごとに作成する広報紙や、新聞・ラジオ・テレビ・SNS・チラシ・ポスター等による広報を通じ防火思想の普及を図る。

(2) 予防査察の実施

① 定期予防査察

年度計画により消防法第4条及び第16条の5による立入検査等を実施する。

② 臨時警防査察

年末年始、祭礼、家屋の新築、増築等で必要と認めるとき又は住民等から要請があったとき、臨時に実施する。

③ 特別予防査察

ア 高齢者、障がい者等の要配慮者在宅家庭及び一般住宅の防火指導を実施する。

イ 緊急に査察を必要とするとき、そのつど実施する。

(3) 防火管理の指導

防火管理者の資格取得のための講習や、防火管理の指導を行う。

第2編 一般災害対策編

(一般災害対策編)

第1章 防災に関する組織

第 1 節 福島市防災会議

福島市に係る地域防災計画の策定と地域の防災に関する重要事項を審議する組織として、災害対策基本法第 16 条の規定に基づき、福島市防災会議条例を制定し、同条例により市長を会長として委員及び顧問をもって構成する機関である。

この機関は、本市の地域に係る防災に関し、本市及び市域公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務を包含するもので、その所掌事務は次のとおりである。

所掌事務

- 1 福島市地域防災計画の作成、実施の推進
- 2 地区防災計画の確認及び地域防災計画への位置付け
- 3 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- 4 前号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べること
- 5 前各号のほか、法律又はこれに基づく政令による権限に属する事務

(参照)

- ・資料編 資料 3－1 福島市防災会議条例
- ・資料編 資料 3－2 福島市防災会議委員及び顧問

第2節 福島市災害対策本部

災害対策基本法第23条の2第8項の規定に基づき、本市の地域に係る災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、市長が設置する機関で、市長を本部長として市長部局及びその他の市職員をもって組織し、災害予防及び災害応急対策の実施を任務とする機関である。

(資料編 資料3-3 福島市災害対策本部条例参照)

第1 災害対策本部

所掌事務

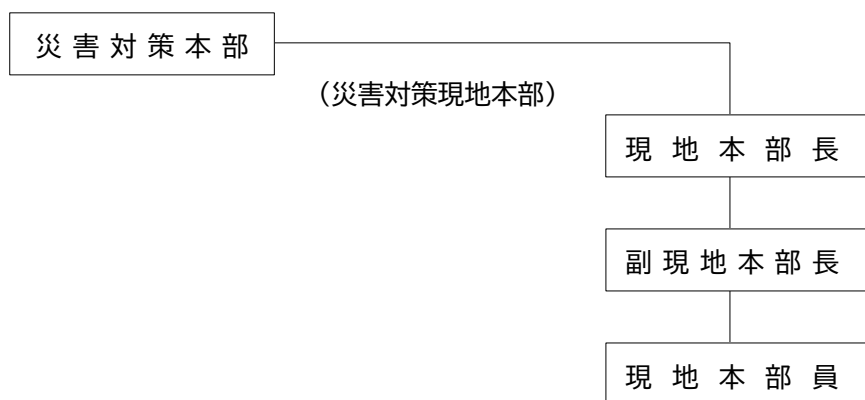
市地域防災計画の定めるところにより市内の災害予防及び災害応急対策を実施する。

第2 災害対策現地本部

所掌事務

災害対策本部と緊密な連絡をし、市地域防災計画の定めるところにより支所・出張所管内の災害被害調査、情報収集及び災害応急対策を実施する。

組 織



(一般災害対策編)

第2章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

災害の拡大を防止するには、迅速な災害対策体制の確立が必要である。

災害発生から災害対策本部設置までの間、災害対策機関の存在の空白を埋める初動体制を整備するとともに災害対策本部・同現地本部の設置手順を定め、災害応急措置が迅速かつ的確に行われるよう整備する。

第1 初動体制

【担当 各部等】

各部の職員は、災害発生を知ったときは、ただちにこの計画による応急活動体制のための体制をとる。

あわせて夜間・休日等の場合、迅速に災害対策本部体制の確立が図れるようにするとともに、本部設置までの間、対策期間の空白を極力なくす体制をとるものとする。

1 各部の警戒体制

各部長は、災害が発生し、また発生のおそれがあると認めるときは、必要な職員を配置して警戒活動を実施するとともに、以下の事項を行う。

- (1) 情報の収集
- (2) 状況の報告

2 夜間・休日等勤務時間外の体制

(1) 臨時非常配備体制

勤務時間外の緊急事態発生時の体制確立手順は、次のとおりとする。

- ① 本庁当直は災害情報を収受したとき、危機管理室職員へ連絡するとともに、職員が登庁するまでの間、危機管理監の指示に従い、情報の収受等にあたる。
- ② 職員は、(2)に定める基準、または被害の発生を知ったときは、ただちに所定の配置場所に参集する。
- ③ 「臨時非常配備体制」は、災害対策本部事務局、災害対策本部、同現地本部、のいずれかが設置された段階で、引き継ぎを行い、それぞれの非常配備体制へ移行する。
- ④ 臨時非常配備体制の任務
 - ア 防災用IP無線の活用やその他の方法による情報収集
 - イ 県及び防災関係機関との連絡
 - ウ 災害対策本部開設の準備
 - エ 指定避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備
 - オ 住民対応
 - カ 参集したその他の職員の指揮
 - キ その他必要な事項

(2) 参集基準

①一般災害

休日、勤務時間外の参集は、下記のとおりとする。

ただし、被害の状況等によっては、この限りではない。

職員区分 \ 被害状況 (配備)	気象警報 (警戒配備)	被害発生のおそれ (災害対策本部配備)	被害拡大のおそれ (緊急非常配備)
災害対策本部員 水防本部	参集または自宅待機 (各本部判断)	参 集	直ちに参集 (参集可能な職員)
警 戒 配 備 課 *内訳下記	【大雨・洪水警報・土砂災害 警戒情報】 第1次警戒配備課 直ちに参集(最小限の職員)	【大雨・洪水警報・土砂災害 警戒情報】 第2次警戒配備課 直ちに参集(必要な職員)	
	【暴風・大雪・暴風雪警報】 直ちに参集(最小限の職員)	参集 (必要な職員)	
災害対策本部 事 務 局	自宅待機	参 集	
各 支 所	直ちに参集 (最小限の職員)	参 集 (必要な職員)	
避難所運営職員	自宅待機	参 集 (本部事務局指示)	
施設所管各課	参集または自宅待機 (各課長等判断)	参 集 (必要な職員)	
そ の 他	自宅待機	参 集 (必要な職員を動員)	

*警戒配備課の内訳(大雨警報(土砂災害/浸水害)・洪水警報・土砂災害警戒情報の場合)

第1次警戒配備課	危機管理室、農林整備課、路政課、道路保全課、道路整備課、河川課、住宅政策課、交通政策課、下水道整備課、下水道管理課、水道総務課、警防課
第2次警戒配備課	広聴広報課、総務課、秘書課、人事課、管財課、農業企画課、環境衛生課、共生社会推進課、保健総務課、都市計画課、下水道総務課、教育総務課

*警戒配備課の内訳(暴風、大雪、暴風雪の場合)

警戒配備課	危機管理室、広聴広報課、管財課、農業企画課、農林整備課、路政課、道路保全課、交通政策課、警防課
-------	---

※ 参集の連絡はしない。

※ 参集場所

本庁職員は本庁、支所職員は支所、ただし、道路の寸断等で行けない場合は、最寄りの本庁・支所へ参集するものとする。この際、防災用IP無線等で災害対策本部事務局へ連絡すること。

※ 必要な職員

予め課内・支所内等で検討し、決定しておくこと。

②地震災害

休日・勤務時間外の参集基準は、下記のとおりとする。

ただし、被害の状況等（天候、他地域の被害状況等）によっては、この限りではない。

震度及び配備 職員区分	震度 4 被害状況把握	震度 5 弱 警 戒 配 備	震度 5 強 災害対策本部配備	震度 6 弱以上 緊 急 非 常 配 備
災害対策本部員	自宅待機		直 ち に 参 集 (参集可能な職員)	
警 戒 配 備 課 *内訳下記	第 1 次警戒配備課 直ちに参集 (必要な職員)	第 2 次警戒配備課 直ちに参集 (必要な職員)		
災 害 対 策 本 部 事 務 局	自宅待機			
各 支 所	直ちに参集 (必要な職員)			
避難所運営職員	自宅待機			
施設所管各課	直ちに参集 (必要な職員)			
そ の 他	自宅待機			

*警戒配備課の内訳（震度4の場合）

第1次警戒配備課	危機管理室、農林整備課、路政課、道路保全課、道路整備課、河川課、住宅政策課、交通政策課、下水道整備課、下水道管理課、水道総務課、警防課
----------	---

*警戒配備課の内訳（震度5弱の場合）

第2次警戒配備課	広聴広報課、総務課、秘書課、人事課、管財課、農業企画課、環境衛生課、共生社会推進課、保健総務課、都市計画課、下水道総務課、教育総務課
----------	--

※ 参集の連絡はしない。

※ 参集場所

本庁職員は本庁、支所職員は支所、ただし、道路の寸断等で行けない場合は、最寄りの本庁・支所へ参集するものとする。この際、防災用IP無線等で災害対策本部事務局へ連絡すること。

※ 必要な職員

予め課内・支所内等で検討し、決定しておくこと。

第2 災害対策本部

【担当 危機管理室】

1 設置または解散

	設 置 基 準	解 散 基 準
災 害 対 策 本 部	下記のいずれかに該当しかつ、市長が必要と認めた場合設置する。 なお、市長が不在のときは、副市長を第二順位とする。 (1) 市域において災害が発生し、又は発生が予想するおそれがある場合。 (2) その他、総合的な応急対策を必要とするとき。	下記のいずれか該当する場合、本部長（市長）が解散する。 (1) 当該災害に係る応急対策が概ね完了したとき。 (2) 予想された災害の危険性が解消されたと認められるとき。
災害対策現地本部	(1) 「災害対策本部」を設置した時点で市の各支所（茂庭出張所を含む、以下「支所等」という。）に設置する。	(1) 解散については、災害対策本部の指示による。

2 本部等の運営等

(1) 本部員会議の協議事項

本部員会議の協議事項は災害の状況に応じて、その都度、本部長（市長）もしくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

- ① 本部の配備体制の切替え及び閉鎖に関すること
- ② 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関すること
- ③ 災害対策経費の処理に関すること
- ④ 災害救助法の適用の意見に関すること
- ⑤ 資金前渡の処理に関すること
- ⑥ その他災害対策の重要事項に関すること

(2) 本部の運営上必要な資機材等の確保

災害対策本部事務局長は、本部が設置されたときは、次の措置を講ずる。

- ① 本部開設に必要な資機材等の整備
 - ア 市災害対策上必要な図板の設置
 - イ 住宅地図等その他地図類の確保
 - ウ 携帯ラジオの確保
 - エ テレビの確保
 - オ 自主防災組織代表者、町内会代表者名簿その他名簿類の確保
 - カ 被害状況連絡票その他の書式類の確保
 - キ その他必要な資機材等の確保

② 通信手段の確保

有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、機器の準備及び応急復旧を行い、通信手段の確保に努める。

③ 自家発電設備の確保

(3) 本部及び現地本部職員の食料・飲料水等の確保

3 本部等の組織及び事務分掌

災害対策を円滑に運営するため、災害対策本部の組織編成を下記のとおり定める。

(1) 災害対策本部員会議

- ① 災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。
- ② 本部員会議に事務局を置き、会議の開催に関する事務を行う。
なお、各本部員には、部内の連絡調整役として連絡員を配置する。
- ③ 本部員会議は、庁議室兼防災対策室において開催する。

災害対策本部組織

本部長	市長	本部員	環境部長
副本部長	副市長	//	市民・文化スポーツ部長
危機管理監		//	健康福祉部長
本部員（本部長付）	水道事業管理者	//	こども未来部長
//	教育長	//	建設部長
//	代表監査委員	//	都市政策部長
本部員	政策調整部長	//	議会事務局長
//	総務部長	//	上下水道局長
//	財務部長	//	消防長
//	商工観光部長	//	教育部長
//	農政部長	//	保健所長

(2) 災害対策本部事務局

- ① 災害対策本部事務局には、常設班と特別班を設置する。通常の災害においては、常設班で対応し、災害の規模に応じて特別班を設置する。
- ② 常設班には、総括班、総務班、現地情報連絡班、情報分析班、避難支援班、物資班、保健・衛生・医療班を設置する。
- ③ 特別班には、被災者支援班、燃料交通班、特別被害支援班、応急医療班、遺体対応班、災害対策現地本部支援班を設置する。

災害対策本部事務局の組織及び各班の役割について

常設班

班 名 等	担 当 業 務	担当課、人員
事務局長 危機管理監	1 各班の統括	1 名
総括班 班長：危機管理室長 副班長：消防本部次長、 水道総務課長	1 災害対策本部事務局の立ち上げ 2 災害応急対策の基本方針 3 本部の予算及び庶務 4 防災会議との連絡調整 5 本部長（市長）の指令伝達 6 各部との連絡調整 7 自衛隊災害派遣要請 8 防災関係機関との連絡調整 9 避難情報に関すること 10 災害救助法の適用及び救助 11 県及び他市への応援要請 12 緊急通行車両等の確認 13 災害対策本部員会議の記録 14 車両の調達及び公用車の配車 15 災害・避難に係るマスコミ広報 16 報道機関の窓口 17 市民からの問い合わせ対応 18 その他災害対策	①総括チーム 危機管理室 11 名 情報企画課 1 名 デジタル推進課 1 名 管財課 2 名 ②プレス対応チーム 広聴広報課 3 名 ③問合せ対応チーム 各部局 8 名 計 26 名
総務班 班長：総務部次長 ①人的受援・職員動員チーム リーダー：人事課長 ②現場広報チーム リーダー：総務課長、 消防総務課長	1 各班の不足職員数の把握及び庁内外との調整・受入れ等に関すること 2 災害・避難に係る現場広報 3 情報及び記録の整理・保存 4 その他事務局長の命じること	①人的受援・職員動員チーム 人事課 3 名 ②現場広報チーム 総務課 1 名 農業振興課 2 名 廃棄物対策課 2 名 環境施設マネジメント室 1 名 市街地整備課 2 名 消防総務課 2 名 計 13 名
現地情報連絡班 班長：建設部次長 副班長：都市政策部次長 ①現地情報連絡チーム リーダー：各警戒配備課長 (担当課欄参照)	1 各部の応急活動状況の報告 2 その他事務局長の命じること	①現地情報連絡チーム 農業企画課 1 名 農林整備課 1 名 環境衛生課 1 名 路政課 1 名 道路保全課 1 名 道路整備課 1 名 河川課 1 名 住宅政策課 1 名 都市計画課 1 名 交通政策課 1 名 下水道総務課 1 名 下水道整備課 1 名 下水道管理課 1 名 水道総務課 1 名 警防課 1 名 教育総務課 1 名 計 16 名

班 名 等	担 当 業 務	担当課、人員
情報分析班 班長：財務部次長（税務） ①情報分析チーム リーダー：資産税課長	1 災害対策オペレーションシステム取りまとめ 2 被害の集計 3 その他事務局長の命じること	①情報分析チーム 管財課 1名 契約検査課 1名 財政課 2名 市民税課 2名 資産税課 2名 納税課 2名 会計課 1名 計 11名
避難支援班 班長：教育部次長 副班長：健康福祉部次長 ①指定避難所開設運営チーム リーダー：教育総務課長 ②避難者支援チーム リーダー：危機管理室次長（兼務） ③避難行動要支援者支援チーム リーダー：長寿福祉課長	1 指定避難所及び福祉避難所の開設準備 2 避難所運営職員の配備準備（機材等含む） 3 避難所の不足物資の把握と物資班への要請に関する事 4 その他指定避難所運営 5 避難支援プラン 6 避難行動要支援者に対する情報伝達 7 避難行動要支援者の避難支援業務 8 その他事務局長の命じること	①避難所開設運営チーム 総務部 } 8名 教育委員会 } ②避難者支援チーム 各部局 336名 ③避難行動要支援者支援チーム 健康福祉部（担当課） } こども未来部（担当課） } 32名 計 376名
物資班 班長 商工観光部次長 ①物的受援・管理チーム リーダー：産業雇用政策課長、国保年金課長 ②物資受入・輸送チーム リーダー：にぎわい商業課長、市民課長	1 避難所等の不足物資の把握及び庁内外との調整・受入れ等に関する事 2 支援物資の受入れ 3 在庫管理 4 指定避難所への輸送	①物的受援・管理チーム 産業雇用政策課 1名 にぎわい商業課 1名 市民課 1名 国保年金課 1名 ②物資受入・輸送チーム 産業雇用政策課 にぎわい商業課 企業振興課 コンベンション推進課 観光交流推進室 納税課 市民課 国保年金課 14名 計 18名

班 名 等	担 当 業 務	担当課、人員
保健・衛生・医療班 班長：保健所副所長 副班長：保健総務課長、 感染症・疾病対策課長 ①連絡調整チーム リーダー：保健総務課、 統括保健師 ②医療対策（医薬品・医療器具・衛生資材等も含む）チーム リーダー：保健総務課、 地域医療政策室長 ③衛生対策チーム リーダー：衛生課長 ④健康支援チーム リーダー：健康づくり推進課長	1 災害時医療チーム、県等との連絡調整・報告 2 保健・衛生・医療に関する状況把握・アセスメント 3 受入医療機関・医薬品・医療機器・衛生資材等の確保、住民への周知 4 感染症予防・食品衛生・環境衛生等の対応 5 保健・栄養等の生活の指導 6 毒物・劇物取扱事業所の指導 7 動物（ペット）の保護	①連絡調整チーム 保健総務課 3名 健康づくり推進課 1名 ②医療対策チーム 保健総務課 3名 感染症・疾病対策課 1名 ③衛生対策チーム 衛生課 1名 感染症・疾病対策課 2名 環境衛生課 2名 ④健康支援チーム 健康づくり推進課 2名 保健総務課 1名 こども家庭課 長寿福祉課 障がい福祉課 } 1名 計 17名

特別班（災害の規模に応じて設置）

班 名 等	担 当 業 務	担当課、人員
被災者支援班 班長：市民・文化スポーツ部次長 副班長：財務部次長(税務)(兼務)、 健康福祉部次長(兼務) ①総合相談窓口対応チーム リーダー：生活課長、 共生社会推進課長 ②被害調査対応チーム リーダー：資産税課長(兼務) ③ボランティア受入チーム リーダー：地域共創課長	1 総合相談窓口の開設及び対応 2 罹災証明書の受付・発行 3 被災者台帳の作成 4 被害調査 5 被害調査データベース作成 6 ボランティアの受入れ	①総合相談窓口対応チーム 生活課 1名 国保年金課 1名 共生社会推進課 1名 生活福祉課 1名 各部局 必要人員 (必要に応じて編成) ②被害調査対応チーム 契約検査課 1名 財政課 2名 資産税課 1名 開発建築指導課 1名 財産マネジメント推進室 1名 会計課 1名 各部局 必要人員 (必要に応じて編成) ③ボランティア受入チーム 地域共創課 3名 計 12名
燃料交通班 班長：財務部次長(財務) 副班長：都市政策部次長(兼務)	1 燃料の確保対策 2 公共交通の確保	管財課 1名 財産マネジメント推進室 1名 交通政策課 2名 計 4名
特別被害支援班 班長：市民・文化スポーツ部次長 (兼務) 副班長：上下水道局次長 (下水道事業)	1 安否情報の提供 2 長期に渡って支援が必要な危機事象への対応	市民課 2名 下水道総務課 2名 下水道整備課 2名 計 6名
応急医療班 班長：保健所副所長(兼務) 副班長：保健総務課長(兼務)	1 応急医療対策チームの編成 2 救護所の設置 3 医療救護班(医師会)の出動要請	保健総務課 2名 衛生課 1名 健康づくり推進課 1名 感染症・疾病対策課 1名 計 5名
遺体対応班 班長：こども未来部次長 副班長：環境部次長	1 遺体安置所の開設および運営	生活福祉課 2名 こども政策課 2名 市民課 2名 環境衛生課 2名 計 8名
災害対策現地本部支援班 班長：危機管理室長(兼務) 副班長：総務部次長(兼務)	1 災害対策現地本部(各支所)への支援	各部局 必要人員 (必要に応じて編成)

4 被害状況の掌握等

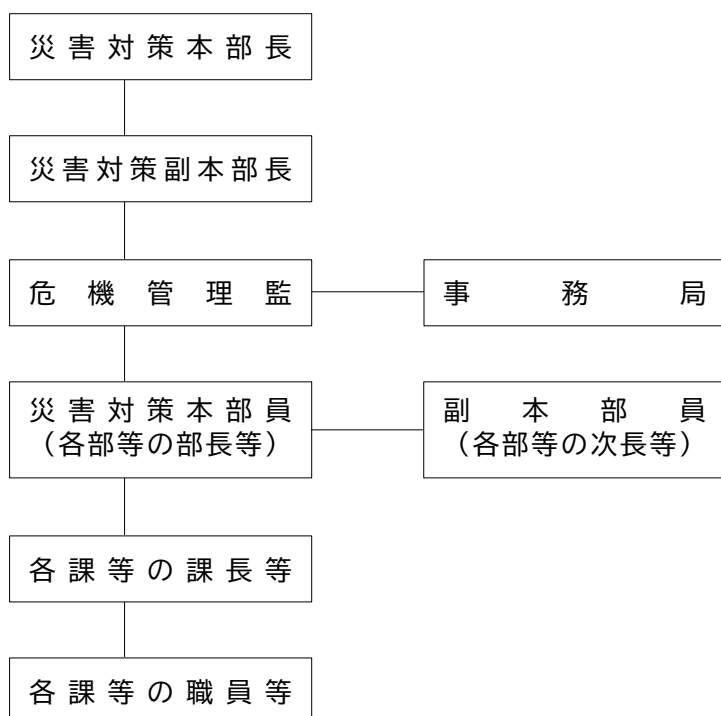
- (1) 被害の状況は、各部において掌握するものとする。
- (2) 各部は被害の状況を情報分析班に報告する。
- (3) 災害対策本部に集まった被害の状況及び災害応急対策の実施状況等は、随時県に報告するとともに報道機関に発表するものとする。

5 被害調査隊

本部長（市長）は、被害の状況の迅速かつ統一的な把握を行うため必要があると認めるときは、関係する課長及び職員による被害調査隊を編成し、現地調査を行わせるものとする。

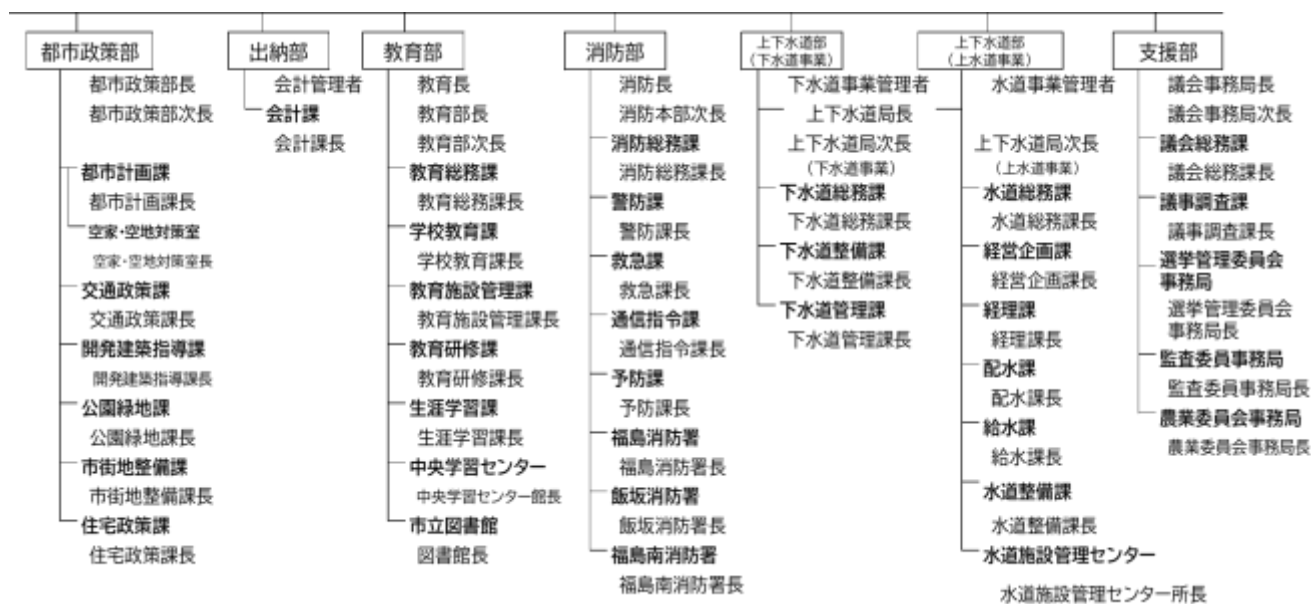
6 本部組織編成表

- (1) 編成の概要



(2) 編成表



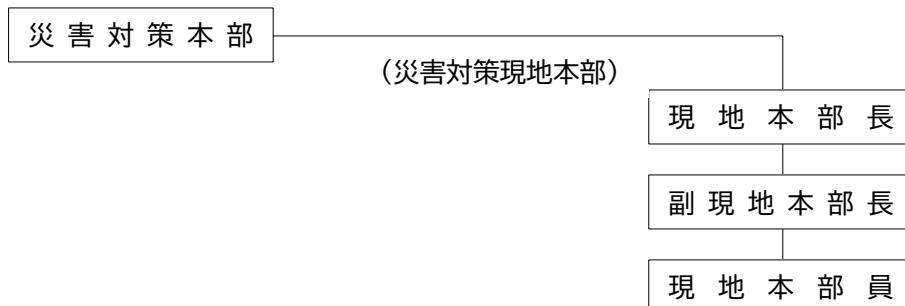


大規模災害時には、被害の実態や時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するために目的別に組織編成を変更することができる。

なお、災害の状況に応じて事務分掌にかかわらず、本部長（市長）の命ずるところにより、他部・他班の行う事務について応援するものとする。

○災害対策現地本部の組織及び事務分掌

災害対策現地本部の組織及び事務分掌は次のとおりとする。



災害対策 現地本部	各 支 所	1 消防団及び自主防災組織等との連携に関すること。 2 災害対策本部及び関係機関団体との連絡調整に関すること。 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。 4 災害に関する市民への広報活動に関すること。 5 通信連絡の確保に関すること。 6 非常配備人員の把握及び調整に関すること。 7 所管諸施設の災害対策及び被害調査並びに市民一般家屋等の被害調査に関すること。 8 災害義援金の受付に関すること。 9 保健衛生及び環境衛生に関すること。 10 被災地の清掃に関すること。 11 救援物資の調達及び供給に関すること。 12 自動車の配車及び緊急輸送に関すること。 13 奉仕団、民生委員等、社会事業団体との連絡及び協力要請に関すること。 14 見舞金に関すること。 15 医療救護に関すること。 16 救護所、指定避難所等、応急施設の開設及び管理に関すること。 17 医療機関との連絡及び協力要請に関すること。 18 児童・生徒の避難計画及び指示に関すること。 19 避難行動要支援者に関すること。
--------------	-------	---

7 本部の各部事務分掌

部 名	課 名	分 掌 事 務
各部共通		1 所管事項に関する被害状況のとりまとめ及び被害報告並びに本部との連絡に関すること。 2 所管事項に関する災害応急措置の概要等の本部への報告に関すること。 3 所管事項に関する災害写真（説明書添付）のとりまとめに関すること。 4 他の部の応援（被害調査）に関すること。 5 本部事務局の要請に関すること。

部 名	課名	分 掌 事 務
(市長直轄)	危機管理室	1 災害対策本部事務局に関すること。 2 気象情報のとりまとめ及び伝達に関すること。 3 災害情報の収集及び報告に関すること。 4 自衛隊の派遣要請及び活動状況の把握に関すること。 5 関係機関及び民間団体への協力要請に関すること。 6 罹災証明書のとりにまとめに関すること。 7 住宅関係障害物の除去の検討に関すること。 8 各部との連絡調整に関すること。 9 災害対策現地本部との連絡調整に関すること。 10 自主防災組織との連絡、指導に関すること。
政策調整部	政策調整課	1 部内の連絡調整に関すること。
	広聴広報課	1 市民への広報活動に関すること。 2 広報活動計画の整備に関すること。 3 報道機関への発表・協力要請に関すること。 4 ラジオ放送、テレビ放送、新聞による広報に関すること。 5 災害写真の撮影、収集及び記録等に関すること。
	デジタル推進課	1 市の情報システムの保全に関すること。
	情報企画課	2 災害対策本部事務局の立ち上げに関すること。
総務部	地域共創課	1 災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること。 2 所管施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。
	総務課	1 災害対策本部事務局総務班の支援に関すること。 2 災害対策現地本部との連絡調整支援に関すること。 3 市議会との連絡に関すること。 4 広報車等による広報活動に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。
	秘書課	1 災害対策本部と各部各班との連絡に関すること。 2 市長・副市長の秘書業務に関すること。
	人事課	1 災害時における不足職員把握及び庁内外との調整・受入れ等に関すること。 2 近隣自治体等からの職員派遣受入の調整に関すること。 3 各部から職員の安否情報等の受領に関すること。
財務部	男女共同参画センター	1 男女共同参画センターの被害調査及び復旧に関すること。 2 男女共同参画関係機関との連携調整に関すること。
	管財課	1 車両の調達及び市公用車の配車に関すること。 2 市庁舎及び市有財産の被害調査並びにその応急復旧のとりにまとめに関すること。 3 災害対策本部の立ち上げに関すること。 4 各種資器材の調達に関すること。 5 臨時ヘリポート可能予定地の把握に関すること。 6 燃料の調達に関すること。 7 部内の連絡調整に関すること。 8 部内他課の所掌に属さない事項に関すること。
	契約検査課	1 被害調査の支援に関すること。 2 工事等の契約に関すること。
	財政課	1 災害応急対策経費の予算措置に関すること。 2 被害調査の支援に関すること。
	市民税課	1 被害集計の支援に関すること。
	資産税課	1 被害集計の支援に関すること。 2 建物等の被害状況のとりにまとめに関すること。
	納税課	1 被害集計の支援に関すること。
		2 災害時における食料の応急給与に関すること。

部 名	課名	分 掌 事 務
財 務 部	財産マネジメント推進課	1 被害調査の支援に関すること 2 燃料の調達に関すること
	公共建築課	1 市庁舎及び市有財産の被害調査並びにその応急復旧のとりまとめの支援に関すること。 2 市有建築物等の災害復旧に関すること。 3 住宅政策課が行う応急仮設住宅の建設とその応急資材のあっせんの支援に関すること。
商工観光部	産業雇用政策課	1 被災時の不足物資の把握・調整・外部要請に関すること。 2 所管施設の被害調査及びその復旧に関すること。 3 復旧事業資金のあっせん等に関すること。 4 支援物資の受入・在庫管理・配給に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。
	にぎわい商業課	1 被災時の不足物資の把握・調整・外部要請に関すること。 2 所管施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 3 支援物資の受入・在庫管理・配給に関すること。 4 緊急輸送に関すること。
	企業振興課	1 被災時における生活必需物資の供給に関すること。 2 所管施設の被害調査及びその復旧に関すること。 3 工業関係の被害調査及びその対策に関すること。 4 土地開発公社保有地の被害調査及びその対策に関すること。 5 支援物資の受入・配給に関すること。 6 指定避難所の管理及び運営支援に関すること。
	観光交流推進室 コンベンション 推進課	1 被災時における生活必需物資の供給に関すること。 2 観光施設の被害調査及びその復旧に関すること。 3 観光客等の避難対策に関すること。 4 支援物資の受入・配給に関すること。 5 指定避難所の管理に関すること。
農政部	農業企画課	1 農業災害の調査及びその応急対策に関すること。 2 農業気象災害に関すること。 3 農協及び生産者団体との連絡調整に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。
	農業振興課	1 生産者団体等関係機関との連絡調整に関すること。 2 被害農業者の制度に関する資金のあっせんに関すること。 3 広報車等による広報活動の支援に関すること。 4 炊き出し食料品の調達に関すること。
	農林整備課	1 農業用施設等の災害状況調査及びその応急対策に関すること。 2 林道及び治山施設の被害調査とその応急復旧に関すること。 3 応急対策用資材の調達及びあっせんに関すること。 4 災害現場調査に関すること。
	市場管理課	1 災害時における生鮮食料品の確保及び調達に関すること。 2 支援物資の保管に関すること。 3 市場施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。
市民・文化 スポーツ部	生活課	1 応急復旧に関する市民相談の受付及び関係各部との連絡に関すること。 2 生活相談に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。
	市民課 スマート窓口推進課	1 被災時の不足物資の把握・調整・外部要請に関すること。 2 災害時における食料の応急給与に関すること。 3 遺体安置所の開設及び運営の支援並びに身元確認等に関すること。安否情報の提供に関すること。
市民・文化 スポーツ部	国保年金課	1 被災時の不足物資の把握・調整・外部要請に関すること。 2 災害時における食料の応急給与に関すること。

部 名	課名	分 掌 事 務
	定住交流課	1 所管施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 2 国際交流団体と連携した外国人の避難等に関すること。 3 国際交流団体と連携した外国人の安否情報の収集に関すること。
	文化振興課	1 文化財の保全及び被害調査に関すること。 2 文化施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。
	スポーツ振興課	1 指定避難所の管理に関すること。 2 体育施設の被害調査並びにその応急復旧に関すること。
環境部	環境政策課	1 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。
	環境衛生課	1 遺体安置所の開設及び運営の支援並びに埋火葬に関すること。 2 被災地における感染症の予防及び防疫に関すること。 3 仮置場等の被害調査及びその応急復旧に関すること。
	ごみ政策課	1 被災地の清掃に関すること。 2 し尿の収集及び処理に関すること。 3 廃棄物（し尿処理を除く）の収集及び処理に関すること。
	廃棄物対策課	1 被災地の清掃に関すること。 2 し尿の収集及び処理に関すること。 3 廃棄物（し尿処理を除く）の収集及び処理に関すること。 4 広報車等による広報活動の支援に関すること。 5 産業廃棄物処理施設の被災状況調査等に関すること。
	環境施設マネジメント室 環境施設整備課	1 被災地域の環境整備計画に関すること。 2 し尿の収集及び処理に関すること。 3 広報車等による広報活動の支援に関すること。
	あぶくま クリーンセンター あらかわ クリーンセンター	1 被災地の清掃に関すること。 2 ごみ処理施設の災害状況調査及び応急対策に関すること。 3 廃棄物（し尿処理を除く）の収集及び処理に関すること。
健康福祉部	共生社会推進課 福祉監査課	1 被災者の調査及び援護対策に関すること。 2 災害見舞金等の支給に関すること。 3 災害援護資金の貸付に関すること。 4 災害弔慰金の支給に関すること。 5 災害義援金の受付及び配分に関すること。 6 福祉施設の被害調査及びその応急復旧の総括に関すること。 7 福祉避難所に関すること。 8 災害障害見舞金の支給に関すること。 9 生活再建支援金に関すること。 10 部内の連絡調整に関すること。
	生活福祉課	1 福祉避難所に関すること。 2 遺体安置所の開設及び運営の統括に関すること。
	障がい福祉課	1 避難行動要支援者の支援に関すること。 2 福祉避難所に関すること。 3 被災者の調査及び援護対策に関すること。 4 福祉施設（障がい福祉に関わる施設）の被害調査及びその応急復旧に関すること。
	長寿福祉課 介護保険課	1 避難行動要支援者の支援に関すること。 2 福祉避難所に関すること。 3 被災高齢者に対する援護対策に関すること。 4 福祉施設（高齢者・介護に関わる施設）の被害調査及びその応急復旧に関すること。 5 社会福祉施設等への給油支援に関すること。

部 名	課名	分 掌 事 務
健康福祉部	保健所 保健総務課 衛生課 感染症・疾病対策課 健康づくり推進課	1 保健・衛生・医療の統括に関すること。 2 災害時における応急医療及び助産・救護に関すること。 3 医療機関の被害の調査及びその応急復旧による受入医療機関の確保に関すること。 4 医薬品、医療機器、衛生資材等の確保及び配分に関すること。 5 被災地の感染症予防、食品衛生、生活衛生に関すること。 6 保健・衛生・医療班の支援に関すること。 7 救護所の設置に関すること。 8 災害時における健康支援に関すること。 9 毒物・劇物の貯蔵状態、被害状態の把握及び指導に関すること。 10 災害時におけるペットの対応に関すること。 11 派遣医療チーム等、県、応援関係機関との連絡調整に関すること。 12 避難行動要支援者の支援に関すること。 13 福祉避難所に関すること。 14 ペット同伴避難所に関すること。 ※ 市保健師は保健所長の指示のもと、保健・衛生・医療班員となり、活動する体制とする。
こども未来部	こども政策課	1 福祉避難所に関すること。 2 被災母子等世帯、児童等に対する援護対策に関すること。 3 福祉施設(児童に関わる施設)の被害調査及びその応急復旧に関すること。 4 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5 避難行動要支援者の支援に関すること。 6 遺体安置所の開設及び運営に関すること。 7 部内の連絡調整に関すること。
	こども家庭課	1 福祉避難所に関すること。 2 被災母子等世帯、児童等に対する援護対策に関すること。 3 福祉施設(児童に関わる施設)の被害調査及びその応急復旧に関すること。 4 ショートステイ利用児童の安全確認に関すること。 5 母子生活支援施設の被害状況確認及び応急復旧に関すること。 6 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 7 避難行動要支援者の支援に関すること。 8 保健・衛生・医療班の支援に関すること。
	幼保企画課	1 福祉避難所に関すること。 2 福祉施設(児童に関わる施設)の被害調査及びその応急復旧に関すること。
	幼保支援課	1 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 避難行動要支援者の支援に関すること。
建設部	路政課	1 道路橋梁等の被害調査に関すること。 2 通行規制等の応急措置に関すること。 3 国道・県道・東日本高速道路(株)管理者との連絡調整及び情報収集に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。
	道路保全課	1 道路橋梁等の被害調査及びその応急復旧に関すること。 2 緊急輸送路及び主要幹線道路の交通確保に関すること。 3 通行規制等の応急措置に関すること。 4 道路関係障害物の除去に関すること。 5 道路、橋梁等の応急復旧資機材の確保に関すること。
	道路整備課	1 道路、橋梁等の被害調査及びその応急復旧に関すること。
	河川課	1 河川及び水路の被害調査並びにその応急復旧に関すること。 2 所管施設の被害状況把握に関すること。
都市政策部	都市計画課	1 災害復興に係る都市計画に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。

部 名	課名	分 掌 事 務
	交通政策課	1 公共交通機関の情報収集に関すること。 2 公共交通の確保対策に関すること。 3 所管施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。
	開発建築指導課	1 建築物の被害状況調査に関すること。 2 住宅等の応急復旧に関する市民相談に関すること。 3 開発行為に伴う造成地の災害予防及び復旧指導に関すること。 4 建築物の応急危険度判定に関すること。 5 住宅政策課が行う住宅の応急修理の支援に関すること。
	公園緑地課	1 公園、緑地等の被害調査及びその応急復旧に関すること。
	市街地整備課	1 市街地整備事業関連施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 2 土地地区画整理事業関連用地等の被害調査及びその応急復旧に関すること。 3 広報車等による広報活動の支援に関すること。
	住宅政策課	1 市営住宅の被害調査とその応急復旧に関すること。 2 応急仮設住宅の建設とその応急資材のあっせんに関すること。 3 住宅の応急修理に関すること。
	出納部 (会計課)	1 災害対策経費の経理に関すること。 2 被害集計の支援に関すること。
上下水道局 (下水道事業)	下水道総務課 下水道整備課 下水道管理課	1 下水道施設及び農業集落排水処理施設の被害調査のとりまとめに関すること。 2 特別被害支援に関すること。 3 下水道施設、衛生処理施設及び農業集落排水処理施設の被害調査並びにその復旧に関すること。
上下水道局 (上水道事業)	水道総務課	1 災害時における職員の動員・配置に関すること。 2 災害対策本部及び関係機関との連絡に関すること。 3 被災情報、復旧情報等の広報に関すること。 4 部内各課との連絡調整に関すること。
	経営企画課	1 被災情報の収集に関すること。 2 被災情報の記録に関すること。 3 緊急水運用計画の作成に関すること。 4 渇水対策の総括に関すること。
	経理課	1 水道施設の災害に係る経費に関すること。
	配水課	1 主要管路調査と緊急措置に関すること。 2 配水管等の応急復旧工事に関すること。 3 応急復旧等に係る関係機関との連絡調整に関すること。
	給水課	1 応急給水活動に関すること。 2 給水装置に関する市民からの問い合わせに関すること。
	水道整備課	1 導水管・送水管・配水管の応急復旧工事に関すること。
	水道施設管理センター	1 受水池・配水池等の応急対策に関すること。 2 水道水質に関すること。
教育部 (教育委員会)	教育総務課	1 事務局内の職員の動員に関すること。 2 部内各課との連絡調整に関すること。 3 指定避難所の開設に関すること。
	学校教育課 教育研修課	1 幼児、児童、生徒の避難及び心のケアに関すること。 2 応急教育対策に関すること。 3 教職員の動員に関すること。 4 被災した児童及び生徒に対する学用品等の支給に関すること。 5 被災した児童及び生徒の保健管理に関すること。 6 災害時公衆無線LANの開放
	教育施設管理課	1 教育施設及び給食施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 2 指定避難所の管理に関すること。 3 炊き出しによる食料品の給与に関すること。

部 名	課名	分 掌 事 務
	生涯学習課	1 社会教育施設及び学習センターの被害調査及びその応急復旧に関すること。 2 指定避難所の管理に関すること。 3 学習センターとの連絡調整に関すること。
	中央学習センター	1 生涯学習課への被害報告に関すること。 2 指定避難所の開設及び管理に関すること。
	各学習センター	1 広報車等による管内の広報活動の支援に関すること。 2 中央学習センターへの被害報告に関すること。 3 指定避難所の開設及び管理に関すること。 4 災害対策現地本部の支援に関すること。
	図書館	1 図書館の被害調査及びその応急復旧に関すること。
消防部 (消防本部)	消防総務課	1 消防団員の非常招集に関すること。 2 広報車等による広報活動の支援に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。
	警防課	1 消防活動に関すること。 2 災害現場の情報収集に関すること。 3 消防水利等の調査に関すること。(災害対応に必要な水利の確認等) 4 資機材の調達に関すること。(消防関係のみ)
	救急課	1 救急活動に関すること。
	予防課	1 火災の予防・調査に関すること。 2 危険物の災害対策に関すること。 3 自主防災組織との連絡、指導に関すること。
	通信指令課	1 気象情報の收受及び伝達に関すること。 2 非常通信に関すること。 3 指令課員の非常招集に関すること。 4 指令システムの災害モードへの拡張作業。 5 非常電源の確保に関すること。
	福島消防署 飯坂消防署 福島南消防署	1 署員の非常招集に関すること。 2 避難の指示・誘導に関すること。 3 危険物の災害応急対策に関すること。 4 消防活動、水防活動、救急活動に関すること。 5 各種情報収集・整理・分析・伝達(関係機関との連携)に関すること。 6 行方不明者の捜索及び遺体の収容、移送に関すること。
支援部 (各委員会 等)	議会事務局	1 市議会議員との連絡に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。
	選挙管理委員会 事務局	1 選挙管理委員との連絡に関すること。
	監査委員事務局	1 監査委員との連絡調整に関すること。
	農業委員会事務局	1 農業委員等との連絡調整に関すること。

8 災害対策現地本部の活動要領

災害対策現地本部の活動は、災害対策本部の活動要領に準ずるものとする。

第3 動員・配備計画

【担当 危機管理室】

1 非常配備

災害対策本部は、被害の拡大の防止、並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るための非常配備体制をとるものとする。

- (1) 非常配備は、「警戒配備」、「災害対策本部配備」、「緊急非常配備」に種別し、それぞれの配備内容、配備時期及び各配備の際の活動要領は、次の表のとおりとする。
- (2) 災害規模及び特性に応じ下記一般的基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。
- (3) 災害対策現地本部は、下記一般的基準に準じ、配備体制を整えるものとする。
- (4) 本部長（市長）が参集できず連絡がとれない場合は、参集した本部員の中で最も上位にある者がこれを代理する。

① 警戒配備

配備内容	配備時期	活動要領
情報連絡のために「警戒配備課」として指定された課及び支所等の、少数の人員をもって充てるもので、状況により、さらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	1 気象警報が発表されたとき。 2 市域において、震度5弱の地震が発生したとき。 3 その他、必要に応じて危機管理監が当該配備を指示したとき。	1 危機管理室長は、県及び関係機関と連絡をとり、災害に関する情報を収集し危機管理監に報告するとともに、関係部長及び課長に連絡する。 2 関係各課長は、庁議室兼防災対策室に参集し、相互に情勢を交換して客観情勢を判断し、当該情勢に対応する措置を検討する。 3 警戒配備についての各課の課長は危機管理室長からの情報又は連絡に即応して、待機職員に対し、随時必要な指示を行う。 4 警戒配備につく職員の人数は状況に応じ各課長が増減する。

② 災害対策本部配備

配備内容	配備時期	活動要領
1 関係各部各課の所要人員をもって情報収集連絡活動及び応急措置を講じ、災害の発生とともに直ちに非常活動が開始できる体制とする。 2 災害発生が予想され災害対策本部が設置されたとき、現地本部は所要人員をもって直ちに非常活動が開始で	1 気象警報発令後、災害の発生、又は発生するおそれがあるとき。 2 市域において、震度5強の地震が発生したとき。 3 その他、必要により本部長（市長）が当該配備を指令したとき。	1 災害対策本部及び災害対策現地本部を設置する。 2 危機管理監及びその他の関係部長は情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに、相互の連絡を密にし、客観情勢を判断のうえ、応急措置について、必要のあるつど、随時これを本部長（市長）に報告する。 3 危機管理監は必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、災害に関する情報の周知を図る。 4 各部長は、次の措置をとり、随時その状況を本部長（市長）に報告する。 (1) 状況は、関係各課長等を通じ、職員に徹底させ、所要の人員を配備する。 (2) 関係各課及び関係機関等との連絡を密にし、協力体制を整備する。 5 本部長（市長）は、必要に応じ、災害対策本部員会

きる体制とする。		議を招集する。 6 現地本部長は、支部管内の情報を収集及び本部長（市長）への報告をするとともに相互の連絡を密にし、応急措置を行う。
----------	--	--

③ 緊急非常配備

配備内容	配備時期	活動要領
1 災害対策本部の全力をもって災害応急対策活動ができる体制をとり、状況により、災害応急対策活動に従事する。 2 現地本部は、支所全員をもって上記の活動に従事する。	1 市域に相当規模の災害が発生したとき。 2 市内の複数区域に災害が発生したとき。 3 または上記のような事態の発生が予測されるとき。 4 市域において、震度6弱以上の地震が発生したとき。 5 その他必要により本部長（市長）が当該配備を指令したとき。	当該配備が指令された後、及び被害が発生した後は、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、随時その活動状況を本部長（市長）に報告する。

2 動員職員の配備計画

(1) 動員配備計画表の作成

各部長は、年度当初に非常配備体制に係る動員計画について一日三交代を基本とした計画表を作成し、災害対策本部が設置された場合は、応急対策を決定するまでの間に人事課長に報告するものとする。

(2) 職員の動員

各部長は、普段より職員の参集方法について、事前に周知を図るものとする。

職員は、直ちに参集する必要がある場合において、交通事情等により定められた参集場所へ行けない場合は、最寄りの本庁・支所へ参集するものとする。

この際、参集後、防災用IP無線等で災害対策本部へ連絡するものとする。

3 職員の動員及び配備

職員の動員計画は、あらかじめ各部長より提出された動員配備計画表に基づき、人事課長が所掌する。

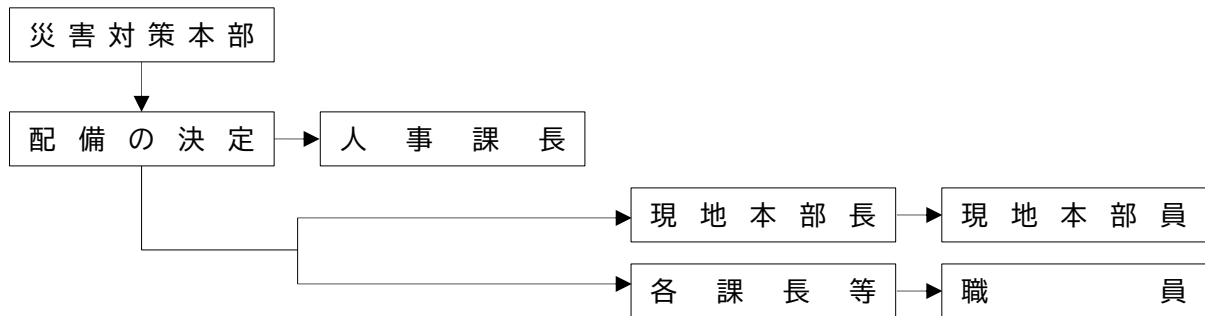
また、人事課長は、本部長（市長）の指示により、動員職員のうち災害の内容に応じ、各部各課へ応援する職員の適切な配置を行うものとする。

4 報告

各部各班員は、本部長（市長）の非常配備体制の指令に基づき配備体制を整えたときは、各部長を通し速やかにその旨を人事課長に報告するものとする。

5 動員の伝達系統及び方法

(1) 動員の伝達

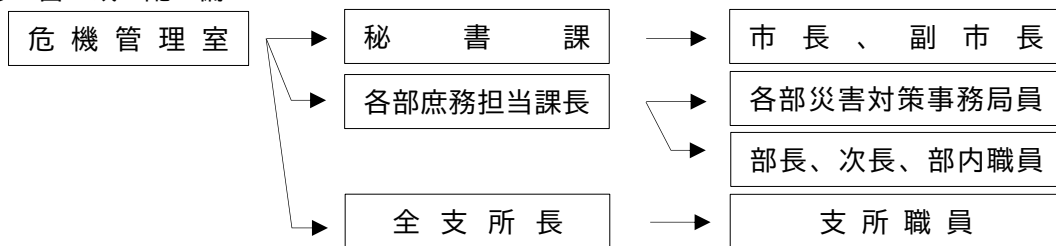


- ・伝達は、庁内放送、防災用IP無線または口頭、その他適切な方法により行う。
- ・上下水道局（上水道事業）の動員伝達は、水道事業管理者の定める伝達系統による。
- ・消防本部の動員伝達は、消防本部の定める伝達系統による。
- ・各員までの動員伝達については、各課長等及び各現地本部長が行う。

6 一般災害（地震以外、水防本部含む）連絡体制

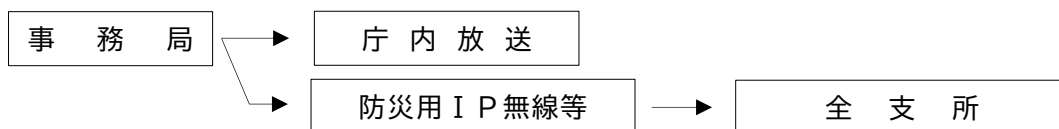
(1) 勤務時間外

① 警戒配備



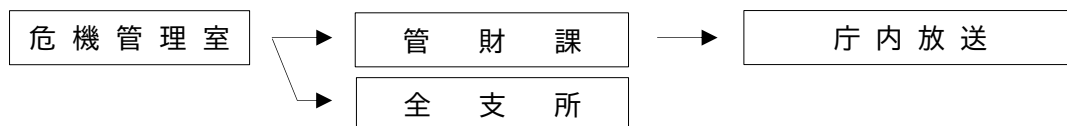
*支所に参集した場合は危機管理室へ連絡

② 災害対策本部配備及び緊急非常配備



*支所に参集した人員を災対事務局へ連絡

(2) 勤務時間内



- ・消防本部は、消防本部の定める伝達系統による。
- ・上下水道局（上水道事業）は、水道事業管理者の定める伝達系統による。

第4 応援の要請

各機関等への応援要請は、危機管理室長が本部長(市長)の指示に基づき行う。

なお、各機関等からの応援職員を受け入れるため、福島市災害時受援計画に基づき、受援体制の整備に努めるものとする。

1 県への応援要請等

災害時において、市単独で対処できないと判断された場合は、県知事（災害対策課）に応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）又は、応援のあつせんを行う。

また、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援・協力を求めるものとする。

市が県知事又は、他の市町村長の応援又は、応援の斡旋を求める場合、次に掲げる事項について口頭又は、電話をもって要請し、後日、文書により処理する。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を要請する機関名
- (3) 応援を要請する職種別人員、物資等
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) その他必要な事項

2 市町村に対する応援要請

- (1) 災害時応援協定の優先

災害対策基本法第67条により、災害が発生した場合は各市町村に対して応援を要求することができるが、この場合、災害時応援協定を締結した市町村への要請を優先するものとする。

- (2) 他市町村に応援を求める場合に要請する事項は、下記による。ただし、締結した協定に別の定めがあるときは、それに従う。

また、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理をするものとする。

- ① 災害の状況及び応援を求める理由
 - ② 応援を要請する職種別人員、物資
 - ③ 応援を必要とする場所、期間
 - ④ その他必要な事項
- (3) 知事の指示にかかる応援に従事する者は、市長の指揮の下に行動する。協定により応援に従事する者は、協定に基づく協議により、指揮権を設定するものとする。

3 指定地方行政機関の長に対する応援要請

- (1) 本部長（市長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条）。

指定地方行政機関

- ・ 東北農政局 ・ 福島森林管理署 ・ 福島地方気象台 ・ 福島労働基準監督署
- ・ 東北地方整備局福島河川国道事務所 ・ 東北運輸局福島運輸支局

- (2) 本部長（市長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。
- (3) 指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する場合は、次に掲げる事項について記載した文書によって行う。

また、本部長（市長）が知事に対して、指定地方行政機関の派遣のあつせんを求めるときも同様とする。

- ① 派遣を要する理由
- ② 派遣を要する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする場所

- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、派遣された職員の身分の取り扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

4 指定地方公共機関等への応援要請

- (1) 指定地方公共機関等の応援のあつせんを県に求める場合は、県災害対策課に対し、文書をもって依頼する。急を要する場合は、電話、県防災行政無線で依頼し、後日文書をもって行う。

なお要請は、以下に掲げる事項を明らかにして行う。

- ① 応援の要請：その理由、応援を希望する機関名、必要とする期間、物資、資材、器具等の品名、必要とする場所・活動内容、その他必要な事項
 - ② 職員の派遣の要請：その理由、幹旋を求める職員の職種別人員数、必要とする期間、派遣される職員の給与その他の勤務条件、その他参考となるべき事項
 - ③ 緊急放送の要請：その理由、放送事項、希望する放送日時・送信系統、その他必要な事項
- (2) 手続き

本部長（市長）は、指定公共機関または指定地方公共機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。また、本部長（市長）が県知事に対して指定公共機関または指定地方公共機関の職員の派遣のあつせんを求めるときも同様である。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、市は、派遣された身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

5 公共的団体等への協力要請

市は、区域内における公共的団体及び自発的な防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行うものとする。

- (1) 異常現象、災害による被害箇所及び危険箇所を発見したときの通報
- (2) 避難行動要支援者の把握、介助等に対する協力
- (3) 災害に関する予警報その他の情報を地区住民に伝達することへの協力
- (4) 災害時における広報広聴活動への協力
- (5) 災害時における出火の防止及び初期消火への協力
- (6) 避難誘導、指定避難所内被災者の救援業務への協力
- (7) 被災者に対する食料品、飲料水、その他物資の配分作業への協力
- (8) 被災状況の調査に対する協力
- (9) 被災区域内の秩序維持に対する協力
- (10) 被災者の安否確認、遺体の搜索、受入、身元確認に対する協力
- (11) 罹災証明書交付事務への協力
- (12) 被災建築物の使用制限の調査に関する協力
- (13) その他の災害応急対策の実施に対する協力

① 民間団体への協力要請の方法

各対策部が作業を行うため民間団体の協力を必要とするときでこの計画に定めのない場合については、危機管理室長が本部長(市長)の指示に基づき、その責任者に対して要請するものとする。

② ボランティアへの協力要請の方法

大規模災害時は、本部長(市長)の指示に基づきそれぞれ所管する部長が協力要請を行う。

また、市外からのボランティアについては、健康福祉部長が本部長(市長)の指示に基づき協力要請を行うものとする。

要請の際に明らかにすべき事項

ア 活動の内容

イ 協力を希望する人数

ウ 調達を要する資機材等

エ 協力を希望する地域及び期間

オ その他参考となるべき事項

6 他都道府県等に対するヘリコプターの派遣要請

本部長(市長)からの要請により、県知事は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、他都道府県等が所有するヘリコプターの派遣要請を行う。

第2節 気象情報等の収集及び伝達

気象業務法（昭和27年法律第165号）の規定に基づき福島地方気象台が行う気象に関する予報・警報及びその他の気象に関する情報の収集とその伝達を迅速かつ的確に行うものとする。

第1 気象警報・注意報等の定義と発表基準

1 定義

- (1) 予報：観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。
- (2) 特別警報：大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報。
- (3) 警報：大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により重大な災害が発生するおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報。
- (4) 注意報：大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。
- (5) 情報：気象の予報等について、経過や予想、防災上の注意を解説するもの。

2 特別警報・警報・注意報等の種類や発表基準

(1) 特別警報・警報・注意報

概要及び発表基準は（資料編 資料4-1）のとおりである。

(2) 情報

- ア 福島県気象情報
- イ 土砂災害警戒情報
- ウ 記録的短時間大雨情報
- エ 竜巻注意情報
- オ キキクル（危険度分布）
 - ・土砂キキクル
 - ・浸水キキクル
 - ・洪水キキクル
- カ 指定河川洪水予報（阿武隈川上流・荒川）

河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。阿武隈川上流（釈迦堂川・笹原川・松川・摺上川・広瀬川を含む）・荒川については、東北地方整備局福島河川国道事務所と福島地方気象台が共同で発表する。

- (ア) 氾濫注意情報（洪水注意報）は、氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。
- (イ) 氾濫警戒情報（洪水警報）は、一定時間後に氾濫危険水位に達することが予想されるとき、あるいは、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等避難の発令の判断の目安とする。
- (ウ) 氾濫危険情報（洪水警報）は、氾濫危険水位に達したとき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり避難指示の発令の判断の目安とする。

(工) 氾濫発生情報(洪水警報)は、氾濫が発生したときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。

阿武隈川上流(釈迦堂川・笹原川・松川・摺上川・広瀬川を含む)及び荒川の基準表は下記のとおり。

〈予報区間〉

・荒川

区域：左岸 福島県福島市佐原字山神前3番地の1地先から阿武隈川合流点まで

右岸 福島県福島市荒井字地蔵原61番地先から阿武隈川合流点まで

・阿武隈川上流

区域：左岸 福島県西白河郡矢吹町中沖727番1地先の県道橋下流端から福島・宮城県境まで

右岸 福島県石川郡玉川村大字小高字石場37番7地先の県道橋下流端から
福島・宮城県境まで

・釈迦堂川

区域：左岸 福島県須賀川市中宿96の1番地先から阿武隈川合流点まで

右岸 福島県須賀川市字古屋敷108号地先から阿武隈川合流点まで

・笹原川

区域：左岸 福島県郡山市安積町荒井字道場67番地の4地先から阿武隈川合流点まで

右岸 福島県郡山市安積町笹川字広町28番の1地先から阿武隈川合流点まで

・松川

区域：福島県福島市本内字松川畑2番の4地先の国道橋から阿武隈川合流点まで

・摺上川

区域：福島県伊達市字諏訪前1番地先の道路橋から阿武隈川合流点まで

・広瀬川

区域：左岸 福島県伊達市梁川町字上川原16番地の1地先から阿武隈川合流点まで

右岸 福島県伊達市梁川町字鶴ヶ岡16番地の1地先から阿武隈川合流点まで

基準地点と基準水位

・阿武隈川上流

観測所名	水防団待機水位(m) (指定水位)	氾濫注意水位(m) (警戒水位)	避難判断水位(m) (特別警戒水位)	氾濫危険水位(m) (危険水位)	計画高水位(m)
玉城橋	3.60	4.80	5.20	6.10	6.500
須賀川	3.50	4.50	7.10	7.70	7.991
阿久津	4.00	5.50	6.80	7.90	8.675
本宮	4.00	5.00	6.30	7.90	9.293
二本松	5.50	6.50	10.10	10.40	13.179
福島	3.00	4.00	5.10	5.40	6.559
伏黒	3.00	4.00	4.50	5.00	7.269

・荒川

観測所名	水防団待機水位(m) (指定水位)	氾濫注意水位(m) (警戒水位)	避難判断水位(m) (特別警戒水位)	氾濫危険水位(m) (危険水位)	計画高水位(m)
八木田	0.50	1.20	1.30	2.00	3.464

・松 川

観測所名	水防団待機水位(m) (指定水位)	氾濫注意水位 (m) (警戒水位)	避難判断水位 (m) (特別警戒水位)	氾濫危険水位 (m) (危険水位)	計画高水位 (m)
清 水	2.00	2.50	3.60	3.85	4.420

キ その他

火災気象通報

連絡系統は本節第4のとおり

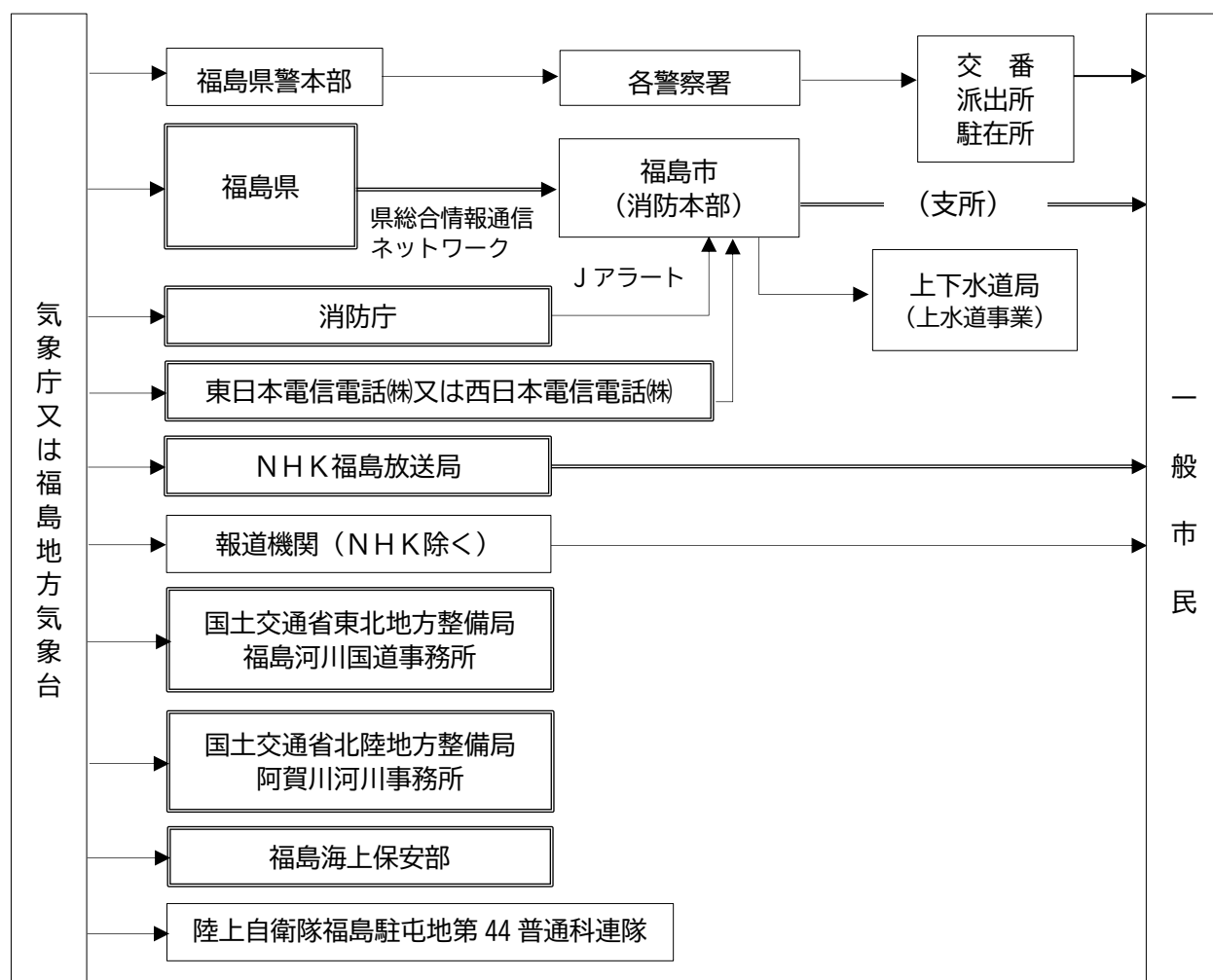
3 線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ

線状降水帯は、次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる強い降水をともなう雨域で、これにより大雨災害発生の危険度が急激に高まることがある。

線状降水帯による大雨の可能性のある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から、福島県気象情報のなかで府県単位を基本に線状降水帯発生の可能性について言及する。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況が観測された場合には、「顕著な大雨に関する福島県気象情報」を発表し、「線状降水帯」というキーワードを使って解説される。

第2 気象等の警報伝達系統



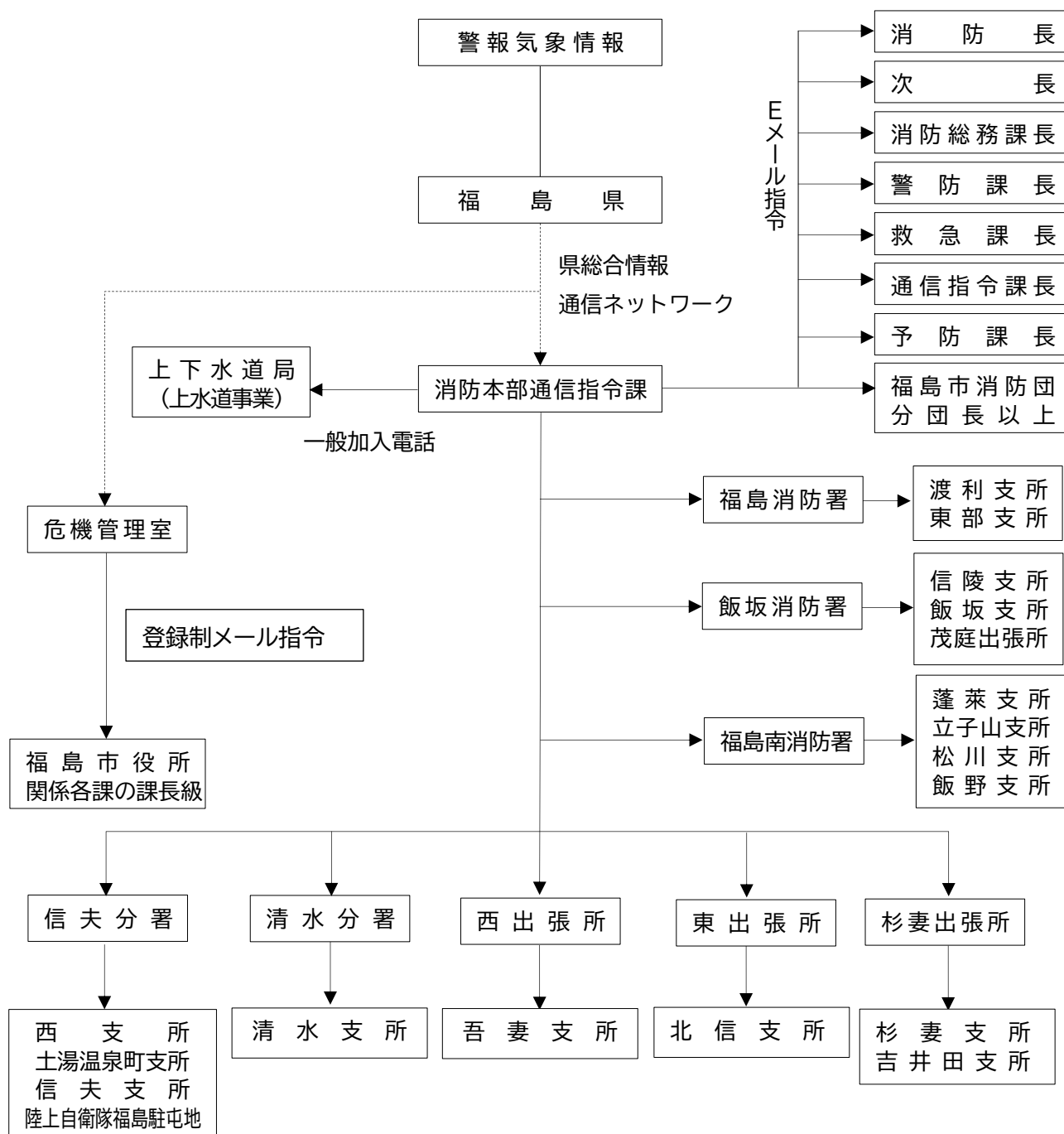
(注) 二重枠は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線は、気象業務法第15条の二によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(注) 東日本電信電話(株)が被災等で受信できない場合は、西日本電信電話(株)が代わりに受信して伝達。

第3 市における気象等の警報の伝達

1 平常勤務時における伝達

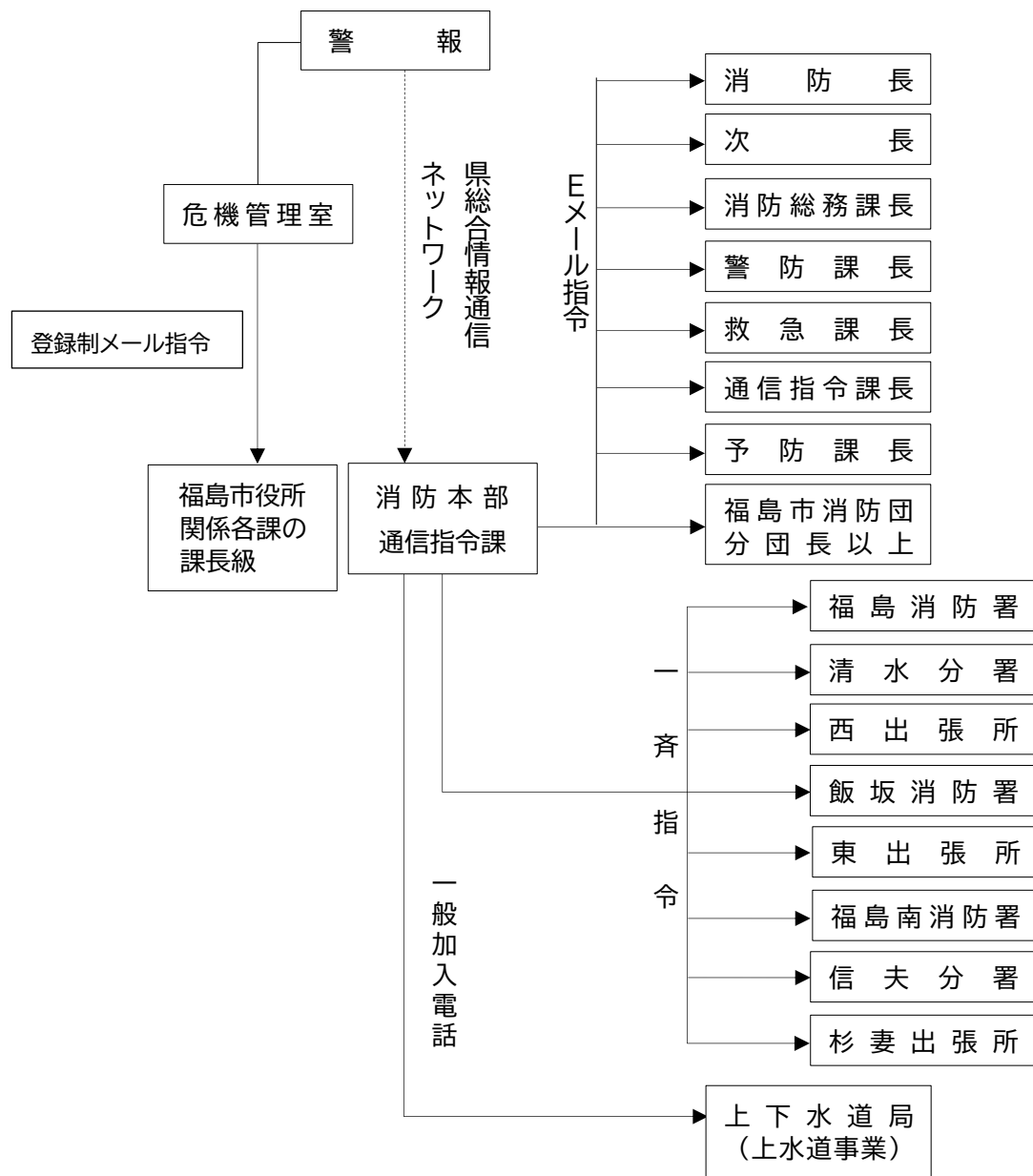


(注) (1) 警報については、状況に応じ関係課等に直接伝達する。

(2) 気象情報については、その内容に応じ関係各課の課長級に登録制メールにより伝達する。

2 休日及び勤務時間外における伝達

警報のみ伝達するものとする。



第4 消防法第22条に定める火災警報の伝達

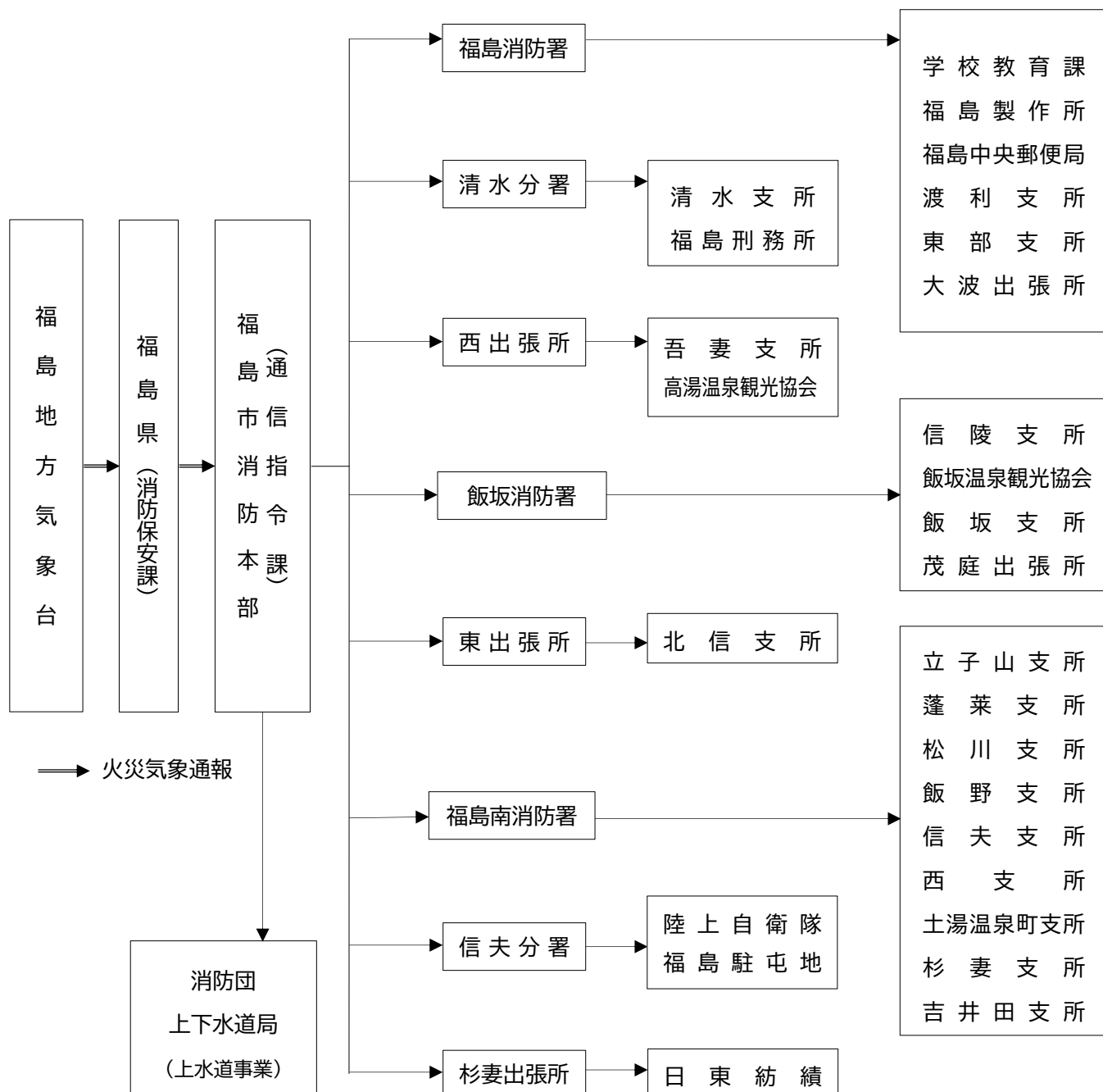
消防法第22条第1項の規定に基づく気象状況の通報

【乾燥】の基準・・・・・・・・乾燥注意報の基準に該当する気象状況の場合。

【強風】の基準・・・・・・・・強風注意報の基準に該当する気象状況の場合。

【乾燥・強風】の基準・・・・・・・・乾燥注意報及び強風注意報の基準に該当する気象状況の場合。

※上記の通報を受けた場合は、消防法第22条第3項の規定に基づき火災警報を発令できるものとする。



第3節 災害情報収集・伝達

災害発生時の災害状況の調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本情報であることから迅速・的確に行えるよう体制を整備する。

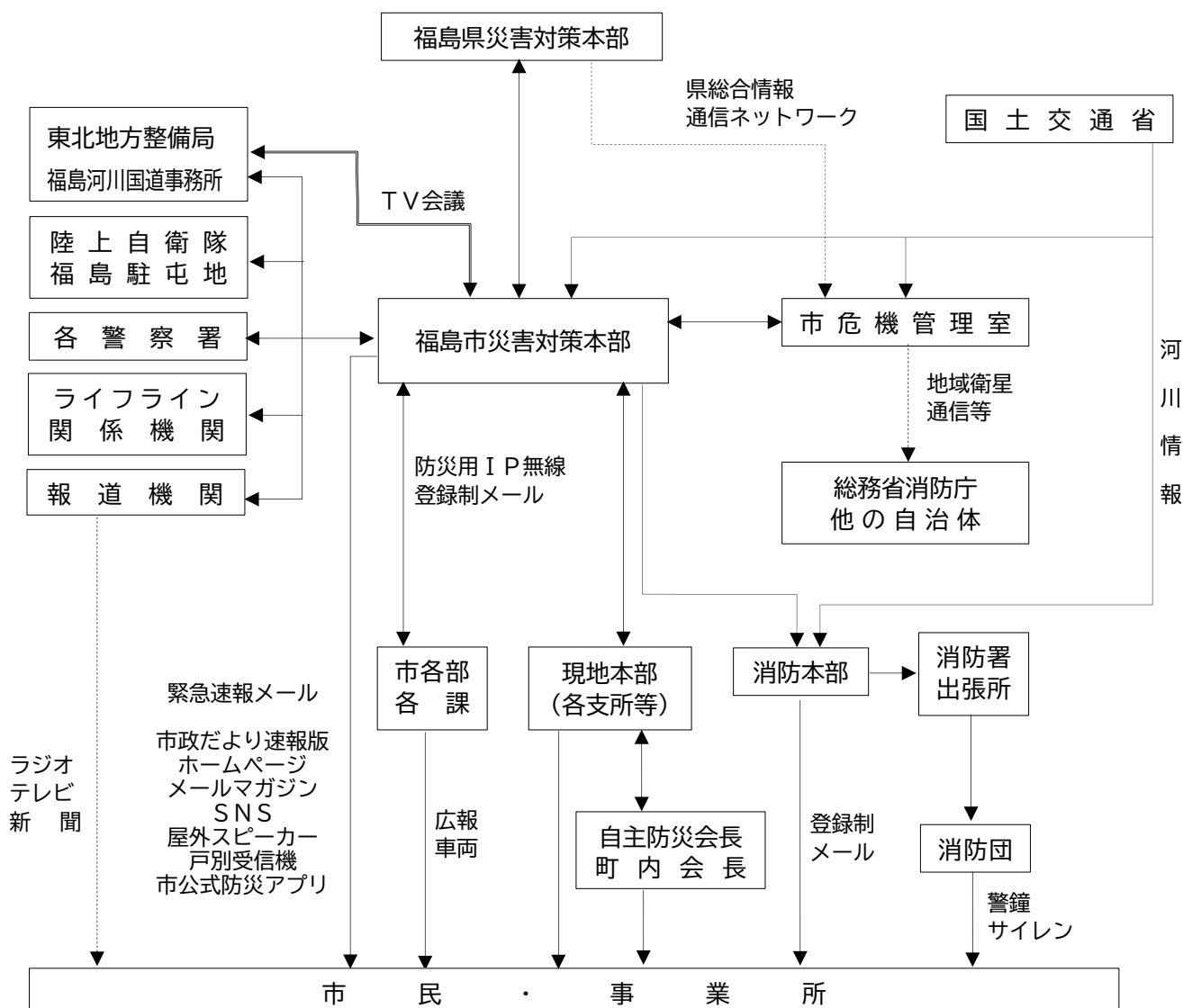
第1 ICTを活用した災害情報の収集・伝達

【担当 各 部 等】

1 初動期の情報収集・伝達

災害の初動期には、人命救助、避難、医療救護及び自衛隊の災害派遣要請や広域応援要請など災害対策の基本的な方針を決定する重要な時期であることから、各部長及び災害対策現地本部長（支所長等）は、迅速かつ的確に情報収集を行い、その情報を災害対策本部事務局に報告するものとする。

（災害情報の収集・伝達体系）



(1) 初動期に収集する情報

情 報 の 区 分	主 な 情 報 内 容
気象等に係る情報	・ 警報、注意報等の発表状況 ・ 河川の水位状況
人命に係る情報	・ 死者、負傷者及び要救助者の発生状況
被害拡大に係る情報	・ 火災の状況 ・ 崖崩れなど二次災害発生の危険性
応急活動上必要な情報	・ 市役所等災害活動拠点の被害状況 ・ 道路等の活動上重要な施設の被害状況

(2) ICT を活用した情報収集の方法

- ① 気象等に係る情報については、福島県総合情報通信ネットワークの端末機等により受信し取得する。
また、河川の現況については、河川水位予測システム、(財)河川情報センターからの「川の防災情報」、東北地方整備局福島河川国道事務所から配信される定点河川監視画像及び水防団等の巡視結果に基づく報告により把握するものとする。
- ② ICT 活用により市内主要河川における水位予測等を通して、氾濫の危険性を速やかに把握する。
- ③ 人命に係る情報については、市内の警察署、消防本部から入手する。
- ④ 被害拡大に係る情報の中で、火災の状況については、消防本部から入手し、崖崩れなど二次災害発生の危険性については、各所管部が住民等から収集する。
- ⑤ 応急活動上必要な情報の中で、市役所等災害拠点の被害状況については、市庁舎関係は管財課において、また、防災関係機関への照会により収集する。
道路等の活動上重要な施設の被害状況については、各所管部の調査及び各関係機関への照会により、各部が収集する。
- ⑥ 夜間及び休日等勤務時間外に災害が発生した場合、各部及び各災害対策現地本部は、参集職員からそれぞれ地域ごとに情報を収集し、関係する部及び各災害対策現地本部に連絡するものとする。
- ⑦ 機動的な情報収集のため、無人航空機（ドローン）の活用にも努めるものとする。

2 市が行う情報収集

(1) 各部及び各災害対策現地本部の情報収集

各部及び各災害対策現地本部は、次表に定める情報収集担当表に基づき、情報を収集し、災害対策本部事務局に報告する。

また、他の各部及び各災害対策現地本部または防災関係機関に関わる情報を入手したときは速やかに関係部及び災害対策現地本部もしくは防災関係機関に連絡するものとする。

情 報 区 分	主 な 情 報 内 容
気象等情報	・ 警報、注意報等の発表状況 ・ 水防警報の発表状況 ・ 河川の水位状況
人的被害	・ 発生場所、原因及び被害者数 ・ 被害者の住所、氏名等 ・ 負傷者の負傷程度及び受入先
建物被害	・ 被災棟数、被害程度

情 報 区 分	主 な 情 報 内 容
	・ 建物の名称、所在地
建物被害	・ 罹災世帯、罹災者数
公共施設被害	・ 被害棟数、被害程度 ・ 施設の名称、所在地 ・ 入所者の被災状況、避難状況 福祉施設、清掃施設、教育施設ほか
土木施設被害	・ 被害箇所、被害程度 ・ 応急措置等の対応状況 ・ 道路の交通状況 道路・橋梁・公園・河川等
農業関係被害	・ 被害箇所、被害程度 農林水産業関係
ライフライン情報	・ 被害箇所、被害程度 ・ 応急措置等の対応状況 ・ 断水状況 下水道関係、水道関係
消防情報	・ 119 番通報の状況 ・ 火災の発生状況 ・ 救助、救急事案の発生、対応状況 ・ 危険物施設の被害状況 ・ ガス漏れ等の発生状況
避難情報	・ 自主避難の状況 ・ 高齢者等避難、避難指示の発令状況 ・ 高齢者等避難、避難指示対象世帯、避難世帯数、避難者数 ・ 指定避難所の設置状況
医療・救護情報	・ 医療施設の被害状況、医療機関の診療状況 ・ 応急救護所等の設置状況
その他の情報	・ 被害箇所、被害程度 障害物関係、車両、その他

(2) 防災関係機関からの情報収集

災害対策本部事務局、各部及び災害対策現地本部は、状況に応じて、防災関係機関から次のような情報を収集するものとする。

収 集 担 当	収 集 情 報	収 集 先
災害対策本部事務局	・ 県下の被害状況等	福島県
	・ 気象情報等	福島地方気象台、日本気象協会
	・ ライフライン被害（停電戸数、通信不能回線数）と復旧状況等	東北電力ネットワーク㈱福島電力センター 東日本電信電話㈱福島支店
	・ 鉄道施設の被害と復旧状況	東日本旅客鉄道㈱東北本部福島支店、福島交通㈱、阿武隈急行㈱

収 集 担 当	収 集 情 報	収 集 先
保健総務課	・ 医療施設の被害と診療状況等	福島市医師会
建設部	・ 国管理道路（東北中央自動車道含む）、 橋梁の被害と復旧状況等	東北地方整備局 福島河川国道事務所
	・ 県管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	県北建設事務所
	・ 東北自動車道の被害と復旧状況等	東日本高速道路(株) 福島管理事務所
	・ 磐梯吾妻スカイラインの被害と復旧状況等	県北建設事務所
	・ 国管理河川の被害と復旧状況等	東北地方整備局 福島河川国道事務所
	・ 県管理河川の被害と復旧状況等	県北建設事務所
災害対策本部事務局 各現地本部 建設部	・ 死者、行方不明の状況 ・ 交通規制の状況等	福島警察署 福島北警察署

3 被害の認定基準

災害による人及び建物等の被害の認定基準は、資料編 資料4－3「被害の認定基準」によるものとする。
また、被害報告に使用する用語の定義は、資料編 資料4－4「被害報告に使用する用語の定義」によるものとする。被害報告に当っては、適正な判定により行うものとする。

第2 非常通信の確保及び無線通信設備の運用

【担当 危機管理室】

災害発生時の情報連絡体制は、最優先で確立される必要がある。

そのため、市及び防災関係機関はあらかじめ連絡責任者を定め、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統括させるとともに、緊急用電話を確保し、通信従事者の配置、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による、迅速かつ円滑な通信連絡体制の確立に努めるものとする。

1 災害対策本部と災害対策現地本部、防災関係機関との通信連絡に利用する有線通信手段

原則として以下の順位により、確保する。

- (1) ファクシミリ等の優先利用
- (2) 非常・緊急電話の利用
- (3) 警察・消防通信の利用

2 指定電話・連絡責任者の指定

(1) 指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。指定電話は、原則としてNTT登録の「災害時優先電話」を充て、一般業務での利用を制限する。

(2) 連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の各機関相互の通信連絡を確保するため、おのこの連絡責任者を定める。
なお、連絡責任者は、連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属の機関との連絡にあたる。

3 有線通信網の利用方法

ファクシミリ等の優先利用（資料編 資料4－5参照）

市災害対策本部・同現地本部、市出先機関、防災関係機関間の指令の授受伝達、報告等の通信連絡については、原則として公衆回線のファクシミリによる文書連絡によることとする。これは、混乱時においても伝達内容の確実性と記録性を確保するためである。

4 有線通信が途絶した場合の措置

有線通信が途絶または混乱している場合は、以下の方法による。

(1) 県・隣接市町村および防災関係機関との連絡

福島県総合情報通信ネットワークを利用して行う。

なお、一斉通信に関しては、県災害対策課あて依頼する。

(2) 市災害対策本部と同現地本部、市出先機関との連絡

防災用IP無線により行う。（資料編 資料2－3－2「防災用IP無線機配備先一覧」）

また、必要に応じ消防無線、警察無線等の利用についても、各機関に依頼して行う。

(3) アマチュア無線の利用

民間アマチュア無線局の協力を得て「非常通信」を行う。

(4) 伝令による連絡

通信機器の配備のない場所、または確実性を必要とする場合は伝令による。

この場合、携帯ラジオ、あるいは無線機等を携帯するものとする。

※ 市の無線系統は、消防無線、水道事業用無線からなり、資料編 資料2－3「市の無線設備・無線系統図」のとおり。

第3 県への報告

1 報告の担当者

県への報告は、本部長（市長）の指示に基づき、危機管理室長が行う。

2 報告の手順

(1) 危機管理室長は、各部及び現地本部から報告された被害状況及び措置状況のとりまとめにあたっては、調査漏れや重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整する。

(2) 県への報告に当たっては「福島県総合防災情報システム」により行うことを基本とし被災等によりシステムが利用できない場合は、電話・FAX・電子メール等により行う。なお、いずれの場合においても県へ報告できない場合は、国（総務省消防庁）へ報告を行うこととする。

(3) 「確定報告」は、災害の応急対策が終了した日から10日以内に文書をもって行う。

(4) 報告の内容、種類及び様式

県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を報告する。その報告には、概況報告（被害即報）、中間報告、確定報告があり、規定された報告様式により行う。

(5) 被害状況の報告先

県〔県北地方振興局県民環境部県民生活課、災害対策課〕

国〔総務省消防庁 応急対策室〕

第4節 災害広報

【担当 危機管理室、総務部、政策調整部】

風水害は、多くの場合、被害発生に至るまでに時間の余裕がある。この特性をふまえ、市民（特に危険が予想される地域の住民）及び報道機関等に対し、正確な情報を提供し、広報活動を行い、人心の混乱や被害の軽減を図る。

地震災害は、発生予測が困難であることから、一般市民及び企業等に対し日常的に減災・防災に関する啓発活動を行うとともに、地震が発生した場合には正確な情報の提供等を行う。

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生に伴う北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合は、地震発生後1週間程度、巨大地震の発生に注意する広報活動を行い、後発地震への備えを徹底する。

このため、各機関・自主防災組織等と、災害発生時及び発生のおそれがある場合の広報内容や広報手順につき、あらかじめ調整しておくものとする。

第1 広報活動

所管区域内の防災関係機関と調整を図り、住民に対し、広報車、ホームページやSNS、携帯電話への緊急配信メール、屋外スピーカー、戸別受信機、市公式防災アプリ、テレビ・ラジオ、臨時災害FM局の開設、さらに既存のコミュニティFM放送局を活用し、以下の事項について広報活動を行う。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②指定避難所設置段階、③指定避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することを心掛けることが必要である。

1 市が広報する内容

- (1) 地域の被害状況に関する情報
- (2) 避難に関する情報
 - ① 避難情報に関すること。
 - ② 受入施設に関すること。
 - ③ 指定された指定避難所以外に避難した被災者への支援情報
- (3) 地域の応急対策活動に関する情報
 - ① 救護所の開設に関すること。
 - ② 交通機関及び道路の復旧に関すること。
 - ③ 電気、水道の復旧に関すること。
- (4) 安否情報、義援物資の取扱いに関する情報
- (5) その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む。）
 - ① 給水及び給食に関すること。
 - ② 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
 - ③ 防疫に関すること。
 - ④ 総合相談窓口の開設に関すること。
 - ⑤ 被災者への支援策に関すること。
 - ⑥ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生に伴う後発地震注意情報に関する情報、及びその後に

取るべき防災対応に関すること。

2 警察署

警察署は、市災害対策本部、消防署その他関係機関と協力して、災害時の広報計画に基づき実施する。

- (1) 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動状況に関すること
- (2) ライフライン、交通機関の稼働状況及び交通規制に関すること
- (3) 犯罪防止等の住民の不安解消に関すること
- (4) その他必要と認められる事項

3 東日本電信電話(株)福島支店

東日本電信電話(株)福島支店は、災害のため通信が途絶したとき、もしくは利用の制限を行ったときはトークキーによる案内、広報車、窓口掲示、ホームページ等の方法によって、利用者に対して広報活動を実施する。

- (1) 通信途絶、利用制限の理由・内容
- (2) 災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込時期
- (3) 通信利用者に協力を要請する事項
- (4) 代替的に利用可能な通信手段
- (5) 地図による障害エリアの表示

4 東北電力ネットワーク(株)福島電力センター

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、インターネット、パンフレット、チラシ等により広報を行う。

- (1) 電力施設被害状況、復旧状況、復旧見通し
- (2) 断線・電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故
- (3) 電再開に伴う電気火災等の二次災害未然防止

5 福島ガス(株)

災害によりガス設備に被害が生じた場合には、二次災害を防止するため、サービス巡回車による広報、消防署、警察署、報道機関への協力要請等の手段により、需要家に対して広報活動を実施する。

- (1) ガス供給停止、使用制限の理由・内容
- (2) 災害復旧の措置及び復旧見通し
- (3) 需要家に協力を要請する事項
- (4) ガス供給再開時に関する事項

6 地区住民組織

自主防災組織（未結成の地区にあっては町内会等）は、市・防災関係機関・団体等から、避難情報の広報があったときは、地域の各世帯にただちに伝達する。このため、あらかじめ防災担当者及び情報伝達の連絡網を定めておくものとする。

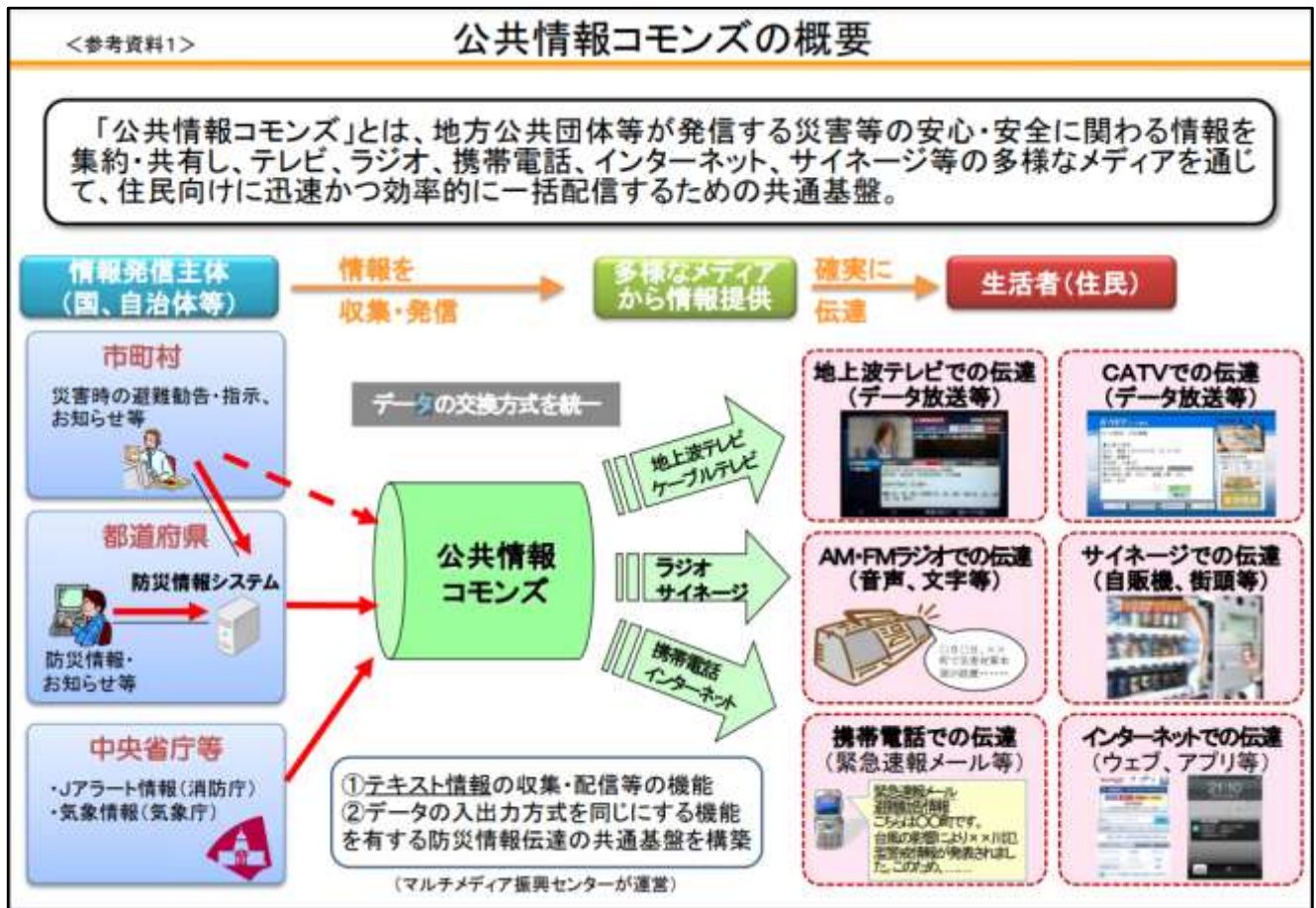
第2 災害広報手順

1 災害情報等の収集

総務課長並びに広報課長は、危機管理室長が収集した災害情報を基に被害状況を調査する担当班と連絡を取り、被害現場の状況及び推移を的確に把握するものとする。

2 広報の方法

- (1) J-ALERT(全国瞬時警報システム)の情報から自動的にコミュニティFM、携帯電話の緊急速報メール、ホームページなど多様なメディアに連動するシステムにより防災情報を住民に提供する。
- (2) 広報車による広報を行う。この場合、確実に災害情報を伝達できるよう巡回方法やアナウンス方法等についてマニュアルを作成する。
- (3) 専用電話の設置と人員の配置により市民からの問い合わせに対応する。
- (4) テレビ、ラジオを利用した広報を行う。
- (5) コミュニティFMを利用した災害放送を行う。
- (6) 「市政だより速報版」を迅速に作成し配布する。配布は、配送、FAX送信などにより支所・学習センター・指定避難所等に送付・張り出しを行い、安定した情報提供に努める。
- (7) インターネットやSNSを利用した広報を促進する。
- (8) 携帯電話を活用した広報を行う。(緊急速報メール、市公式防災アプリ、メールマガジン、ホームページ携帯版の活用)
- (9) Lアラート(公共情報コモンズ)を活用する。
- (10) 屋外スピーカー、戸別受信機など、多様な媒体により速やかに住民へ情報を伝達する。



【総務省情報流通行政局地域通信振興課】

3 インターネットを利用した広報の留意点

インターネットを利用して広報等を行う場合、以下の点に留意する。

- (1) 災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、アクセス集中による閲覧障害を回避するような対策を行う。
- (2) 受け手が必要な情報を選別して入手できるよう、重要な情報や優先順位の高い情報を分かりやすく提供するように努めるものとする。
- (3) 住民自らが情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等、個人用情報端末の活用について周知するものとする。
- (4) 市のwebサーバーが被災しホームページの立ち上げができなくなった場合の対策を行う。

第3 災害記録映像の撮影及び収集と提供

- (1) 広聴広報課長は、災害現場を写真等で撮影するとともに、各班の被害状況調査に際して撮影した写真等を収集するものとする。
- (2) 広聴広報課長は、収集した写真等について報道機関等から求めがあったときは、必要に応じて提供するものとする。

第4 災害広報活動計画の整備

広聴広報課長は、次の項目につき、あらかじめ広報活動計画を定めておくものとする。

- (1) 災害情報等を収集するための班員、写真等撮影のための班員等。
- (2) 各課・支所・学習センター等が管理する車両で、災害広報に使用できる車両の把握及び人員等の運用計画の整備。
- (3) 公共放送機関との連絡体制の整備。

第5 報道機関への発表・協力要請

1 市の発表

- (1) 本部設置前
市長もしくは危機管理監の指示により、広聴広報課長が記者クラブを通じて報道機関に対して、災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。
- (2) 本部設置後
広聴広報課長が直ちに共同会見所を設置し、災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。
発表は原則として本部長（市長）の決定に基づき共同記者会見方式で行うが、その際、内容の相違を避けるため、関係機関とあらかじめ連絡協議して被害状況の統一に努めるものとする。
- (3) 発表の形式の統一化
発表にあたっては、的確に事実を伝えられるよう、広報文例を予め整備しておくものとする。

2 緊急放送等の要請

市は、緊急時における情報連絡手段として、関係機関の協力によりラジオ、テレビの放送機能を有効に活用する。

第5節 避難

【担当 危機管理室、市民・文化スポーツ部、健康福祉部、教育委員会、消防本部】

「避難行動」は、数分から数時間後に起こる可能性がある自然災害から「命を守るための行動」とする。

災害の発生又はその危険が切迫して安全を脅かされている市民や来訪者については、すみやかに危険地域から安全な場所に避難させなくてはならない。より確実で円滑に避難できる体制を整備するためその手続きについて記すものである。

また、災害により一定期間以上住居に戻れない市民や来訪者のために、一時的な滞在場所（指定避難所）を提供し、避難受入を行う。

第1 避難情報の発令

地震発生による火災、山崩れ、崖崩れ、火山噴火等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、避難情報の発令を行う。

1 避難の実施機関

(1) 実施の責任者及び基準

避難情報の実施責任者は次のとおりであるが、高齢者等避難、避難指示を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

また、災害発生があると予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。なお、避難のために屋外を移動することが危険な場合もあることから、災害の性質や発災時の状況によっては、必要に応じて屋内での待避その他屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難等を指示するとともに、避難の指示等をあらゆる手段を用いて各住民に周知徹底する。

避難情報については、避難情報の判断基準をもとに、空振りをおそれず出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には、夕方の明るい時間等、早めに情報の発令等を検討する。

区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難 (レベル3)	市 町 村 長 (災害対策基本法第 56 条)	一般住民に対する避難準備、要配慮者に対する避難行動の開始	災害の発生するおそれがある場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難指示 (レベル4)	市 町 村 長 (災害対策基本法第 60 条)	立退き及び立退き先の指示 屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害の発生するおそれが高い場合において、急を要すると認められるとき。
緊急安全確保 (レベル5)	市 町 村 長 (災害対策基本法第 60 条)	高所や堅固な建物、建物の開口部から離れた場所などに緊急的に退避	すでに災害が発生しているか、または状況が急激に切迫して安全な避難が困難な場合において、緊急と認められるとき。 ※必ず発令される情報ではない。

区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難指示	知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示 屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害の発生により、市町村の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められたとき。
	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者(水防法第29条)	立退きの指示	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示 屋内での待避等の安全確保措置の指示	市町村長が避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	海上保安官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示 屋内での待避等の安全確保措置の指示	市町村長が避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

① 「指示」は拘束力が強く、居住者等を避難のため立退かせるためのものである。

② 「指示」は、災害応急対策の第一次的責任者である本部長（市長）のみが行うことができる。

その他の者は、いずれも本部長（市長）の指示による場合、もしくは緊急避難的な措置として「指示」を行う。そのため、本部長（市長）以外の者が緊急避難的な措置として「指示」を行った場合、実施後ただちにその旨を本部長（市長）に通知しなければならない。

③ 本部長（市長）が不在で、かつ連絡が取れない場合、下記により直ちに次順位の者が避難情報を発令するものとする。

順位 避難情報の発令者

第一順位 市長

第二順位 副市長 ※副市長の順位については、危機管理室所管を優先する。

第三順位 危機管理監

④ 市職員(消防職員含む)が補助執行機関として避難情報の発令を行った場合も、実施後ただちにその旨を本部長（市長）に報告する。

⑤ 上記機関職員が現場におらず、危険が切迫していて消防団長や団幹部が避難のため立ち退きを指示する必要が生じたときは、連絡が取れる場合、本部長（市長）に危険の実状を報告し指示を仰ぎ、本部長（市長）からの指示内容によって関係住民の安全が図られるように適切な避難処置を行う。処置後は、その経過と処置状況を本部長（市長）に報告して了解を得るとともに、事後の指示を受けるものとする。

(2) 避難情報の要否を検討すべき情報

① 洪水

洪水に関する避難情報の要否を検討すべき情報としては、一般的に、大雨注意報・警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報・警報、指定河川洪水予報、水位到達情報があり、この他に府県気象情報、記録的短時間大雨情報がある。阿武隈川及び荒川等については、氾濫注意情報が発表された場合に浸水想定区域に対して「高齢者等避難」を、氾濫警戒情報が発表されたら「避難指示」の発令を

検討することが基本となる。

その他の河川については、氾濫注意水位を超え（水位周知河川のみ）かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超える場合に、洪水警報の危険度分布により赤色となった河川を対象に「高齢者等避難」を、紫色となった河川を対象に「避難指示」の発令を検討することが基本となる。

② 土砂災害

土砂災害に関する避難情報の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報・警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、大雨特別警報（土砂災害）、土砂災害に関するメッシュ情報がある。これらの情報が発表された場合に、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）により赤色となった領域内の土砂災害警戒区域等に対して「高齢者等避難」を、紫色となった領域内の土砂災害警戒区域等に対して「避難指示」の発令を検討することが基本となる。

(3) 指定行政機関等による助言

避難情報を発令しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（河川港湾班、建設事務所）に対し助言を求める体制を構築する。

各災害に関する避難情報を発令する場合に、主に助言を求める機関は以下のとおり。

- ・ 水 害 福島地方气象台、河川管理者（県河川港湾総室、建設事務所等）、福島河川国道事務所
- ・ 土砂災害 福島地方气象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、建設事務所等）、福島河川国道事務所

2 避難情報の伝達方法

(1) 伝達の方法

避難情報を発令した場合は、直ちに次の方法により伝達するものとする。

① 市・消防・警察等の行政、又は消防団による伝達

- ア 広報車による広報伝達
- イ 携帯電話への緊急配信
- ウ 消防自動車のサイレンによる伝達
- エ 警鐘又はサイレンによる伝達
- オ ラジオ、テレビによる伝達
- カ ホームページやSNSによる伝達
- キ 職員又は団員による口頭伝達（自主防災組織又は町内会等の防災担当者へ伝達）
- ク 屋外スピーカー、戸別受信機、スマートフォンアプリによる伝達

② 住民組織による伝達

自主防災組織又は町内会等の連絡網による伝達（地域各世帯へ伝達）

(2) 伝達事項

- ① 避難対象地域
- ② 避難先及びその場所
- ③ 避難経路
- ④ 避難情報の理由
- ⑤ 避難に際しての注意事項

(3) 関係機関への連絡

市長が避難情報を発令したとき、また、警察官等から避難指示を行った旨の通報を受けたときは、次の要領により必要に応じて関係機関等に対し連絡する。

- ① 県の関係出先機関、警察署又は交番等に連絡し、協力を求める。
- ② 指定避難所として利用する学校、学習センター、集会所、公共機関の施設等、その施設の管理者等に対し連絡し協力を求める。
- ③ 他市町村への連絡
避難のため他市町村の施設を利用する必要がある場合、又は避難の誘導、経過等によって協力を求める必要がある場合は、当該他市町村に対し必要な事項を連絡し協力を求める。
- (4) 県への報告
避難のための立退きの指示、立退き先の指示又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
また住民が自主的に避難した場合も同様とする。
 - ① 避難指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示の有無
 - ② 避難指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示の発令時刻
 - ③ 避難対象地域
 - ④ 指定緊急避難場所及び避難経路
 - ⑤ 避難責任者
 - ⑥ 避難世帯数、人員
 - ⑦ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等避難及び屋内での待避等の安全確保措置の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
- (5) 住民への周知
市は、自らの避難指示及び屋内での待避等の安全確保措置の指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、地域防災計画に基づき迅速に住民へ周知する。
なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

- (1) 市長（災害対策基本法第63条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第36条）
- (3) 消防吏員又は消防団員（消防法第28条）
- (4) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条、(1)～(3)の者が現場にいない場合に限る。）
- (5) 知事（災害対策基本法第73条、市町村が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。）

2 指定行政機関等による助言

警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方公共機関又は県（河川港湾班、建設事務所）に対し助言を求めることができる。

3 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとるものとする。

4 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置するものとする。

第3 避難の誘導

1 実施機関

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され、また危険が迫ったとき行うもので、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次的責任者である市長及び避難等を発令した者が、その措置に当たるものとする。

2 避難誘導

(1) 避難誘導者

避難の誘導は、消防吏員又は消防団員及び本部長（市長）が命じた本部班長、班員、現地本部員が、警察等関係機関と協力して行うものとする。

(2) 避難の誘導

指定避難所に誘導するときは、市民が混乱しないよう、避難経路の広報を行うとともに、迅速に誘導するものとする。

(3) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとするが、平常時より、おおそ次のようなものを目途とする非常用袋を用意しておくよう啓発に努める。

- ① 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- ② 非常食、水、タオル、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
- ③ 服装は軽装として素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具
- ④ 貴重品以外の荷物は携行しないこと

(4) 避難の誘導及び移送時に留意する事項

- ① 避難の誘導は、傷病者、高齢者、乳幼児、障がい者、その他単独で避難することが困難な者を優先するとともに、できるかぎり早めに事前避難させるよう努める。また、一般輸送業者の協力を求めるなど、あらゆる手段を講じ移送するものとする。
- ② 選定した避難路に重大な障害があり容易に取り除くことができない時は、建設部に対して、障害物の除去等により避難道路を確保することについて要請する。

3 避難に関する報告

避難が行われたときは、避難情報の有無、避難情報の発令時刻、避難地区名、指定緊急避難場所、避難責任者、世帯数、人員、経緯、状況、避難解除時刻等を県知事あて報告するものとする。

第4 指定避難所の開設

1 指定避難所となる施設

指定避難所は、各地域の至近の小学校、中学校、幼稚園、高等学校、学習センター、その他の市の施設、また必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても災害に対する安全性を確認の上、管理

者の同意を得て避難所として開設する。(資料編 資料2-6「指定緊急避難場所・指定避難所として使用する施設一覧」)(資料編 資料2-7福祉避難所として使用する施設一覧)

高等学校ほか、県有施設については、県に要請し施設管理者の協力を得て、受入の用に供する部分を明示のうえ、その一部の提供を受けることができる。

指定避難所を開設した場合は、速やかに地域住民に周知するとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやSNS、市公式防災アプリ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

また、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、県、警察署、自衛隊等に連絡する。

なお、夏季においては、避難所内での熱中症予防対策を講じる必要があることから、冷房設備を備えた施設を優先的に開設するなど、臨機応変な対応に努める。

2 指定避難所における措置

指定避難所で実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被災者の受入
- (2) 被災者に対する給水、給食措置
- (3) 負傷者に対する医療救護措置
- (4) 被災者に対する生活必需物資の供給措置
- (5) 被災者への情報提供
- (6) 被災者及び同行・同伴した動物(ペット)に対する支援措置
- (7) その他被災状況に応じた応援救援措置

3 開設の担当者

本部長(市長)、現地本部長(支所長)がそれぞれの施設に複数の職員を派遣し施設管理者や避難住民等と連携して指定避難所の運営を行う。

ただし、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設の管理責任者、勤務職員、または最初に到着した市職員(非常参集職員)が実施する。

4 指定避難所の運営及び役割

(1) 避難所運営職員

本部長(市長)は、指定避難所を開設し住民を受入したときは、指定避難所ごとに指定避難所及び避難住民の管理並びに災害対策本部との連絡を行うための避難所運営職員を置くものとする。避難所運営職員は、災害対策本部及び災害対策現地本部の職員のうちから本部長(市長)が命ずるものとする。

指定避難所の対応にあたっては、総則編第2章第8節安全避難の環境整備第1. 10に記載の指定避難所運営マニュアル等を利用する。

(2) 指定避難所の運営

- ① 指定避難所の運営については、自主防災組織、町内会等の地域組織、防災士、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て行う。なお、学校が指定避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等を含めた人的支援体制を確立し、指定避難所の運営を行う。
- ② 自主防災組織、町内会等の地域組織、防災士、ボランティア、外部支援者等は、指定避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活の維持に努

める。

- ③ 被災者が自主的、自発的に指定避難所の運営組織を立ち上げ、指定避難所生活のルール作りや生活環境を向上するための活動を行えるよう、市や施設管理者が支援を行う。自主運営組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者、障がい者、乳幼児を抱えた家族、性的マイノリティの方等の様々な避難者の意見を反映できるものとする。
- ④ 指定避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、電気自動車等を活用した非常電源確保に努めるとともに、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となることも考慮して、運営を行う。
- ⑤ 災害時において、感染症の発生や拡大がみられる場合は、保健所とも連携し、避難所において必要な感染症対策を講ずるものとする。
- ⑥ 夏季の災害時において、酷暑による熱中症のリスクが高まるおそれがある場合は、保健所とも連携し、避難所において必要な熱中症予防対策を講ずるものとする。
- ⑦ 指定避難所におけるペットの避難スペースを確保するとともに、獣医師会等関係団体から必要な支援を受けられるよう連携に努める。

5 住民の避難先の情報把握

大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

6 指定避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

(1) 設備の整備

指定避難所の設置者は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講じる。

- ① 畳、マット、カーペット
- ② 間仕切り用パーティション
- ③ 冷暖房機器
- ④ 洗濯機・乾燥機
- ⑤ 仮設風呂・シャワー
- ⑥ 災害用トイレ
- ⑦ テレビ・ラジオ
- ⑧ インターネット情報端末
- ⑨ 簡易台所、調理用品
- ⑩ その他必要な設備・備品

(2) 環境の整備

避難の長期化に伴うニーズに対応し、仮設トイレ、マンホールトイレ、災害用簡易トイレ等により、快適なトイレの設置に配慮するよう努めるとともに、プライバシーが確保された女性専用ルームや相談ルーム、授乳室、避難者同士の交流場所となる談話室や児童生徒の学習場所等を設置するなど、避難者の人権に配慮した環境作りに努める。

さらに、夏季における熱中症を予防するため、避難所として開設する学校体育館への冷房設備の設置を進める。

7 避難状況の記録及び報告

避難が行われたときは、避難所運営職員は直ちにその状況を、避難所記録簿等により記録するとともに、本部長（市長）あて報告するものとする。

8 整備帳簿類

指定避難所を開設したときは、各指定避難所に次の帳簿を備え、避難所運営職員は、その整備を行うものとする。

- (1) 避難所記録簿（様式5）
- (2) 避難者名簿（世帯／個人）（様式6）
- (3) 避難所受入者調書（様式7）
- (4) 避難所用施設及び器物借用記録簿（様式8）

9 災害救助法が適用された場合の実施基準

- (1) 指定避難所受入対象者
 - ① 災害によって現に被害を受けた者
 - ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること。
 - イ 自己の住家に被害を受けないが災害に直面し、応急的にいるところがない者であること。
 - ② 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ア 避難指示が出た場合。
 - イ 避難指示は発せられないが緊急に避難することが必要である場合。
- (2) 指定避難所設置基準
 - ① 指定避難所設置費（実施基準表による）
 - ② 設置費目
 - ア 「指定避難所」設置・維持・管理のための人夫賃
 - イ 消耗器材費（ゴザ・床又は間切り用の板・釘・ローソク・清掃用具等）
 - ウ 建物器物等使用謝金
 - エ 燃料費
 - オ 仮設設置費（仮設炊事場及び便所を含む。）
- (3) 指定避難所開設期間
災害発生の日から7日以内

第5 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者の避難にあたっては、総則編－第2章－第16節「要配慮者の安全確保」に定める避難計画等及び本節－第3「避難の誘導」に基づいて行うとともに、特に以下に配慮するものとする。

1 情報伝達体制

- (1) 在宅対策
市は、自主防災組織等の協力を得て、電話や電子メール、訪問等により、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。
- (2) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、予め定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達にあたっては、入所者に対して過度に不安を抱かせることの無いよう配慮する。

(3) 病院等入院患者対策

病院等施設管理者は、予め定めた避難計画等に基づき、職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達にあたっては患者に過度の不安を抱かせることの無いよう配慮する。

(4) 外国人に係る対策

① 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、災害時における避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、市や県の国際交流協会と連携して、日本語理解が十分ではない外国人にも配慮した生活情報の提供に努める。

② テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

外国人への的確な情報伝達のため、多言語対応の市防災ウェブサイトやメールマガジンをはじめ、テレビ、ラジオ、ホームページ、SNS等を活用して、外国語による情報提供に努める。

2 避難及び避難誘導

(1) 在宅者対策

市は、自主防災組織等の協力を得て、指定避難所に誘導する。避難誘導にあたっては避難行動要支援者の持つ特性を理解し行う。

(2) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、予め定めた避難計画等に基づき職員が入所者を指定避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

(3) 病院等入院患者対策

病院等施設管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。必要に応じ、他の病院等から応援を得て、患者を避難誘導する。避難誘導にあたっては、患者の実態に即した避難用器具等を使用し、指定避難所については、患者に配慮した施設をあてるものとする。

(4) 外国人に係る対策

市は、外国人の避難誘導にあたり、言語ボランティアの協力を得ながら、広報車による多言語での広報活動を実施する場合なども想定し、日頃から市や県の国際交流協会との連携強化に努める。

3 一般の指定避難所における配慮等

(1) 指定避難所のバリアフリー化等

高齢者や障がい者、女性等の生活面での障害が除去されユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を指定避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう速やかに多目的トイレやスロープ等の仮設に努める。

また、一般の指定避難所に高齢者、乳幼児、障がい者等の避難行動要支援者が避難することになった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、環境の整備に努める。

(2) 医療・救護、介護・援護措置

医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するものとする。

(3) 健康相談、指導などの支援

保健・衛生・医療班の健康支援チームは、指定避難所で生活する避難者に対し、県・医師会・関係機

関等の協力を得ながら、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によるメンタルヘルスケア（相談）を行うものとする。

保健師、管理栄養士、薬剤師等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、慢性疾患や精神疾患を持つ者、在宅で医療機器を必要としている者等避難行動要支援者の健康管理や療養上の生活について状況を把握し、避難生活による健康被害や疾病の悪化防止を図る。

(4) 栄養・食生活支援の実施

管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うものとする。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県（健康衛生班）や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施するものとする。

(5) 施設・設備の整備

高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

4 福祉避難所の開設・運営

福祉避難所を開設するときは、「福祉避難所設置・運営マニュアル」に基づき開設・運営にあたる。

(1) 福祉避難所の開設

福祉避難所の開設が必要と判断された場合は、災害対策本部の指示により、NCVふくしまアリーナ等に拠点的な福祉避難所を開設する。

また、災害の種類や規模などに応じて順次、社会福祉施設等による福祉避難所（二次的福祉避難所）を開設する。

(2) 福祉避難所の運営体制の整備

避難行動要支援者支援チームのリーダーは、運営担当者を派遣する。

また、専門的な人材・ボランティア等の応援派遣、物資・器材の提供を関係機関に迅速に要請する。

(3) 福祉避難所の運営

運営担当者は、避難行動要支援者支援チームのリーダーの指示のもと、避難者名簿の作成・管理、食糧・飲料水の配給、必要な物資・福祉機器等の配給・管理等の運営にあたる。

(4) 福祉避難所における避難行動要支援者の支援

保健・衛生・医療班の健康支援チームは、避難者の健康状態、災害発生前に受けていた福祉サービス及び医療等について把握し、継続的に福祉サービス等が提供できるようきめ細かな対応に努める。

また、福祉避難所での避難生活が困難な避難者については、緊急入院や緊急ショートステイ等により適切に対応する。

第6 指定避難所以外の被災者への支援

1 在宅被災者及び車中泊避難者への支援

指定避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者及び車中泊避難者等に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、指定避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行う。

2 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば指定避難所として追加指定する。

なお、災害対策活動の拠点となる施設（市庁舎等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めることが必要である。

第7 広域的な避難対策

1 他市町村への避難

市民が、他市町村へ避難する場合には、市は、県に要請し避難先市町村の指定を受ける。市は、同一地域コミュニティ単位で指定避難所に入所できるよう、避難先の割り当てを行い、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し輸送手段を調達する。

また、開設した指定避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

2 他市町村からの避難の受入

県の調整によって他市町村からの避難を受け入れる場合は、被災市町村と協力して指定避難所の開設や運営を行う。

第8 安否情報の提供等

1 照会による安否情報の提供

災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することがないように配慮する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認められるときは、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。

(1) 安否情報照会に必要な要件

- ① 照会者の氏名、住所、（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- ② 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ③ 照会をする理由
- ④ ①に係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

(2) 提供する安否情報

- ① 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先
- ② 被災者の親族（①以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷又は疾病の状況
- ③ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

3 安否不明者の氏名等公表

安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県が実施する公表のために情報提供をする。

第6節 救 急 ・ 救 助

【担当 危機管理室、消防本部】

災害発生後において、生命・身体の安全を守ることは最優先されるべき課題であり、市は、人員・資機材等を優先的に投入するとともに、状況によっては防災関係機関・団体の協力を得ながら、救助・救急活動を実施する。

また、市民及び各自主防災組織においても自主的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する関係機関に協力することが求められる。

1 実施機関

被害者の救助は、本部長（市長）が行うが、災害の規模、被災者の数に応じ関係機関等に応援を求め実施する。

災害救助法が適用された場合は知事が行うこととなっているが、被災者の救出については、災害救助法第13条第2項により市長は、知事が行う救助を補助するものとされている。

2 救助の実施

(1) 実施担当

災害対策本部においては、消防署長が担当する。

(2) 活動及び出動の原則

- ① 救助は救命処置を必要とする者を優先救出し、軽傷者は消防団員、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて、救出を行う。

ただし、多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先して実施する。

- ② 火災延焼の危険性のある場所の救助を優先する。
- ③ 傷病者の救急搬送は、救命を必要とする者を優先として、受入医療機関に搬送する。
- ④ 軽傷の者は、消防団員、自主防災組織等による自主的な応急手当てを行わせる。
- ⑤ 傷病者の救急搬送にあたっては、軽傷者の割り込みにより救急車が占有されることのないように毅然たる態度で活動する。

(3) 救助の方法

救助活動は、消防署長が主体となり必要に応じ救助班を編成し、人員及び重機等の資機材を投入して救助活動を行うものとする。

また、警察機関、地元の情報に精通した地域住民等と密接に連携して救助活動を実施するものとする。

(4) 応援の要請

- ① 現地の救助班は警防課と連絡をとり、救助に必要な車両、その他資機材の調達及び応援者の派遣を要請するものとする。
- ② 災害が甚大となり、又は救助活動が困難な場合は、県、防災協定締結市町村に対し協力を要請するものとする。必要に応じ、自衛隊の派遣要請も考慮する。またDMAT（災害派遣医療チーム）の派遣要請も併せて考慮する。（参照：第2章－第23節「応援協力の要請」、第24節「自衛隊派遣要請」）

(5) 救助活動状況の記録及び報告

- ① 救助活動を実施したときは、消防署長は、救出活動記録簿（様式9）により活動状況を記録し、その内容について消防長を経て本部長（市長）に報告するものとする。
- ② 本部長（市長）は、救助の状況について逐次、報告する。

3 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 救出対象者

① 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者

ア 火災の際に火中に取り残されたような場合

イ 地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合

ウ 水害の際に流失家屋と共に流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合又は、山津波により生き埋めになったような場合

② 災害のため、生死不明の状態にある者

ア 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される場合

イ 行方は判っているが生命があるかどうか明らかなでない場合

(2) 救出の期間

発災から72時間

4 広域応援

大規模災害発生時に、消防本部のみで救助・救急活動が困難である場合は、隣接協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行うものとする。

また、必要に応じて県を通じ、消防庁長官に対して、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請するものとする。

第7節 災害警備

災害発生後に予想される社会的混乱を防止し、公共の安全と秩序を維持するため被災地等の警備体制を整備する。

第1 震災時に予想される混乱

- (1) 電話の輻輳、断線等による混乱
- (2) 情報の不足・混乱、デマ・流言飛語による混乱
- (3) 避難行動に伴う混乱
- (4) 帰宅行動に伴う混乱
- (5) 自動車による交通の混乱
- (6) 買い出し、旅行者等による混乱
- (7) 燃料不足による混乱

第2 警察の任務

地震等災害発生直後における警察活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被害の実態把握
被害の調査を速やかに実施し、被害実態について把握する。
- (2) 被災者の避難誘導
市町村と緊密な連携を図りながら、被災地域、災害危険箇所等の現況を把握した上で、安全な避難路を選定し、避難誘導を行う。
- (3) 災害発生直後の交通規制措置及び交通秩序回復のための応急措置
道路管理者と連携して、必要な交通規制を実施し交通秩序の回復を図るため、以下の応急措置を行う。
 - ① 交通危険箇所の表示と迂回路の設定
 - ② 交通情報の提供
 - ③ 車両等の使用自粛の広報
- (4) 被害の拡大防止
災害危険箇所について市町村災害対策本部等に伝達するとともに、危険箇所への立入りを制限するなど、被害の拡大防止を図る。
- (5) 被災者の救出及び負傷者の救護
消防本部等防災関係機関と連携し、被災者及び負傷者の救出救護活動を行う。
- (6) 遺体の検視及び行方不明者の調査
市町村と協力し、迅速・的確な遺体検分、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡しに努める。また、行方不明者の検索を実施する。
- (7) 被災地及び指定緊急避難場所等の警戒並びに各種犯罪の予防・取締まり
被災地及び指定緊急避難場所等におけるパトロール等を実施し、社会秩序の安定に努める。
- (8) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

第3 警備体制

(1) 初期運用

初期の部隊運用にあつては救助活動、避難誘導、交通規制及び被害の拡大防止措置等を重点とし、必要により警備部隊を集中あるいは分散し運用する。

(2) 第2次運用

初期運用を終了したときはおおむね次の事項を重点とし、現有力、被害の状況等を勘案して適切な配備運用を図る。

〈第2次運用における重点警備事項〉

- ① 木造家屋密集地域等の大火災又は延焼予想地域、危険物施設及びその周辺における危険予防のための避難誘導の警戒活動
- ② 交通検問所における交通規制、検問活動
- ③ 住民避難後の留守家屋等に対する警戒活動
- ④ 流言飛語の防止その他民心の安定活動を図るための広報活動
- ⑤ 防災機関の行う民生安定活動に対する支援活動
- ⑥ その他秩序維持に必要な諸活動

第8節 緊急輸送

災害時における被災者、避難者及び災害対策要員の移送並びに災害救助物資等の緊急輸送の迅速、確実を期し、応急対策の円滑な実施を図るものとする。

第1 輸送手段の確保

【担当 財務部、消防本部、上下水道局（上水道事業）】

1 実施機関

災害時における緊急輸送は、市においては本部長（市長）が行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として本部長（市長）が行うこととなる。

災害対策本部においては、管財課長が担当する。

2 輸送の範囲

- (1) 被災者の避難のための輸送
- (2) 医療及び助産のための輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救援用物資の運搬のための輸送
- (6) 遺体の搜索のための輸送
- (7) 遺体の処理のための輸送
- (8) その他特に応急対策上必要と認められる輸送

3 緊急輸送活動の対象

(1) 第1段階

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

第1段階に加えて下記のもの

- ① 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ② 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

第2段階に加えて下記のもの

- ① 災害復旧に必要な人員及び物資
- ② 生活必需物資

4 輸送にあたっての配慮事項

輸送活動を行うにあたっては、次のような事項に配慮する。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

5 被災者輸送のための指定公共機関等への要請

被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人及び運送すべき場所、期日を示して、被災者の運送を要請することができる。

6 集積場所及び要員の確保

物資の集積・配分業務を円滑に行うため、集積場所の設定並びに要員（市職員）の派遣を行うものとする。

(1) 車両の確保

① 市有車両の配車

管財課長は、災害応急措置に従事する各班長から配車の要請があった場合は、被災地の状況及び輸送人員等を勘案し、使用車両を決定し直ちに配車するものとする。

② 一般営業用車両の確保

被災地の状況及び輸送人員等により、市有車両では輸送できない場合、あるいは市有車両のみでは輸送しきれない場合は、市内の一般輸送業者等に配車を要請するものとする。（資料編 資料4-19、4-23 参照）

借上げ可能な輸送業者等については、あらかじめ協定等を結び、おおよその調達可能台数を把握しておくものとする。

③ 緊急輸送のための燃料確保対策

市有車両その他災害応急対策実施のための燃料については事前に業者等と協定を行い、その確保に努めるものとする。

④ 緊急輸送車両の範囲

緊急輸送車両として確認される車両は、災害対策基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者、又はその委任を受けた者が使用する車両とする。

⑤ 確認手続等

緊急輸送車両であることの確認、標章、証明書の交付は、管轄警察署または県において行う。

なお、緊急通行車両確認標章等の交付を事前に受けられることについて、輸送協定を締結した民間事業者等をはじめ幅広く周知・普及を図るものとする。

- (2) 上記の(1)で対応が困難な場合は、市長（本部長）が、県、他市町村等に協力要請する。

7 車両以外による輸送

ヘリコプターによる輸送

地上輸送がすべて不可能となった場合、あるいは山間地へ緊急輸送する場合は、ヘリコプター輸送によるものとし、県、自衛隊等に対してヘリコプターの応援要請を行う。

集積場所及び要員の確保は、陸上輸送に準じて行うものとする。

第2 輸送拠点・集積場所

【担当 危機管理室、商工観光部、農政部】

災害時において調達した物資等や他市町村からの救援物資を受け入れ・保管し、さらに市内各地域へ配布するための仕分け等を行う大規模物流施設として、公設地方卸売市場等、また、物資等を効率的に輸送するための中継物流施設として、旧市内、東、西、南、北にそれぞれ1か所ずつ設置するが、発生した災害の場所、種別等に応じて、臨機に対応をとるものとする。

第3 緊急輸送道路等の確保

【担当 財務部、建設部、消防本部】

1 緊急輸送道路の確保

(1) 道路の優先順位

建設部長は、応急対策を円滑に実施するため、被害を受けた道路を次により確保する。

- ① 本部長（市長）の指示に基づき、あらかじめ指定している路線から順次確保する。
- ② 地域によって指定の路線から確保することが困難な場合、もしくは応急対策上重要となる路線については、必要に応じその他の路線を確保する。

(2) 道路確保作業の内容

建設部長は、本部長（市長）の指示があった場合は、次のとおり緊急輸送路の確保のための作業を実施する。

- ① 緊急輸送路の被害状況を関係機関等の協力を得ながら確認し、本部長（市長）に報告する。
- ② 人員、車両、資機材等に不足がある時は、他の部又は県、自衛隊等他の機関等に応援を要請する。

2 緊急航空機の離発着場の確保

(1) 緊急航空機への離着陸場における対応

応急対策を円滑に実施するため、自衛隊・県警・消防それぞれの航空隊からの要請を受け、ふくしまスカイパークを航空機の防災対応拠点とする。

また、市外での防災活動においても広域連携を図るため、緊急航空機の中継拠点としての体制をとる。

(2) 臨時ヘリポートの開設

臨時ヘリポートの開設の決定は、県からの指示又は本部長（市長）の指示によるものとする。

財務部長は、本部長（市長）の開設の指示に備えて臨時ヘリポートの開設が可能な予定地について、被害状況等をあらかじめ把握しておくものとする。（開設要件等は、資料編 資料2-9、2-10、2-11 参照）

臨時ヘリポートの開設にあたっては、以下について配慮する。

- ① 離着陸地帯への立入禁止措置
- ② 散水車等の配車

臨時ヘリポートのうち学校の校庭等、離着陸場表面が土の場所においては砂ぼこりが立つので、消防本部に消防ポンプ車、建設部に散水車等の出動を要請する。

第9節 緊急道路交通対策

【担当 危機管理室、建設部】

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において道路交通の確保、安全と施設の保全を図るため、応急措置を行うものとする。

また、災害に伴う混乱防止のための警備を警察機関が実施する場合には、市はこれに協力する。

第1 実施機関

交通規制等の交通応急対策は、次の種別及び根拠によって各実施機関が行う。

区 分	実施責任者	主 な 実 施 内 容	根拠法令
道路管理者	○国土交通大臣 (福島河川国道事務所) ○知 事 (土木部、建設事務所) ○市 長 (建設部道路保全課)	1 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持・修繕し、一般交通に支障を及ぼさないように努めるものとする。 2 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、通行の禁止又は制限を行う。この場合、道路標識を設置し、迂回路を明示する。 3 非常災害時には災害現場の土地、土石などを使用収用し、またやむを得ない場合は、付近の者を防御に従事させることができる。	道路法 42 条 道路法 46 条 " 48 条 " 68 条
警 察 機 関	公安委員会 警察署長 警察官	1 交通事情の実態把握と隣接警察署との連絡 2 緊急輸送を行う車両以外の通行禁止、制限 3 所定の表示設置、緊急輸送車両の確認、所定の標章及び証明書の交付	道路交通法 第4、5、6条 災害対策基本法 第76条

第2 主要交通路の確保

- (1) 道路保全課長及び道路整備課長は、主要な道路、橋梁の実態を巡回調査等により常に把握して交通の確保に努めるとともに、災害発生状況に応じて随時迂回路の確保に努める。
- (2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等の障害物が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合は、道路管理者が自ら車両の移動等を行うものとする。

第3 交通支障箇所の連絡

道路保全課長、道路整備課長及び路政課長は、道路・橋梁等の被害状況について調査し、交通に支障のある箇所について災害対策本部に報告するとともに、市道以外の道路については、各道路管理者に通報する。

第4 応急措置

1 通行規制、交通禁止

道路保全課長は、道路施設の被害等により危険な状態が予想され又は発見したとき、あるいは通報により連絡を受けたときは、危機管理室長に協力を求め、警察機関など関係機関と連絡をとり所定の道路標識を設置するなどにより、必要な範囲の規制及び交通禁止の措置を行うものとする。

2 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

- (1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨げとなることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (2) 前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を除去することができる。
- (3) 警察官がその場にいない場合に限り、上記(1)及び(2)を、災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、その機関の使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

3 応援要請

道路整備課長及び路政課長は、被害の拡大を防止するための応急措置が必要であり、かつ大規模な対策が必要と認められるときは、その旨を本部長（市長）に報告し、本部長（市長）は県または自衛隊の応援について要請するものとする。

4 応急復旧

道路保全課長及び道路整備課長は、災害応急対策に要する輸送を円滑に実施し得るよう被害箇所を速やかに復旧するとともに、その復旧状況を本部長（市長）に報告するものとする。

緊急な道路交通の確保にあたっては、病院、浄水場、医療救護所、指定避難所等との有機的な連携を考慮し、災害対策活動の円滑化を図るものとする。

5 仮設道路の設置

道路保全課長及び道路整備課長は、道路、橋梁が大部分損壊し他に交通の方法がない場合は、各道路管理者と協議し、仮設道路、仮設橋梁の設置等の応急措置を行い、交通の確保を図るものとする。

6 復旧資機材等の確保

道路保全課長は、復旧資材、機械及び作業員等を把握し、応急復旧に対処する体制を確立するとともに、各道路管理者が相互に協力するものとする。

第10節 障害物の除去

【担当 危機管理室、建設部、都市政策部】

災害時に際して、土、石、立木及び災害を受けた工作物等の障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路を確保し、応急対策措置を迅速的確に実施できる体制を整備する。

1 障害物の除去

(1) 住宅関係障害物の除去

① 実施機関

災害時における障害物の除去は、本部長（市長）が行う。なお、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として本部長（市長）が行うことになる。

② 障害物除去の対象

災害によって、宅地内に運ばれた土砂・竹木などの障害物で、次のいずれかに該当する場合。

ア 住民の生命・財産の保護のため除去を必要とする場合

イ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

ウ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

③ 実施方法

宅地内の障害物の除去については、各戸が市災害対策本部において指定した場所に搬出する。

ただし、自ら搬出することができない程度の障害物については災害対策本部において搬出する。

その場合、市が保有する機械、器具を使用して実施するものとするが、労力、機械力が不足する場合は、近接市町村又は県に派遣（応援）要請を行うものとする。

(2) 道路関係障害物の除去

① 実施機関

道路の障害物は、道路保全課長及び道路整備課長が除去するほか、応急復旧協力の協定先等と連携しながら実施する。

② 実施方法

道路の交通に著しい被害を及ぼしている物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）は、市及び協定先等の所有している機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図る。

さらに、労力、機械力が必要な場合は、国・県の道路管理者、警察、消防、自衛隊の協力も得ながら除去する。

③ 東北道路啓開計画（福島県版）との関連

東北道路啓開計画（福島県版）に位置付けられた路線の啓開に伴う協力の依頼等があった場合は、必要に応じた対応を行う。

(3) 河川関係障害物の除去

① 実施機関

河川の障害物は関係機関の協力を得て、河川課長が除去する。

② 実施方法

河川管理者は河川法第22条第1項の規定による緊急措置を行うものとする。

水防管理者、水防団長又は消防長は、水防法第21条の規定による緊急措置を行うものとする。

(4) 下水道関係障害物の除去

① 実施機関

下水道の障害物は、下水道管理課長及び下水道整備課長が除去する。

② 実施方法

市の保有している機械、器具、車両等の確保により速やかにこれを除去する。

(5) 集積場所の指定

障害物の集積場所は、次の点を考慮し、災害対策本部が指定するものとする。

① 交通に支障がなく、国・県・市等の公共用地を選定する。

② 適当な公共用地が確保できない場合は、民有地を使用することとするが、所有者との間の補償(使用)契約を締結するものとする。

(6) 工作物等の保管

工作物等を除去したときは、市は当該工作物を一時保管するものとする。

(7) 関係機関との連携及び応援の要請

① 除去作業は第一次的には市が保有する機械、器具を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、県(県北建設事務所)、災害時応援協定締結市町村に派遣(応援)要請を行うものとする。

② 併せて、災害時における応急対策業務の支援に関する協定締結団体に資機材・労力の提供等の協力を求めるものとする。

③ ボランティア等の支援を得て、除去活動を行う場合は、社会福祉協議会等とも連携し作業内容を調整・分担の上、効率的に搬出を行うものとする。

④ 被害が甚大となり除去活動が困難な場合は、本部長(市長)は県を通じ自衛隊に応援を要請する。

2 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 障害物除去の対象者

① 住家は、半壊又は、床上浸水した者であること。

② 居室、台所、玄関、便所等の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者であること。

(日常生活に欠くことができない場所に運びこまれた障害物の除去に限る。)

③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者であること。

(2) 障害物除去の方法

災害によって住居等に運びこまれた障害物は、作業員或いは技術者を動員して除去し、住み得る状態にする。

(3) 除去(救助)対象世帯の調査・選定

① 半壊及び床上浸水した全世帯(被災世帯)を明らかにして、それぞれの世帯人員数、職業、年収、世帯状況^{*1}、市民税課税状況、被害状況等を調査する。

^{*1}：被保護世帯、身障世帯、老人世帯、母子世帯、要保護世帯の別

② 上記調査に基づき、(1)の資格を満たす災害救助対象世帯を選定する。

(4) 障害物除去の実施期間

災害発生の日から10日以内

第11節 食 料 供 給

【担当 財務部、市民・文化スポーツ部、教育委員会】

災害時における食料を確保し、被災者に対し炊出しその他による応急的な食料の供給を行い、食生活の保護を図る。

第1 実施機関

災害時における食料供給は、本部長（市長）が行う。

なお、災害救助法が適用された場合についても、その権限は本部長（市長）に委任される。

市のみで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、自衛隊、その他関係機関の応援を要請する。

第2 供給対象者

被災により炊飯のできない被災者に対し、炊出しその他による食品の供給を行う。

なお、供給対象者は災害救助法の基準に準じる。

第3 供給方法

(1) 実施担当

炊出しその他による食料の供給は、市民課長、スマート窓口推進課長、国保年金課長、納税課長及び教育施設管理課長が担当する。

(2) 供給内容

応急的に供給する食料は、市が備蓄する保存食（アルファ化米等）、炊き出しによるもの及び調達による米穀、パン、弁当等の主食のほか、必要に応じて緊急調達の協力依頼機関（業者）、百貨店、スーパー等から副食を調達する。

また、乳児に対しては、原則として、粉ミルク販売業者等からの調達による粉ミルクとする。

さらに、普通食を食せない高齢者等に対しては、おかゆ、流動食等を確保する。

また、食品アレルギー体質を持つ者に対しては、アレルギー対応食を確保し、腎臓病などの疾病を持つ者に対しては、病態別対応食を確保する。

(3) 供給方法

食料の供給は、市内の米穀取扱業者等の協力を得て実施するほか、炊出しによるものとする。なお、具体的な供給方法、その他供給の手続等については、別に定めるところによる。

① 炊出しの方法

炊出し食料の煮炊きは、市学校給食センター（資料編 資料4－6）において行い、また必要に応じ、次の者に協力を求めるものとする。

ア 米飯業者

イ 旅館等

ウ 自主防災組織

エ 町内会

オ 日赤奉仕団等

② 炊出し現場責任者

炊出しを行う現場には、本部長（市長）が任命する現場責任者を配置する。現場責任者は、教育施設管理課長の指示により、炊出し食料を供給する。その際、次の様式により記録するとともに本部長（市長）に報告するものとする。

様式 10 炊出し給与簿

様式 11 炊出し食料等受払記録簿

様式 12 炊出し用物品等借用記録簿

③ 特殊食料の管理

おかゆ、流動食、アレルギー対応食、病態別対応食等の特殊食料については1箇所に集約し数量等を管理する。

第4 災害救助法が適用された場合の実施基準

災害救助法が適用された場合の炊出しその他による食料の給与についても本部長（市長）が行う。その場合の災害救助法により実施される基準は次のとおりである。

(1) 食料給与対象者

- ① 指定避難所に受入された者
- ② 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者
- ③ 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪客等も炊出しの対象とすることができる。

(2) 食料給与算出費目

- ① 主食費（米穀、弁当、パン、乾パン、うどん・インスタント食品等）
- ② 副食費（調味料を含む）
- ③ 燃料費
- ④ 雑費、器物（炊飯器、なべ、やかん、しゃくし、バケツ等）の使用謝金、借上料、握飯を包む包装紙類、茶、箸、紐等の購入費

(3) 食料給与期間

災害発生の日から7日以内

第5 食料の調達、斡旋

本部長（市長）は、炊出しその他による食料の供給について、食料の調達が必要と認めた場合及び災害対策現地本部から要請があった場合は、その調達、斡旋を行うものとする。

なお、調達、斡旋を行う食料は以下のとおりとする。

- (1) 主食となる米穀
- (2) 生鮮食料品（野菜類、漬物類、海産物類）
- (3) パン、調味料、缶詰類
- (4) 粉ミルク
- (5) その他の食品

第12節 給水計画

【担当 上下水道局（上水道事業）】

災害により給水施設が破壊される等の被害を受けたときにおいて、応急飲料水の供給を迅速かつ的確に実施するものとする。

本市は、給水拠点及び供給ブロックを設定、的確な搬送体制により対応していくものである。

第1 実施機関

応急飲料水の供給は、本部長（市長）が行う。市だけで措置できないときは、他市町村等に応援を要請する。（市水道事業の内容は、資料編 資料4－8のとおり。）

第2 応急対策

災害対策本部においては水道部（上下水道局（上水道事業））が「福島市水道局防災計画」に基づき応急対策を講ずるものとする。

(1) 上下水道局（上水道事業）災害対策本部の設置

水道事業管理者が上下水道局（上水道事業）災害対策本部を設置する。上下水道局（上水道事業）災害対策本部長は水道事業管理者とする。

(2) 被害状況の調査及び報告

給水施設の被害の状況を調査し、次の事項について本部長（市長）に報告するものとする。

- ① 配給水施設の被害状況と応急措置の概要
- ② 応急復旧工事の所要箇所数と応急復旧の見込
- ③ 応急給水の措置概要
- ④ その他必要な事項

(3) 応急飲料水の確保

被災者に対する応急飲料水確保の場所及び供給ブロックの範囲（予防計画第10節－第1－給水体制の整備）を定め、円滑な搬送給水ができるよう行うものとする。

（非常用給水ブロック・給水拠点は、資料編 資料4－11のとおり）

(4) 補給給水源の確保

大規模地震が発生した場合、上下水道局（上水道事業）は受水池・配水池に貯留を図るほか、その他の市自主水源を活用し応急給水用の水を確保する。

またこのため、給水量、給水区域、給水方法等についてあらかじめ定めておく。

(5) 給水の方法

- ① 給水は、原則として地域防災拠点となる各支所等に給水所を設定し、給水車等による浄水の運搬供給による給水方式で行う。（上下水道局（上水道事業）保有車両一覧及び給水器具は資料編 資料4－9、4－10）
- ② 被災地区に対する搬送給水は、迅速かつ的確に行うものとする。
- ③ この場合において必要に応じ、消防署等の保有する給水具等の使用も考慮するものとする。
- ④ 医療機関・福祉施設等への給水

人命にかかわる医療施設を最優先とし、福祉施設等を優先給水所とし、車両等により給水を行う。

(6) 自衛隊派遣要請

被災地域が広範となり自衛隊の派遣を要請する必要がある場合は、「第24節 自衛隊派遣要請」に基づき要請するものとする。

(7) 給水状況の報告

給水車等による搬送給水の状況について、飲料水供給記録簿（様式15）により本部長(市長)に報告するものとする。

第3 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 飲料水供給対象

災害のため現に飲料水を得ることができない者であること。

(2) 給水方法

飲用水中に直接投入する浄水剤の交付等の方法による。

(3) 給水量基準

1人1日最大おおむね3リットル

(4) 給水費目

- ① 給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費（自動車、給水車、ポンプ、バケツ、樽、瓶、水のう等）
- ② 浄水用の薬品及び資材費（被災者各人が飲料とする水を直接浄水するもの）

(5) 給水期間

災害発生の日から7日以内

第4 災害時の広報

災害発生後は、水道施設の被害状況、復旧の見通し、給水拠点等を周知し、混乱を防ぐために最大限の広報活動を行う

(1) 広報担当

市、警察、消防の協力を得て、「福島市水道局防災計画」に基づき、広報を実施する。

(2) 広報内容

- ①水道施設の被害状況及び復旧見込
- ②給水拠点の場所及び応急給水方法
- ③水質についての注意事項
- ④その他必要な事項

第13節 生活必需物資供給

【担当 危機管理室、商工観光部】

被災者に対する衣料、生活必需品、その他の物資を確保し、給与又は貸与を行い、被災者の応急的な日常生活の確保を図るものとする。

また、本市の卸・小売業等の集積力をいかし、協力を得ながら対応するものとする。

第1 実施機関

衣類、寝具、生活必需品、の給与又は貸与は、本部長（市長）が行う。

なお、災害救助法が適用された場合は知事が行うが、知事から委任された場合、又は知事による救助のいとまがない場合は、知事の補助機関として本部長（市長）が行う。

本市のみで措置不可能の場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

第2 給与又は貸与の対象者

住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品をそう失又はき損し、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者に対して行うものとする。

第3 給与又は貸与の方法

(1) 物資調達の担当

物資の調達は、産業雇用政策課長、にぎわい商業課長、観光交流推進室長、企業振興課長が担当する。

(2) 調達物資品目

- ① 寝 具 類 …… 毛布、布団等
- ② 外 着 …… 洋服、作業着、子供服等
- ③ 下 着 …… シャツ、パンツ等
- ④ 身のまわり品 …… タオル、靴下、サンダル、傘等
- ⑤ 調理道具 …… 鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等
- ⑥ 食 器 …… 茶わん、皿、箸等
- ⑦ 日 用 品 …… 石けん、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、上敷ゴザ等
- ⑧ 光 熱 材 料 …… マッチ、ローソク、プロパンガス、石油等
- ⑨ 衛 生 用 品 …… 介護用紙オムツ、乳幼児用紙オムツ、生理用品等
- ⑩ そ の 他 …… 電池、懐中電灯

(3) 調達物資の集積場所及び輸送

調達した物資又は県等からの救援物資の集積場所及び輸送は、被災現場の状況に応じ災害対策本部において定める。

(4) 物資給与又は貸与は、商工観光部長が被災地域ごとに物資支給責任者を定め、他の部及び町内会長、民生委員等の協力を求め、迅速、的確に行うものとする。

(5) 物資支給責任者

物資支給責任者は、被災現場において、被災状況及び給与又は貸与の対象者を把握し、物資の管理、給与、貸与を行うとともに、その状況を生活必需物資受払記録簿（様式13）及び生活必需物資給（貸）与簿（様式14）により記録し、本部長（市長）に報告するものとする。

第4 物価の安定、物資の安定供給

市は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行うものとする。

第5 災害救助法が適用された場合の実施基準

災害救助法が適用された場合は、生活必需物資の供給は知事が行うが、被災者に対する配分は、補助機関として市長が行うこととなる。

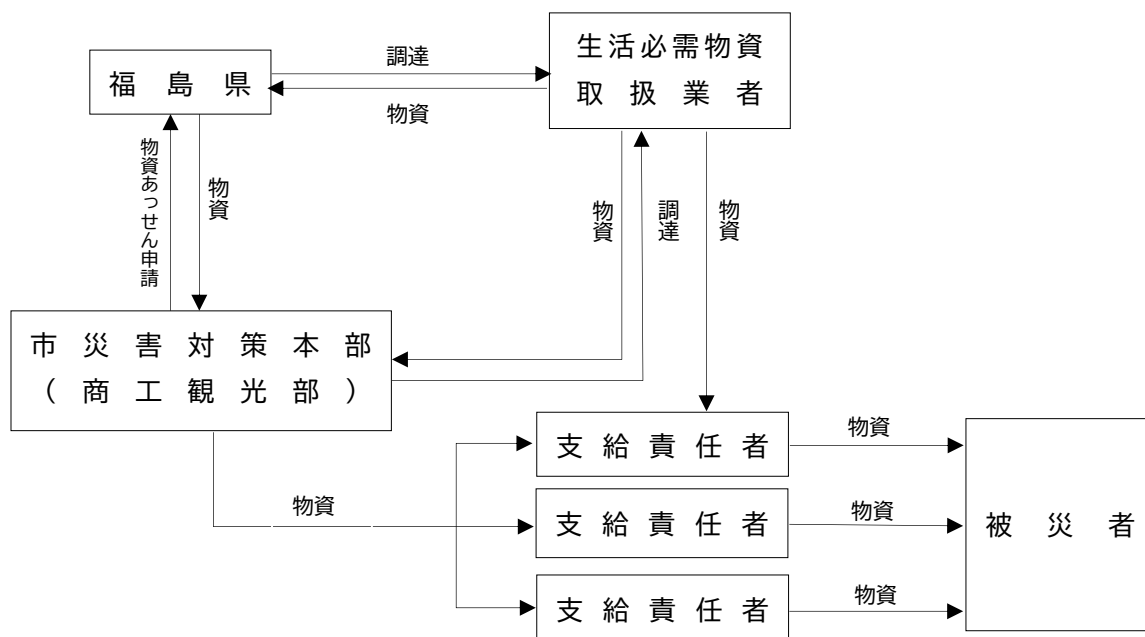
(1) 給（貸）与品目

- ① 寝 具……毛布、布団等
- ② 外 着……洋服、作業着、子供服等
- ③ 下 着……シャツ・パンツ等
- ④ 身のまわり品……タオル、靴下、サンダル、傘等
- ⑤ 調理道具……鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等
- ⑥ 食 器……茶わん、皿、箸等
- ⑦ 日用品……石けん、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、上敷ゴザ等
- ⑧ 光熱材料……マッチ、ローソク、プロパンガス、石油等
- ⑨ 衛生用品……介護用紙オムツ、乳幼児用紙オムツ、生理用品等
- ⑩ そ の 他……電池、懐中電灯

(2) 物資給（貸）与期間

災害発生の日から10日間以内

物資調達系統



第14節 ライフライン施設

災害によりライフライン施設が被害を受け、そのサービス機能を停止させた場合の市民に与える影響は重要であることから、各機関が行う初動体制、施設機能の応急的な復旧措置について計画する。

第1 上水道施設

【担当 上下水道局（上水道事業）】

1 初動体制

本部の設置と動員体制について

水道事業管理者は、災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は、災害対策組織体制を指令する。

管理者（水道事業管理者）は、災害対策組織体制を指令したときは、直ちに上下水道局（上水道事業）内に災害対策本部を設置する。

なお、指示・伝達系統、業務分担等は「福島市水道局防災計画」に定めるものである。

2 応急復旧対策

災害発生時における水道施設の応急復旧は、「福島市水道局防災計画」に基づき、応急復旧要員の確保及び資機材を調達して、復旧作業を進める。

(1) 基本方針

受水池及び浄水場等の機能の確保を図り、主要供給所に至る送・配水幹線の復旧、人命にかかわる医療施設を最優先に、福祉施設等の給水拠点に給水することを優先とし、断水区域を最小限にするよう配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

(2) 配水調整

災害時における緊急調達は、被害を受けない配水管を最大限に利用し、断水地域をできるだけ縮小することを基本とし、応急復旧の進行に従って適切な配水調整を行い、順次断水区域の解消に努める。

(3) 応急復旧活動

① 受水池及び浄水場等の応急復旧は、被害箇所発見のための点検、タンク破損による二次災害の防止、受変電設備の復旧、ポンプ廻りの配管及び薬剤注入管の漏えい部分の応急復旧等に努める。

② 配水管の応急復旧は、復旧作業計画に基づき、仕切弁操作を的確に行い、給水の確保を図る。

③ 復旧順位は、被害状況を把握し、復旧の見込みや資材の確保見込み等総合的に考慮して決定する。

(4) 応急復旧用資機材

応急復旧に必要な資機材は、市保有資機材、業者資機材及びメーカーから調達する。

(5) 応急復旧用工具

応急復旧に必要な工器具については、常に点検、整備の万全を期すとともに、協力要請している関係業者の協力により対応する。

3 災害時の広報

災害発生後は、水道施設の被害状況、復旧の見通し、給水拠点等を周知し、混乱を防ぐために最大限の広報活動を行う。

(1) 広報担当

市、警察、消防の協力を得て、「福島市水道局防災計画」に基づき、広報を実施する。

(2) 広報内容

- ① 水道施設の被害状況及び復旧見込
- ② 給水拠点の場所及び応急給水方法
- ③ 水質についての注意事項
- ④ その他必要な事項

第2 下水道施設

【担当 上下水道局（下水道事業）】

1 初動体制

(1) 本部の設置と動員体制について

- ① 下水道管理者は、災害が発生した場合または発生する恐れがあると認められるときは、災害対策組織体制を指令する。
- ② 管理者は、災害対策組織体制を指令したときは、直ちに上下水道局内に災害対策本部を設置する。
- ③ 連絡系統及び初動体制については、「福島市上下水道局（下水道事業）非常災害対策要綱」により、火災・消火活動、救助活動、各施設点検にあたる。

なお、配備基準、災害発生時の対処（応急措置、被害調査、施設の維持管理等）の詳細については、非常災害対策実施細目による。

〈第1班〉

- ア 本部長（市長）の命ずる事故対策に関すること
- イ 気象情報の収集及び伝達に関すること
- ウ 災害時における職員及び外部動員計画に関すること
- エ 被害情報の収集及び伝達に関すること
- オ 下水道施設の応急対策に関すること。
- カ 終末処理場及び衛生処理場の応急対策に関すること
- キ 救護活動に関すること

〈第2班〉

- ア 本部長（市長）の命ずる事故処理に関すること
- イ 下水道施設（終末処理場、衛生処理場を除く）及び農業集落排水処理施設の応急対策に関すること

2 応急復旧対策

災害が発生した場合には、速やかに終末処理場・ポンプ場・管渠等の下水道施設・農業集落排水処理施設及び衛生処理場等し尿処理施設の被害状況を把握し、関係機関と連携して、被災した施設の応急復旧のために必要な資機材、車両及び人員を確保し、汚水・雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講じ、排水に万全を期する。

(1) 終末処理場・ポンプ場・農業集落排水処理施設等の応急措置

- ① 終末処理場・ポンプ場・農業集落排水処理施設等が停電した場合は、直ちに自家発電装置に切り替え、下水処理・下水排除に万全を期する。
- ② 下水道施設・し尿処理施設に浸水をきたした場合には、土のう等により浸水を阻止し、破損箇所の応急修理を行い、下水処理・し尿処理・下水排除に万全を期する。

(2) 管渠の応急措置

- ① 下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように移動式ポンプを配置して排水に努

めるとともに、迅速に管渠の応急復旧措置を講じる。

- ② 幹線の被害は、広範囲にわたる排水機能の停止をまねくおそれがあるので応急復旧を行い、本復旧の方針をたてる。
- ③ 枝線の被害については、直接、本復旧を行う。
- ④ 多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール、雨水桝等で流入防止等の応急措置を行い、排水の円滑を図る。

(3) 資機材、車両及び人員の確保

- ① 職員の動員・配備は、「福島市上下水道局（下水道事業）非常災害対策要綱」による。
- ② 下水道施設、し尿処理施設の応急復旧にあたっては、関係業者の協力を得て行う。
- ③ 応急復旧は、市及び委託業者が備蓄する資機材及び車両により行う。

災害の規模により多くの資機材もしくは車両を必要とする場合には、指定工事店等所有の資機材等の緊急調達を行う。

3 災害時の広報

下水道施設・し尿処理施設・ポンプ場等の被害状況及び復旧の状況等の広報は、関係機関と連絡を密にして市民に広報する。

また広報の時期については、災害発生直後及び応急復旧対策の進捗状況に合わせてその都度決定する。

第3 電力施設

【担当 東北電力ネットワーク(株)福島電力センター】

1 災害時の復旧体制

(1) 非常体制の区分

防災体制の区分	非常事態の情勢
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第1非常体制	非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合、または非常災害が発生し、必要と認めた場合
第2非常体制	大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合

(2) 非常災害対策組織

東北電力ネットワーク(株)福島電力センターに非常災害対策本部を設置する。

(3) 情報連絡ルート

- ① 本店・本社等の社内機関およびテレビ、ラジオ、インターネット等による情報収集
- ② 市災害対策本部、又は市消防本部、警察署等の管内防災機関との情報連絡

2 災害時の応急措置

(1) 要員の確保

防災体制が発令された場合は、対策要員はすみやかに所属する対策組織に出動する。

(2) 資機材の確保

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い非常事態に備える。

① 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達、社内対策組織相互の流用、他電力からの融通により可及的すみやかに確保する。

② 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ要請した請負会社の車両、船舶、ヘリコプター等をはじめその他実施可能な運搬手段により行う。

③ 資機材置場の確保

災害時において、復旧資材置き場等が緊急に必要となる場合、「災害時の協力に関する協定書」にもとづき、事前に確保している場所、または、この確保が困難と思われる場合は、市災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

(3) 災害時の危険予防措置

電力需給の実態に鑑み、災害時においても事業用電気工作物の保安が確保されている場合は、供給を継続する。但し、警察、消防機関から要請があった場合や事業用電気工作物の保安が確保されない場合など、保安確保が保たれないことが予想される場合には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

3 応急復旧対策

(1) 被害状況の把握及び復旧計画の策定

被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- ① 復旧応援要員の必要の有無
- ② 復旧要員の配置状況
- ③ 復旧資材の調達
- ④ 電力系統の復旧方法
- ⑤ 復旧作業の日程
- ⑥ 仮復旧の完了見込み
- ⑦ 宿泊施設、食料等の手配
- ⑧ その他必要な対策

(2) 復旧の順位

復旧計画の策定および実施にあたっては、各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

なお、復旧順位については、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所などを優先する。

送 電 設 備	1 全回線送電不能の主要線路
	2 全回線送電不能のその他の線路
	3 一部回線送電不能の主要線路
	4 一部回線送電不能のその他の線路
変 電 設 備	1 主要幹線の復旧に関係する送電用変電所
	2 都心部に送配電する送電系統の中間変電所
	3 重要施設に配電する配電用変電所
	4 その他の変電所

配電設備	1 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁用などの公共機関、指定避難所、その他重要施設への供給回線 2 その他の回線
通信設備	1 非常災害用通信回線 2 給電指令回線、監視・制御回線および系統保護回線 3 保安用回線など

4 災害時の広報

「一般災害対策編 第2章 第4節 災害広報」のとおり行う。

第4 都市ガス施設

【担当 福島ガス㈱】

1 災害時の活動体制

(1) 災害対策本部の編成

福島ガス㈱は、非常災害が発生した場合には、「緊急出動体制」に基づき特別出動体制をとり、すみやかに本社内に対策本部を設置し、ただちに応急対策措置をとる。

(2) 情報収集、連絡体制

非常災害時には、被災調査担当が被害情報収集にあたる。

災害対策本部は、電話、無線等の通信設備により、本社を中心とした通信連絡体制をとる。

災害対策本部におけるその他外部防災関係機関との通信連絡は、連絡担当があらかじめ定める方法で行う。応急復旧には修繕担当、供給担当が他班の協力を得ながらあたる。

また、ラジオ、テレビ等の報道にも十分注意を払い、通信網、交通網、電力、水道等の被害状況や復旧状況についても把握に努める。

(3) 応急復旧活動用資機材等の備蓄

災害時に当面必要な資機材を備蓄、さらに事業者間の融通、メーカーとの連携により、必要な量の応急復旧資機材の調達が可能である。また、主要な車両には無線を搭載している。

2 災害時の応急措置

(1) 要員の確保

① 勤務時間内

社内連絡により出動する。

② 勤務時間外

要員に電話等により出動を指示する。電話不通の場合は、テレビ、ラジオの情報により判断し、出動する。

③ 工事会社の動員

災害対策本部の指示により、必要に応じて動員を行う。

(2) 資機材の確保

非常災害が発生した場合、もしくは警戒宣言発令時において、次の事項を実施する。

① 初動措置に必要な車両を確保し、配置するとともに、緊急用工具、資機材の点検を行う。

② 非常用の食料、飲料、医薬品等の手配、準備をする。

(3) 施設の保安措置等

① 製造所

- ア ただちに火災等の二次災害に対する防止策を講じるとともに設備点検を行う。
- イ 設備点検の結果、運転継続に支障を及ぼす異常が確認された場合等は速やかに停止措置、安全措置をとる。
- ウ 送出状態を異常と判断した場合は、導管の減圧操作及び緊急遮断等を行う。

② 供給施設

- ア 震度5弱以上の場合は、供給施設の点検を含め緊急時に備え出動体制をとる。
- イ 「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」に基づく特別出動体制を確立、処理にあたる。
- ウ この場合、統括責任者は、状況に応じ供給圧力の減圧、ブロック毎の供給停止及び全面供給停止を速やかに指示し、保安の確保を図る。
- エ 点検を実施する施設、点検方法、点検項目・箇所、措置等は、「緊急巡回点検マニュアル」による。

3 応急復旧対策

- (1) 対策本部の指示に基づき、各班は、有機的な連携を保ちつつ施設の応急復旧にあたる。
- (2) 施設を点検し機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- (3) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- (4) 復旧措置に関して、付近住民及び関係機関等への広報に努める。
- (5) その他、現場の状況により適切な措置を行う。

4 災害時の広報

「一般災害対策編 第2章 第4節 災害広報」のとおり行う。

第5 電話施設

【担当 東日本電信電話(株)福島支店】

1 災害時の活動体制

(1) 災害対策本部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、その状況により災害対策本部、現地に現地本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市（市災害対策本部）及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。

(2) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

2 災害時の応急措置

(1) 設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- ① 電源の確保
- ② 非常用対策機器（無線機器、移動電源装置等）の発動準備
- ③ ビル建築物の防災設備の点検
- ④ 工事用車両、工具等の点検
- ⑤ 保有する資材、物資の点検
- ⑥ 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

⑦ その他

(2) 応急措置

地震により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- ① 通信の利用制限
- ② 非常通話、緊急通話の優先・確保
- ③ 無線設備の使用
- ④ 非常用公衆電話の設置
- ⑤ 臨時電報、電話受付所の開設
- ⑥ 回線の応急復旧

3 応急復旧対策

(1) 地震により被災した電気通信設備の状況により、復旧は次のとおりとする。

① 応急復旧工事

- ア 電気通信設備を応急的に復旧する工事
- イ 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

② 原状復旧工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復旧する工事

③ 本復旧工事

- ア 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- イ 電気通信設備が全く消滅した場合復旧する工事

(2) 通信疎通に関する応急措置

地震等により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた以下の表の順位にしたがって実施する。

順位	復 旧 す る 電 気 通 信 設 備
1	○気象機関に設置されるもの ○水防機関に設置されるもの ○消防機関に設置されるもの ○災害救助機関に設置されるもの ○警察機関に設置されるもの ○防衛機関に設置されるもの ○輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの

順位	重 要 通 信 を 確 保 す る 機 関
2	○ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○選挙管理機関に設置されるもの ○別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ○預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ○国又は地方公共団体の機関（第1順位となるものを除く）

順位	復 旧 す る 電 気 通 信 設 備
3	○第1順位及び第2順位に該当しないもの

4 災害時の広報

「一般災害対策編 第2章 第4節 災害広報」のとおり行う。

第6 鉄道施設等

【担当 東日本旅客鉄道(株)、福島交通(株)、阿武隈急行(株)】

1 災害時の活動体制

(1) 災害対策本部等の設置

大地震が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

(2) 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車、移動無線機等も利用して行う。

2 災害時の初動措置

(1) 運 転 規 制

機関名	運 転 規 制 の 内 容
東日本旅客 鉄道(株)	地震が発生した場合の列車の運転取扱いには次による。 ① 落石の可能性のある区間：3.0 カイン以上～6.0 カイン未満 【速度規制】 ：6.0 カイン以上【運転中止】 ② 落石の可能性のない区間：6.0 カイン以上～12.0 カイン未満 【速度規制】 ：12.0 カイン以上【運転中止】 運転規制の解除は、保守担当所長の判断による。
福島交通(株) 阿武隈急行(株)	強い地震を感知した場合の運転の取扱いには次による。 ① 激しい地震（震度5弱以上）の場合、列車の運転を中止することとし、その後の運転については、保線区・電気区の巡回員からの報告に基づいて、逐次運転規制を解除する。 ② 強い地震（震度4以上）の場合、列車は速やかに安全な所で一時停止し、時速 25 km/h 以下の速度で注意運転することとし、保線区・電気区の巡回員からの報告に基づいて、逐次運転規制を解除する。

(2) 乗務員の対応

機関名	乗 務 員 の 対 応
東日本旅客 鉄道(株) 福島交通(株) 阿武隈急行(株)	① 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合はただちに列車を停止させる。 ② 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋りょう上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認のうえ、安全と認められる箇所に列車を移動させる。 ③ 列車を停止させた場合、指令又は最寄りの停車場の駅長と連絡をとりその指示を受ける。

(3) その他の措置

機関名	そ の 他 の 措 置
東日本旅客 鉄道(株) 福島交通(株) 阿武隈急行(株)	① 旅客誘導のための案内放送 ② 駅員の配置手配 ③ 救出、救護手配 ④ 出火防止 ⑤ 防災機器の操作 ⑥ 情報の収集

3 乗客の避難誘導

機関名	避 難 誘 導 方 法
東日本旅客 鉄道(株) 福島交通(株) 阿武隈急行(株)	(1) 駅における避難誘導 ① 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた駅の一時臨時避難場所に混乱を生じないように誘導し避難させる。 ② 自駅の損傷が大きく駅の一時避難場所を提供できない場合は、旅客を広域避難場所へ誘導する。また広域避難場所までの案内図を掲出しておく。 (2) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導 ① 列車が駅に停車している場合は、指令又は駅長の指示による。 ② 列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次の場合による。 ア 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。 イ 特に高齢者・障がい者等に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。 ウ 隣接路線を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

4 事故発生時の救護活動

機関名	救 護 活 動 の 内 容
東日本旅客 鉄道㈱ 福島交通㈱ 阿武隈急行㈱	災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策本部に救護班を編成し、救護活動にあたる。

5 災害時の広報活動

機関名	災 害 時 の 広 報 活 動
東日本旅客 鉄道㈱ 福島交通㈱ 阿武隈急行㈱	① 駅では、地震災害の状況を考慮して、旅客及び公衆に動揺混乱を招かぬように注意するとともに、地震の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運転状況、駅周辺の被害状況等について、放送案内を行う。 ② 乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、運輸指令からの指示、伝達等について旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運転の見通し、今後とるべき措置等について放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める。

第15節 医療(助産)・救護

【担当 健康福祉部、消防本部】

災害発生時における負傷者等及び助産処置並びに、その保護を図るため、応急医療・救護計画を定める。

第1 医療(助産)・救護

災害が発生した際は、保健所長は保健・衛生・医療班を設置、連絡調整チーム、医療対策チームを編成する。医療対策チームは、医療機関や薬局等の被害状況、傷病者の状況等を調査し、状況に応じて提供体制を整える。

被害の状況と応急医療提供状況に応じて、保健所長は本部長(市長)と協議し必要と認めた場合は、DMAT等の要請を県保健医療福祉調整地方本部に対して行う。

また、災害の規模に応じて、保健所の保健・衛生・医療班の健康危機管理(マネジメント)が十分に機能するよう、保健所長は本部長(市長)と協議し必要と認めた場合は、県北保健福祉事務所に対し災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の派遣要請をする。

1 初動医療(助産)体制

(1) 応急医療班の設置

保健所長は、本部長(市長)の指示があった場合、又は必要があると認めた場合は、本部に保健所副所長を班長とする応急医療班を、必要と認める支所に支所応急医療班を設置し、それぞれ医療・救護活動に関し指揮にあたる。

(2) 応急医療チーム、医療救護班の編成等

① 応急医療チームの編成

ア 災害が発生し応急医療・救護が必要と認められるときは、班長の指示により保健総務課長は健康づくり推進課長、感染症・疾病対策課長、の協力を得て、応急医療チームを編成し、直ちに被災地に派遣する。

イ 応急医療チームは、医療を要する被災地の区域を数ヶ所に区分し、1つの区域につき5～8名の人員をもってチームを編成する(災害の規模、被災地の状況によっては人員数を増減する)。

ウ 応急医療チームの責任者

各応急医療対策チームには、責任者を定める。

応急医療チーム責任者は同対策チーム員を指揮し、応急医療(助産)対象者の把握、応急のための医薬品等の充足状況の把握、重症患者等の搬送補助等にあたりとともに保健総務課長に連絡する。

また、医療実施状況、医師の派遣要請の必要性等について保健総務課長に連絡する。

② 医療救護班の出動要請

保健所長は本部長(市長)と協議し、状況に応じ必要と認めた場合、福島市医師会に対し、医療救護班の出動を要請する。

なお福島市医師会は、自ら必要と認めた場合は、本部長(市長)の要請を待たずに受入医療機関の受け入れ体制の確立及び医療救護班の編成・出動を行い、傷病者の医療救護活動にあたる。この場合、福島市医師会は直ちに本部長(市長)に通報するとともに、必要に応じ看護要員、事務・連絡要員等の派遣を要請するものとする。

医療救護班の編成については、福島市医師会が別に定めるところに基づき災害の状況に応じて行う。

③ 救護所の設置

ア 設置場所

保健所長は本部長(市長)と協議し、医療救護活動を行うにあたり必要と認める場合は、消防本部、福島市医師会、福島歯科医師会、警察署等の協力を得て、救護所を設置する。

イ 救護所の開設及び運営

救護所の開設及び運営は、保健所副所長の指揮により、保健総務課長が健康づくり推進課長、感染症・疾病対策課長の協力を得て実施する。

④ 医療救護活動

医療救護活動は、原則として医療救護班が救護所において、以下のとおり実施する。

ア 傷病者の傷害等の区分の判別

イ 病院等への移送順位の決定

ウ 傷病者に対する応急処置

エ 死亡の確認

⑤ 助産活動(産院一覧は資料編 資料4-13 参照)

被災地において助産を要する者があるときは、至近の産院に要請する。産院の被災・受け入れ状況や被災地の状況に応じて保健所長は福島県助産師会に助産師派遣を要請するとともに、保健総務課長は、応急医療チームに保健師を加えて助産の支援にあたらせる。

なお、被災地の状況に応じては妊産婦、新生児移送のため、消防本部等に対し救急車の出動を要請するものとする。

(3) 医療救護班との協力

消防本部は応急措置等を行うため、医療救護班と協力し対応にあたる。

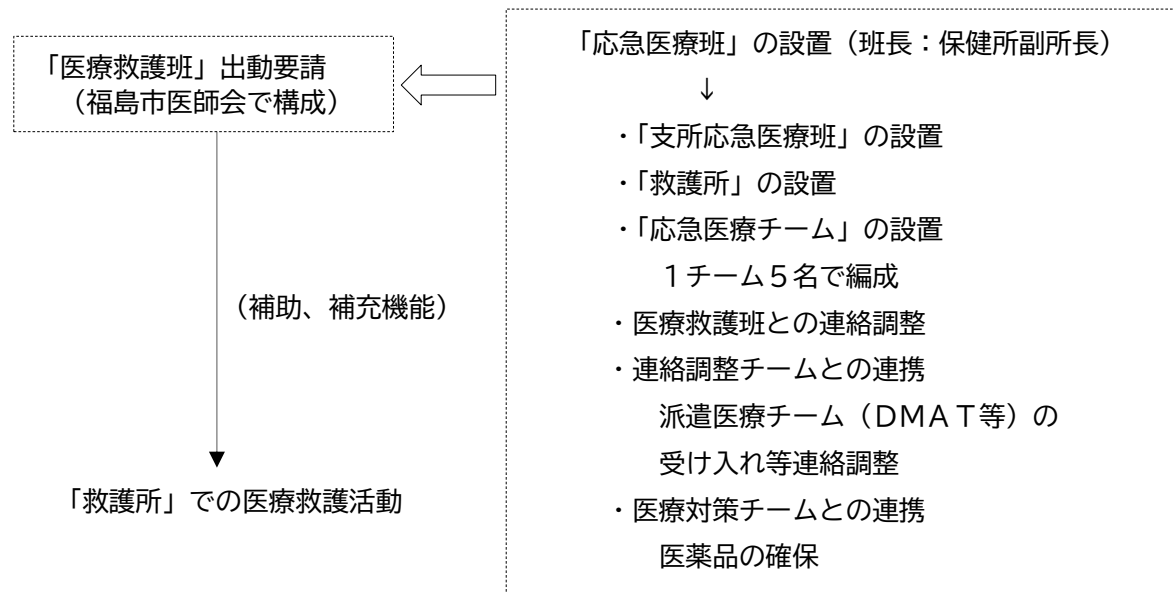
(4) 日本赤十字社救護班等の派遣要請

災害の規模が広範にわたり医療を要する者が多数である等により多数の医師・看護師等を必要とするときは、保健所長は本部長(市長)と協議し必要と認めた場合は、その旨を、県又は日本赤十字社福島県支部等に直接、要請するものとする。

なお、この場合、福島市医師会と連携のもと要請の内容につき、通報するものとする。

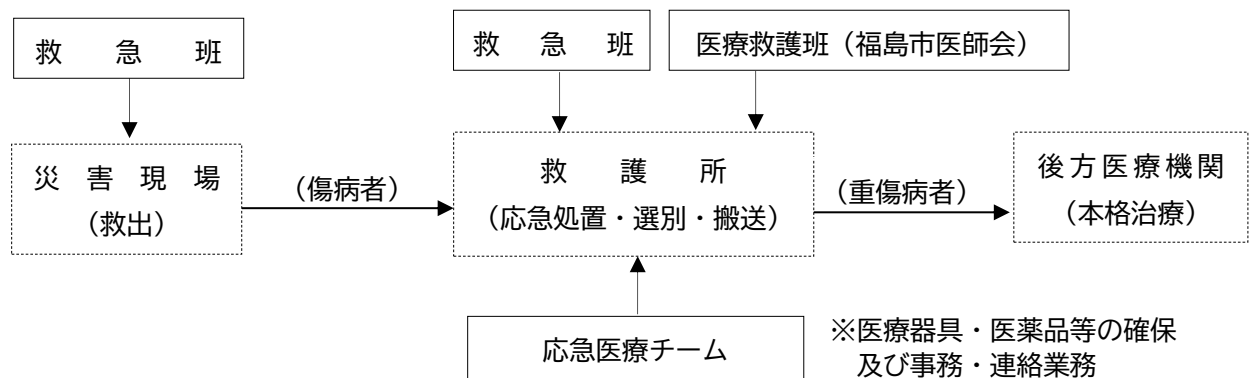
要請の内容等：派遣を必要とする人員(内科、外科、助産等人員)、必要な救護班数(県又は日本赤十字社の救護班をいう)、医療救護活動を必要とする期間、救護所の設置場所、その他必要事項

① 応急医療救護体制



② 大規模災害時の応急医療(助産)救護の活動概要フロー

市における大規模災害時の応急医療救護の活動の流れと役割は、下図のとおりである。



班と役割の概要

救 急 班	消防本部が組織する救急救助隊で、災害現場及び救護所から重傷病者の搬送等を行う。
医 療 救 護 班 (福島市 医師会)	医師会等が組織し災害現場直近の比較的安全な広場等に運び込まれた負傷者の軽・重の選別を行うとともに、災害地域にある学校等に設けられた救護所で緊急医療を施し、後方医療機関での本格的治療に移行させる前の応急処置、あるいは中等程度以下の傷病者の応急治療を行う。
応急医療チーム	保健総務課長が編成し、救護所等において複数名で、医療救護班の事務・連絡及び、その他の応急作業にあたる。
後方医療機関	救護所では対応困難な重傷病者等に対して、高度な治療・処置を行うための設備、医療スタッフを常時備えている受入医療機関をいう。

2 重傷病者の搬送体制

- (1) 災害現場から救護所までの搬送については、原則として救急班が警察官、自主防災組織、市民ボランティア等の協力を得て行う。
- (2) 救護所から受入医療機関への搬送については、救急班が応急医療チーム(連絡調整)及び県、自衛隊、その他関係機関の協力を得て行う。
- (3) 災害現場において、直ちに受入医療機関に搬送を要する患者が発生したときは、救護班が、応急医療チーム(連絡調整)の協力を得て行う。
- (4) 消防本部は、隣接市町村を含めて後方医療機関との受入れの連絡に当たる。
- (5) 医療対策班は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、活動救護に携わる要員等の手段の優先的な確保などに努めるものとする。

3 受入医療機関

- (1) 受入医療機関の受け入れ体制の確立

保健所副所長は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)等の情報や、福島市医師会の協力を得て、病院等の被災状況と受入可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される重傷病者の受入医療機関を確保するとともに、体制の確立を要請する。

- (2) 受入可否施設の把握

保健所副所長は、消防長と協力してEMIS情報等により受入医療機関の受入状況を常に把握し、支所応急医療班、救護所、医療救護班及び関係部所に必要な情報を伝達するとともに、可能な限り広範囲の医療機関に重傷病者が振り分けて受入されるよう指示するものとする。

(医療機関については、資料編 資料4-12、4-13)

4 応急対応のための医薬品、資機材の確保

保健所副所長は、医療に必要な医薬品、医療機器、衛生材料等を確保するため、常にその調達先を把握しておくものとし、災害時において必要なときは調達するものとする。

また、人工呼吸器や吸引機等の電力を必要とする医療機器が停電時にも使用可能となるような在宅における電気の確保方法についてチラシを作成しておき相談に対応する。

5 応急医療(助産)実施の報告

応急医療チームの責任者は、応急医療実施については応急医療実施状況記録簿(その1)、(その2)(様式19、20)、助産の場合は助産台帳(様式22)及び医薬品衛生材料受払簿(様式21)により記録するとともに、その概要を保健所副所長に報告するものとする。

保健所副所長は該当報告をとりまとめ、直ちに本部長(市長)に報告するものとする。

6 人工透析の医療機関確保

人工透析については、慢性患者に対し、災害時においても継続して行う必要があることから、保健総務課長は、被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。また透析に使用する水は、各医療機関でも備蓄などの緊急対策を講じるとともに、上下水道局(上水道事業)、消防本部などと確保方法について、あらかじめ計画しておく必要がある。

また、医療機関で使用する車両用ガソリンや自家発電で使用する燃料確保の支援方法について計画してお

く。(医療機関については、資料編 資料4-14)

7 慢性疾患等の医療の継続性の確保

糖尿病、精神疾患等の慢性疾患をもつ市民や在宅で医療機器を使用している市民、障がい等をもつ市民にとって病状の悪化防止のために治療を継続することが必要である。災害前からの治療ができるだけ途切れないう医療を確保する必要がある。保健総務課地域医療政策室長はE M I Sの情報や福島市医師会・福島市薬剤師会等の協力を得て医療機関等の被災状況と受入可能状況を速やかに把握し、市民へ医療が提供できるようにする。

8 医療に関する市民への情報提供

- (1) 救護所、医療救護班、医療対策チーム等の設置と稼働状況
- (2) 医療機関や薬局の稼働状況
- (3) 救護所、医療救護班、医療対策チーム等の撤退後の医療供給体制

9 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 医療対象

災害のため当該地域医療機関の医療機能が停止し、又は診療能力をはるかに超える数の患者、若しくは重症患者が発生したような場合で、応急的医療(助産)を必要とする状態にあるにも拘らず災害のための医療の途を失った者であること。また、助産の対象は以下のとおり。

- ① 災害のため、助産の途を失った者であること。
- ② 現に助産を要する状態の者であること。
- ③ 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分娩した者であること。
- ④ 被災者であると否とを問わない。又本人の経済的能力の如何を問わない。

(2) 医療の範囲

① 医療

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への受入
- オ 看護

② 助産の範囲

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前、分娩後の処置(新生児に対する沐浴を含む。)
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 医療費の限度

① 医療

- ア 救護班(県又は日赤の救護班)、医療救護班による場合
使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費支給
- イ 一般病院又は診療所による場合
国民健康保険の診療報酬の額以内
- ウ 施術者による場合

当該地域における協定料金額以内

② 助産

ア 救護班による場合

使用した衛生材料の実費

イ 産院その他医療機関による場合

使用した衛生材料及び処置費の実費

ウ 助産師による場合

当該地における慣行料金の8割以内の額

(4) 医療実施期間

医療は、災害発生の日から14日以内

助産は、分娩した日から7日以内

第16節 保 健 ・ 衛 生

【担当 環境部、健康福祉部、こども未来部】

災害発生時に市民の健康の維持や疾病の悪化防止、感染症のまん延防止や生活上の衛生を確保するため保健所長は、保健・衛生・医療班を設置し、健康支援を健康支援チームに、食品衛生・生活衛生・感染症対策等を衛生対策チームにあたらせる。

災害の規模に応じて、保健所の保健・衛生・医療班の健康危機管理（マネジメント）が十分に機能するよう、保健所長は本部長（市長）と協議し必要と認めた場合は、県北保健福祉事務所に對し災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣要請をする。

第1 健康支援

健康づくり推進課長は、保健総務課、こども家庭課、長寿福祉課、障がい福祉課等との連携のもと保健師・管理栄養士・薬剤師等の専門職による健康支援チームを編成し、健康状態を調査し被災者の健康管理を実施する。

1 保健活動

災害発生直後より被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士、薬剤師等を派遣し被災者の健康管理のため継続した保健活動を実施する。さらに、避難所の衛生管理、感染症や食品衛生状況を把握し、衛生対策チームや避難所運営担当者と連携して被災者の健康管理を行う。

2 栄養の確保

管理栄養士は保健活動をととして、被災者の食糧確保状況や栄養状態を把握し、栄養士会、食生活改善推進協議会等の協力を得ながら栄養の確保を図る。

栄養に関する要支援者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や調理方法等に関する相談を実施する。

特定給食施設等の被害状況を把握し、給食設備や材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題が生じないよう指導し、給食の早期平常化を支援する。

3 精神保健医療

保健活動をととして被災者の精神的ショックや長期化する避難生活による精神的ストレス等の状況を把握し、必要に応じて受診奨励し、また関係機関やDPATの派遣要請を行う。

4 要医療者等のケア

保健師、薬剤師等は被災者への保健活動をととして、要医療者及び慢性疾患患者等の受療の状況を把握し、医療・保健情報を提供しながら継続ケアを実施する。

第2 衛生活動

衛生課長は、感染症・疾病対策課及び環境衛生課との連携のもと衛生対策チームを編成し、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえた感染症等の発生予防対策を実施する。

感染症予防、食中毒予防等の活動を実施する上で、広域連携が必要な場合には、近隣保健所や県に報告し

連携する。

1 感染症等予防、まん延防止活動

(1) 感染症対策活動

- ア 健康調査
- イ 予防啓発・社会不安防止のための広報活動
- ウ 消毒
- エ そ族・昆虫等の駆除
- オ 飲用水の衛生的処理
- カ 感染症患者の隔離等
- キ 避難所等への予防指導

感染症が発生した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく患者への医療の提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止対策を図る。

感染症等に関する被害状況、防疫活動状況（様式あり）について、県知事に報告する。

(2) 食品衛生対策活動

- ア 炊き出し等の食品の監視指導及び試験検査
- イ 飲料水の簡易検査
- ウ その他飲食に起因する健康危害発生の防止
- エ 食中毒が発生した場合の原因究明及び被害拡大防止

2 保健衛生器材等の備蓄及び調達

(1) 駆除器材

環境衛生課長は、そ族・昆虫等の駆除に要する器材の備蓄及び調達について計画を策定しておくものとする。なお、調達しきれない場合は、県あて斡旋調達の要請をするものとする。

(2) 保健衛生器材

衛生課長及び感染症・疾病対策課長は、保健衛生器材の備蓄及び調達について計画を策定しておくものとする。

なお、調達しきれない場合は、県あて斡旋調達の要請をするものとする。

第3 動物（ペット）救護対策

衛生課長は被災した飼育動物の保護受入、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、県獣医師会や警察等関係機関の協力を得ながら必要な対策を講ずるものとする。

第17節 毒物・劇物施設応急対策

【担当 健康福祉部】

毒物・劇物取扱事業者は、災害発生を覚知した場合は、人身被害、施設被害等の状況を把握する。
毒物・劇物の販売、貯蔵等の取扱施設が危険な状態となった場合は、毒物・劇物が飛散、漏れ、しみ出しもしくは流れ出し、または、地下へのしみ込みの防止策を講じる。

毒物・劇物が飛散、漏れ、しみ出しもしくは流れ出し、または、地下へのしみ込みがあった場合には、中和剤・吸収剤等により汚染拡大防止対策を講じる。

保健総務課は毒物・劇物取扱事業者からの被害等の報告をもとに、消防署、警察署等の関係機関と連携し危険防止対策を図る。

第18節 清 掃（ごみ・し尿処理）

【担当 環 境 部】

災害時において、破損・倒壊した家屋のかたづけや、粗大ごみ、汚物、土砂、竹木などが散乱し、あるいは堆積等により衛生環境が悪化し、感染症流行の発端となるような場合の衛生処理、さらにこれらの障害物によって日常生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図るものとする。

第1 災害清掃の実施

被災地における衛生環境の整備のための清掃は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき実施する。

災害清掃は、ごみ政策課長・廃棄物対策課長・あぶくまクリーンセンター所長・あらかわクリーンセンター所長が担当する。

なお、処理業者には本計画の趣旨の周知を図るとともに、災害時の役割分担につき協議を進めるものとする。

第2 清掃班の編成

災害時における被災地の清掃を迅速かつ的確に実施するための清掃班を編成する。

各清掃班にはそれぞれ清掃班責任者を定める。

清掃班責任者は、清掃班員を指揮し清掃活動を行うとともに、その実施状況等について班長に連絡し、その指示をあおぐものとする。

第3 廃棄物（し尿を除く）の処理

1 ごみ排出量の推定

災害時には通常時の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出されるものと推定される。

市では、ごみの種類別に排出量を推定し、平常時における処理計画を勘案しながら、作業計画を策定するものとする。

2 収集体制の確保

市は、被災等における生活環境保全、公衆衛生の緊要性を考慮し、人員を確保し作業体制の確立に努める。

必要に応じ、近隣市町村等からの人員及び機材の応援を求め、場合によっては、近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなど、方策を講じるものとする。このため、市は予め民間の廃棄物処理関連業界に対し、災害時における人員及び資機材等の確保について、協力が得られるよう協力体制を整備しておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整備するものとする。

3 処理対策

(1) 被災各戸の廃棄物の処理

① 廃棄物は、ごみの分類別にあらかじめ指定した集積場所に各戸が搬入する。

② 排出されたごみの中で、生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物は、被災地における防疫対策上、収集可能になった時点から優先的に収集する。

- ③ 倒壊家屋等の処理については、本市の収集体系の中では対処できないため、臨時に運搬車両を借り上げる等により収集作業を実施する。
- ④ 廃棄物の処理が市のみで対応ができない場合は、処理業者、他の市町村等の応援・協力を得てこれを行う。

(2) ごみの一時集積

災害の発生により短期間でごみの焼却処分及び最終処分が困難な場合は、ごみの一時集積場を指定し、被災地域からの搬入を行う。

一時集積場の具体的な選定に際しては、環境衛生上他の応急対策事業に支障がないことはもとより、搬入に便利なこと、後に行う焼却、埋め立て等の処理に便利なこと等に留意するものとする。

(3) 建物等から発生したがれき等

がれきの処理については、原則として市またはがれきがある土地の施設管理者が処理することとなるため、国、県、市及び関係者が協力して、処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び中間処理や最終処分先の確保を図る。

県及び市は、建築物等の解体等によるがれきの処理にあたっては、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、県及び市又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

この際、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第4 し尿の処理

1 し尿排出量の推定

大規模災害時には下水道の機能停止により、通常のし尿収集地域だけでなく市内の全域において市が収集処理しなければならない事態となり、し尿量が増加すると予想される。そのため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場施設においても対処できるよう施設の整備に努める。

2 し尿の収集体制の確保

し尿は、防疫上の観点から、できる限り早急に収集・処理する必要がある。

- (1) 原則として処理は、飯坂地区は伊達地方衛生処理組合、松川地区及び飯野地区は川俣方衛生処理組合で、他の地域は福島市衛生処理場において行う。
- (2) 特に市中心部において大規模な被害により下水道が使用不能となり速やかな処理を行う必要が生じた場合は、他地域担当者の応援を求め収集するものとする。
- (3) 他地域担当者の応援のみで収集が不可能な場合は、隣接市町村の処理業者の応援・協力を求め、これを行うものとする。

3 し尿の処理対策

(1) 指定避難所でのし尿処理

水洗トイレが使用可能である場合には、原則として水を確保することにより下水道機能を活用して処理する。指定避難所に被災者を受入している期間中は、随時収集するものとする。

災害時における応急し尿収集に要する経費の負担については、別に定める。

環境部長は、大規模災害が発生し速やかな収集、処理が困難な場合は、本部長(市長)の指示等に基づき仮設トイレを早期に設置し対応するほか、マンホールトイレ、災害用簡易トイレ等により快適なト

イレの設置に配慮するよう努める。

設置の箇所は、くみ取り処理地域及び下水道使用不可能地域にある広域避難場所、指定避難所(指定避難所内でトイレが不足又は使用不可能な場合)、その他被災者を受入する施設、高層集合住宅団地、住宅密集地から優先的に設置する。

(2) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあっては、洗浄水の断水に対処するため、普段からの水の汲み置きや市民協力井戸を利用する等を指導するようにする。また、水洗トイレを使用している団地等については、災害により使用不能となった場合に対処するため、必要に応じリース業者等の協力を得て、共同の仮設トイレを設ける等の対策を講じるものとする。

第5 清掃運搬用車両等

市の清掃運搬用車両及びし尿運搬車両については、資料編 資料4-15のとおりである。

なお、本市のみで対応が不能と判断される場合は、他の近隣市町村に対し応援を要請するものとする。

第6 応援体制の確保

市は、被災状況を勘案し、その区域内での処理が不可能と思われる場合には、県に支援を要請する。

また、市は、災害時における人員、資機材等の確保に関し、民間の清掃関連業界、し尿処理関連業界及び仮設トイレを取り扱うリース業界に対し、協力が得られるよう体制を整備するとともに、近隣市町村の応援体制の整備を図るものとする。

第19節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

【担当 市民・文化スポーツ部、環境部、健康福祉部、こども未来部、消防本部】

災害により死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、また衛生上、社会心理上の問題を考慮し、遺体の処理、火葬・埋葬を実施する。

第1 実施機関

行方不明者の搜索、遺体の収容・処理及び火葬・埋葬は、本部長（市長）が行う。なお、災害救助法が適用された場合は知事が行うが、知事から委任された場合、又は知事による救助のいとまがない場合は、知事の補助機関として本部長（市長）が行うこととなる。

なお、市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、自衛隊等の協力を得て実施する。

災害対策本部において、行方不明者の搜索、遺体の収容については、消防署長が行う。また、処理については災害対策本部特別班の遺体対応班が行い、こども未来部次長がその総括を行う。さらに、埋火葬については環境衛生課長が担当する。

第2 行方不明者搜索の実施及び方法

1 搜索対象

- (1) 行方不明の状態にある者で、周囲の事情からすでに死亡していると推定される場合
- (2) 行方不明の状態になってから相当の時間経過している場合
- (3) 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の指定避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合
- (4) 行方不明になった者が重度の身体障がい者、又は重病人であった場合
- (5) 災害発生後、ごく短時間のうちに引続き当該地域に災害が発生したような場合

2 搜索の実施

行方不明者の搜索は、消防署長が消防団及び警察署、応援機関、地域団体等と相互に協力し実施するものとする。なお、被害が甚大であり、活動に困難をきたしている場合は、他市町村消防団の協力、自衛隊の応援要請についても考慮する。

警察及びラジオ、テレビ等のマスコミ機関との連携を密にし、身元確認及び縁故者への連絡を的確かつ速やかに対応する。

3 搜索班の編成

消防署長は、災害の状況に応じ、搜索班を編成する。

(1) 搜索班

搜索班は、被災地において搜索対象者の把握、搜索用機械器具の調達、遺体の収容及び遺体の移送等を行う。

(2) 搜索班責任者

各搜索班には、それぞれ搜索班責任者を定める。

搜索班責任者は、遺体搜索に携わる班員を指揮するとともに遺体搜索の状況について班長に連絡し、その指示をおおぐものとする。

4 県及び他市町村への応援要請

搜索の実施が困難な場合、あるいは遺体が流出等により他市町村に漂着していると推定される場合は、県及び遺体漂着が予想される市町村に対し、搜索協力の要請をするものとする。

5 遺体搜索状況の記録及び報告

遺体搜索を実施したときは、消防署長は、遺体搜索状況記録簿（様式 25）により実施状況を記録し、その内容について消防長を経て、本部長（市長）に報告するものとする（なお搜索班を編成した場合は、搜索班責任者が班長に報告する）。

6 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 搜索対象

- ① 行方不明の状態にある者で、周囲の事情からすでに死亡していると推定される場合
- ② 行方不明の状態になってから相当の時間を経過している場合
- ③ 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の指定避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合
- ④ 行方不明になった者が、重度の身体障がい者、又は重病人であったような場合
- ⑤ 災害発生後、ごく短時間のうち引続き当該地域に災害が発生したような場合

(2) 搜索実施期間

災害発生の日から 10 日以内

第3 遺体の収容

1 遺体の搬送

警察官による検視及び医師による検案を終えた遺体を遺体安置所に搬送し収容する。

2 遺体安置所の運営及び遺体の収容

(1) 遺体安置所の開設

- ① 被害現場付近の適当な場所及び協定締結機関が提供する場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ）に遺体安置所を開設し、遺体を収容する。
- ② 前記安置所に遺体収容のため既存建物が無い場合は、天幕及び幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

(2) 遺体の収容

- ① 遺体を収容した場合は、遺体の処理収容状況記録簿（様式 26）により記録し、その状況を本部に報告し、本部長（市長）は県に報告する。
- ② 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定めておくものとする。

(3) 身元の判明しない遺体

身元の判明しない遺体については、検視を受けた後、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により生活福祉課長に連絡し、同課長にその処理を依頼するものとする。

3 災害救助法を適用した場合の遺体の処理

災害の際死亡した者についての遺体に関する処理は、以下の事項について行うものとする。

- (1) 遺体の洗浄、縫合、及び消毒等の処理（原則として県が実施）
- (2) 遺体の一時保存
- (3) 検案・身元確認（原則として県が実施）

第4 応急埋火葬

災害のため死亡した者で、本部長（市長）が必要と認めたものについて応急的に埋火葬を行うものとする。なお、埋火葬は原則として火葬を行った後遺骨を埋葬するものとする。本市の斎場が被災して使用できない場合は、緊急時における火葬業務相互援助協定を締結している近隣市町村等に火葬に関する応援を要請するものとする。

1 埋火葬対象

- (1) 災害時の混乱の際に死亡した者であること。
- (2) 災害のため火葬・埋葬を行うことが困難な場合であること。困難な場合とは、
 - ① 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも火葬・埋葬を行うのが困難であるとき。
 - ② 墓地又は斎場が浸水又は流失し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であるとき。
 - ③ 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨壺等の入手ができないとき。
 - ④ 火葬・埋葬すべき遺族がいらないか、又はいても要配慮者等で火葬・埋葬を行うことが困難であるとき。

2 埋火葬の実施

埋火葬は、市の斎場において火葬に付する。若しくは市が管理する墓地において、直接埋葬（ただし、新山霊園を除く）に付するものとする。

なお、火葬・埋葬に際しては次の点に留意するものとする。

- (1) 警察機関から引継ぎを受けた後、埋火葬をする。
- (2) 身元不明の遺体の確認及び埋火葬は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により行う。

3 埋火葬実施についての記録及び報告

環境衛生課長は、火葬・埋葬の実施について埋葬台帳（様式 27）により記録するとともに本部長（市長）に報告するものとする。

4 災害救助法が適用された場合の実施基準

- (1) 火葬・埋葬は原則として当該市内で実施する。
- (2) 遺体が他の市町村（法適用地外）に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則としてその遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取ることができない場合は、知事の行う救助を補助する立場において火葬・埋葬を実施（費用は県負担）するものとする。
- (3) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流したと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して(2)に準じて実施するものとする。
- (4) 費用・期間等
 - ① 以下の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に火葬・埋葬を実施する者に支給するものとする。

- ・ 棺（付属品を含む）
 - ・ 埋葬又は火葬
 - ・ 骨壺及び骨箱
- ② 支出できる費用
- 福島県災害救助法施行細則第5条第1項による。

第20節 文教対策

【担当 市民・文化スポーツ部、教育委員会】

災害時において、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、災害時における応急対策計画を定める。

また、文化財についても応急対策計画を定める。

第1 実施機関

市立小・中・特別支援学校の応急教育並びに市文教施設の応急復旧対策は、本部長（市長）及び市教育委員会が行う。

災害対策本部においては、教育部長（教育長）が担当する。

第2 学校教育における応急対策

1 学校施設の管理

(1) 事前措置

- ① 校長及び園長（以下「校長」という。）は、地震に備え、危険と思われる施設の補修、常設消火器、防火シャッター等定期的に点検する。
- ② 校長は、電気器具、ガス器具、灯油、ガスの管理等について定期的に点検する。
- ③ 校長は、落下及び転倒の危険がある備品等について、点検と防止措置を講ずる。
- ④ 校長は、地震による火災発生に備え、プール、貯水槽を常時貯水する。
- ⑤ 校長は、指定避難所開設の場合に備え、開設マニュアル及び鍵の保管方法等について所属職員に周知徹底を図る。
- ⑥ 校長は、学校防災計画の中に、勤務時間外に災害が発生した場合を想定した対策や、応急教育対策等を明記する。

(2) 災害発生時の教職員の対応、指導基準（児童生徒等が在校時の場合）

- ① 児童生徒等を安全な教室等を集める。
- ② 児童生徒等の退避・誘導にあたっては、氏名・人員等の掌握、異状の有無等を明確にし、的確に指示する。
- ③ 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ避難誘導させる。
- ④ 障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど、十分に配慮をする。
- ⑤ 児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。
- ⑥ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- ⑦ 児童生徒等の安全を確保した後、本部の指示により防災活動に当たる。

(3) 応急措置

- ① 災害が発生した場合、校長はその状況を把握し、速やかに被害状況を教育部長に報告する。
- ② 教育部長は、班を組織し、被災校の現地調査を行い、事態に即応した復旧計画を策定する。
- ③ 校長は、勤務時間外に災害が発生したときは状況に応じ、必要な教職員を招集し、参集した教職員の所属、職、氏名を確認し、教育部長に報告する。

- ④ 校長は、被災した地域等からの避難者があった場合は、本部長（市長）に人数、状況等を報告する等緊急に連絡する。

また、校長は、教育部長又は本部長（市長）より指定避難所設置への協力の指示又は要請があった場合、教職員を指揮して指定避難所受入業務その他について万全を期する。

2 応急教育対策

(1) 休校及び避難等の措置

- ① 災害が発生する恐れがあるときは、各校長は教育部長と協議し、必要に応じ休校の措置をとるものとする。

児童生徒等を帰宅させるときは、注意事項を十分徹底させ、また低学年児童にあっては、教員が地区別に付添うなどの措置をとる。

- ② 災害が発生したときは、各校長は直ちに至近な安全な場所へ避難させるものとする。

- ③ 校長は、災害が発生したときは、児童生徒等の安全確認・被災状況の把握に努め、速やかに教育部長に報告する。

(2) 応急教育実施の場所の確保

応急教育実施のための校舎等施設の確保は、災害の規模、被害の程度によっておおむね次の方法によるものとする。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 実 施 の 大 綱
校舎の一部が被害を受けた場合	1 同一校内の被災をまぬがれた他の施設（特別教室、屋内体育施設等）を利用する。 2 必要に応じ二部授業を行う。
校舎の全部が被害を受けた場合	1 被災をまぬがれた学習センター等の公共施設を利用する。 2 被災をまぬがれた隣接校の余裕教室を利用する。 3 神社、寺院等を利用する。 4 黒板、机、椅子等の確保を図る。
特定の地域全体が相当大規模な被害を受けた場合	1 校舎が住民の指定避難所に充用されることも考慮する。 2 校舎が住民の指定避難所に充用された場合は、隣接校又は学習センター等の公共施設の利用計画を作る。
市内全域が被害を受けた場合	1 災害対策本部において早急な応急復旧を行うとともに、応急仮設校舎を建設する。

(3) 応急教育の予定場所

学校教育課長は、学校毎に、あらゆる災害を想定した応急教育を行う場所の確保について、常に計画を策定するものとする。

(4) 教職員の確保

学校教育課長は、教職員の被災状況を把握するとともに、県教育委員会と緊密な連絡をとり、次により、教職員の確保に努めるものとする。

① 臨時参集

教職員は、原則として各所属に参集するものとする。ただし、交通途絶で登校不能の場合は、最寄りの学校（小・中・特別支援学校の別）に参集する。

ア 参集教職員の確認

各学校においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教職員の学校名、職、氏名を確認して人員を掌握のうえ、人数等を県教育庁へ報告する。

イ 市教育委員会は県教育庁から教職員の配置等につき指示があったときは、適宜所要の措置をとる。

② 退職職員の活用

災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来たす場合は、退職教員を臨時に雇用するなど、教員確保の対策を行う。

(5) 他市町村等への協力要請

教育長は、被災児童生徒の一時的な避難に伴う受け入れについて、他市町村等に協力を要請する。

3 教科書及び学用品の調達・支給

災害時における、被災児童生徒に対する学用品の給与は、本部長（市長）が行う。なお、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として本部長（市長）が行うこととなる。

(1) 教科書、学用品の支給対象者

住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書、学用品を滅失又はき損した者とする。

(2) 支給対象者の調査把握

学校教育課長は、災害が発生した場合は各校長と緊密な連絡を保ち、給与の対象となる児童生徒を調査把握し、給与を必要とする学用品の確保を図るための計画を策定するものとする。

(3) 教科書、学用品の調達

教科書、学用品については、被災学校の学校別、学年別使用教科書等毎にその数量を調査し、供給業者等から供給を受けるものとする。

(4) 支 給 品 目

- ① 教科書
- ② 文房具
- ③ 通学用品
- ④ その他被災状況の程度、実情に応じ適宜調達する。

(5) 支給の方法

教科書及び学用品は、各校長を通じて対象児童生徒に支給する。

4 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 学用品給与対象

- ① 災害によって住家に被害を受けた児童生徒であること（全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水）。
- ② 小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）であること。
- ③ 学用品がなく、就学に支障を生じている場合であること。

(2) 学用品の品目

- ① 教科書及び教材（教科書、準教科書）
- ② 文房具
- ③ 通学用品

(3) 学用品給与期間

- ① 教科書 災害発生の日から1ヶ月以内
- ② 文具及び通学用品 災害発生の日から15日以内

5 教科書、学用品の支給記録及び報告

教科書及び学用品の支給を行ったときは、学校教育課長は、教科書及び学用品支給記録簿（様式28）、教科書・学用品受払記録簿（様式29）に記録するとともに、教育長を経て本部長（市長）あて報告するものとする。

6 給食の実施

- (1) 学校が被害を受け応急教育を実施する場合、応急教育を実施する場所における給食は、被害を受けない学校を優先し実施するものとする。
- (2) 教育施設管理課長は、「第11節 食料供給」により応急給食を実施する場合は、応急給食との関連において給食実施計画を作成するものとし、この実態について速やかに教育部長を経て本部長（市長）に報告するものとする。
- (3) 衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう十分努める。
- (4) 給食の一時中止措置

次のような事態が発生した場合、学校給食の一時中止措置について考慮する。（この場合、速やかに県教育委員会に報告するものとする。）

なお、給食の再開にあたっては、衛生管理に十分注意する。

- ① 災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食施設を使用したとき
- ② 給食施設が被害を受け給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間
- ③ 感染症その他の危険性が発生し、または発生が予想されるとき
- ④ 給食物資の調達が困難なとき
- ⑤ その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき、または給食の実施が適当でないと認められるとき

第3 文化財応急対策

【担当 市民・文化スポーツ部】

(1) 建造物及び搬出不可能な文化財の対策

- ① 文化財の所有者及び管理者は、防災診断を行い、その予防及び応急対策の計画を作成しておくものとする。
- ② 所有者及び管理者は、防災責任者を定める等の防災に関する責任体制を確立しておくとともに、必要に応じ自衛防災組織を編成して防災訓練を行うなど、その保全に努めるものとする。

(2) 搬出可能な文化財の対策

- ① 指定文化財ごとに、その文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定めるなどにより、搬出にあたっての安全に努めるものとする。
- ② 各指定文化財の避難搬出場所を定めておくとともに、搬出用具をあらかじめ準備しておくものとする。
- ③ 各指定文化財の搬出については、災害の種別、規模等に応じた、それぞれの対策を策定しておくものとする。

(3) 史跡、名勝、天然記念物の対策

史跡、名勝、天然記念物の所有者・管理者は、これらの種類に応じた防災対策を策定しておくものとする。

(4) 文化振興課長は、文化財の所有者、管理者等と協議し、災害時における応急対策について計画を作成しておくものとする。

(5) 福島市文化財は、資料編 資料4-20のとおりである。

第21節 住 宅 対 策

【担当 都市政策部】

災害によって住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった者に対し、応急仮設住宅を建設し、及び損壊住宅の応急的修理並びに野外応急受入施設の仮設を行い、居住の安定を図るものとする。

第1 応急仮設住宅の設置

1 実施機関

応急仮設住宅の建設は、本部長（市長）が行う。なお、災害救助法が適用された場合は県が行うが、知事から委託を受けた場合は、直ちにその設置にあたるものとする。災害対策本部においては住宅政策課長が担当し、公共建築課長の支援を受けて実施する。

2 応急仮設住宅の設置基準

応急仮設住宅は、災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを受入する場合に設置するものとする。なお、設置にあたっては、災害対策本部会議において十分検討した上で設置し、建設の基準については災害救助法による基準に準ずるものとする。

3 応急仮設住宅の建設基準

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。

(1) 入居対象者

災害により被災し、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については県が行うが、市は県を補助する。

なお、状況に応じて県の事務委託を受け、市が実施する場合がある。

(3) 規模・構造及び費用

① 応急仮設住宅の標準規模は、1戸当たり平均29.7平方メートル（9坪）とする。

② 応急仮設住宅の設計に当たっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮し、物理的障壁の除去された（ユニバーサルデザイン）仕様とする。

③ 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

(4) 建設場所

応急仮設住宅の建設予定地は、次に掲げるものから災害状況により選定するものとする。

- ① 都市計画公園予定地
- ② 公営住宅敷地内空き地
- ③ 公園、緑地及び広場
- ④ 県有施設敷地内空き地
- ⑤ 国、市町村が選定供与する用地
- ⑥ その他適地

なお、建設予定地の選定にあたっては、次の点を考慮する。

- ア 浸水、がけくずれ等の危険がないこと
- イ 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと
- ウ 児童・生徒の通学やその他生活立て直し上の便宜を考慮し可能な限り、罹災者の生活圏内にあること
- エ 交通の便が良いこと
- オ 公有地であること
- カ 敷地が広大であること

(5) 着工及び完成の時期

① 着工の時期

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設するものとする。

② 着工時期の延長

大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるものとする。

③ 供与期間

完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内とする。

(6) 建設が遅れた場合の措置

指定避難所生活が相当に長期化しているにも関わらず、応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合には、市営住宅の一時使用等により住宅の供与を行う。

4 応急仮設住宅の建設適地の把握、資材調達

住宅政策課長は、平時においてあらかじめ二次災害の危険のない建設適地を把握し、早期に着工できるよう準備しておくとともに、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行うものとする。

また、資材の調達及び要員の確保について、必要に応じ、県知事にそのあっせん調達を要請する。

5 賃貸型応急住宅の提供

住宅政策課長は、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害発生時には、県が民間賃貸住宅を借り上げて供与する福島県賃貸型応急住宅の提供を積極的に活用するものとする。

6 公営住宅のあっせん

住宅政策課長は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等（県復興公営住宅を含む）の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

7 応急仮設住宅設置についての報告

住宅政策課長は、災害対策本部の決定に基づき応急仮設住宅を設置するときは、被害状況の資料を基に、応急仮設住宅入居該当者調・応急仮設住宅入居者台帳（様式16、17）に記録し、本部長（市長）あて報告するものとする。

第2 住宅の応急修理

1 実施機関

住宅の応急修理は本部長（市長）が行う。なお、災害救助法が適用された場合は県が行うが、知事から委託を受けた場合は、市が行う。

災害対策本部においては住宅政策課長が担当し、開発建築指導課長の支援を受けて実施する。

2 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、災害により住宅が半壊、半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷又は大規模半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者や雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して実施するものとする。なお、実施基準については災害救助法の基準に準じて行うものとする。

3 応急修理の実施基準

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理に関する基本的事項は、次のとおりとする。

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

① 応急修理の対象者

以下の要件を全て満たす者

ア 災害のために住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。

イ 応急修理を行うことにより、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる者。

② 修理の範囲と費用

ア 日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、ブルーシート等で緊急的に修理し、住宅の損傷が拡大しない範囲とする。

イ 費用は、資材費及び施工費用で災害救助法に定めるところによるものとする。

③ 応急修理の期間

災害発生の日から10日以内に完了すること。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

① 応急修理の対象者

以下の要件を全て満たす者

ア 災害のために住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者は又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

イ 応急修理を行うことにより、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる者。（被災者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば住宅の応急修理の対象として差し支えない）

② 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、台所及びトイレ等生活に欠くことのできない部分で必要最小限度とする。

イ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

③ 応急修理の期間

災害発生の日から3箇月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定

する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6箇月以内)に完了するように行うものとする。

4 応急修理についての報告

住宅政策課長は、災害対策本部の決定に基づき応急修理をするときは、住宅の応急修理該当者調(様式18)に記録し、本部長(市長)に報告するものとする。

第3 災害相談対策

【担当 市民・文化スポーツ部】

1 臨時災害相談所の開設

市は、災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため必要がある場合は、相互に連携して臨時災害相談所を設置し、相談活動を実施する。住民からの苦情や要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努める。

2 臨時相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決めるものとする。

その相談所には、原則として被災者救護を実施する各部局及び関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応ずるものとする。

3 相談業務の内容

- (1) 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- (2) 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること。
- (3) 行方不明者の捜索に関すること。
(被災者の安否の確認に関すること。)
- (4) その他住民の生活に関すること。

第4 応急金融対策の広報等

【担当 市民・文化スポーツ部】

1 金融機関の業務及び金融措置に関する広報

市は、金融機関の現状把握に努めるとともに金融機関の状況及び非常金融措置について、報道機関と協力して速やかにその周知徹底を図るため、テレビ、ラジオによる広報を実施し、人心の安定及び災害の復旧に資するものとする。

第22節 民間救援の受け入れ

【担当 危機管理室、政策調整部、消防本部】

災害時における応急対策の万全を期するため、公共的団体及び住民の自主的な防災組織、さらにはボランティアの活用を図る。

第1 公共的団体及び住民の自主的な防災組織等

技能、職能と組織力を持つ公共的団体、またボランティア意識の高い自主的な防災組織等の協力を得ることによって、災害時の応急措置又は災害復旧を効率的に行うことが期待される。

(1) 公共的団体一覧（資料編 資料4-17 参照）

- ① 福島市医師会、福島歯科医師会、農業協同組合、森林組合、生活協同組合、商工会議所、建設業協会、建築士会、県トラック協会、石油商業組合、乗用自動車協会、個人タクシー連合会、管工事協同組合等の産業経済団体
- ② 老人ホーム
- ③ 青少年団体、女性団体

(2) 自主的防災組織一覧（資料編 資料2-1、4-17 参照）

自主防災組織、町内会、女性防火クラブ等

第2 ボランティアへの対応

大規模災害時の支援においては、特に被災していない他地域からのボランティアが重要な役割を果たす。ボランティアには、自発的な個人及び各種の職能ボランティア団体（医療、建設関係、アマチュア無線、パソコン通信等）、企業組織、社会福祉団体、住民自治組織といった多様な個人、組織の参加が予想される。また、活動需要は、発災、救助・救援、復旧の各時期において量的に流動的であり、同時にその種類と性格も被災住民のニーズによって変化をみていく。さらに、ボランティア自体、経験の有無、短期的なもの、長期的なもの等があり、以下の災害応急・復旧対策を進める上で役割分担と調整が必要となる。

- (1) あらゆる局面で、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するよう努める。
- (2) 大規模災害時の他地域からのボランティアの直接の受け入れ窓口、活動の調整を行う体制、活動の拠点の確保については、市社会福祉協議会と協定締結し対応するものとする。
- (3) 市域内のボランティアについて、社会福祉協議会、地元やNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する。
- (4) 災害時のボランティア活動に係る保険については、原則として活動する者が加入するものとするが、引き続き国の制度化等の情報提供に努める。

なお、共助のボランティア活動と市町村等が実施する救助の調整事務について災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるとに留意する。

第3 民間団体への協力要請

災害の際の応急活動を迅速かつ能率的に処理するためには、災害対策本部の組織に基づく活動に、民間団体の協力がなければ万全を期することはできない。

また、特に避難行動要支援者を災害から守るためには、なによりもその身近にいる市民の協力が必要である。このため、災害対策本部においては公共的団体の特徴と活動内容に応じ、組織としての協力を要請するものとする。

(1) 協力要請の方法

災害時に民間団体及び市民ボランティアへ協力を要請する方法については、主に次のとおりとする。

なお、要請にあたっては、以下の事項を明らかにして行うものとする。

- ① 活動の内容
- ② 協力を希望する人数
- ③ 調達を要する資機材等
- ④ 協力を希望する地域及び期間
- ⑤ その他参考となるべき事項

ア 民間団体への協力要請の方法

各対策部が作業を行うため民間団体の協力を必要とするときにこの計画に定めのない場合については、危機管理室長が本部長（市長）の指示に基づき、その責任者に対して要請するものとする。

イ ボランティアへの協力要請の方法

大規模災害時は、本部長（市長）の指示に基づきそれぞれ所管する部長が協力要請を行う。

また、市外からのボランティアについては、政策調整部次長が本部長（市長）の指示に基づき協力要請を行うものとする。

第4 協力業務

協力を得たい業務には、次のようなものがある。

- (1) 異常現象、災害による被害箇所及び危険箇所を発見したときの通報
- (2) 要配慮者の把握、介助等に対する協力
- (3) 災害に関する予警報その他の情報を地区住民に伝達することへの協力
- (4) 災害時における広報広聴活動への協力
- (5) 災害時における出火の防止及び初期消火への協力
- (6) 避難誘導、指定避難所内被災者の救援業務への協力
- (7) 被災者に対する食料品、飲料水、その他物資の配分作業への協力
- (8) 被災状況の調査に対する協力
- (9) 被災区域内の秩序維持に対する協力
- (10) 被災者の安否確認、遺体の搜索、収容、身元確認に対する協力
- (11) 罹災証明書交付事務への協力
- (12) 被災建築物の使用制限の調査に関する協力
- (13) 被災ペットの救護に対する協力
- (14) その他の災害応急対策の実施に対する協力

第5 公共的団体等との協定締結等

公共的団体等に対しては、特に災害時に協力を円滑に得られるよう、協定の締結や事前協議等を進めるものとする。

第23節 公共施設の応急対策

市庁舎その他の公共施設、道路・橋梁、河川及び内水排除施設、農業施設が災害により被災し、それらの機能を停止もしくは低下させた場合は、災害応急対策及び災害復旧対策の遂行上重大な、あるいは大きな制約を受ける。このため、これらの公共施設が被災し、又は被災する恐れのある場合には、市及び各施設を所管する機関は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施し、これらの被害状況を把握、二次災害の防止を最優先に応急措置を速やかに講じるとともに関係機関と連携して円滑な応急復旧対策実施のための体制を確立する。

第1 建築物等の応急対策

【担当 財務部、都市政策部】

市庁舎等の多数の者が利用する施設、並びに社会福祉施設等の社会公共施設が災害によって被災した場合、あらかじめ定められた消防計画等の計画に基づき、出火防止措置、利用者の安全対策、避難誘導、施設の点検、被害状況の報告等の応急対策を行うことになる。このための必要事項について定めるものである。

1 本庁舎

以下の事項についてあらかじめ定め、それに基づき実施する。

- (1) 住民、職員等の避難、誘導方法
- (2) 負傷者の措置方法
- (3) 施設建物の保全
 - ① 電気施設の点検及び応急復旧
主要受変電設備の被害状況確認及び応急復旧
 - ② 給排水施設の点検及び応急復旧
 - ③ 電話施設の点検及び修復方法
 - ④ 無線通信施設の点検及び修復方法
 - ⑤ 建築物の点検及び応急復旧

2 公営住宅の応急対策

既設の公営住宅又は付帯施設が災害により著しく損傷を受けた場合は、住民が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を次のとおり実施する。

- (1) 公営住宅又は付帯施設の被害状況は、県営住宅については県北建設事務所が、市営住宅については住宅政策課が早急に調査を行う。
- (2) 公営住宅又は付帯施設のうち危険個所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止のため住民に周知を図る。
- (3) 公営住宅の応急修理は、災害救助法に準じる。

3 その他の社会公共施設

- (1) 施設利用者・入所者の安全確保
 - ① 避難対策についてはあらかじめ計画を策定しておき、災害発生時に万全を期するとともに、講じた応急措置のあらましについて、所管部又は本部へ速やかに報告する。

- ② 場内放送、職員の案内等により、地震時における混乱の防止措置を講ずる。特にラジオ、テレビ等による情報の収集及び施設滞留者への情報の提供により不安の解消に努める。
- ③ けが人の発生時には、応急措置をとるとともに本部及び関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- ④ 施設利用者・入所者の人命救助を第一とする。
- ⑤ 社会教育施設等において、災害が発生した場合の各種事業の続行もしくは中止の決定については、施設の管理者が利用者の安全確保を第一に行う。

(2) 施設建物の保全

① 応急措置

施設建物の保全については、防災活動の拠点となるものを重点的に実施するものとし、施設建物の被害状況を早急に調査の上、次の措置をとる。

ア 応急措置が可能な程度の被害の場合

- ・危険箇所があれば応急保安措置を実施する。
- ・機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。
- ・電気、ガス、上下水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は、本部を通じて関係機関と連絡をとり、応援を得て実施する。

イ 応急措置が不可能な被害の場合

- ・危険防止のための必要な保全措置を講ずる。
- ・防災活動の拠点として重要な建物が業務活動及び機能確保のため必要がある場合は、本部を通じて仮設建築物の建設等の手配を行う。

② その他の留意事項

ア 火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査

特に指定避難所となった施設は、火災予防について十分な措置をとる。

イ 危険箇所への立入禁止の表示

第2 土木施設の応急対策 【担当 建設部、都市政策部、上下水道局（下水道事業）、農政部】

1 道路・橋梁

災害が発生した場合、各道路管理者等は災害の規模に応じた応急対策体制を確立し、所管の道路・橋梁について被害状況を速やかに把握し、以下のとおり道路交通の確保を図る。

- (1) 通行規制等の措置等による利用者の安全策を講じる。
- (2) 必要に応じ迂回路を選定する。
- (3) 必要に応じ広報車等による広報を行う。
- (4) 被害の状況や施設の緊急度等に応じて被災道路・橋梁の応急復旧措置を行う。

なお、応急復旧措置については、「同章第9節緊急道路交通対策」により行うものとする。

2 河川及び内水排除施設

洪水等の災害により河川堤防や護岸施設、内水排除施設等が破損したときは、市及び東北地方整備局福島河川国道事務所、県北建設事務所は、被害状況を速やかに把握し、各施設を所管する機関と協力して応急復旧に努めるとともに、排水に全力を尽くす。

なお、本計画に定めのない事項については、市水防計画及び県水防計画によるものとする。

(1) 市

災害の発生に伴う被害を軽減するため、市域内の水防活動が十分に行える体制を確立し、次のとおり

行う。

- ① 河川課長は、水位測定の見視を強化するとともに、必要に応じて、工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、ただちに国及び県に報告するとともに必要な措置を実施する。
- ② 下水道管理課長及び下水道整備課長は、ポンプ場、水門等施設について、破壊、故障、停電等による運転不能の被害が生じた場合は、土のう、矢板等により応急に締め切りを行うとともに、東北地方整備局福島河川国道事務所及び県北建設事務所に報告し、協力等を要請し、排水作業を継続し、内水による被害の拡大を防止する。
- ③ 河川課長及び下水道管理課長は、低地帯等が河川、内排水路の洪水、越水等により浸水被害が発生した場合は、連絡を密にして市所有の可搬式ポンプを使用して排水に努める。

なお、能力不足のときは、県建設業協会等の応援を要請するものとする。

(2) 国 及 び 県

- ① 県土木部は、市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行う。
- ② 東北地方整備局福島河川国道事務所及び県北建設事務所は、予測される水位等を総合的に判断し、水門、樋門樋管の開閉に関し適切に指示する。

3 農業施設

農林整備課長は災害により、農業用ため池や用排水路、取水堰等の農業施設が破損したときは、速やかに被害状況を把握するとともに応急復旧に努め、二次災害を防止する。

なお、防災重点農業用ため池において決壊のおそれが生じた場合、貯水位の強制低下、崩落箇所の拡大防止等の対策の実施、ため池ハザードマップに基づく浸水想定区域を対象とした住民の避難等について、的確に実施する。

第24節 応援協力の要請・応援要請への対応

【担当 危機管理室、各部署】

災害発生時に被害が甚大かつ広範囲に及ぶ場合、各地方公共団体及び関係機関との応援協定等に基づく相互の連携体制により、適切かつ迅速な受援・応援を行うための体制整備を図るものとする。

第1 応援協力の要請

1 福島県への応援要請

- (1) 本部長（市長）は災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、令和5年10月24日付け県及び県内市町村により締結された「大規模災害時における“ふくしま災害時応援チーム”による相互応援等に関する協定」に基づき、知事（災害対策課）に応援（職員の派遣を含む）又は応援のあつせんを求めることができる。

この場合、知事は県自らの応援についての指示を行うほか、又は防災機関の応援のあつせん、他市町村に対して応援すべきことの指示を行う。

- (2) 知事に職員の派遣、職員の派遣のあつせん若しくは応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請する場合、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理をするものとする。

- ① 災害の状況及び応援を求める理由
- ② 応援を要請する機関名
- ③ 応援を要請する職種別人員、物資
- ④ 応援を必要とする場所、期間
- ⑤ その他必要な事項

2 市町村への応援要請

- (1) 災害時応援協定の優先

災害対策基本法第67条により、災害が発生した場合は各市町村に対して応援を要求することができるが、この場合、災害時応援協定を締結した市町村への要請を優先するものとする。

現在、協定を締結している市町村は別表1～5のとおりである。（資料編 資料4-23 参照）

- (2) 他市町村に応援を求める場合に要請する事項は、上記1の(2)の事項に準ずる。ただし、締結した協定に別の定めがあるときは、それに従う。
- (3) 知事の指示にかかる応援に従事する者は、本部長（市長）の指揮の下で行動する。協定により応援に従事する者は、協定に基づく協議により、指揮権を設定するものとする。

●別表1 「東北地区六都市災害時相互応援に関する協定」

福島市が応援を要請する場合、山形市が応援調整都市になるので、山形市にまず要請を行う。

ただし、山形市も被災し、対応できない場合は、適宜他市に連絡を取ることとする。

市町村名	担当部署
青森市	危機管理室
秋田市	防災安全対策課
盛岡市	危機管理防災課

◎山形市	防災対策課
仙台市	危機管理課
福島市	危機管理室

●別表2 「災害時における相互支援等に関する協定」

支援を要請する場合は、各市の連絡担当部署へ支援要請を行う。

市名	担当部署
福島市	危機管理室
郡山市	防災危機管理課
いわき市	災害対策課

●別表3 「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」(33市町村)

福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定に基づき、応援の要請をする場合は、◎印の各広域圏の「連絡調整市町村」に対し要請をするものとする。

	市町村名	担当部署
福島地方広域行政圏	◎福島市	危機管理室
	◎二本松市	生活環境課
	伊達市	消防防災課
	本宮市	消防防災課
	桑折町	消防防災課
	国見町	住民生活課
	川俣町	住民生活課
仙南地域広域行政圏	◎白石市	危機管理室
	角田市	防災安全課
	蔵王町	総務課
	七ヶ宿町	総務課
	大河原町	総務課
	大村町	総務課
	柴田町	総務課
相馬地方広域市町村圏	◎川崎町	総務課
	◎丸森町	総務課
	◎相馬市	地域防災対策室
亘理・名取広域行政圏	◎南相馬市	危機管理課
	新地町	危機管理課
	飯館村	危機管理課
亘理・名取広域行政圏	名取市	防災安全課
	◎岩沼市	防災安全課
	◎亘理町	防災安全課
置賜広域行政圏	山元町	防災安全課
	◎米沢市	危機管理室
	◎長井市	危機管理室
	南陽市	総合防災課
	高川町	総合防災課
	白鷹町	総合防災課

	飯 豊 町 小 国 町	総 務 企 画 課 町 民 税 務 課
「◎」の市町村…福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定に基づく、各広域圏の「連絡調整市町村」		

●別表4 「災害時における相互応援に関する協定」

締 結 都 市	担当部署
埼玉県さいたま市	総務局危機管理部防災課
東京都荒川区	区民生活部防災課
山口県山口市	市民安全部防災危機管理課
長崎県長崎市	防災危機管理室

●別表5 「火山災害時における相互応援に関する協定」(吾妻山、安達太良山、蔵王山)

締 結 都 市	担当部署
伊 達 市	市民生活部消防防災課
桑 折 町	総務課
国 見 町	住民生活課
川 俣 町	総務課
飯 館 村	総務課
白 石 市	総務部危機管理課

●別表6 「中核市災害相互応援協定」

福島市が応援を要請する場合、北海道・東北・関東ブロック幹事市へ応援要請書を送付する。

締 結 都 市
全 国 中 核 市

3 指定地方行政機関への応援要請

- (1) 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる(災害対策基本法第29条)。

指定地方行政機関

- ・東北農政局 ・福島森林管理署 ・福島地方気象台 ・福島労働基準監督署
- ・東北地方整備局福島河川国道事務所 ・東北運輸局福島運輸支局

- (2) 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる(災害対策基本法第30条)。

- (3) 指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する場合は、次に掲げる事項について記載した文書によって行う。

また、市長が知事に対して、指定地方行政機関の派遣のあつせんを求めるときも同様とする。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする場所
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、派遣された職員の身分の取り扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおり

である。

4 指定地方公共機関等への応援要請

指定地方公共機関等の応援の要請を県に求める場合は、県災害対策課に対し、文書をもって依頼する。急を要する場合は、電話、県防災行政無線で依頼し、後日文書をもって行う。

なお要請は、以下に掲げる事項を明らかにして行う。

- (1) 応援の要請：その理由、応援を希望する機関名、必要とする期間、物資、資材、機械、器具等の品名、必要とする場所・活動内容、その他必要な事項
- (2) 職員の派遣の要請：その理由、あつせんを求める職員の職種別人員数、必要とする期間、派遣される職員の給与その他の勤務条件、その他参考となるべき事項
- (3) 緊急放送の要請：その理由、放送事項、希望する放送日時・送信系統、その他必要な事項

5 防災関係機関との事前協議

市は、災害時に、医療・報道・救援救助など他機関との円滑な協力が得られるよう指定地方公共機関等をはじめ防災関係機関と協定等を締結し、あるいは事前協議等を整えて協力体制を確立していくとともに、災害時には適切な応援協力を要請するものとする。

6 福島市災害時受援計画に基づく受援体制の整備

市は、災害時に各地方公共団体及び関係機関等に適切かつ迅速に応援協力を要請するため、福島市災害時受援計画に基づき、非常時優先業務のうち人員や物資が不足すると見込まれる業務について、災害時の業務の流れや必要な資機材、応援人員算定の考え方等を事前に整理し、受援体制の整備を行う。

その際、応援職員等の適切な執務スペースの確保に配慮するとともに、宿泊場所の確保が困難となる場合を想定して、宿泊場所として活用可能な施設等の把握に努める。

第2 応援要請への対応

平成23年3月に発生した東日本大震災の際、全国各地の自治体より多くの支援を受け、本市は災害復旧の道筋を作ることができた。本市は未曾有の災害を経験し、多大な支援を受けた自治体として、これらの教訓を生かし、協定の有無にかかわらず、全国各地で災害が発生した場合に、職員の派遣や救援物資の送付を迅速に行えるよう、その業務の流れ等について具体化し、応援体制の整備を行う。

1 応援の種類

(1) 災害対策基本法に基づく応援

災害対策基本法第67条に基づく他の市長村長等からの応援要求又は同法第72条に基づく福島県知事からの指示等による応援要求。

(2) 協定に基づく応援

「大規模災害時における「ふくしま災害時相互応援チーム」による相互応援等に関する協定書」をはじめとした各協定に基づく応援要求。

(3) 自治体判断で行う応援

被害が甚大であり、かつ緊急事態と認められる場合で、応援の要求を待たずに本市独自に実施する応援。

第25節 自衛隊派遣要請

【担当 危機管理室】

災害発生時において迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されるよう自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を定める。

第1 災害派遣要請の基準

1 災害派遣要請基準

市長は、災害を予防し、または災害が発生した場合に、人命及び財産を災害から保護するために、自衛隊の派遣を要すると認めるときは、要請者である県知事に対して、部隊の派遣を要請するよう要求するものとする。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、おおむね下表による。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として取り扱われる。

項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
遭難者の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等の捜索援助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援活動などに優先して実施）
水防活動	堤防護岸の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬
消防活動	利用可能な消防車、防火用具による消防機関への協力
障害物の除去	施設の損壊又は障害物がある場合の除去、街路、鉄道線路上の転覆トラック、崩壊土砂等の除去、除雪等（ただし、放置すれば人命・財産の保護に影響すると考えられる場合）
診療・防疫・病虫害防除等の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤は市が準備）
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において、各種有・無線通信支援
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救難物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る）
炊飯及び給水の支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）による。（ただし、譲与は、県、市その他の公共機関の援助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命身体が危険であると認められる場合に限る）
交通規制の支援	自衛隊車両の交通が輻輳する地点における自衛隊車両を対象とする。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合の予防派遣
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議し決定する。

第2 災害派遣要請の要求要領

1 要求手続

(1) 要求事務

本部長（市長）の命により、市長名をもって危機管理監（危機管理室長）が行う。なお、本部長（市長）と全く連絡がとれず、緊急に要求が必要な場合は、本章－第1節－第3「動員・配備計画」－1非常配備－(4)に定めるところにより、参集した本部員の中で最も上位にある者が、本部長（市長）を代理して要求の命を行うものとする。

(2) 要求（連絡）先

県知事（県北地方振興局長経由、災害対策課あて）

(3) 要求（連絡）方法

下記(4)の事項を明記した文書、2部を送付する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は県総合情報通信ネットワーク又は一般加入電話等により、直接県災害対策課に要求し、事後速やかに文書を提出する。この場合、速やかに県北地方振興局長へ連絡する。

災害状況、派遣要請の要求の判断は、警察署、国・県機関、地方支部長等との連絡を密にし、迅速に行うものとする。

(4) 災害派遣要請の要求をする際に明示する事項

① 災害の状況及び派遣を要請する事由

ア 災害の種類

イ 被害発生場所

ウ 被害発生原因

エ 被害の状況

② 派遣を希望する期間

③ 派遣を希望する区域及び活動内容

④ その他参考となるべき事項

2 市長からの通報

市長からの自衛隊に直接通報できる場合は以下のとおりである。

市長は、前項の要求ができない場合は、本市を災害派遣区とする部隊長に対して災害の状況を通知することができるものとする。この場合は、市長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

■自衛隊担当窓口 陸上自衛隊福島駐屯地内 第44普通科連隊 第3科

第3 部隊の受入体制

災害対策本部は、派遣部隊の活動が円滑かつ効率的に実施できるよう、次の措置をとるものとする。

(1) 準備

① 危機管理監（危機管理室長）は、県北地方振興局、県災害対策課及び陸上自衛隊福島駐屯地第44普通科連隊と連絡をとり、作業計画とともに必要とする資機材等の調達等の計画をたてる。

② 管財課長は、危機管理監（危機管理室長）の計画に基づき必要資機材を調達する。

- ③ 危機管理監（危機管理室長）は、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- ④ 派遣部隊の宿泊所、車両、機材等の保管場所及びその他受け入れのために必要な措置及び準備を行う。
- ⑤ 人事課長は、危機管理監（危機管理室長）の計画に基づき現地派遣員の割振りを行う。
- ⑥ 自衛隊のヘリコプターの出動があるときは、管財課長は、本章「第8節 第3 緊急輸送道路等の確保」に基づき、臨時ヘリポートを開設する。

(2) 受入れ

- ① 危機管理監（危機管理室長）は、災害地に自衛隊が到着するために必要な誘導を行い、又は警察官等に要請する。
- ② 災害現地には連絡所を設け、その所在地を明確にするとともに災害地の地図等を準備し、作業地区毎に現地連絡責任者を置く。
- ③ 作業実施期間中は派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し、調整の上、作業の推進を図る。
- ④ 現地と災害対策本部との通信連絡は、「第3節 第2 非常通信の確保及び無線通信設備の運用」に定めるところにより行う。

(3) 県への報告

危機管理監（危機管理室長）は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について県北地方振興局を通じ県に報告する。

(4) 派遣部隊の撤収

災害派遣の目的を達し知事から撤収要請があった場合、又は部隊派遣の必要がなくなつたと認められる場合に、速やかに文書をもって知事に対し行うものとする。ただし撤収にあたっては、県及び関係機関と十分な事前協議を行うものとする。

(5) 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。

ただし、その区分を定めにくいものについては、県・市・部隊が相互調整の上、その都度決定する。

① 県・市の負担

- ア 災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材
- イ 宿営に必要な土地・施設の借上料及び損料
- ウ 消耗品
- エ 電気・水道・汲取・通信費
- オ 災害派遣部隊の災害対応中に発生した損失に対する補償料
- カ その他の負担

② 部隊の負担

- ア 部隊の露営
- イ 給食
- ウ 装備、機材、被服の整備、更新
- エ 災害地への往復等の経費
- オ 災害派遣部隊の災害対応中に発生した損失に対する賠償費

第4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、

市職員及び警察官がその場にはない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

第26節 消 防 活 動

【担当 消防本部】

災害発生時において、消防の現勢力及び機能を効率的に運用し、災害を警戒し防ぎよして市民の生命身体財産の保護にあたり、被害の軽減を図るもので具体的には、火災の鎮圧、水害の防ぎよ、被災者の救出救護及び避難誘導等の活動を実施する。

1 消火活動

消火活動は、人命安全を優先として火災の早期鎮圧と延焼防止に努めるものとする。

基本的には福島市消防本部警防規程の定めるところにより消火活動にあたるものとする。

2 水防活動

洪水又は浸水などによって被害の発生が予想される場合は、監視、警戒体制をとり情報収集に万全を期するとともに福島市水防計画に基づき活動するものとする。

3 救急、救助活動

救急、救助活動は、救急隊、高度救助隊を主軸として組織的な活動を実施するとともにDMAT（災害派遣医療チーム）をはじめとする各関係機関との連絡を密にして、相互協力体制を確立し、迅速的確な活動を実施するものとする。

4 避難誘導・避難支援

避難情報が発令された場合には、避難の方法、避難道路、指定緊急避難場所の周知徹底を図り、関係機関の協力を得て組織的な誘導及び避難の支援を行うものとする。

第27節 水 防 計 画

【担当 危機管理室、建設部、消防本部】

水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定により福島県知事から水防管理団体として指定された本市の水防活動については、同法第33条の規定に基づき別に定める「福島市水防計画」により行うものとするが、その概要は次のとおりである。

第1 目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、県知事から指定（昭和27年9月4日）された指定水防管理団体たる福島市が、同法第33条の規定に基づき、福島市の地域にかかる各河川の洪水等の水災に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

第2 水防事務の処理

洪水に際し水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、洪水等について水防活動の必要があると認めたときから、その危険が解消されるまでの間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

第3 水防本部の設置及び組織事務分担表

1 水防本部設置基準

以下の(1)から(5)に示す事態が生じたときに設置する。

- (1) 以下に示す気象業務法の定めに基づく警報、及び注意報が発表されたとき。ただし、各注意報の場合は、諸状況を判断の上、水防本部長が必要であると認めた場合に限り設置する。

警 報：大雨、洪水の警報

注 意 報：大雨、洪水の注意報

- (2) 水防法第10条第2項による洪水予報が発表されたとき。
- (3) 水防法第16条による水防警報が発表されたとき。
- (4) 市内において震度6弱以上の地震を観測したとき、若しくは震度4以上の地震により、河川等が被災し、水害が発生したとき、または水害の発生するおそれがあるとき。
- (5) その他、水防本部長が必要であると認めたとき。
- ・水防本部は、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部の組織に入り水防事務を処理する。
 - ・水防本部の事務局は市建設部河川課におき、水防本部の組織及び事務分掌は別に定める【本部の組織】、【本部の各部長、副部長、班長の事務分掌】及び【支所長等の事務分掌】によるものとする。

3 本部の各部長、副部長、班長の事務分掌

部 長 副 部 長	班 長	事 務 分 掌
危機管理監 危機管理室長	危機管理室次長	1. 各部との連絡調整及び部内各班との連絡調整に関する事。 2. 気象情報の収集及び報告に関する事。 3. 情報の収集及び報告に関する事。
総務部長 総務部次長	総務課長	1. 市議会との連絡に関する事。
政策調整部長 政策調整部次長	政策調整課長	1. 部内の連絡調整に関する事。
	地域共創課長	1. 所管及び関係団体の施設の被害の調査並びに応急復旧に関する事。
	広聴広報課長	1. 広報活動その他広報に関する事。 2. 水害写真の撮影並びに水害現場の記録等に関する事。
財務部長 財務部次長	管財課長	1. 水防資材の調達及びあっせんに関する事。 2. 車両の調達及び公用車の配車に関する事。
	財政課長	1. 水防対策経費の予算措置に関する事。
	市民税課長	1. 水防本部長の命ずる応急対策に関する事。
商工観光部長 商工観光部次長	産業雇用政策課長	1. 所管及び関係団体の施設の被害の調査並びに応急復旧に関する事。
農政部長 農政部次長	農業企画課長	1. 農業災害の状況の調査及び応急復旧に関する事。
	農林整備課長	1. 農林業施設の災害状況の調査及び応急復旧に関する事。
市民・文化スポーツ部長 市民・文化スポーツ部次長	生活課長	1. 所管及び関係団体の施設の被害の調査並びに応急復旧に関する事。
環境部長 環境部次長	環境衛生課長	1. 被災地の環境整備に関する事。
	ごみ政策課長	
健康福祉部長 健康福祉部次長 保健所長 保健所副所長	共生社会推進課長	1. 所管及び関係団体の施設の被害の調査並びに応急復旧に関する事。
	生活福祉課長	1. 所管及び関係団体の施設の被害の調査並びに応急復旧に関する事。
	障がい福祉課長	
	長寿福祉課長	1. 所管及び関係団体の施設の被害の調査並びに応急復旧に関する事。 2. 水害の際の避難行動要支援者の避難及びその計画に関する事。
	保健総務課長	1. 保健・衛生・医療の統括に関する事。 2. 被災地の応急医療及び助産・救護に関する事。 3. 被災地の感染予防、食品衛生、生活衛生に関する事。 4. 災害時における健康支援に関する事。
	衛生課長	
	感染症・疾病対策課長	
こども未来部長 こども未来部次長	健康づくり推進課長	
	こども政策課長	1. 所管及び関係団体の施設の被害の調査並びに応急復旧に関する事。 2. 水害の際の幼児・児童の避難及びその計画に関する事。
	こども家庭課長	
	幼保企画課長	
建設部長 建設部次長	幼保支援課長	
	道路保全課長	1. 道路橋梁の被害の調査及び応急復旧に関する事。 2. 交通不能箇所の調査に関する事。
	道路整備課長	1. 所管に係る施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。
	河川課長	1. 水防本部事務局に関する事。 2. 情報の収集及び報告に関する事。 3. 河川の被害の調査及び応急復旧に関する事。
	路政課長	1. 交通不能箇所について交通管理者と協議、報告すること。
	都市計画課長	1. 所管に係る都市計画施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。
	交通政策課長	1. 所管に係る都市計画施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。
	開発建築指導課長	1. 水防本部長の命ずる応急対策に関する事。

部 長 副 部 長	班 長	事 務 分 掌
	公 園 緑 地 課 長	1. 所管に係る都市計画施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。
都 市 政 策 部 長 都市政策部次長	市街地整備課長	1. 所管に係る都市計画施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。
	住 宅 政 策 課 長	1. 所管に係る施設の被害調査及び応急復旧に関する事。
上 下 水 道 局 長 上下水道局次長 (下水道事業)	下 水 道 総 務 課 長	1. 室内の連絡調整に関する事。
	下 水 道 整 備 課 長	1. 下水道施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。
	下 水 道 管 理 課 長	1. 下水道管理施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。
上 下 水 道 局 長 上下水道局次長 (上水道事業)	水 道 総 務 課 長	1. 所管の施設の被害の調査及び応急復旧の総括に関する事。
	配 水 課 長	1. 所管の施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。
	給 水 課 長	1. 飲料水の確保に関する事。
消 防 長 消防本部次長	消 防 総 務 課 長	1. 消防団員の非常招集に関する事。 2. 命令従事者の損害補償に関する事。
	警 防 課 長	1. 消防職員の全体の招集に関する事。 2. 水防活動に関する事。 3. 水防本部との連絡調整に関する事。
	救 急 課 長	1. 救急救命に関する事。
	通 信 指 令 課 長	1. 気象情報の収受及び伝達に関する事。 2. 非常通信に関する事。
	予 防 課 長	1. 被害現場の情報収集に関する事。 2. 避難及び誘導に関する事。 3. 自主防災組織との連絡、指導に関する事。
	消 防 署 長 (福島・飯坂・福島南)	1. 救急救助活動に関する事。 2. 消防署員の非常招集に関する事。 3. 避難の指示及び誘導に関する事。 4. 応援隊の編成及び活動に関する事。
教 育 部 長 教育部次長	教 育 総 務 課 長	1. 教育施設の被害の調査及び応急復旧の統括に関する事。
教 育 部 長 教育部次長	学 校 教 育 課 長	1. 児童生徒の避難及びその計画に関する事。 2. 教職員の動員に関する事。 3. 指定緊急避難場所に指定している学校との連絡に関する事。
	教育施設管理課長	1. 教育所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。
議 会 事 務 局 長 議会事務局次長	議 会 総 務 課 長	1. 市議会議員との連絡調整に関する事。

※各部局の庶務担当課は、部局内の連絡調整に関する業務を行う。

4 支所長等の事務分掌

各 支 所 長	1. 管内における情報の収集及び報告に関する事。
飯坂・松川・信夫・吾妻 支所の次長	1. 管内における情報の収集等に関する事。 2. 交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関する事。

第4 水防本部の係員の非常参集

水防本部の業務開始の指令を受けたときは、事務分担する係員は、直ちに本部に参集し水防本部長の指揮を受けるものとする。

第5 水防団

水防事務を処理するための水防法第5条の規定による水防団については第5条2項の規定により、消防機関（消防組織法第9条）が水防事務を十分に処理することができると認められるため、水防団は置かない。

消防団が行う水防活動については、団長の統括のもとに「福島市消防団の水防計画」により行うものとする。

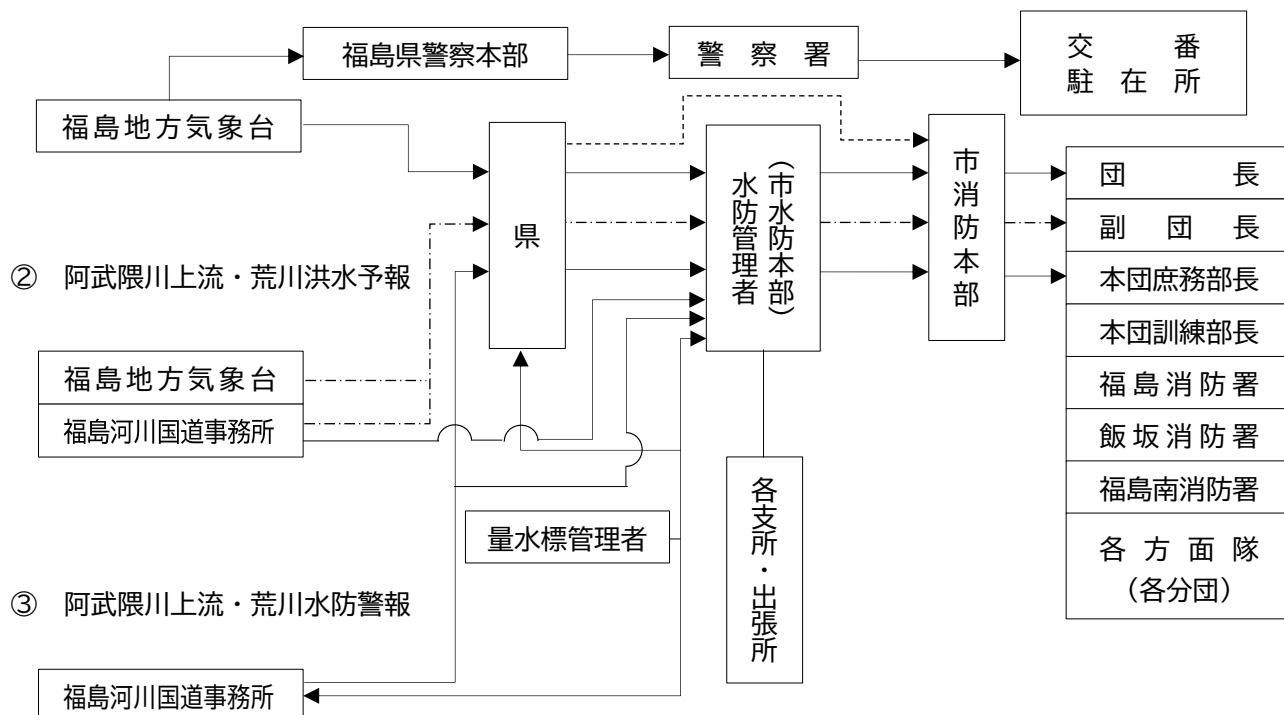
第6 福島市消防団の水防計画

1 消防団の活動

消防団は、洪水に際し、水害を警戒し及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第16条の規定による水防警報が発表されたとき、所轄河川等が氾濫注意水位に達したとき、その他水防本部長が必要であると認めたときから、水防上の危険が解消されるまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

2 水防に関する連絡系統図

① 気象注意報、警報、情報



第28節 災害救助法の適用

【担当 危機管理室、各部】

災害により被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく（国及びその補助機関としての県知事の）救助の実施の決定を求める。

これにより、罹災者の生命・生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的・制度的根拠が担保される。

なお、災害救助法に基づく救助活動の事務については、危機管理監が所管し行う。

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用は県知事が行う。なお、災害救助法施行令第1条に定める適用基準は、次のとおりとする。

区 分	被災世帯数	摘 要
1号適用	100世帯	
2号適用	50世帯	県下の被害世帯数が1,500世帯以上に達し、本市の被害世帯数が、左記の世帯数に達した場合
3号適用	—	(内閣総理大臣への事前協議が必要となる) ・県下の被害世帯数が7,000世帯以上に達し、かつ市内の多数の世帯の住家が滅失したとき ・災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ市内の多数の世帯の住家が滅失したとき
4号適用	—	(内閣総理大臣への事前協議が必要となる) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

※世帯数は、滅失した住家の世帯数である。

第2 滅失（罹災）世帯の算定基準

1 滅失（罹災）世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。

そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により、以下のとおりみなし換算を行う。

滅失住家	被 害 状 況	換算世帯数
1世帯	全壊（全焼・流失）の住家	1世帯
	半壊（半焼）の住家	2 "
	床上浸水・土砂の堆積等により、一時的に居住できない状態になった住家	3 "

（注）床下浸水、一部破損は換算しない。

2 滅失（罹災）等の認定

滅失、半壊等の認定は、資料編 資料4-3「被害の認定基準」による。

第3 災害救助法の適用手続き

1 災害救助法の適用要請

災害に際し、本市の市域内の災害が災害救助法のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法適用を県知事に要請する。その場合には、県北地方振興局を経由して県知事（災害対策課）に対し次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 適用を要請する理由
- (4) 適用を必要とする機関
- (5) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (6) その他必要な事項

2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処理に関して県知事の指揮を受けなければならないものとする。

第4 災害救助法による救助の内容等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は資料編 資料4-24のとおりである。

なお、費用の限度額等については、毎年度改正が行われる。

第29節 土砂災害応急対策

【担当 危機管理室、建設部】

県と福島地方気象台から、土砂災害警戒情報の発表を受け、土砂災害発生の危険性が高まったときには、市は、避難指示の判断を行う。

第1 土砂災害警戒情報

1 情報の伝達について

市は、国、県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報等に基づき、住民への避難指示発令の時期や区域等を判断し、迅速かつ的確に伝達する。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合は、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。住民は、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、町内会や近隣住民等と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

2 土砂災害警戒情報の発表

(1) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに市長が防災活動や住民等への避難指示の災害応急対応を適時適切に行えるように支援する。

また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

(2) 発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、気象業務法により福島県と福島地方気象台が共同で作成・発表する。

(3) 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

- ① 県と気象台が共同して作成・発表する情報である。
- ② 市長が避難指示を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう発表する情報である。
- ③ 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。
- ④ 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象台が提供する降雨予測を利用する。
- ⑤ 対象とする土砂災害は、降雨から予測可能な「土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」とする。
- ⑥ 局地的な降雨による土砂災害を防ぐため、精密な実況雨量を把握する必要があることから、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県や国土交通省が設置した雨量観測所の雨量情報等を活用する。

(4) 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

① 発表基準

大雨警報又は大雨特別警報発表中において、避難にかかる時間を考慮して2時間先までに基準（土砂災害発生危険基準線）に到達すると予測されたとき、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険」（紫）が出現したときに県と気象台が共同で発表する。

② 解除基準

土砂災害発生危険基準線（以下「CL」という。）を下回り、かつ短時間で再びCLを超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と気象台が協議の上基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、土砂災害警戒情報を解除する。

(5) 利用にあたっての留意点

- ① 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないことに留意する。
- ② 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。
- ③ 市が行う避難指示の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を発令の判断材料としつつ、急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難指示の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難指示の発令を行うものとする。

(6) 情報の伝達体制

災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）、第55条（県知事のお知らせ）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条により県から市長に伝達される。

- ① 市へ県から土砂災害警戒情報を県総合情報通信ネットワーク等により伝達される。
- ② 市は、本計画第2編第2章第3節に基づいた土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体等へ伝達する。
- ③ その他関係機関は、必要な伝達等の措置をとる。

第2 土砂災害・斜面災害応急対策

1 応急対策の実施

- (1) 市は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、県と迅速かつ確かな情報の共有化を図り、応急対策を実施する。速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。
- (2) 市は、住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための指示及び避難誘導等を実施する。
- (3) 住民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認した時は、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。

2 要配慮者に対する配慮

- (1) 市は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、消防機関、警察、自主防災組織等に、迅速かつ確かな避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

3 土砂災害等の調査

- (1) 市は、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。

被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

- (2) 市は、土砂災害緊急情報、被害概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。

4 応急対策工事の実施

- (1) 市は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

5 避難指示等の実施

- (1) 市は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難のための指示及び避難誘導等を実施する。異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

第3 土砂災害緊急情報

1 土砂災害緊急情報

- (1) 市への情報の伝達について

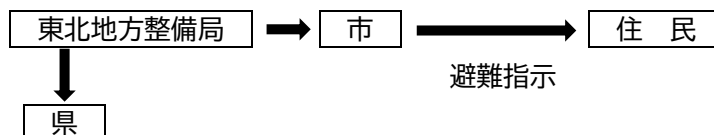
市は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と福島地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、住民への避難指示発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、住民は、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治体や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

- (2) 土砂災害緊急情報の伝達フロー

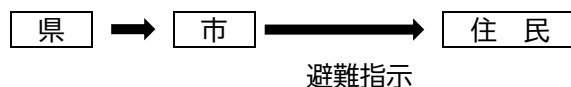
① 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。



② 県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。



(一般災害対策編)

第3章 災害復旧対策計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

【担当 各 部 等】

災害により被害を受けた公共施設の災害復旧は、応急対策を講じた後に、災害復旧事業の実施責任者において各施設の原形復旧にとどまらず必要な施設の新設又は改良等を行うとともに、さらに関連事業を積極的に取り入れて施行するものとする。

従って各種施設の復旧計画の策定にあたっては、災害の実情に鑑み、その要因となった自然的、社会・経済的諸要因について詳細に検討し、総合的な見地において策定し、重要度、緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

第1 災害復旧対策計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ① 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - ② 砂防施設災害復旧事業計画
 - ③ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - ④ 道路、橋梁公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
 - ① 街路災害復旧事業
 - ② 都市下水路施設災害復旧事業
 - ③ 公園施設災害復旧事業
 - ④ 市街地埋没災害復旧事業
- (4) 上、下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) 中小企業施設復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

第2 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定促進措置

【担当 危機管理室】

著しく激甚である災害（激甚災害）が発生した場合には、市において被害の状況を速やかに調査、把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

1 激甚災害指定の手続き

激甚災害指定の手続は、次のとおりに行われることになる。

- (1) 本部長（市長）は、災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた措

置の概要を県知事に報告する。

- (2) 県知事は、本部長（市長）からの報告内容により必要と認めた時は、内閣総理大臣に報告する。
- (3) 内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき必要と認めた時は、中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- (4) この場合、中央防災会議は、「激甚災害指定基準」又は「局地的激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
- (5) 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として公布される。

2 激甚災害に関する被害状況等の報告

本部長（市長）は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して災害状況等を県知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (5) 災害に対しとられた措置
- (6) その他必要な事項

3 特別財政援助額の交付手続き

本部長（市長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は、以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の財政援助及び助成

第3 緊急災害査定促進

【担当 財 務 部】

災害が発生した場合には、市は速やかに公共施設の被害と併せて必要な資料を調査し、災害査定 of 緊急な実施が容易になるよう、所要の措置を講じて復旧事業の迅速が期されるよう努めるものとする。

第4 緊急融資の確保

【担当 財 務 部】

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために起債又は国庫補助等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

第2節 民生安定のための緊急措置に関する計画

災害発生後の社会混乱から民生の安定を図るためには、早期に住民の生活安定を図る必要がある。
災害により独力では克服することが困難な被害を受けた市民・中小事業所・農林漁業従事者等に対して、被災者の生活確保の措置を講じて民生の安定、社会・経済活動の早期回復に努めるものとする。

第1 被災者の生活確保

1 職業のあっせん

【担当 商工観光部】

災害により離職を余儀なくされた被災者の職業のあっせんについて、県計画では、県が離職者の把握に努め、被災状況を勘案のうえ、被災地域を管轄する公共職業安定所を通じ、被災者のための臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施について定めている。

市は、臨時市民相談所等において離職者の状況を把握し、迅速に県に報告する。

また、早期再就職を促進するために必要と認めた場合は、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。また、災害復旧対策事業を行う場合の雇用者については、積極的に離職した被災者を雇用するよう関係事業所に要請していく。

2 災害援護資金等の貸付

【担当 健康福祉部】

(1) 災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき制定した「災害弔慰金の支給等に関する条例」により貸し付けを実施する。

(2) 生活福祉資金

県が、生活福祉資金貸付制度により、予算の範囲内で災害援護資金の貸付を行う制度である「生活福祉資金」を活用する。

3 公営住宅の建設

【担当 都市政策部】

災害により住居を滅失、又は焼失した低所得者の罹災者に対する住宅対策として市は必要に応じて公営住宅の確保を図るものとする。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、市は、災害住宅の状況をすみやかに調査して県知事を経由して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定早期実施が得られるよう努めるものとする。

4 生活資金及び融資

【担当 健康福祉部、こども未来部】

市は被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他少額融資の貸付資金を確保するため、生活資金等の導入に努める。

5 罹災世帯に対する住宅融資

【担当 健康福祉部、こども未来部】

低所得世帯あるいはひとり親家庭で災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し、又は非住宅を住宅に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、住宅資金の導入に努めるものとする。

6 生活保護

【担当 健康福祉部】

被災者の恒久的生活確保の一環として、市は生活保護法に基づく保護の要件を具備した罹災者に対して、その困窮の程度に応じ最低生活を保障して生活の確保を図るものとする。

7 災害弔慰金等の支給

【担当 健康福祉部】

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき制定した「災害弔慰金の支給等に関する条例」により、災害弔慰金、災害障がい見舞金を支給する。

8 被災者生活再建支援

【担当 健康福祉部】

市は、災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給する。

第2 農林業者等に応急融資の確保

【担当 農政部】

天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という）に基づく低利の経営資金の融通並びに既往貸付期限の延長措置等により農林業経営の維持安定を図るため、次の資金導入に努める。

(1) 農業関係

災害により被害を受けた農業者等に対する経営資金（種苗、肥料、薬剤、農機具等政令で定めるものに限る。）の導入に努める。

農地及び農業施設等の災害復旧資金として「農業基盤整備資金」、「農林漁業施設資金」の活用、及び被農家の経営維持安定を図る「農業経営維持安定資金」の長期低利資金の活用を積極的に指導推進する。

(2) 林業関係

林業者及び森林組合等に対する日本政策金融公庫による長期低利融資制度の活用を指導し、森林及び林業施設等の早期復旧を積極的に指導推進する。

第3 中小企業融資の確保

【担当 商工観光部】

被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資が円滑に行われて早期に経営の安定が得られるようにするため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の「災害特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に対し要請を行う。
- (2) 銀行、信用金庫及び信用協同組合等の金融機関の中小企業向融資の配慮、信用保証協会の保証枠の確保等の措置を当該金融機関等に対し要請するとともに、当該措置の実施の確保について努力するものとする。
- (3) 中小企業者の負担を軽減し復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるために必要な措置を講ずる。

第4 義援物資、義援金の受入れ・配分

一般から搬出された義援物資、義援金を確実、迅速に被災者に配分する。

1 義援物資の受入れ

【担当 商工観光部】

(1) 受入れ

市は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、報道機関等の協力を得て公表するものとする。

この場合、義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに絶えず被災者の物資のニーズの把握に努めるものとする。

(2) 応急対策上、現に不足している物資で義援物資のうち直ちに利用できる物資は本部長（市長）の指示により商工観光部長において有効に活用する。

(3) 義援物資の保管場所

寄託又は送付された義援物資を被災者に配分するまでの一時保管場所として会議室等を使用するほか、教育施設、社会福祉施設及びその他の公共施設に保管する。

(4) 被災者に対する配分にあたっては、必要に応じ日赤奉仕団等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に配分する。

2 義援金の受入れ

【担当 健康福祉部】

義援金の配分は、配分委員会を組織し、十分協議の上定めるものとする。

第5 罹災証明書及び被災届出証明書の交付【担当 危機管理室、財務部、消防本部、各支所】

被災者の各種支援措置を実施するため、災害発生後早期に罹災証明書及び被災届出証明書の交付体制を確立するものとする。

- (1) 罹災証明書及び被災届出証明書は危機管理室及び各支所において発行するが、大規模災害時は、総合相談窓口を開設し対応するものとする。なお、被害家屋調査・被害データベースの作成は資産税課が行う。また、災害対策本部は、出来るだけ市関係手続きが一本化出来るよう庁内体制の調整を図る。
- (2) 消防本部は、火災による罹災証明書の交付が迅速かつ適正に事務処理できるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

第6 被災者台帳の作成

【担当 危機管理室】

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成する。

1 被災者台帳に記載する内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 台帳情報を市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先

- (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- (14) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 台帳情報の提供

次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外に自ら利用し、又は提供することができる。

- ① 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- ② 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ③ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者(申請者)は、以下の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- ① 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ③ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- ④ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的
- ⑤ 台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

(一般災害対策編)

第4章 火山防災計画

第1節 総 則

この計画は、吾妻山及び安達太良山の火山活動が活発化し、噴火又はそのおそれのある場合で、周辺の観光業者、観光施設業者及び登山者並びに地域住民等に危険があると認められる場合において、その災害の軽減を図るため、連絡、広報、避難及び緊急輸送等の必要な措置について定めるものである。

また、「火山防災マップ」を作成し、積雪期に火山活動が活発化して、泥流等が発生し、またはその危険が生じた場合の連絡、広報、避難等各種防災対策に活用するものとする。

第1 本市の火山の概要

1 概要

全国には111の活火山が存在し、福島県には吾妻山、磐梯山、安達太良山、燧ヶ岳、沼沢の五つの活火山があり、「火と山と湖のくに」の名のとおり、その自然環境は市民生活に限りない豊かさと安らぎをもたらしている。

また、吾妻山、磐梯山、安達太良山は、過去に噴火により甚大な被害をもたらしたことがあることから「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として選定され、気象庁が噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。

本市に影響を及ぼす吾妻山と安達太良山の二つの火山は、仙台管区気象台地域火山監視・警報センターにおいて常時観測・監視している。

2 吾妻山

吾妻山は、玄武岩から安山岩の多数の成層火山からなり、西大巔、西吾妻山、中吾妻山、東吾妻山、高山により構成される南列と、藤十郎、東大巔、昭元山、一切経山で構成される北列の2列に大別される。南列より北列が新しく、それぞれの列では西より東の方が新しく形成された。北列の多くの火山は山頂火口をもち、特に東部の一切経山付近には、五色沼・大穴・桶沼・吾妻小富士など多くの新しい火砕丘・火口がある。有史以降の噴火は北側火口列の一切経山の水蒸気噴火又はマグマ噴火で、その南面から東斜面には噴気地帯が広く分布している。

吾妻山活動記録、噴気孔周辺の施設等と過去の災害状況及び浄土平周辺の施設（資料編 資料5-1、5-2、5-3参照（5-1、5-2福島地方気象台資料））

3 安達太良山

安達太良山は、玄武岩から安山岩の成層火山群で、東西9km南北14kmにわたり、北から鬼面山、箕輪山、鉄山・安達太良山（本峰）、などが南北に連なる。主峰の安達太良本峰の山頂部には溶結火砕岩や沼ノ平火口がある。有史以降の噴火は水蒸気噴火であり、明確な記録のある噴火活動は明治以後に限られる。1900（明治33）年の水蒸気噴火では、沼ノ平火口にあった硫黄精錬所が吹き飛ばされ、死者72名を出した。噴気地帯や硫気地帯が多く存在する。

第2 火山地域市町村

表のとおり8市町村が活火山に近接している。これらの市町村にあつては、国、県及び防災関係機関と平常時から情報を共有し、連携を取りながら火山防災対策を実施することとする。

吾 妻 山	福島市、猪苗代町、北塩原村
安達太良山	福島市、郡山市、二本松市、本宮市、大玉村、猪苗代町

第3 火山災害警戒地域

活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」）に基づき、内閣総理大臣は火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）を指定している。本市は表のとおり警戒地域に指定されている。

火山名	県	市 町 村
吾 妻 山	福島県、山形県	福島市、猪苗代町、米沢市
安達太良山	福島県	福島市、郡山市、二本松市、本宮市、大玉村、猪苗代町

第4 過去の火山災害

吾妻山、安達太良山では、以下の火山災害が発生している。

(1) 吾妻山

1893年（明治26年）6月7日

燕沢で噴火があり、2名が死亡した。

(2) 安達太良山

1900年（明治33年）7月17日

噴火により、72名が死亡、10名が負傷するとともに、沼ノ平内に長径300m、短径150mの火口が形成された。

1997年（平成9年）9月15日

火山性ガス（硫化水素）により、沼ノ平で登山者4名が死亡した。

第5 市及び関係機関等の業務の大綱

火山災害に対する、市及び関係機関等の業務の大綱は、以下のとおりとする。

機 関 等 名	業 務 の 大 綱
福 島 市	1 災害予防対策及び災害応急対策の計画に関すること。 2 関係機関等との連絡調整に関すること。 3 地方気象台からの火山情報の収集並びに関係機関等及び地域住民、観光者等への連絡通報に関すること。 4 観光客、登山者及び地域住民等に対する避難指示、避難輸送の計画に関すること。 5 自衛隊の出動要請に関すること。 6 火山防災マップ（ハザードマップ）に関すること。 7 観光客、登山者等の安全の確保及び一時避難に関すること。 8 被災地における被災者の救出等に関すること。 9 避難の誘導及び避難輸送に関すること。 10 避難等についての広報に関すること。 11 消防団の非常招集に関すること。 12 「火山防災の日」を活用した防災知識の普及に関すること。
福 島 県	1 災害予防対策及び災害応急対策の計画に関すること。 2 関係機関等との連絡調整に関すること。 3 火山防災協議会に関すること。
東北地方整備局 福島河川国道事務所	火山噴火に伴う土砂災害の対策等に関すること。
仙台管区気象台 福島地方気象台	1 噴火警報等の発表・伝達・解説及び火山活動の情報収集に関すること。 2 規制区域内への一時立ち入りでの技術的な支援・助言に関すること。 3 噴火活動の監視、観測・関係機関に対する情報提供・噴火時の現地調査
陸上自衛隊 福島駐屯地	避難者搬送及び救助・救出等に関すること。
福島警察署	1 災害警備活動に関すること。
福島北警察署	2 交通規制措置に関すること。
東日本電信電話(株) 福島支店	緊急通信施設の確保及び優先利用の措置に関すること。
日本赤十字社福島県支部	被災地における被災者の救護活動に関すること。
浄土平ビジターセンター 浄土平レストハウス 浄土平天文台	1 火山活動状況の連絡に関すること。 2 浄土平における観光客、登山者等の安全の確保及び一時避難に関すること。 3 被害状況の通報に関すること。 4 登山届の管理・普及に関すること。
福島森林管理署	登山者に対する火山活動の周知に関すること。
福島交通(株)	火山活動状況の周知並びに浄土平における観光者等の安全の確保、及び一時避難に関すること。

県北建設事務所	交通規制に関すること。
高湯温泉観光協会	1 火山情報及び火山活動状況の周知に関すること。 2 高湯温泉旅館協同組合との連絡に関すること。
土湯温泉観光協会	1 火山情報及び火山活動状況の周知に関すること。 2 土湯温泉旅館事業協同組合との連絡に関すること。
飯坂温泉観光協会	1 火山情報及び火山活動状況の周知に関すること。 2 飯坂温泉旅館協同組合との連絡に関すること。
(一社)福島市観光 コンベンション協会	1 火山情報及び火山活動状況の周知に関すること。 2 福島市旅館ホテル協同組合との連絡に関すること。
福島市山岳遭難対策 協議会	1 登山者に対する火山情報及び火山活動状況の周知に関すること。 2 山岳関係機関団体との連絡に関すること。
ふくしま未来農業協 同組合福島南支店、野 田支店	1 農家に対する火山情報及び火山活動状況の周知に関すること。 2 農業被害状況の調査及び営農指導に関すること。

火山防災関係機関・団体等一覧は、資料編 資料5-7のとおりである。

第6 市における火山災害対策組織等

1 吾妻山火山災害警戒配備及び安達太良山火山災害警戒配備

(1) 設置の基準

吾妻山火山災害警戒配備	安達太良山火山災害警戒配備
吾妻山火山災害警戒配備は、次の場合のいずれかに該当する場合に設置する。 1 火山活動が活発となり気象台から噴火警戒レベル2(火口周辺規制)が発表され大穴火口から概ね1.5km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性が高まったとき。 2 火山活動が静穏の噴火警戒レベル1(活火山であることに留意)時に、突発的な噴火が発生した場合。	安達太良山火山災害警戒配備は、次の場合のいずれかに該当する場合に設置する。 1 火山活動が活発となり気象台から噴火警戒レベル2(火口周辺規制)が発表され沼ノ平火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性が高まったとき。 2 火山活動が静穏の噴火警戒レベル1(活火山であることに留意)時に、突発的な噴火が発生した場合。

(2) 火山災害警戒配備の組織

① 火山災害警戒配備は、次の関係課等で組織する。

ただし、被害の状況等によっては、この限りではない。

警戒配備課	危機管理室、広聴広報課、総務課、秘書課、人事課、管財課、 観光交流推進室、農業企画課、農林整備課、環境衛生課、ごみ政策課、 共生社会推進課、保健総務課、路政課、道路保全課、河川課、住宅政策課、都市計 画課、交通政策課、下水道総務課、下水道整備課、下水道管理課、水道総務課、警 防課、教育総務課
-------	--

2 吾妻山火山災害対策本部

- (1) 設置 下記の設置の基準に基づき設置する。

設置基準	解除基準
対策本部は、次の場合のいずれかに該当し、かつ、本部長（市長）が必要と認めたとき設置する。 1 大規模な噴火が発生したとき及び、これにより災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 噴火警戒レベル2以上が気象庁から発表されたとき。	下記のいずれか該当する場合、本部長（市長）が解散する。 1 当該災害に係る応急対策が概ね完了したとき。 2 予想された災害の危険性が解消されたと認められるとき。

- (2) 組織 第2章第1節に定める「福島市災害対策本部の組織編成」によるものとする。

- (3) 分掌事務 火山災害警戒配備に属する課等については、第2章第1節に定める災害対策本部の各部・各班の分掌事務によるもののほか、「吾妻山・安達太良山火山災害対策本部各部分掌事務」を行うものとする。

その他の火山災害警戒配備に属する課等については、第2章第1節に定める災害対策本部の各部・各班の分掌事務及び災害対策本部長が別に命ずるものとする。

3 安達太良山火山災害対策本部

- (1) 設置 下記の設置の基準に基づき設置する。

設置基準	解除基準
対策本部は、次の場合のいずれかに該当し、かつ、本部長（市長）が必要と認めたとき設置する。 1 大規模な噴火が予想され、安達太良山への立ち入りを全面的に禁止する必要があると認められたとき。 2 大規模な噴火が発生したとき及び、これにより災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 3 噴火警戒レベル3以上が気象庁から発表されたとき。	下記のいずれか該当する場合、本部長（市長）が解散する。 1 当該災害に係る応急対策が概ね完了したとき。 2 予想された災害の危険性が解消されたと認められるとき。

- (2) 組織 第2章第1節に定める「福島市災害対策本部の組織編成」によるものとする。

- (3) 分掌事務 火山災害警戒配備に属する課等については、第2章第1節に定める災害対策本部の各部・各班の分掌事務によるもののほか、「吾妻山・安達太良山火山災害対策本部各部分掌事務」を行うものとする。

その他の火山災害警戒配備に属する課等については、第2章第1節に定める災害対策本部の各部・各班の分掌事務及び災害対策本部長が別に命ずるものとする。

4 吾妻山・安達太良山火山災害対策本部の各部分掌事務

部名	課 名	分 掌 事 務
(市長直轄)	危機管理室	1 火山災害対策本部員会議開催 2 気象台、国土交通省、県等関係機関からの情報収集 3 規制範囲の設定 4 市民等への周知（メールマガジン、ホームページ、ラジオ等）火山災害への対応等（降灰、土石流等） 5 規制看板設置 6 降灰後の土石流、融雪型火山泥流被害予想地域への避難情報の発令準備・発令
財務部	管財課	1 公用車の調達（観光客等避難対応）
商工観光部	観光交流推進室	1 各観光協会への情報提供 2 規制看板設置支援 3 観光客等に対する火山災害情報及び取るべき行動の周知
農政部	農業企画課	1 農作物等への被害軽減についての広報や情報提供 2 農作物等被害調査
	農林整備課	1 農業施設や森林、林道等への被害軽減についての広報や情報提供 2 農業施設や森林、林道等の被害調査
環境部	環境衛生課	1 火山降灰の除去に関すること
	ごみ政策課	1 火山降灰の除去に関すること（集積所からの運搬、処分等）
建設部	路政課	1 道路に関する国、県及び関係機関との連絡調整
	道路保全課	1 道路等に堆積した火山降灰の除去及び清掃に関すること
	河川課	1 河川に関する国、県及び関係機関との連絡調整 2 火山降灰後の土石流の警戒及び対応
都市政策部	交通政策課	1 公共交通（鉄道・バス）の運行及び遅延調査 2 交通関係機関との連絡調整
上下水道局 (下水道事業)	下水道管理課	1 火山降灰による下水桝等の詰まり、閉塞の対応 2 場外ポンプ場のポンプ井（せい）での火山降灰処理 3 終末処理場の沈砂地での火山降灰処理
上下水道局 (上水道事業)	水道部 (上下水道局) (上水道事業)	1 水源への影響調査（取水困難、水質変化等）及び対応 2 給水タンク車等による応急給水 3 広報に関すること
消防本部	消防本部	1 人命救助、行方不明者の捜索に関すること 2 消防団員の後方支援活動に関すること 3 広報に関すること 4 消防水利の調査に関すること

5 参集基準

被災状況 (配備) 職員区分	噴火警戒レベル2 (警戒配備)	噴火警戒レベル3・4 (火山災害対策本部配備)	噴火警戒レベル5 (緊急非常配備)
災害対策本部員	参 集	参 集	直ちに参集
警 戒 配 備 課 *内訳 下記	参 集 (必要な職員)	参 集	
災 害 対 策 本 部 事 務 局	参集または自宅待機 (各本部判断)	参 集	
各 支 所	参 集 (必要な職員)	参 集 (必要な職員)	
避難所運営職員	参集または自宅待機 (本部事務局指示)	参 集 (本部事務局指示)	
施設所管各課	参集または自宅待機 (各課長等判断)	参 集 (必要な職員)	
そ の 他	参集または自宅待機 (必要な職員を動員)	参 集 (必要な職員を動員)	

* 火山災害警戒配備課の内訳

警戒配備課	危機管理室、広聴広報課、総務課、秘書課、人事課、管財課、 観光交流推進室、農業企画課、農林整備課、環境衛生課、ごみ政策課、 共生社会推進課、保健総務課、路政課、道路保全課、河川課、住宅政策課、都市計 画課、交通政策課、下水道総務課、下水道整備課、下水道管理課、水道総務課、警 防課、教育総務課
-------	--

※ 参集場所

本庁職員は本庁、支所職員は支所、ただし、休日等で本庁舎へ行けない場合は、最寄りの支所へ参集するものとする。この際、防災用IP無線等で災害対策本部事務局へ連絡すること。

※ 必要な職員

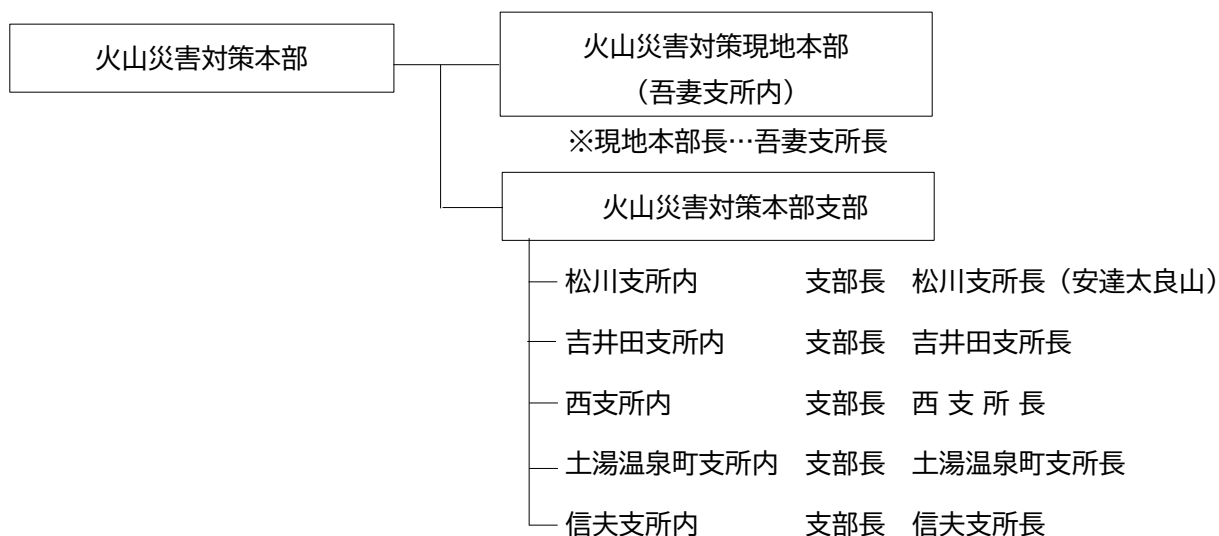
予め課内・支所内等で検討し、決定しておくこと。

6 火山災害対策現地本部及び現地本部支部

(1) 現地本部の設置

災害対策本部が設置された場合、吾妻支所に設置する支部については、「火山災害対策現地本部」とする。

(2) 現地本部及び地方支部の組織



※ただし、融雪型火山泥流により吉井田支所及び西支所が浸水し地方支部としての機能が発揮できない恐れのある場合は、信夫支所に当該支部機能を移し災害対策を講じるものとする。

(3) 分掌事務 第2章第1節に定める災害対策本部、現地対策本部の分掌事務によるものとする。

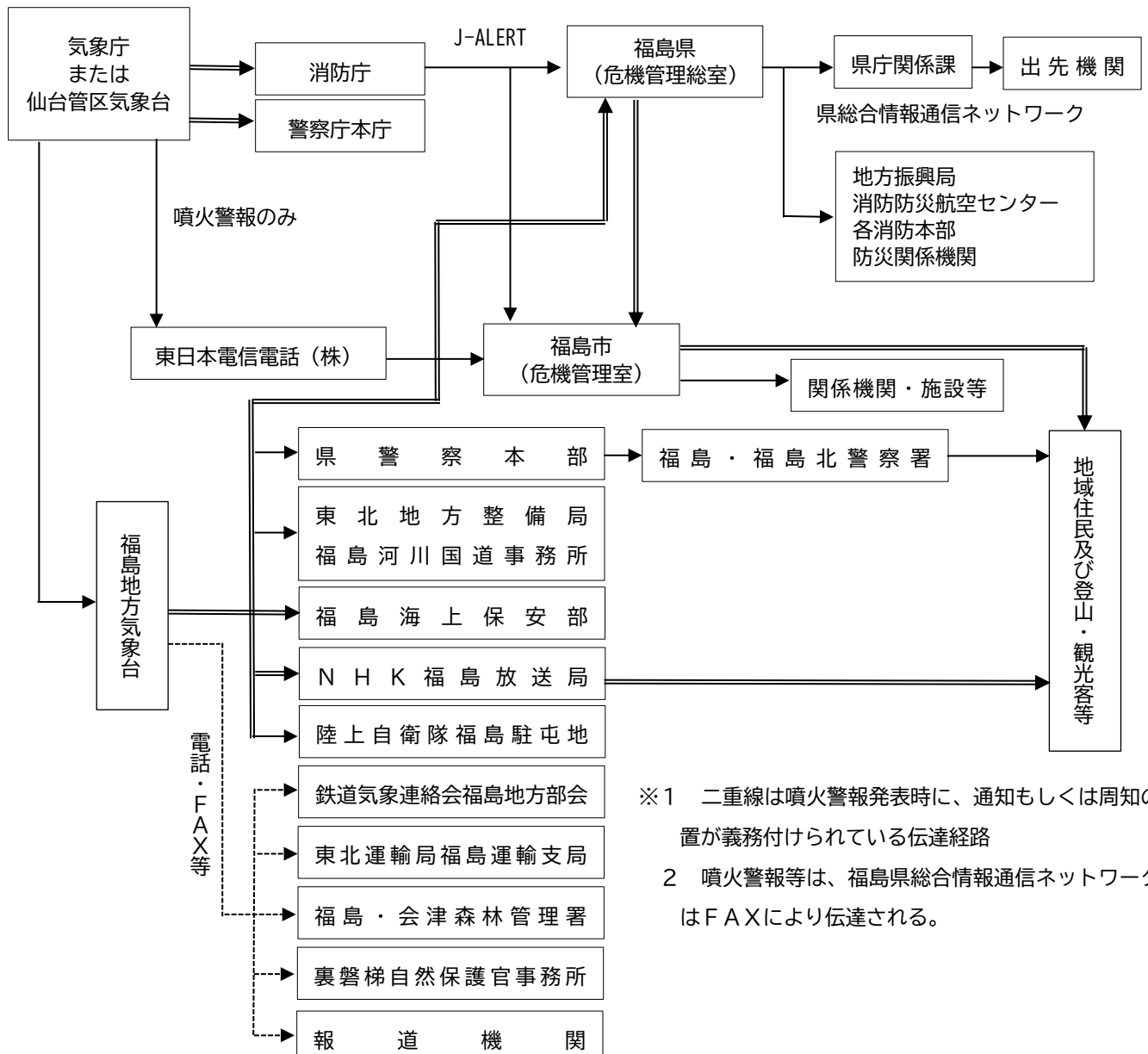
第2節 火山災害予防計画

大規模な火山活動は、多くはその前兆活動があるため、常時観測により活動の活発化を知ることができ、災害に備えることができる。情報の収集は、気象台からの情報収集はもちろん、関係機関及び団体等互いに連絡を取り合い、前兆活動の早期発見に努めるとともに、「火山防災マップ」を作成し、住民への周知徹底を図り火山災害における被害軽減対策に努めるものとする。

第1 噴火警報等の伝達

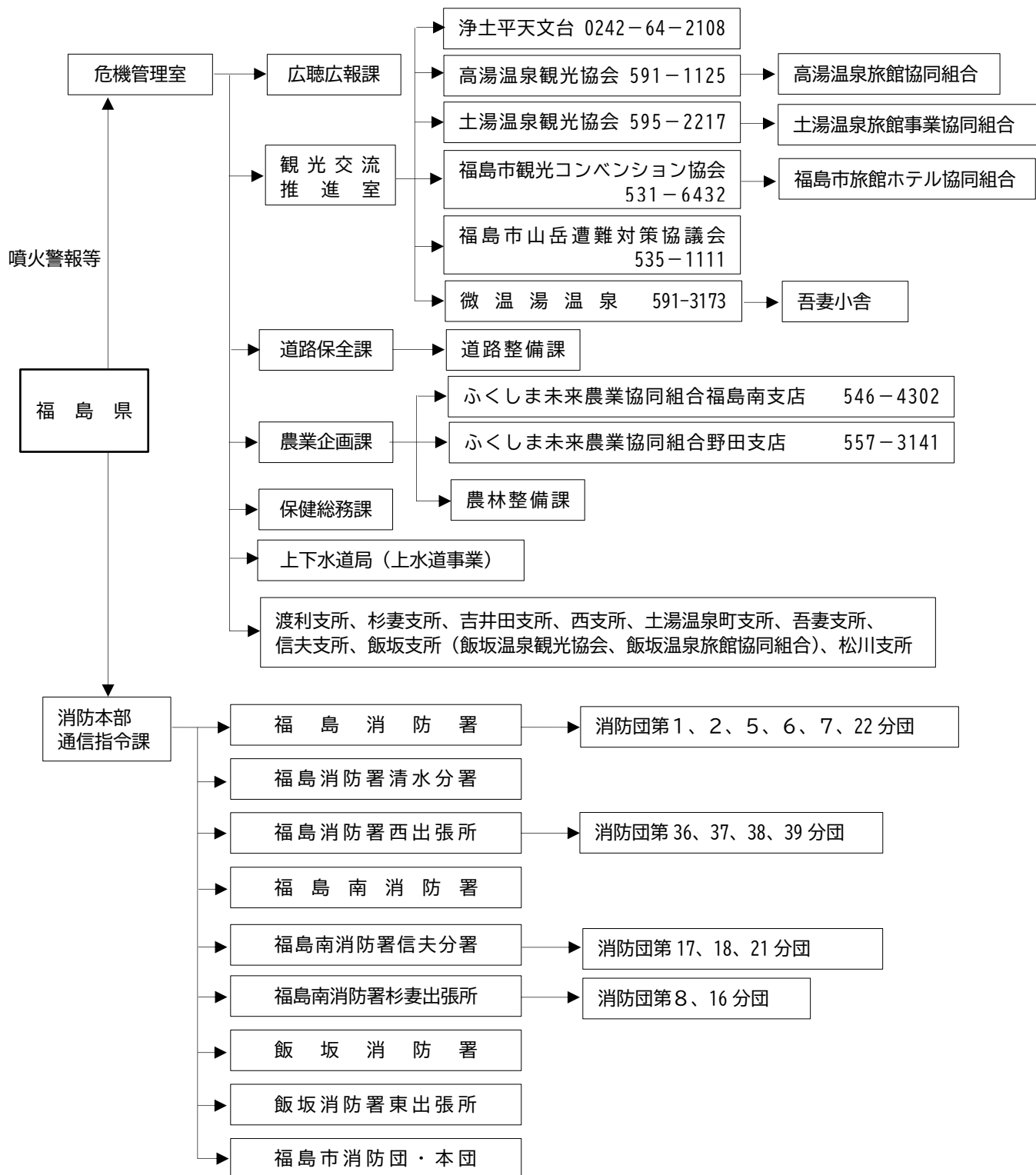
1 噴火警報等の発表と伝達

仙台湾気象台が発表する、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等（これらを総称して噴火警報等とする）は次により伝達される。

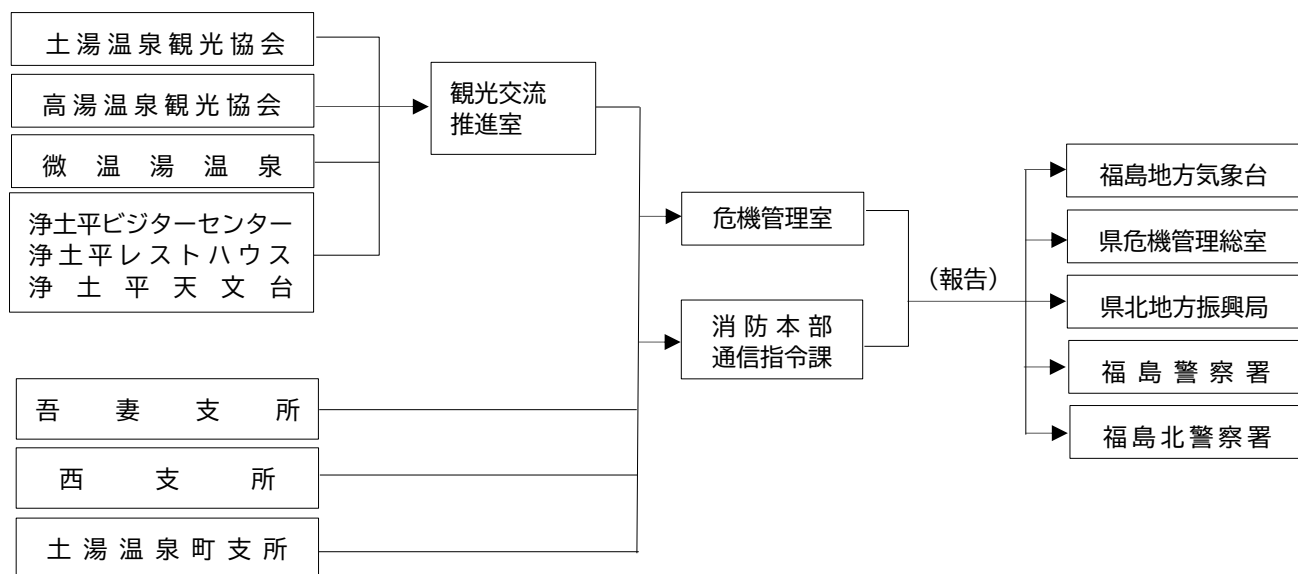


2 庁内伝達体制網《噴火警報等》

電話等（防災用 I P 無線含む）により伝達された噴火警報等は電話により伝達するものとする。



第2 異常現象及び災害発生のお知らせ系統



第3 火山防災マップの作成及び住民への周知等

1 火山防災マップ

(1) 火山防災マップの作成

市は、県、関係市町村及び関係機関と連携して災害の発生が予想される区域を把握し、吾妻山、安達太良山の各火山防災協議会が作成する火山災害予想区域図（ハザードマップ）に基づき、『火山防災マップ』を作成する。

(2) 火山防災マップの修正

市は、当該火山災害予想区域図（ハザードマップ）が新たなシミュレーション等により修正された場合、火山防災マップの修正を行う。

2 火山現象の知識の啓発

市においては、当該火山防災マップを住民に配布するとともに、異常現象や噴火に伴う火山災害が発生した場合の対応等について、周知徹底し防災意識の高揚を図るものとする。

3 訓練の実施

(1) 防災訓練

市においては、防災関係機関及び住民等に参加を求め、火山災害の防止又は軽減を図るため、防災訓練を実施するものとする。

(2) 通信訓練

市においては、火山災害の特殊性を考慮して防災関係機関等に参加を求め、各種情報の収集及び通信等に係る通信体制を確立するため、通信訓練を実施するものとする。

第4 噴火警戒レベルの運用

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じた「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。登山者・入山者等への対応については噴火警戒レベル表に

示されるとおりであり、市は噴火警戒レベルに応じて立ち入り規制等を行うものとする。

噴火警戒レベル表：資料編 資料4-2-5 噴火警報等 参照

第3節 火山災害応急対策計画

火山噴火により観光客、登山者等をはじめ融雪型火山泥流等による火山災害予想区域内の住民等が被災し、又は被災するおそれのある場合は、防災関係機関及び団体等の協力を求め、応急の措置を講ずるものとする。

第1 避難対策

火山現象に異常が確認され、噴火警報（火口周辺）が発表され災害が発生するおそれがあると認めるときは、事前に観光客、登山者をはじめ火山災害予想区域内の住民に対して、避難を指示するなど「第2章第5節避難」により実施するものとするが、主な事項は次のとおりとする。

1 避難の情報

(1) 火口周辺規制

市は、噴火警戒レベル2に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合において、各火山防災協議会の構成機関及び関係機関と連携し、観光客、登山者等に対し規制範囲外（火口から1.5km）へ避難誘導するものとする。

(2) 入山規制

市は、噴火警戒レベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合において、各火山防災協議会の構成機関及び関係機関と連携し、登山者に対し規制範囲外（火口から4km）へ避難誘導するものとする。

(3) 高齢者等避難

市は、噴火警戒レベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合において、必要に応じて居住地域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対して避難の準備を呼びかけるものとする。噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合において、居住地域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対して避難を指示するものとする。

(4) 避難指示

市は、噴火警戒レベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され、火口周辺まで災害が発生させる現象が及ぶと認めるときは、事前に警戒範囲内の登山者に対して避難を警告指示し、避難者を誘導するものとする。

噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、災害が発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対して避難を警告指示し、避難者を誘導するものとする。

また、噴火警戒レベル5に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあるときは、居住地域の住民に対して緊急である旨を付して避難を警告指示するものとする。これらの指示、誘導においては、高齢者、障がい者等の要配慮者に対して十分配慮するものとする。

なお、避難を警告指示するときは、避難先、避難場所を明示するものとし、市地域防災計画（第2編第2章第5節避難）に定める避難指示の伝達体制により住民等に伝達するものとする。（本事項は、以下(5)

(6) の伝達についても準用するものとする。)

(5) 緊急退避

市は突発的な噴火が発生した場合において、浄土平観光施設職員と連携・協力して火口周辺の観光客、登山者等に対し、至急、近くの建物や岩陰など安全な場所に避難して身を守るよう呼びかけるものとする。また、居住地域への火山現象の到達が早く、指定避難所等への避難が間に合わない住民等に対しては、近くの頑丈な建物や高台などへ緊急退避を呼びかけるものとする。

(6) 特定地域への避難情報

火山現象の影響を受ける危険性を勘案し、早期避難が必要な地域として吾妻山及び安達太良山火山防災協議会が策定した「火山活動が活発化した場合の避難計画」で選定した特定地域（浄土平観光施設周辺、微温湯温泉周辺、幕川温泉周辺、野地温泉、鷲倉温泉）については、他の地域よりも早い（警戒レベルが低い）段階で高齢者等避難、避難指示の発令を行うものとする。

(7) 二次避難等

市は、緊急避難の後危険性が一時的に消滅したと認めるときで、さらに遠方に避難する必要があると認められるときは、緊急避難者に対して最終的に安全な場所への避難を警告指示し、避難者を誘導又は搬送するものとする。その際は、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するものとする。

この場合、市は、県（危機管理総室）、福島地方気象台、警察本部その他の関係機関と十分協議するものとする。

2 避難促進施設の指定

市は、火山現象の影響範囲内に位置し、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設を、避難促進施設として指定する。施設一覧は「資料編 資料5-3」のとおりとする。

なお、指定された施設は、活火山特措法第8条により「避難確保計画」を作成し、市は必要に応じて助言・勧告する。

3 避難誘導

市は、火山噴火等により住民、登山者、観光客等の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの各火山防災協議会における検討結果などにに基づき、仙台管区気象台又は気象庁が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難指示、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

なお、避難時の周囲の状況などにより、屋内にとどまっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避などの安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

また、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

4 浄土平周辺における避難等

(1) 浄土平周辺における一時避難

① 浄土平における観光客、登山者等の緊急の際の一時避難についての避難の指示は、浄土平観光施設（レストハウス、ビジターセンター、天文台）の職員等が第一次的に行うものとする。

② 一時避難の場所は、資料編 資料5-4のとおりとする。

(2) 浄土平周辺からの避難脱出

① 浄土平周辺からの避難は、浄土平観光施設職員及び福島地方気象台の情報を基に噴火の状況を見ながら、入込のバス及び乗用車等により適宜行うものとする。

- ② 噴石の落下等により避難脱出が困難な場合は、陸上自衛隊の装甲車等の出動を要請するものとする。
- ③ 最終避難所は高湯温泉及び土湯峠とする。
- ④ 噴石等の落下等により車両による避難脱出が困難となった場合は、別に定めるところにより避難道路を確保し、及び陸上自衛隊のヘリコプターの出動を要請するほか、人力による脱出を行うものとする。

5 融雪型火山泥流浸水予想区域内（吾妻山、安達太良山）からの避難等

- (1) 避難を指示するときは、人命の安全確保を第一とし、時間的余裕をもって避難の指示を行うものとする。
- (2) 「火山防災マップ」に基づく、火山活動による融雪型火山泥流、降灰、噴石、その他予想される火山現象を踏まえ、実態に即した避難所・避難場所の選定を図るものとする。
- (3) 高齢者、障がい者など自力で避難することが困難な者の避難を考慮して、関係機関の協力を得ながら避難誘導體制の整備を図るものとする。
- (4) 避難の長期化に際しては、必要に応じて収容施設を開設し避難者を収容するなど生活環境の整備や、プライバシーの確保にも配慮するものとする。
- (5) 吾妻山及び安達太良山が噴火もしくは噴火の発生が予想される場合に融雪型火山泥流の浸水予想区域ごとに、指定避難所及び主な避難経路を指定して早期の避難を促す。

指定避難所及び主な避難経路は、「火山活動が活発化した場合の避難計画」に記載されているのを引用し、「資料編 資料5－8」のとおりである。

第2 被災者等の救出等

火山の噴火等により火口周辺の観光客、登山者や融雪型火山泥流浸水予想区域内の住民等が負傷し、又は生命身体が危険な状態となり、あるいは生死不明の状態となった場合の搜索又は救出は「第2章第6節救急・救助」により実施するものとするが主な事項は次のとおりとする。

1 浄土平周辺からの救助・救急活動

- (1) 救出等の実施
市（消防本部）が基幹となり、警察及び自衛隊と協力して救出活動等を実施する。
- (2) 救出の方法
 - ① 負傷者等は救急車で輸送するが、噴火等の状況により現場への乗り入れが困難な場合は中継地を設定し、中継地までは消防防災ヘリ又は人力により救出する。
 - ② 救出、救助活動にあたっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮するとともに、火山防災協議会からの技術的な助言・支援を踏まえ、二次災害の防止に万全を期する。

2 融雪型火山泥流浸水予想区域（吾妻山、安達太良山）からの救出等

- (1) 救出等の実施
市（消防本部）が基幹となり、警察及び自衛隊と協力して救出活動等を実施する。
- (2) 救出の方法
 - ① 負傷者等は救急車で輸送するが、泥流の状況により現場への乗り入れが困難な場合は中継地を設定し、中継地までは消防防災ヘリにより救出する。
 - ② 救出、救助活動にあたっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮するとともに、火山防災協議会からの技術的な助言・支援を踏まえ、二次災害の防止に万全を期する。

第3 負傷者等の応急医療

負傷者等の応急医療は「第2章第15節応急医療（助産）・救護」により実施するものとするが、主な事項は次のとおりとする。

1 浄土平周辺における応急医療等

(1) 応急医療の実施担当

保健所総務課長が健康づくり推進課長の協力のもとに実施する。

(2) 一時救護所の設置

浄土平周辺において負傷者等が多数となり病院等への収容が困難となったときは、一時救護所を設置する。

一時救護所は、高湯温泉又は土湯峠とする。この場合における救護所の設置については、現地本部長（吾妻支所長）又は土湯支部長（土湯温泉町支所長）及び災害対策本部特別班が担当する。

(3) 医療救護班の編制

前項の場合においては、医師及び日赤救護班の派遣を要請するほか、一時救護所ごとに医療救護班を編成する。

2 融雪型火山泥流浸水予想区域（吾妻山、安達太良山）における応急医療等

(1) 応急医療の実施担当

保健所総務課長が健康づくり推進課長の協力のもとに実施する。

(2) 一時救護所の設置

負傷者等が多数となり病院等への受入が困難となったときは、一時救護所を設置する。

この場合における救護所の設置については、各地方支部長の協力により実施するものとする。

(3) 医療救護班の編制

前項の場合においては、医師及び日赤救護班の派遣を要請するほか、一時救護所ごとに医療救護班を編成する。

第4 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理等

死亡したと推定される者の搜索及び遺体の収容処理等については「第2章第18節行方不明者の搜索、遺体の対策等」により実施するものとするが、主な事項は次のとおりとする。

1 実施担当

消防署長が消防団及び警察署、自衛隊、応援機関、地域団体等と相互に協力し実施するものとする。

2 搜索班の編成

消防長は災害の状況に応じ搜索班を編成する。

3 遺体仮安置所の設置

遺体を収容するため、遺体仮安置所を設置する。

遺体仮安置所の設置については、現地本部長（吾妻支所長）又は土湯支部長（土湯温泉町支所長）が担当する。

第5 交通規制等

避難道路を確保し並びに被災者の救出、移送及び救出活動等を円滑にするための交通規制等については、「第2章第8節 緊急輸送」により実施するものとするが、主な事項は次のとおりとする。なお、融雪型火山泥流発生時における避難道路については、火山防災マップに基づくものとする。

1 浄土平周辺における避難道路の確保等

(1) 道路における緊急措置

噴火警報等を受けたときは、福島県県北建設事務所に道路の一時閉鎖及び通行中の車両等の安全確保を要請するものとする。

(2) 避難道路の確保

浄土平周辺の道路が噴石又はがけくずれ等によって通行が不能となり、避難に支障が生じた場合は、福島県県北建設事務所に要請し、ショベルカー等により噴石等の排除を行い、避難道路を確保するものとする。

(3) 避難道路の交通規制

避難道路の交通規制については福島警察署及び道路管理者に要請するものとする。

2 融雪型火山泥流浸水予想区域（吾妻山、安達太良山）における避難道路の確保等

(1) 避難道路の確保

火山防災マップに基づく融雪型火山泥流発生時の避難所・避難場所までの避難道路について、避難に支障が生じた場合には、関係する道路管理者等に要請し障害物を排除する等、避難道路を確保するものとする。

(2) 避難道路の交通規制

避難道路の交通規制については福島警察署、福島北警察署及び道路管理者に要請するものとする。

第6 噴火による噴石・降灰対策

1 噴石対策

吾妻山の大穴火口及び安達太良山の沼ノ平火口で噴火が発生した場合、風の影響を受けずに飛散する大きな噴石（概ね20cm～30cm以上）の飛散距離は、最大4kmに限られる。このため、市内中心部への影響は考えられないが、4km付近にある温泉地（土湯峠、幕川、微温湯）については、早期に避難情報を発令し、早めの避難を促すこととする。また、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊されたりする災害が発生しており、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。

また、小さな噴石（直径数cm程度）は、10km以上遠方まで風に流される場合もあるが、噴出から地面降下まで数分から十数分かかることから、火山の風下側で噴火に気付いたら屋内等に退避を促すこととする。

2 降灰堆積量と降灰の影響

(1) 降灰堆積量

吾妻山の大穴火口及び安達太良山の沼ノ平火口で中規模以上の噴火が発生した場合、火口から市内中心部へ向かって吹く風速5m/sの風によっては、福島市内の降灰堆積量は、市内中心部で約3cm程度、火口に近い山間部で5cm以上の堆積が想定される。

ただし、上空の風向きにより堆積量は変わる場合がある。

(2) 火山降灰の影響

降灰が及ぶ主な影響及び予防策は次のとおりである。

項 目	影 響 等	予 防 策
健 康	・火山灰を吸い込むと、のどの痛みなど呼吸器系等に支障を及ぼす。 ・目に入った場合は、眼球を傷つけやすい。 ・上空が降灰により覆われ視界不良が生じる	・マスクを着用する。 ・帽子を着用する。 ・ゴーグルを着用する。 ・傘をさす。 ・ハンカチなどで口元を覆う。
建 物	・降灰の堆積量が多くなれば家屋倒壊や屋根の損傷を引き起こす可能性がある。 ・雨といのつまりが生じる。	
生活用品	・細かい粒子が室内に入った場合にテレビ、パソコン、空調設備等の故障の原因になる。	・ドア、窓を閉める。
農作物	・農作物の葉などに付着した場合、雨でも落ちにくく受光量が減り品質や収穫量が低下する。 ・ビニールハウスの倒壊を引き起こす。	
ライフライン等	・水源地に降灰した場合には、水質汚染が生じる可能性がある。 ・降灰作業に大量の水を使用することが予想され供給不足の可能性はある。 ・道路に堆積した場合スリップ等を起し交通渋滞の起因となる。 ・線路に付着した灰及び視界不良により、電車は、運行停止になる場合がある。 ・車両エンジンの吸気系統が降灰付着により故障車続出やバスの運休及び遅延、タクシーにも影響。 ・電線が降灰の荷重による切断や絶縁不良によるショートにより電力供給が停止する可能性がある。 ・下水桝の詰まり、閉塞。	・給水停止となる場合は、給水タンク車等による応急給水を実施する。

3 情報の収集・伝達

(1) 降灰に関する情報の収集及び伝達要領

気象庁が本市を対象とした降灰予報を発表した場合には、福島地方気象台から降灰に関する細部状況を取得し、降灰状況を市民等へ周知する。

降灰に関する情報等の伝達要領は、地域防災計画一般災害対策編第4章火山防災計画第2節火山災害予防計画によるものとする。

(2) 降灰に伴うとるべき行動の周知

市は、(1)に基づき、市民等に降灰状況等を周知する場合には、次の降灰時にとるべき行動を併せて周知する。

「降灰時にとるべき行動」

- ・外出については、マスクやゴーグルの着用や傘を使用し、ハンカチなどで口元を覆う等、目や喉を保護

する。

- ・建物内に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- ・自動車の運転は極力避ける。運転する場合は降灰により視界不良になるために、ライトを点灯し視界を確保する。また、滑りやすくなるためスリップに注意する。

4 降灰の処理

(1) 火山灰の除去

- ① 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。
- ② 民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。
- ③ 道路における降灰処理については、国、県の支援（降灰除去専用車両等）を受け、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には、道路管理者間で調整を行い速やかに除去を行う。

(2) 火山灰の回収

- ① 宅地など各家庭から排出された火山灰は各家庭が町内会（地域内）指定の集積場所に運び、集積場所からの回収は、市が実施する。
- ② 市は一般家庭が集めた火山灰を詰めて指定の集積場所に出すための「降灰袋（ポリ袋）」を降灰が観測された地域に支所を経由して各家庭に配布するとともに集積場所への出し方を周知する。
（基本的には一般ごみ集積所とする。なお一般ごみと分別するため、土、日を集積日とする。）
※降灰袋（ポリ袋）が不足する場合には、レジ袋（ポリ袋）等を二重にして集積場所に出すことも可とする。
- ③ 各事業者から排出された火山灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において行うものとする。

(3) 一時仮置き場の設置等

市は一時仮置き場の設置を行うとともに管理と処分についても検討する。
なお、一時仮置き場については、関係各課と協議を行う。

第7 通信連絡線の確保等

- (1) 災害発生時の有線通信施設による通信手段の確保及び優先利用については、「第2章第3節第2 非常通信の確保及び無線通信設備の運用」により、東日本電信電話㈱福島支店に要請するものとする。
緊急電話連絡体系は、資料編 資料5-5のとおりである。
- (2) 無線による通信については、防災用IP無線を中心に行うものとする。
防災用IP無線機の運用については、資料編 資料5-6のとおりである。

第8 自衛隊派遣要請

災害対策本部長（本部長（市長））は、火山噴火等による災害が発生し、観光者や登山者、また融雪型火山泥流等の発生により多くの住民の生命又は財産を保護するため、緊急を要し、かつ、市の機関等によっても対処し得ないと認めたときは、「第2章第25節自衛隊派遣要請計画」により自衛隊の派遣を県知事に要請するものとする。

第4節 火山災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成するものとする。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚の指定を、早期に受けられるよう努めるものとする。

第5節 そ の 他

この章に定めるもののほか、火山の応急対策等について必要と思われる事項は、一般災害対策編・第2章災害応急対策計画の定めるところにより実施する。

第3編 地震対策編

福島市の地震災害と地震の想定

第1 本市の地震に関する記録

1 地震発生状況

本市で震度1以上を観測する地震は年間30～40回くらいであり、年間回数は資料編 資料1－4のとおりである。

昭和8年、13年、14年、18年、39年、43年、53年、平成20年には顕著な地震が発生し、その余震もあったため震度1以上の地震を年間50回以上観測している。特に、昭和13年の福島県沖の地震（福島県東方沖地震）では、11月5日から6日にかけて市内で震度5の地震を3回観測するなど、同年は震度1以上の地震を年間240回観測している。

平成23年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」では、市内で震度6弱を観測した。この地震は国内で観測された最大規模の地震であり、余震活動が非常に活発でこの年は震度1以上の地震を市内で845回観測した。

昭和元年以降の震度4以上の地震は、資料編 資料1－5のとおりである。

2 震源について

昭和35年から、本市で震度4以上を観測した地震の震央分布（資料編 資料1－6）をみると、大部分の地震が宮城県沖から茨城県沖にかけて発生した地震であることがわかる。これらの地震は太平洋プレートと陸のプレートの境界、もしくは太平洋プレート内部で発生しており、地震の規模はほとんどがマグニチュード6以上で、震源の深さは50km前後のところに集中している。

本市周辺では、市内北部の浅いところでマグニチュード3程度の地震が発生しており、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」後の平成23年3月11日18時16分にマグニチュード5.1の地震が発生した。（資料編 資料1－6－2）

3 「1978年宮城県沖地震」による被害

昭和53年6月12日午後5時14分、マグニチュード7.4の大地震が宮城県沖で発生し、東北地方を中心に北海道から関東、中部、近畿地方にかけて日本列島が大きく揺れた。福島市・仙台市などで震度5を観測し、本市では家屋の倒壊などの被害が発生した。

この地震のほかにも本市では6月14日午後8時34分には震度4、6月16日午前0時3分と6月21日午後7時54分には震度3など数回にわたり震度1以上の余震を観測している。

また、宮城県沖地震の想定震源域では、平成17年8月16日にマグニチュード7.2の地震が発生し、国見町、相馬市などで震度5強を観測したほか、本市では震度5弱を観測するなど、浜通り・中通りを中心に多くの市町村で震度4以上の揺れを観測した。この地震により、県内では負傷者5名の被害があった。

4 東日本大震災

地震、津波の被害

平成23年3月11日に三陸沖で国内観測史上最大規模のモーメントマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、東北地方を中心に地震動・津波による甚大な被害が発生した。（「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」）

福島県では、白河市など 11 市町村で震度 6 強を観測するなど、県内全域で大きな揺れにみまわれた。この地震による余震活動は非常に活発で、4 月 11 日午後 5 時 16 分には浜通りを震源とするマグニチュード 7.0 の地震が発生し、いわき市、古殿町、中島村で震度 6 弱を観測した。

また、浜通り沿岸には大津波が来襲し、死者・行方不明者を合わせて 2,900 名以上という本県の歴史上類を見ない大災害となった。(災害詳細は別表(下表)のとおり)

さらに、浜通りに来襲した津波によって、東京電力(株)福島第一原子力発電所の冷却系統に支障が発生し、炉心溶融により放射性物質が漏洩する国内最悪の原子力災害が発生した。周辺地域は警戒区域に指定され、16 万人以上の住民が他地域への避難を余儀なくされた。

政府は 4 月 1 日にこの地震によるこれらの甚大な災害を「東日本大震災」と命名した。

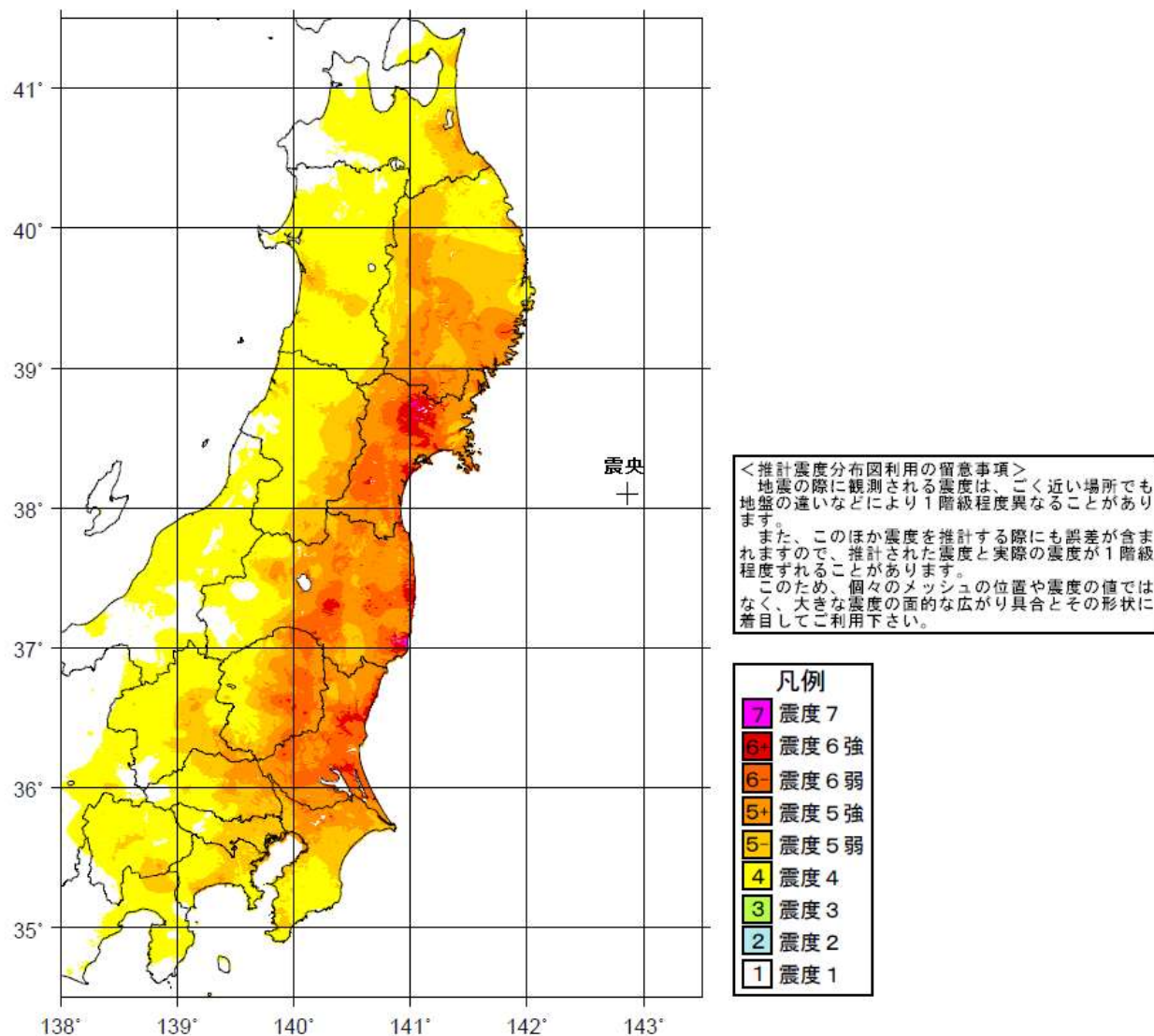
東日本大震災の規模、被害の概要

発 生 日 時	平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分
震 源	三陸沖(震源の深さは 24 km)
規 模	モーメントマグニチュード 9.0
県内の観測震度	震度 6 強：白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、檜葉町、双葉町、新地町 震度 6 弱：福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯舘村、相馬市、南相馬市、猪苗代町 震度 5 強：大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町
津 波 規 模	計測値：相馬港 9.3m 以上※、小名浜港 3.3m (※観測所が被害にあっており、実際の波高はそれ以上と推定される)
人 的 被 害 (死者は震災関 連死を含む)	死 者：4,179 名 行方不明者： 0 名 重 傷 者： 20 名 軽 傷 者： 163 名
建 物 被 害 (警戒区域指定自治体 においては未集計)	住 家 全 壊：15,483 棟 住 家 半 壊：83,645 棟 住家一部損壊：141,065 棟 住家床上浸水： 1,061 棟 住家床下浸水： 351 棟 公共建物被害： 1,010 棟 その他建物被害： 36,882 棟
消防職員出動延べ人数	消防職員：5,706 人 消防団員：43,776 人

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報(第 1798 報)」(福島県災害対策本部)による。

(令和 6 年 12 月 9 日現在)

東北地方太平洋沖地震の推計震度分布図（出典：気象庁）



5 福島県沖の地震

令和3年2月及び令和4年3月の福島県沖の地震により、福島県・宮城県を中心に大きな被害が発生した。

(1) 令和3年2月13日

マグニチュード 7.3 福島県相馬市・国見町、宮城県蔵王町などで震度6強を観測、福島市では震度6弱を観測した。

(2) 令和4年3月16日

マグニチュード 7.4 福島県相馬市・南相馬市・国見町、宮城県登米市・蔵王町で震度6強を観測、福島市では震度6弱を観測した。

第2 地震想定的基本的な考え方

「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」に見るように、想定していない被害には対応できないという教訓と国の防災計画の見直しの方向を踏まえ、震度の想定と併せて「前提条件」も設定する。

なお、県が実施した「福島県地震・津波被害想定調査」（令和4年11月）（以下、「福島県地震被害想定調

査」という。)を参考とした。

第3 地震の想定

福島県地震被害想定調査による福島盆地西縁断層帯地震想定(マグニチュード7.1)は、「断層直上に位置する福島市、国見町、桑折町では震度6弱～6強となる地域が広がり、一部では震度7となる」としているため、本市の地震対策本編においても下表のように冬の夕方6時に震度7の地震が発生したことを想定する。

また、道路や鉄道、ライフライン供給施設等の都市基盤を始め、市民生活や社会経済活動全体に甚大な被害をもたらされるものとし、交通混雑が激しい夕方の時間帯に地震が発生したため、路上での事故や高架橋、駅舎等交通施設の被害、走行中の電車の脱線等により通勤・通学者を中心とする死傷者が多数発生するものと想定する。

さらに、行政機関庁舎、警察署、消防署、ライフライン関係機関等の防災機関の施設をはじめとして、病院、指定避難所、主要幹線道路など防災上重要な施設が何らかの被害を受けるものと想定する。

福島盆地西縁断層帯地震想定

項 目	内 容	項 目	内 容
震 度	7	時 刻	夕 方 6 時
マグニチュード	Mw7.1	風 速	8 m / 秒
季 節	冬		

第4 地震による被害の想定

1 建物被害

(1) 構造及び築年数

福島県地震被害想定調査による福島盆地西縁断層帯地震想定では、福島市で全壊・焼失 25,126 棟、半壊 26,955 棟の建物被害が想定されている。

阪神・淡路大震災や平成 28 年熊本地震の被害状況を見ると、非木造家屋で昭和 56 年の建築基準法改正以前の建物、さらには木造家屋に被害が集中すると思われる。震度 6 強以上の直下型地震においては、本市の家屋の 6 割以上を占める木造等に何らかの被害が予測される。さらに、建物の種類、あるいは構造、平屋建、二階建によっても被害の程度に差異を生ずるところである。

建 築 年 月 日	木 造 家 屋	木 造 家 屋 以 外
昭和 38 年 1 月 1 日以前	13.02%	2.30%
昭和 56 年 1 月 1 日以前	49.11%	33.45%

資料：「建築年次区分による家屋に関する調」(この調査は床面積)

(2) その他の要因

木造以外の建物については、新潟地震、阪神・淡路大震災、東日本大震災に見られるように液状化現象による被害も考慮する必要がある。液状化現象が発生しやすいと考えられる地域は、埋立地、扇状地、旧河道などがある。

また、地震時に地震動の強くあらわれる(強く揺れる)地盤として、沖積層があげられ、この沖積層の厚さに応じて地震動が大きくなる傾向にある。

2 人的被害

福島県地震被害想定調査による人的被害は、死者 1,084 人、負傷者 10,423 人（うち重傷者 3,055 人）に及ぶものとしている。阪神・淡路大震災では、死者 6,425 名、行方不明 2 名、負傷者数 43,772 名（平成 8 年 12 月消防庁調べ）にのぼったが、死者のうち、約 8 割以上は圧死者であり、関東大震災では死者のほとんどが焼死者であったことと比較して、現代における建築物の耐震化が大きな課題となっている。これを踏まえ、以下の点に留意した対策が重要である。

(1) 初期救出及び応急医療

建物の倒壊や家具の転倒によって圧迫されても、迅速な初期救出と的確な応急医療が行われれば、救命率は向上すると考えられる。このため、市民や一般企業の自主防災組織による救出救護訓練が重要である。

また、重機やジャッキなどの救出資機材の確保方法も、あらかじめ計画しておく必要がある。

(2) 医療体制の確立

阪神・淡路大震災では、死者の約 7 倍の負傷者が発生したように、本市においても阪神・淡路大震災のような大きな地震に見舞われた場合、多数の負傷者が出ると予想されるが、これら多数の負傷者を、市内医療機関に同時に受入治療することは不可能であるため、医療関係機関・団体と協議を行い、緊急医療を行う施設と開設手順とともに、他市町村の医療機関への協力応援の方法もあらかじめ定めておくことが必要である。

この場合、後方医療機関への搬送にあたっては、治療の優先順位による傷病者の振り分けなどにより、救命率の向上に配慮する必要がある。

(3) 建築物・構造物倒壊、家具等転倒の予防

地震による負傷、死亡を防止するには、家屋の倒壊、ブロック塀など建築物の倒壊、ビルのガラス等落下物、家具の転倒などを防止することが最も重要である。

このため、公共的な建物については耐震診断を行い対策を講ずるとともに、市民や一般企業に対しても耐震対策の重要性を広報周知し、対策を求めていく必要がある。

3 火災被害

福島県地震被害想定調査による火災被害は、焼失棟数が 11,155 棟にも及ぶとしているが、阪神・淡路大震災でみるように、過密化の進む都市部においては延焼の危険性が大きく、以下の条件を考慮に入れ、消火体制を構築する必要がある。

(1) 初期消火の重要性

大地震等では、道路の被害によって常備消防力が対応しきれないことが予想され、消火しきれずに残った出火点は延焼火災へと拡大することとなり、地域の家屋の建築状況によっては火災が広域に広がる恐れがある。

出火点からの延焼防止のため、市民個人と地域の自主防災組織の初期消火に即応できる能力の強化が重要である。

(2) 住宅密集地域への配慮

本市は、福島駅周辺などを除き木造の家屋が多く、住宅密集地域では延焼の危険性がある。

本市では、市中心平地部、蓬萊及び飯坂の三地区が人口集中地区（D、I、D 地区）となっており、総人口の約 65% がこれらの地域内に居住している。このため、住宅密集地域に対する十分な配慮が二次被害の防止に重要である。（参照：総則編－第 1 章総則－第 3－2 「本市の人口集中地区の人口等」）

(3) 延焼防止空間の整備

延焼防止には、公園、道路などの空間と、緑地や樹木等が一定の効果をあげることが阪神・淡路大震災で示された。このため今後は、これらを防災の観点から整備していくことが重要である。

4 ライフライン等被害

ライフライン等被害は、下表のとおりライフライン施設が被害を受けるとされているが、ライフラインの災害対応力を高めるため、電気・ガス・上下水道・電話等のライフラインの関係機関との連携を図りながら、即応力のある体制を確立する必要がある。このほか、道路、鉄道の甚大な被害が予想される。

ライフライン被害想定

被害想定分野			被害想定結果
ライフラインの被害	上水道	送水管破損箇所数	43箇所
		配水管破損箇所数	約1,400箇所
		支障需要家数（直後）	約120,000件
	下水道	幹線管きよ被害箇所数	24箇所
		枝線管きよ被害箇所数	80箇所
	電力	電柱被害本数	約1,000本（410本）（ ）は支障対象本数
		架空線被害延長	約24km（約10km）
		地下ケーブル被害延長	約0.21km
		支障需要家数（直後）	約9,500件
	ガス	中圧管被害箇所	4箇所
		低圧管被害箇所	約390箇所
	電話	電柱被害本数	約1,200本
		架空線被害延長	約54km
		地下ケーブル被害延長	約5.4km
		支障回線数	約9,300回線

（「福島県地震防災地域目標（平成25年3月）」による。）

第5 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策の推進

本市は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されていることから、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、同地震への防災対策も本計画を準用し、対策の推進を図る。

(地震対策編)

第1章 災害予防計画

第1節 都市公共施設の災害対応力の強化

各種防災活動の拠点となるべき市施設の災害対応力を強化、さらに地震災害の同時多発性に対応するため、地域における防災活動拠点として市立小・中学校について、災害初期の救援対策を行うのに必要な機能強化の計画を示すものとする。

また、ライフライン施設、道路・橋梁、河川管理施設、農業用施設において、その都市公共施設としての重要性をふまえ、地震をはじめ火災、浸水等による機能支障を生じないように、各機関（事業者）が実施又は計画する予防対策のあらましを示すものとする。

第1 市の施設

【担当 財務部、教育委員会】

市施設については、次の3つの視点から災害対応力を強化する。

- (1) 利用者の安全確保
- (2) 防災施設の整備
- (3) 活動体制の整備

1 市の施設の防災体制整備

(1) 体制の整備

非常時における各職員、施設利用者の役割や行動について、各施設の内容に応じた実践的な想定をふまえ、職員自衛防災組織づくり、職員・利用者に対する防災手引書作成及び実践的な訓練の定期的実施を推進する。

- (2) 防災点検の実施
- (3) 施設周辺地域との交流
- (4) 災害対策本部、災害対策現地本部の設置場所となる市施設に、発電機、防災用 I P 無線機、飲料水兼用の貯水槽の設置、さらには他機関施設との非常時連絡用としての車両の配備について進める。

2 市立小・中・特別支援学校の施設整備

市立小・中・特別支援学校の施設整備については、以下の5つの視点から災害対応力の充実・強化を図る。

- (1) 児童・生徒の安全確保
- (2) 指定緊急避難場所
- (3) 地域における防災活動拠点
- (4) 指定避難所
- (5) 情報連絡の拠点

第2 ライフライン施設

各ライフライン施設については、各所管の機関がそれぞれの事業計画により耐震性・耐火性・耐浸水性の強化を中心として、安全で災害に強い施設の整備を進める。

市は、各機関に対して、必要に応じて予防対策の実施を要請するとともに、災害時における応急、復旧活動の円滑な進展を確保するため、市及びライフライン事業者からなる合同連絡協議会を設置するなど相互の連携調整に努めていく。

1 上水道施設

【担当 上下水道局（上水道事業）】

(1) 基本方針

上水道施設の耐災害性を強化するため、老朽化施設の整備・改良を進めるとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめる。

(2) 事業計画

- ① 大規模災害時においても、市民に対して減断水の状況、応急給水、応急復旧の進捗に合わせた適時適切な情報を提供する。
- ② 災害復旧等のマニュアルについて整備する。
- ③ 各関係機関との連携を強化する。
- ④ 応急資材の備蓄を図る。
- ⑤ 水道施設の耐震化を図る。

2 下水道施設

【担当 上下水道局（下水道事業）】

(1) 基本方針

下水道施設の耐災害性を強化するため、老朽化施設の改築・更新及び耐水化・耐震化等の改良を進めるとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめる。

(2) 事業計画

震災発生時には「福島市下水道室非常災害対策要綱」及び「福島市下水道事業業務継続計画」に基づき行動できるよう、震災時を想定した訓練を行う。

3 電力施設

【担当 東北電力ネットワーク(株)福島電力センター】

(1) 基本方針

各設備は、電気設備の技術基準などの諸基準、指針等に適合するよう設計・設置するとともに、被害を最小限度に留められるような諸施策を講ずる。

(2) 電力設備の災害予防措置

① 送電設備

ア 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

イ 地中電線路

終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

② 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

③ 配電設備

ア 架空配電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

イ 地中配電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用する等耐震性を配慮した設計とする。

④ 通信設備

屋内外に設置する装置については、(社)日本電気協会で定める「電力保安通信規程」における「電力保安通信設備の地震対策」に基づいて耐震設計を行う。

(3) 設備の維持管理

電気事業法第42条に基づき定めた「保安規定」に則り、電気工作物を維持するにあたって必要な巡視、点検及び検査等を行い、保安管理に努める。

4 都市ガス施設

【担当 福島ガス(株)】

(1) 基本方針

ガス施設の耐災害性の強化及び地震や風水害等による被害の軽減のための諸施策を実施するとともに、施設の常時監視・点検を強化することにより、ガスの流出防止と近隣住民への二次災害防止に努める。

このため、「緊急時の出動体制」、「台風、洪水、火災、地震時等非常時の対策要領」、「緊急時点検マニュアル」、「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」を定め、緊急時に備える。

(2) 事業計画

① 製造施設

ア 施設は、その使用条件、重要度などに応じて、ガス事業法などの諸法規・基準に基づいて設計し、安全性及び耐震性を確保する。

イ 緊急遮断弁、防消火設備の設置並びに保安用電力の確保等を行い、二次災害の防止のための措置を行う。

② 供給施設

ア ガスホルダーやガス導管の設計は、ガス事業法などの諸法規並びに基準に基づいて耐震性を考慮して設計するほか、安全装置、遮断装置、離隔距離などを考慮する。

イ ガス導管材料は、最高使用圧力に応じてガス事業法に定められている材料のうち、耐震性及び耐食性を有する被覆鋼管、ポリエチレン管とする。

ウ 中圧導管、地下室等のガス導管には、危急の場合にガスの供給を地上から速やかに遮断することができる適切な装置を設け、二次災害の防止を図る。

③ 通信施設

無線施設等は固定局と移動局を設け対応力の強化を図り、停電に対しては無停電装置及び自家発電装置で運用する。

5 電話施設

【担当 東日本電信電話(株)福島支店】

(1) 基本方針

災害時においても、通信の確保ができるよう、平常時から設備の防災構造化を実施し、特に本庁舎、支所をはじめとした重要拠点となる施設の通信確保に配慮するものとする。

また、災害が発生した場合に備えて東日本電信電話(株)福島支店に災害等対策実施細則を制定し、迅速かつ的確な措置を行えるよう、万全の体制を期する。

(2) 施設の現況

① 交換機設置ビル

関東大震災の規模と被害状況を参考として、耐震、耐火構造のビル設計を行うとともに、地震に起因

する火災や降雨による浸水等の二次災害を防止するため、地域条件に則して防火扉、防水扉等を設置している。

② 所内設備

ア 所内に設備する通信用機器は、地震動による倒壊、損傷を防止するため、支持金物等による耐震措置を行うとともに、脱落防止等の措置を行っている。

イ 通信機械室に装備してある器具・工具、試験器等には耐震対策を施し、棚等是不燃性のものを使用している。

③ 所外設備

ア 地下ケーブル

地下ケーブルは、耐震性の高い洞道への収容及び移設を随時実施している。

イ 橋梁添架ケーブル

二次的災害の火災による被害を想定して、耐火防護及び補強を実施している。

④ 災害対策用機器

ア 各種無線機

通信の全面途絶地帯、指定緊急避難場所等との通信を確保するために、地上系・衛星系の災害対策用無線機等を常備している。なお、主要機関には、都市災害用無線を常設している。

イ 非常用可搬型交換装置

所内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するため、代替交換装置として全国主要都市に非常用可搬型交換装置を配備している。

ウ 移動電源車

災害時等の長時間停電対策として、移動電源車を福島県内主要拠点に配備している。

福島拠点 (500KVA) 2台、(150KVA) 1台、(30KVA) 1台

郡山拠点 (1,000KVA) 1台、(150KVA) 1台、(30KVA) 1台

会津若松拠点 (150KVA) 1台、(30KVA) 1台

いわき拠点 (150KVA) 1台、(30KVA) 1台

(3) 事業計画

電気通信設備を確保するために次の諸施策を計画し、実施中である。

- ① 公共機関等の加入者の必要な通信を確保するため、ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を図る。
- ② 通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう、必要な場所に臨時公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。
- ③ 架空ケーブルは、地震及び地震による二次災害（火災）に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は地下化を促進する。
- ④ 交換機設置ビル相互間を結ぶケーブルは、経路の分散化を推進する。
- ⑤ 商用電源が停止した場合の対策として予備エンジンを常備しているが、さらに被災した場合を考慮して、移動電源装置、可搬型電源装置を配備している。
- ⑥ 災害時の通信確保及び復旧対策として、移動電源車、衛星通信システム装置等を県内主要地域に配備するとともに、配備運用体制の見直しを行う。

6 鉄道等

【担当 東日本旅客鉄道(株)、福島交通(株)、阿武隈急行(株)】

(1) 基本方針

鉄道施設等の耐震性、耐水性を強化し、被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講ずる。

(2) 事業計画

① 耐震列車防護装置の整備

地震時には、運転中の列車を速やかに停止させることが安全の第1要件と考えられるので、耐震列車防護装置整備の推進を行っている。具体的には防災情報システムの導入によりリアルタイムに情報を感知し列車防護が速やかにできる。

② 構造物耐震性・耐水性の強化

線路構造物、電気及び建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進する。

③ 情報連絡設備の整備

各種情報の迅速な情報連絡を図るため、通信施設の整備、充実を図る。

④ 復旧体制の整備

災害発生後の早期復旧を期するため、次の体制を整備する。

ア 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制

イ 復旧用資材、機器の配置及び整備

ウ 防災知識の普及及び教育

エ 列車及び旅客等の取り扱い方についての事前広報

オ 消防及び救護体制

第3 道路・橋梁**【担当 建設部】**

道路防災については、まず幅員が狭小のものや地震発生時に損傷を受ける可能性の高い路線については順次必要な整備を行い、災害時の避難路及び緊急活動用道路の確保に努める。

また、橋梁防災については、老朽橋の架替整備、老朽床板の打替、補強等を推進するとともに既設橋梁の落橋防止装置等を整備し、災害時の避難、緊急物資の輸送に支障のないようにする。

1 道路防災計画

(1) 特に緊急輸送道路に指定する路線については、一層、防災機能を高めるよう順次必要な整備を行う。

(2) 道路管理者は、災害後の障害物除去、応急復旧に努めるものとする。

2 橋梁防災計画

(1) 橋梁長寿命化修繕計画のうち、緊急輸送路等に架かる橋梁もしくは跨道橋などについて早急に耐震化を進める。

(2) 日常巡回（道路パトロール）、地震などの災害後に実施する異常時点検、5年に1回の定期点検（簡易点検・詳細点検）により、橋梁の健全性を確認し、橋梁長寿命化修繕計画により、耐震化・延命化を計画的に進める。

第4 河川管理施設**【担当 建設部】**

市、河川管理者及び防災関係機関は、地震による河川管理施設の被災後の洪水からの浸水を招くような二次災害発生防止に重点をおき、安全対策の推進を図る。

1 河川構造物の耐震化

国、県又は市管理の河川については、浸水被害等の影響を考慮して、護岸、水門排水機場等の耐震性に配慮する。

2 応急復旧体制の整備

大地震発生後の二次災害を防止するため、あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。

- (1) 震度4以上の地震発生時の施設点検要領の整備
- (2) 要員及び資材の確保
- (3) 応急措置実施要領の整備
- (4) 応援協力体制の充実

第5 農業用施設

【担当 農 政 部】

農業用ため池の防災・減災対策については、老朽化・劣化が進んでいることや、農家戸数の減少や農業者の高齢化が進行し、管理が行き届かないため池が増える中で、農業用ため池が決壊することに伴う下流域の家屋等への被害発生が懸念されていることから、防災重点農業用ため池の劣化状況評価などの調査を行い、必要な防災工事等の対策を計画的・集中的に推進していく。

劣化状況評価や地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、定期的な経過観察を行い決壊の危険性を早期に把握する。

1 ため池の防災工事

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」（福島県）に基づき、ため池の劣化状況評価や地震・豪雨耐性評価を行い、改修が必要と判断されたため池において、決壊を未然に防止する工事を行う。

2 地震時の点検体制

一定規模以上の地震時には、ため池の緊急点検を行う。点検ため池は、ため池防災支援システムに表示されたため池及び事前にひび割れや漏水が確認されているため池とする。

ため池の決壊等が確認された場合は、速やかに市長へ報告するとともに、周辺住民の安全確保のための応急措置を行い、二次被害を防止し、ため池の安全対策に努める。

第2節 被害の軽減

地震に際して最大の被害拡大要因となる延焼火災の発生を防止し、拡大を防ぐための計画として、出火の防止、初期消火体制の強化、消防力の強化等を示すものである。

さらに、地震による一次的、二次的被害として、液状化、がけくずれ災害、ブロック塀等の倒壊、落下物等、危険物・有毒物等取扱施設の被災による有毒ガスの発生等をも想定し、それぞれの被害発生の形態に則した軽減方策を構じる。

第1 地震火災の防止

【担当 消防本部、危機管理室】

消防法をはじめ関係法令に基づいて、建築物、危険物、火気取り扱い施設等に対する規制指導を行い、火災発生から延焼までの火災の進行の各段階において、防災関係機関と市民、事業所がそれぞれの役割において可能な限り発生件数の減少を図る方策を講じて、全体としての地震火災の防止をめざす。

1 出火の防止

(1) 建築物の火災対策

① 一般建築物

一般建築物のうち、消防法第7条に規定した建築物の同意事務における書類等の審査に際して防災上の指導を行う。

② 政令指定防火対象物

政令指定防火対象物については、同意事務、着工届及び使用開始届に伴う検査に際して、防災上の指導を行う。

③ 予防査察等

予防査察の実施にあたっては、大震災時の被害を想定しての指導も行い、不備欠陥については、是正措置を講ずる。

なお査察にあたっては、大地震に対する平素の心構えについても指導する。

(2) 危険物施設の安全化

危険物施設における構造設備の耐震化及び安全性の向上を図る。

また、貯蔵・取扱いの保安管理の指導、危険物施設の安全化を推進するとともに、自主防災体制の整備、防災資器材の整備促進、査察の強化等により出火防止、流出防止を図っていく。

(3) 薬品等による出火防止

引火性の薬品類を取り扱う事業所、学校、病院、研究所等の実態調査を行い保管の適正化を指導する。

(4) 出火防止知識の普及徹底

2 初期消火体制の確立

(1) 消防用設備等の適正化

消防用設備等について、災害発生時に有効にその機能が発揮されるよう、指導の徹底を図る。

(2) 消火器具の普及

各家庭における初期消火体制を整えるため、消火器、三角バケツ等の備えを呼びかける。

また、小規模事業所等における初期消火体制を確立するため、それぞれの形態に応じた消火器具の設

置を指導する。

(3) 市民の防災行動力の向上

総則編 第2章 災害予防計画 第13節自主防災組織の整備及び第14節防災訓練に記載

(4) 事業所の自主防災体制の強化

総則編 第2章 災害予防計画 第13節自主防災組織の整備及び第14節防災訓練に記載

3 火災の拡大防止

(1) 常備消防の強化

(2) 消防通信体制の強化

(3) 非常備消防（消防団）の整備強化

教育・訓練による団員の防災行動力の向上、消防団器具置場、消防用資機材、携帯用無線等の整備・点検・増強を進める。

(4) 消防水利の整備

耐震性をもたせた貯水施設及び消火栓を整備し、消防水利の充実を図る。

第2 がけくずれ災害等の防止、宅地等造成地災害対策

1 がけくずれ災害対策

【担当 都市政策部、農政部】

(1) 宅地等造成地災害対策

土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる宅地等の造成については、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域を指定し、危険な盛土等による災害の防止に努める。

(2) がけくずれ災害対策

がけ等の急傾斜地については、災害の発生を未然に防止するため、県は急傾斜崩壊危険区域（資料編資料1-13）を指定し、行為の制限、改善命令の他、必要に応じて防災工事を行うことになっている。今後も住民の理解と協力を得ながら、危険区域指定の促進等の安全化対策の推進に努める。

(3) 警戒避難体制の確立

危険が予想される場合の防災パトロールの実施、避難情報の伝達・周知方法の検討、避難計画の確立を図る。

2 地震による水害対策

【担当 建設部】

(1) 基本的な考え方

地震による水害としては、堤防施設の決壊や水路・河川の閉塞後の洪水及びため池堤の決壊による浸水被害が予測される。

(2) 危険地域の住民に対しては、ハザードマップの作成・配布によりその周知徹底に努める。

(3) 閉塞をきたした場合はすみやかに除去作業が行えるよう、重機保有の事業所や建設業協会等との連携体制を確立する。

第3 ブロック塀等対策

【担当 都市政策部、教育委員会】

ブロック塀等の重量塀の倒壊による人的被害を防止し、避難・消防・救援活動の妨げとならないよう、市はその実態を調査し、危険なものについては改修を指導する。また、市の施設については、生け垣化やその他の緑化を積極的に推進し、市民や事業所にも協力を求めている。

1 事前指導の強化

ブロック塀等のいわゆる重量塀の倒壊による人的被害を防止し、避難・消防・救援活動の妨げとならないよう、市はその実態を調査し、危険なものについては、改修を指導する。

建築物建築確認に伴う事前指導を強化するとともに、建設業協会支部等関係業者の協力を要請し、正しい施工方法や補強方法についての安全化の徹底を図る。

また市民に対しては、ブロック塀等の正しい施工方法や補強方法、地震時のブロック塀等重量塀からの危険回避等について、普段からのPR強化に努める。

2 実態調査に基づく改善指導

小・中・特別支援学校の通学路に面するブロック塀等及びその他指定緊急避難場所に指定される施設の周辺地区については、現況調査を実施してきたが、今後においても危険個所の実態把握と改善に努める。

3 生け垣の推進

「地区計画」や「生垣設置事業補助金」の活用を促進し、市街化区域内の生け垣の推進を図る。

第4 落下物等対策

【担当 都市政策部、教育委員会】

1 屋内の落下物防止対策

屋内の落下物防止対策については、各種団体の協力を得ながらあらゆる機会をとらえその対策の実施を指導、啓発していく。

家庭内の落下物防止について、対策を講じるよう指導していく。

2 建築物の落下物防止対策

(1) 小・中・特別支援学校の窓ガラスの安全化

(2) 公共施設等における弾性のある資材の使用、飛散防止策、安全ガラスへの改修、物品等の倒壊防止、照明器具や屋外広告物の落下防止等の施策を講ずるよう進める。

(3) その他

国道、県道及び主要な幹線道路となる市道に面する老朽化した建築物の把握に努め、窓ガラス、屋外広告物その他の落下危険のないよう指導を行う。

3 道路沿道の落下物等防止対策

広告塔、看板等の落下防止対策を講じるように指導していく。

第5 危険物・有毒物等対策

【担当 消防本部】

1 石油类等危険物施設

(1) 立入検査

法令に基づいて立入検査を実施し、災害予防についての指導を積極的に行うとともに、地震により被害を受けやすい施設の耐震対策について指導する。

また、関係者の自主保安管理が適正に行われるよう、震災対策計画の確立や同計画に基づく管理の徹底を図る。

(2) 流出防止対策等

危険物施設における構造設備の耐震化及び安全性の向上を図るとともに、貯蔵や取扱いの適正管理に努め、危険物施設の安全化を推進する。

2 高圧ガス・火薬類保管施設

高圧ガス、火薬类等保管施設に対して、自主的な保安管理体制及び応急措置体制の強化を指導するとともに、関係業種別の保安団体の積極的な活動を推進し、各種災害の防止を図るよう指導する。

3 毒物・劇物保管施設

消防本部の任務として必要に応じ、立入検査等を実施して、施設の実態を把握し、防災上必要な事項について指導する。

また、特に事業所に対しては、中和剤等の確保と応急処置体制等についての検討並びに防火管理者等に適切な防災計画の立案整備について指導する。

(地震対策編)

第2章 災害応急対策計画

第1節 建築物の応急対策

地震により被災した建築物（一般住宅を含む）が、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの応急危険度判定活動を行うための体制を整備する。

第1 応急危険度判定活動

【担当 都市政策部】

1 実施機関

応急危険度判定活動の要否は、被災の状況等を勘案し本部長（市長）が判断する。都市政策部長は本部長（市長）の指示があった場合は、本部に開発建築指導課長を長とする市応急危険度判定実施本部を設置する。

2 実施内容

地震により被災した建築物について、余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を応急危険度判定士（応急危険度判定に関する講習を受講し、都道府県に登録している者）が判定し、その結果を建築物の見やすい場所に表示し、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供する。

判定結果を表示する判定ステッカーは「調査済」、「要注意」、「危険」の3種類。

3 実施体制の確立

市は、判定方法、判定士の受け入れ、判定活動区域の設定等、具体的な実施体制の確立を図るものとする。